

公表監第11号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から報告書の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により公表します。

令和4年2月16日

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	大川原成彦

付記

令和3年度 包括外部監査結果報告書

環境局の事務事業について
～SDGsの視点も踏まえて～

令和3年度
包括外部監査結果報告書

<テーマ>

環境局の事務事業について
～SDGsの視点も踏まえて～

西宮市包括外部監査人
公認会計士 本 村 勲

報告外監第1号

令和4年2月8日

西宮市包括外部監査人

本村 勲

令和3年度 包括外部監査の結果に関する報告について

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づき、令和3年度包括外部監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第5項の規定により次のとおり提出します。

目次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由	1
4	監査の方法	2
5	外部監査の実施期間	4
6	外部監査の従事者	4
7	利害関係	4
8	その他	5
第2	西宮市の概況	6
1	西宮市の概況	6
2	沿革	6
3	人口	8
4	行政区域	11
第3	環境局の概況	13
1	環境局組織図	13
2	事務分掌	14
3	環境局の決算	19
4	都市間比較	20
第4	環境行政の基本となる宣言、計画等	22
1	環境学習都市宣言	22
2	第3次西宮市環境基本計画	24
3	第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	36
4	西宮市一般廃棄物処理基本計画	42
5	環境報告書	51
第5	環境局の事務事業に関する主な法律	55
1	総論	55
2	循環型社会形成推進基本法について	55
3	都市の低炭素化の促進に関する法律について	59
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律について	61
第6	自治体 SDGs	67
1	SDGs について	67
2	地方創生 SDGs とその取り組み	68
3	地方創生 SDGs と自治体業務の関連	69

4	西宮市環境局における地方創生 SDGs.....	74
5	地方創生 SDGs の自治体における推進のポイント	79
第7	環境局の事務事業	88
1	環境学習都市推進事業	89
2	環境計画推進事務	94
3	エネルギー政策推進事業	103
4	環境衛生協議会補助事業	105
5	空き地・空き家対策事業	107
6	葬儀・斎場管理運営事業	116
7	墓地・納骨堂管理運営事業	126
8	火葬場管理運営事業	141
9	じんかい収集事業	145
10	し尿収集事業	176
11	移動便所貸出事業	181
12	水路清掃事業	183
13	西部総合処理センター管理運営事業	186
14	西部工場解体整備事業	205
付表1	指摘事項及び意見が発見されなかった事業	208
1	公衆衛生向上補助事業	208
2	環境保全事業	209
3	ねずみ族昆虫等駆除事業	211
4	満池谷火葬場設備改修事業	213
5	白水峡公園墓地建設事業	214
6	墓地施設改修事業	216
7	環境監視事業	217
8	環境監視設備等整備事業	219
9	ごみ減量等推進事業	220
10	じんかい等収集車両整備事業	222
11	環境事業部施設維持管理事業	225
12	ごみ電話受付センター運営事業	227
13	死獣汚物等収集事業	228
14	不法投棄対策事業	229
15	公衆便所清掃等維持管理事業	231
16	産業廃棄物対策事務	233
17	その他プラスチック処理事業	235
18	広域廃棄物埋立処分場建設補助事業	239

19	東部総合処理センター管理運営事業	241
20	ごみ意識高揚啓発事業	251
付表2	指摘事項及び意見のまとめ	254

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び西宮市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査対象

環境局の事務事業について～SDGsの視点も踏まえて～

（2）対象期間

令和2年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和3年度分以降についても監査対象とした。

3 事件を選定した理由

西宮市は、六甲山系の緑の山並み、武庫川・夙川等の美しい河川、甲子園浜・香櫨園浜をはじめとした豊かな自然に恵まれており、また文教住宅都市として良好な住宅地と恵まれた教育環境を生かしたまちづくりを進めている。その中で、これらの豊かな自然と住みよい環境を次世代に持続可能な状態で引き継いでいくためには、環境学習が重要である。そこで人と人との新しい交流を生み出すような環境学習活動を支えるしくみをつくるため、西宮市は平成15年に環境学習都市宣言を行っている。平成17年にはこの宣言を具体化するために新環境計画（平成17年度～平成30年度）を策定し、それ以降、環境学習都市宣言の理念の下、「学びあい」と「参画と協働」を視点に、様々な環境施策を推進している。また令和元年には新環境計画をアップデートした第3次西宮市環境基本計画（令和元年度～令和10年度）を策定した。この第3次西宮市環境基本計画には3つの個別計画と複数の関連する計画が存在しており、上位計画の第3次西宮市環境基本計画と相互関連性を有している。なお、これら環境計画における施策の実施状況については、環境報告書が毎年公表されている。

そして平成 27 年に国連サミットにて採択された持続可能な開発目標¹（以下、「SDGs」という。）に関する取り組みを日本の地方公共団体が行うことは、地域の持続的な成長を確保し、人々が安心・安全な生活を送ることができるようにするためには必要不可欠である。

西宮市は SDGs 採択前から環境学習都市宣言を始め、積極的に環境への取り組みを実施している。また、第 5 次西宮市総合計画、基本計画の第 1 部に「住環境・自然環境」が掲げられていることから、西宮市の環境に対する積極的な姿勢がうかがえる。計画開始から 3 年目となる本年度に、SDGs の視点も踏まえ、その計画内容や進捗状況を客観的に検討することは、今後西宮市のより積極的な環境施策への対応や SDGs への取り組みの推進、第 3 次西宮市環境基本計画の着実な実施の観点から一定の意義があると言える。

また、環境施策への取り組みの中で、最も市民に身近な問題と考えられる「ごみ」に関して、西宮市は令和 4 年 4 月 1 日より指定ごみ袋制度の導入を決定しており、市民生活への直接的な変化も見込まれる。環境問題への対応、持続的な循環型社会の実現に対する意識づけの観点からも環境に関する監査テーマの選定は意義を有するものと考えられる。

さらに、西宮市環境局は、墓地等の斎園管理事業や総合処理センターの管理運営事業を所管する等、施設管理に関する業務も行っており、有効性、効率性、経済性（3E）の観点から有意義な検討が可能であると考ええる。

以上の選定理由及び西宮市の過去の包括外部監査において、当該事件をテーマとして選定されることがないことから、「環境局の事務事業について～SDGs の視点も踏まえて～」を令和 3 年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

4 監査の方法

(1) 監査の視点等

① 事業の有効性

- ・ 実態を踏まえて適切な計画を策定し、成果指標や目標値を設定しているか。
- ・ 社会情勢の変化に対応して、管理方針や管理手法が適切に見直されているか。
- ・ 管理運営が、各種計画の方針等に従い実施されているか。
- ・ 管理運営手法は成果指標や目標値を達成するために効果的か。
- ・ 指定管理者の業務は適切にモニタリングされているか。
- ・ 他の部署との必要な連携や情報共有が図られているか。
- ・ 公平性は確保されているか。

¹ Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標

- ・ SDGs の視点が考慮されているか。
- ② 事業の経済性・効率性
- ・ 不要な管理が行われていないか。
 - ・ 費用対効果の観点で業務の見直しがなされているか。
 - ・ 指定管理者の業務との重複はないか。
 - ・ 指定管理者の報告が適切に分析され、契約金額の低減努力がなされているか。
 - ・ 指定管理者の業務について、経済性、効率性に関するモニタリングができているか。
- ③ 事業の合规性
- ・ 管理運営業務は、法律、条例、諸規則及び要綱等に準拠しているか。
 - ・ 各種契約は、条例等に沿って行われているか。
 - ・ 予算、決算数値は正しいか。
 - ・ その他、事業にかかる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。

(2) 主な監査手続

① 環境局の業務に関する概要把握

監査テーマ全体の概要把握のため、環境局所管事務事業に関する説明資料を基礎に、環境局から概要の説明を受けた。また、関連法令、条例、諸規則及び要綱等入手し、遵守すべき基準等を把握し、環境行政に関連する西宮市の各種計画、統計資料等を閲覧した。他の自治体等との比較を行うため、インターネットにて他自治体の情報収集を行うとともに、公表されている決算統計等各種数値に基づき分析を行った。

② 環境局の各事務事業に関する事務手続

必要な資料を入手し、担当者へのヒアリング及び管理資料その他文書の閲覧を行い、関連法令、条例、諸規則及び要綱等への準拠性を確かめ、管理運営状況と問題点の把握を行った。

③ 現地調査

以下の日程にて現地調査を行い、実際の管理運営状況を確認するとともに、問題点の有無を確認した。

視察先	所在地	所管課	視察日
西部総合処理センター	西宮市西宮浜3丁目8番	環境施設部施設管理課	9月10日
環境事業部庁舎	西宮市西宮浜3丁目8番	環境事業部美化企画課	9月10日
環境事業部庁舎	西宮市西宮浜3丁目8番	環境事業部美化第1課	9月10日
美化第2課事務所	西宮市鳴尾浜2丁目1-14	環境事業部美化第2課	9月10日
美化第3課事務所	西宮市西宮浜3丁目3番	環境事業部美化第3課	9月10日
白水峡公園墓地	西宮市山口町中野字東山	環境総括室斎園管理課	9月14日
甲山墓園	西宮市甲陽園目神山町	環境総括室斎園管理課	9月14日
満池谷墓地・満池谷斎場・満池谷火葬場	西宮市奥畑、神原	環境総括室斎園管理課	9月14日
東部総合処理センター	西宮市鳴尾浜2丁目1番4	環境施設部施設管理課	9月17日
上鳴尾墓地	西宮市上鳴尾町18	環境総括室斎園管理課	9月29日
上田墓地	西宮市上田東町4	環境総括室斎園管理課	9月29日
中津墓地	西宮市南甲子園3丁目2	環境総括室斎園管理課	9月29日
環境事業部庁舎	西宮市西宮浜3丁目8番	環境事業部美化企画課	10月19日
環境事業部庁舎	西宮市西宮浜3丁目8番	環境事業部美化第1課	10月19日
美化第2課事務所	西宮市鳴尾浜2丁目1-14	環境事業部美化第2課	10月19日
美化第3課事務所	西宮市西宮浜3丁目3番	環境事業部美化第3課	10月19日

5 外部監査の実施期間

所管課に対し、令和3年7月7日から令和4年1月21日までの期間にわたり、監査を実施した。

6 外部監査の従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 本村 勲

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 大内 美香
公認会計士 加藤 秀昭
公認会計士 安福 雅彦
中小企業診断士 鈴木 文彦
弁護士 中原 卓也

7 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

8 その他

(1) 金額単位等

金額については、原則として円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てている。また、率その他報告書中の数値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

(2) 報告書の数値等の出典

報告書の数値等について、西宮市が公表している資料、あるいは監査対象とした所管課等から入手した資料を用いている場合には、原則として数値等の出典は明示していない。また、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第2 西宮市の概況

1 西宮市の概況

西宮市は兵庫県の東南部に位置し、大阪・神戸両大都市のほぼ中間にある。西は芦屋市に接し、北は六甲山の北部で神戸市・宝塚市に、東は武庫川をはさんで尼崎市に接し、南は大阪湾に面している。総面積 100.18 km²に及ぶ市域は南北 19.2 km、東西 14.2 kmにわたり、地形はひょうたん型をしており、身近なところに山や川があり海拔 0mから 900mにいたる起伏と変化に富んだ地形となっている。市域総面積の 70%余りを占める市北部の北摂山系に広がる山地の西部地域は、瀬戸内海国立公園六甲山地区の一部を形成しており、豊かな自然に恵まれている。また、南部の海浜地域には、大阪湾では希少な砂浜の残る海岸があり多様な自然を有している。市街地は六甲山系の東斜面と海岸平地にかけて形成され、古くは中国街道、西国街道の宿場町として、また、西宮神社の門前町として栄えた。大正 14 年 4 月 1 日に市制を施行し、西宮市が誕生し、その後周辺町村との合併、境界変更により市域の拡張があり現在に至っている。優れた自然環境とあわせて東西、南北両交通網も整備されており、阪神間における良好な住宅都市として知られている。

2 沿革

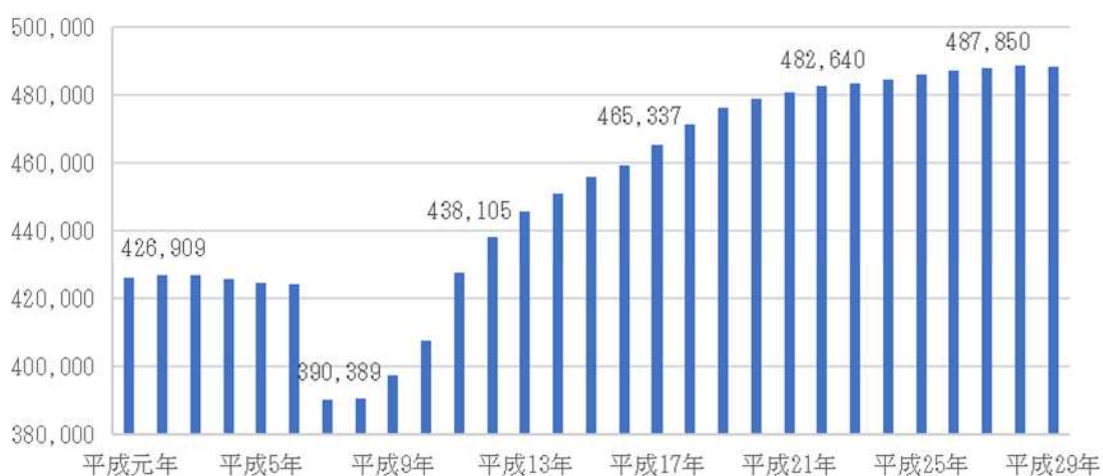
元号	年	月	内容
大正	14 年	4 月	西宮町が市になる
	15 年	4 月	西宮市徽章制定
昭和	8 年	4 月	今津町、芝村、大社村を合併
	16 年	2 月	甲東村を合併
		12 月	太平洋戦争始まる
	17 年	5 月	瓦木村を合併
	20 年	5 月	第 1 回の空襲受ける
		8 月	太平洋戦争終結
	21 年	12 月	西宮市歌制定
	26 年	4 月	鳴尾村、山口村、塩瀬村を合併
	33 年	9 月	上ヶ原が全国で 2 番目の文教地区に
36 年	9 月	アメリカ合衆国のスポーケン市と姉妹都市提携	

元号	年	月	内容
昭和	37年	1月	安全都市を宣言
	38年	11月	文教住宅都市を宣言
	40年	3月	市花に「さくら」を選定
	44年	4月	西宮市平左衛門町と尼崎市西昆陽字田近野を交換
	45年	11月	市民憲章と市旗制定
	46年	4月	西宮市総合計画開始
	52年	5月	ブラジルのロンドリーナ市と友好協力都市提携
	53年	9月	市の木に「くすのき」を選定
	56年	10月	鹿児島県名瀬市（現奄美市）と友好都市提携
	58年	12月	平和非核都市を宣言
	60年	7月	中国の紹興市と友好都市提携
	61年	4月	西宮市新総合計画開始
	平成	3年	3月
4年		4月	フランスのロット・エ・ガロンヌ県及びアジャン市と友好都市提携
7月		1月	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、震度7。激甚災害指定
11年		4月	第3次西宮市総合計画開始
12年		4月	保健所設置市に移行し西宮市保健所開設
			安全都市宣言の精神を継承した、市民生活の安全の推進に関する条例の施行
15年		12月	環境学習都市を宣言
20年		4月	中核市へ移行
21年		4月	第4次西宮市総合計画開始
			西宮市参画と協働の推進に関する条例の全面施行
22年		8月	平和市長会議に加盟
25年		—	文教住宅都市宣言50周年、平和非核都市宣言30周年、環境学習都市宣言10周年を迎え、記念事業を実施
26年		4月	第4次西宮市総合計画・基本計画 中間改定
27年	3月	第4次西宮市総合計画・基本計画 平成26年度改定	
31年	4月	第5次西宮市総合計画開始	

3 人口

平成元年以降の人口の推移等は以下のとおりである。平成6年まで西宮市の人口は425,000人前後で推移していたが、平成7年の阪神・淡路大震災により390,000人まで減少した。その後、震災復興と共に人口は回復し、平成12年には震災前人口を上回り、平成20年頃まで急激に増加し、それ以降、平成28年まで微増傾向が続いたが、平成29年は減少に転じた。

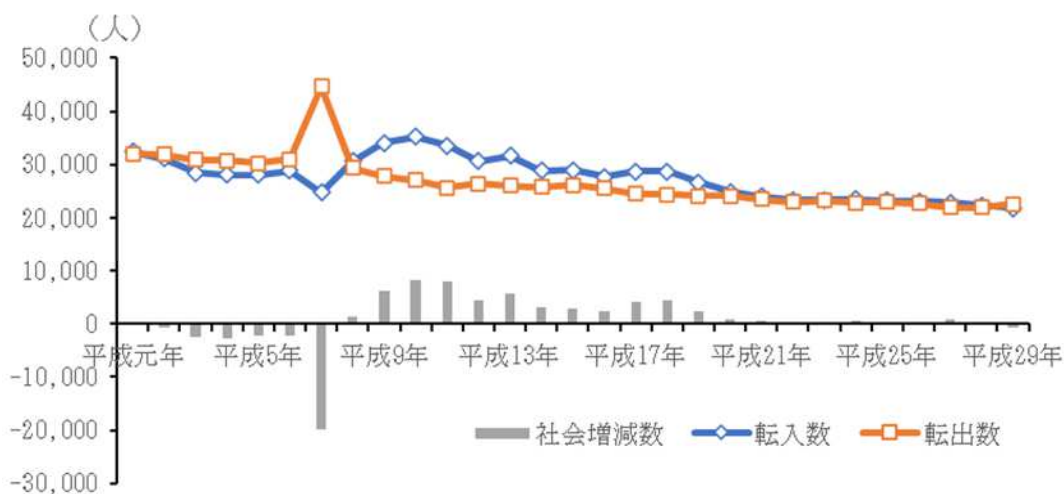
【人口の推移】



(出典：第5次西宮市総合計画検討資料「西宮市の将来人口推計」)

平成元年以降の出生数・死亡数による人口動態の推移を下記に示している。阪神・淡路大震災が発生した平成7年は死亡数が出生数を上回ったが、その年以降は、出生数が死亡数を上回った。社会増がピークとなった平成10年以降は、出生数が毎年4,500人前後で推移していたが、平成29年は4,000人程度まで減少した。

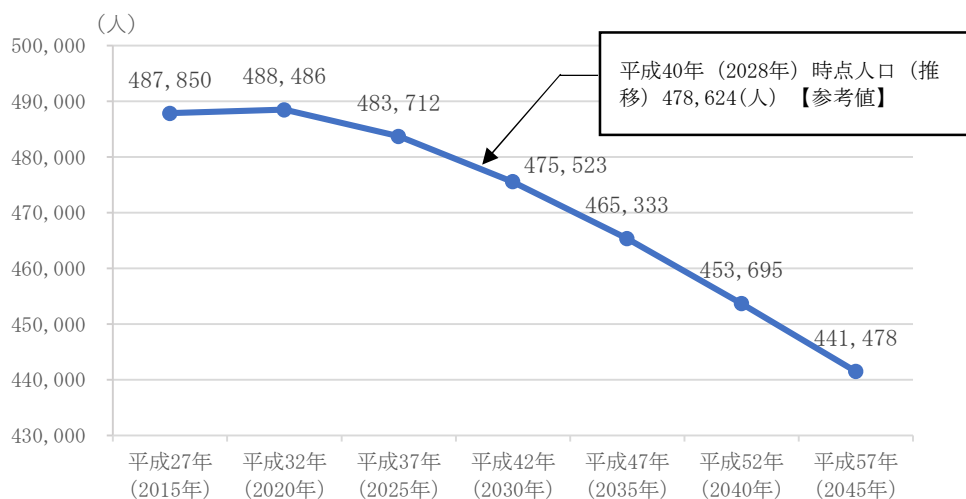
【人口動態の推移（社会動態）】



(出典：第5次西宮市総合計画検討資料「西宮市の将来人口推計」)

西宮市の将来人口推計の結果（平成30年9月時点での推計）を以下に示している。
平成32年（令和2年）まではほぼ横ばいで推移しているが、それ以降人口は減少し、第5次西宮市総合計画の目標年次である平成40年（令和10年）時点では478,624人（参考値）となっている。

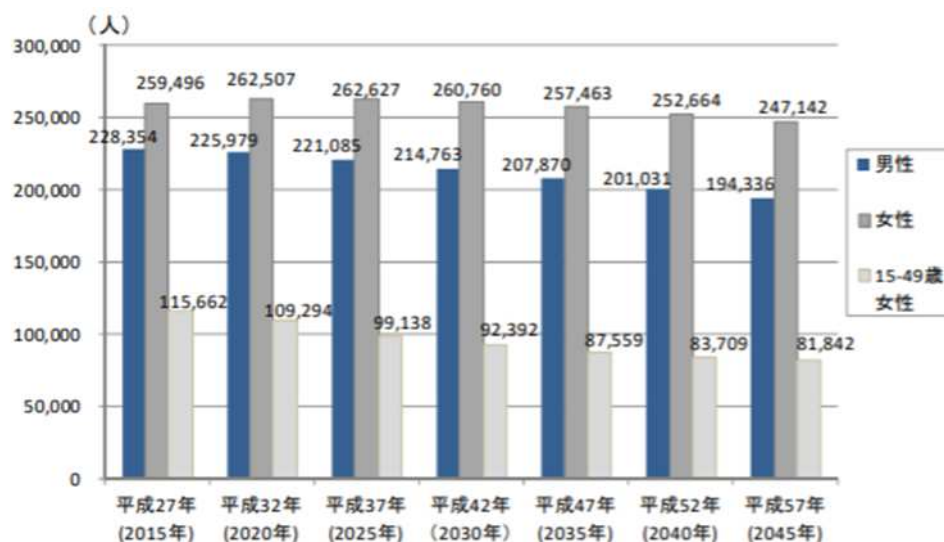
【西宮市の将来人口推計】



(出典：第5次西宮市総合計画検討資料「西宮市の将来人口推計」)

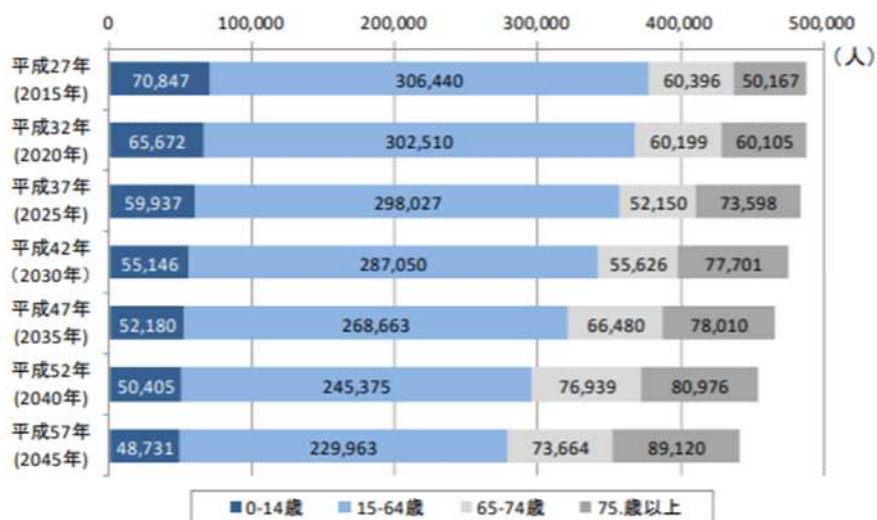
全市の人口を見ると、第5次西宮市総合計画の目標年次である平成40年（令和10年）時点では478,624人（参考値）と現状から微減すると見込んでいる。

【将来人口推計における男女別構成】



（出典：第5次西宮市総合計画検討資料「西宮市の将来人口推計」）

【年齢階層別】



（出典：第5次西宮市総合計画検討資料「西宮市の将来人口推計」）

男女別で見ると、男性全体では微減傾向、女性全体ではおおむね現状と変わらない数値となっているが、子どもを産む年代である15歳から49歳の女性は20,000人程度減

少することが予測されている。一方、年齢階層別で見ると、平成 27 年時点での高齢化率は 23.3%（国勢調査より。年齢不詳を除く。）だが、平成 37 年（令和 7 年）時点では 26.0%、平成 42 年（令和 12 年）には 28.0%と 4 人に 1 人以上が高齢者（65 歳以上）となることが予測されている。さらに、平成 52 年（令和 22 年）には、高齢化率が 34.8%と急激に上昇し、3 人に 1 人が高齢者になることが予測されている。これは、平成 27 年時点で団塊ジュニア世代（昭和 42 年から昭和 50 年生まれ）等の西宮市の人口構成で最も多い世代の大半が、平成 52 年（令和 22 年）時点で 65 歳以上の高齢者世代に移行することによるものである。

4 行政区域

行政区域は、原則として「西宮市支所設置条例」第 2 条で定められている地域とそれ以外の地域（本庁地区〔JR 以北、JR 以南、津門・今津〕）によって構成されているが、本庁地区は人口も多く、面積も広いため、便宜上 3 区分している。

1 本庁地区

- ① J R 以 北…J R 線路より北の地域（岡田山 1～3 番を含む）
- ② J R 以 南…J R 線路より南の地域で津門・今津地区を除く
- ③ 津門・今津…町名で「津門〇〇町」、「今津〇〇町」、「甲子園〇〇町」（甲子園町、甲子園一～九番町は除く）となっている地域及び上甲子園 5 丁目を含む地域

2 鳴尾地区

元武庫郡鳴尾村の地域（戸崎町を除く）及び鳴尾浜 1～3 丁目、甲子園浜 1～3 丁目を含む地域

3 瓦木地区

元武庫郡瓦木村の地域及び深津町、高松町、丸橋町、北昭和町、南昭和町、戸崎町を含む地域

4 甲東地区

元武庫郡甲東村の地域及び田近野町、岡田山 4～7 番を含む地域

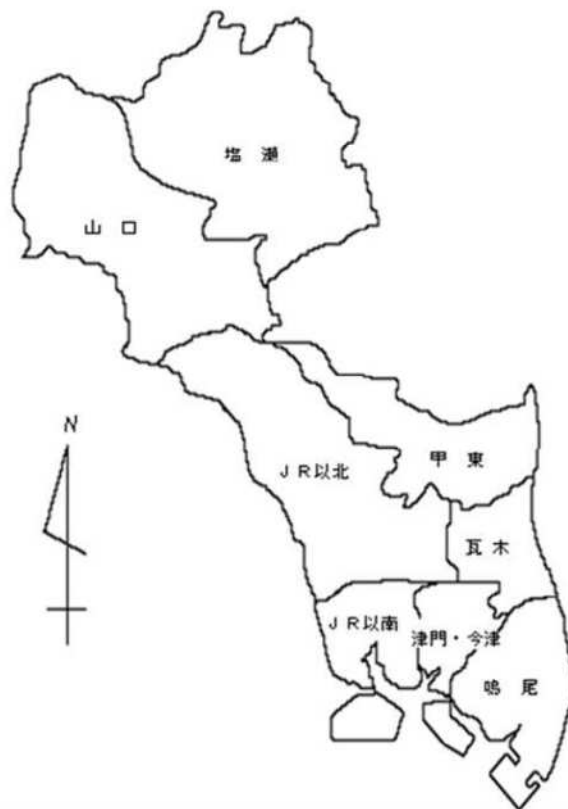
5 塩瀬地区

元有馬郡塩瀬村の地域

6 山口地区

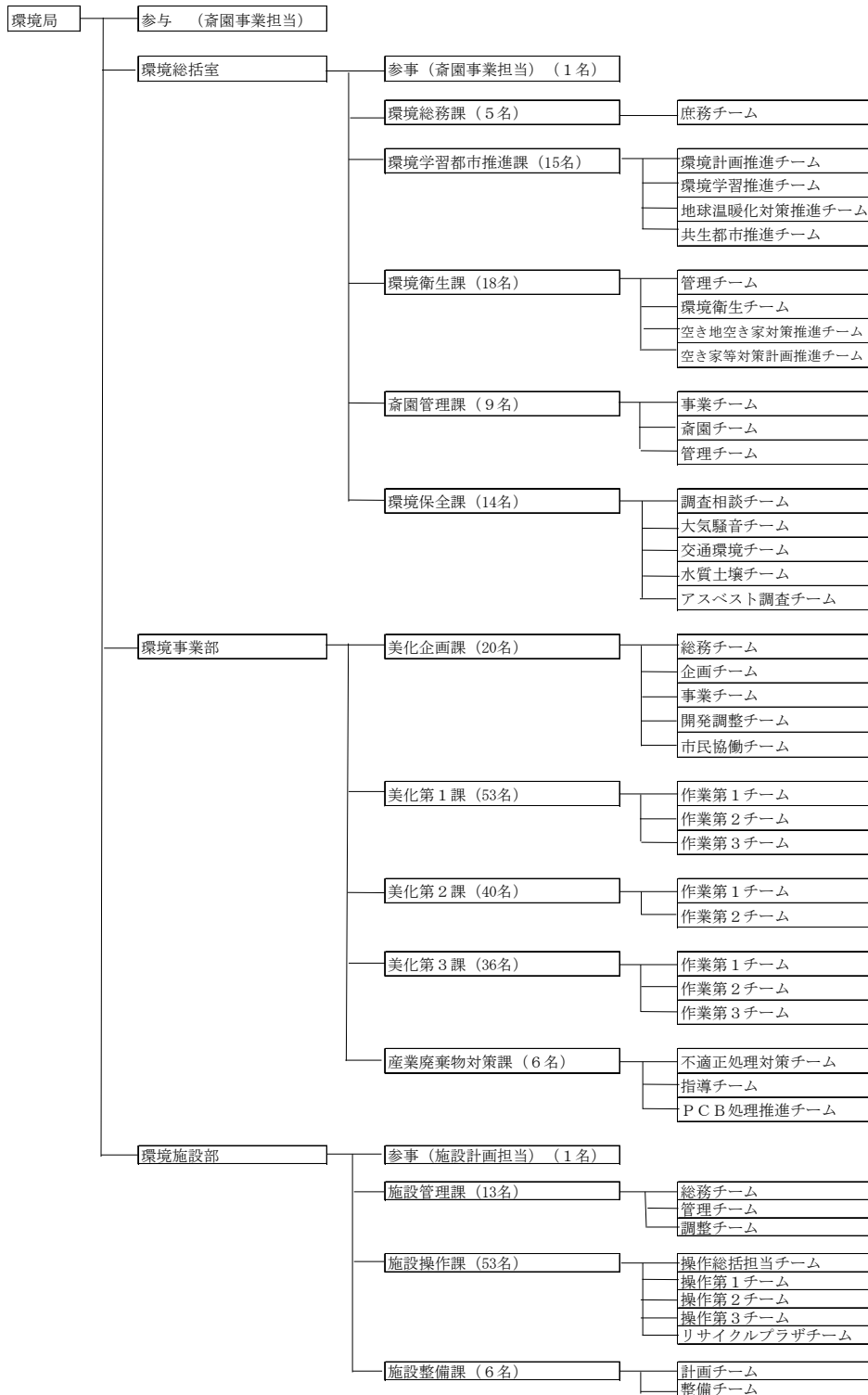
元有馬郡山口村の地域

区 分	面積 (k m ²)
全 市	100.18
本 庁	27.97
J R 以 北	19.47
J R 以 南	5.35
津門・今津	3.15
鳴 尾	9.54
瓦 木	5.44
甲 東	8.80
塩 瀬	24.64
山 口	23.79



第3 環境局の概況

1 環境局組織図



2 事務分掌

環境総括室

〔環境総務課〕

- (1) 環境局の総括事務（環境事業部における人事及び研修並びに環境施設部における人事及びその他庶務を除く。）に関する事。
- (2) 公衆浴場に関する事。

〔環境学習都市推進課〕

- (1) 環境学習の推進及び啓発推進事業に関する事。
- (2) 環境学習サポートセンターに関する事。
- (3) 旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例（平成 16 年西宮市条例第 5 号）及び旅館業等審査会に関する事。
- (4) エココミュニティ会議に関する事。
- (5) 環境衛生協議会に関する事。
- (6) 環境行政に係る総合調整及び進行管理並びに関係機関等との連絡調整に関する事。
- (7) 西宮市環境基本条例（平成 16 年西宮市条例第 31 号）に関する事。
- (8) 快適な市民生活の確保に関する条例（平成 11 年西宮市条例第 70 号）に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (9) 地球温暖化対策実行計画の推進に関する事。
- (10) 再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する事。
- (11) 環境マネジメントシステムの運用管理及び推進に関する事。
- (12) 環境審議会に関する事。
- (13) 環境計画推進パートナーシップ会議に関する事。
- (14) 環境計画評価会議に関する事。
- (15) 生物多様性地域戦略の推進に関する事（環境学習・生物調査に関する事に限る。）。
- (16) 環境影響評価専門委員会に関する事。

〔環境衛生課〕

- (1) ねずみ族その他衛生害虫の防除に関する事。
- (2) 感染症患者発生時の消毒に関する事。
- (3) 空き地及び空き家等の適正管理に関する事。
- (4) 空き家等対策の総合的な調整に関する事。
- (5) 空き家等対策計画の策定及び推進に関する事。
- (6) 空き家等対策関係課会議に関する事。

(7) 空家等対策審議会に関すること。

[斎園管理課]

(1) 西宮市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 19 年西宮市条例第 24 号）に関すること。

(2) 葬儀及び斎場並びに墓地、納骨堂及び火葬場に関すること（指定管理者が行うものを除く。）。

(3) ペット霊園の設置及び管理の指導に関すること。

[環境保全課]

(1) 大気汚染及び悪臭に関する法的規制及び指導並びに苦情及び紛争の処理に関すること。

(2) 大気汚染に関する常時監視、測定、分析及び調査研究に関すること。

(3) 気象観測に関すること。

(4) 騒音及び振動に関する法的規制及び指導並びに苦情及び紛争の処理に関すること。

(5) 自動車騒音の常時監視並びにその他の騒音及び振動に関する測定、分析及び調査研究に関すること。

(6) 水質汚濁に関する法的規制及び指導並びに苦情及び紛争の処理に関すること。

(7) 土壌汚染に関する法的規制並びに汚染土壌処理業及び施設設置の許可、届出の審査指導並びに苦情及び紛争の処理に関すること。

(8) 水質汚濁に関する常時監視、測定、分析及び調査研究並びに地盤沈下の測定調査及び土壌汚染に関する測定、分析及び調査研究に関すること。

(9) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）に係る特定施設設置の許可、届出の受理、審査及び指導に関すること。

(10) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく届出の審査、法的規制及び指導、報告の聴取並びに立入検査に関すること。

(11) ダイオキシン類に関する常時監視、測定、分析及び調査研究に関すること。

(12) 道路公害対策に関すること。

(13) 大阪国際空港に係る環境対策に関すること。

(14) 新幹線公害対策に関すること。

(15) 自動車使用抑制運動に関すること。

(16) 低公害車普及促進及び導入補助事業に関すること。

(17) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の実施に関すること。

(18) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）に関すること（公害健康被害予防事業に関するものに限る。）。

環境事業部

〔美化企画課〕

- (1) 環境事業部の人事及び研修に関すること。
- (2) 環境事業部のその他庶務に関すること（環境局長が定める事務を含む。）。
- (3) 環境事業部の業務の改善に関すること。
- (4) 環境事業部安全衛生委員会の庶務に関すること。
- (5) 環境事業部の車両管理の調整及び保守に関すること。
- (6) 美化企画課の業務に係る車両事故の処理に関すること。
- (7) 一般廃棄物に係る総合調整に関すること。
- (8) 一般廃棄物の減量化及び再資源化対策に関すること。
- (9) 一般廃棄物に係る調査、研究、啓発及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (10) 一般廃棄物の収集作業の計画、実施及び排出指導に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (11) 一般廃棄物に係る相談窓口に関すること。
- (12) 開発事業に係る一般廃棄物排出指導に関すること。
- (13) 市内の公共の場所（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条第3号の公共の場所をいう。以下同じ。）等に係る清潔の保持の指導及び協力に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (14) 一般廃棄物の収集・運搬業の許可及び許可業者の指導監督に関すること。
- (15) し尿処理券及び粗大ごみ処理券の取扱いに関すること（他課に属するものを除く。）。

〔美化第1課〕

- (1) 一般廃棄物の収集作業の計画、実施及び排出指導に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (2) 市内の公共の場所等に係る清潔の保持の指導及び協力に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (3) 不法投棄の防止対策に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (4) 美化第1課の業務に係る車両事故の処理に関すること。
- (5) 一般廃棄物の収集・運搬業務の委託に関すること（他課に属するものを除く。）。

〔美化第2課〕

- (1) 不法投棄の防止対策に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (2) 一般廃棄物の収集作業の計画、実施及び排出指導に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (3) 市内の公共の場所等に係る清潔の保持の指導及び協力に関すること（他課に属するものを除く。）。

(4) 美化第2課の業務に係る車両事故の処理に関する事。

[美化第3課]

- (1) 水路及びかんがい用水路等の清掃作業の計画及び実施並びに土砂等の選別及び処分に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (2) 住民の清掃活動に伴う土砂等の収集及び処分に関する事。
- (3) 水路及びかんがい用水路等の美化推進及び啓発に関する事。
- (4) 一般廃棄物の収集・運搬業務の委託に関する事（し尿に関するものに限る。）。
- (5) 公衆便所及び移動便所に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (6) し尿及び浄化槽汚泥の受入に関する事。
- (7) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく設置等の届出、勧告及び命令に関する事。
- (8) 浄化槽の検査の実施に関する事。
- (9) 浄化槽保守点検業の登録に関する事。
- (10) 一般廃棄物の収集・運搬業の許可及び許可業者の指導監督に関する事（し尿及び浄化槽汚泥に関するものに限る。）。
- (11) 浄化槽清掃業の許可及び許可業者の指導監督に関する事。
- (12) 使用済小型家電の分別回収に関する事。
- (13) 美化第3課の業務に係る車両事故の処理に関する事。

[産業廃棄物対策課]

- (1) 産業廃棄物処理業に係る許可、報告の徴収、立入検査及び命令等に関する事。
- (2) 廃棄物処理施設に係る許可、届出、報告の徴収、立入検査及び命令等に関する事。
- (3) 産業廃棄物排出事業者に係る指導及び啓発に関する事。
- (4) 産業廃棄物に係る統計、調査及び研究に関する事。
- (5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況に係る届出、公表、報告の徴収、立入検査及び命令等に関する事。
- (6) 特定建設資材廃棄物の再資源化に係る助言、勧告、報告の徴収、立入検査及び命令等に関する事。
- (7) 西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成11年西宮市条例第24号）の実施に関する事。
- (8) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号）の実施に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (9) 西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年西宮市条例第13号）の実施に関する事。

- (10) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）の実施に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (11) その他産業廃棄物行政に関すること。

環境施設部

〔施設管理課〕

- (1) 環境施設部の人事及びその他庶務に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (2) ごみ処理手数料の徴収及び納入に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 環境施設部安全衛生委員会の庶務に関すること。
- (5) ひょうご環境創造協会に関すること。
- (6) 大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。
- (7) 環境施設部の業務に係る啓発に関すること。
- (8) 施設見学に関すること。
- (9) 資源リサイクルに関すること。
- (10) 一般廃棄物処理施設の運転計画に関すること。
- (11) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
- (12) 一般廃棄物処理施設の修繕の設計、施工管理及び竣工検査に関すること。
- (13) 焼却残灰の処分に関すること。
- (14) じんかい等の分析測定に関すること。
- (15) 事業系ごみの対策に関すること。
- (16) 東部総合処理センター焼却施設の管理運営に係る事務処理、技術指導及びデータ管理に関すること。

〔施設操作課〕

- (1) ごみ処理手数料の徴収に関すること（即納に関するものに限る。）。
- (2) 一般廃棄物処理の作業計画に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理作業に関すること。
- (4) 粗大ごみ展示活用施設の管理及び運営に関すること。
- (5) 安全管理に関すること。
- (6) 搬入ごみの計量及び投入ごみステージの管理に関すること。
- (7) 選別及びペットボトル圧縮施設運転管理業者の指導監督及び作業計画に関すること。
- (8) その他プラスチック処理業者の指導に関すること。
- (9) 東部総合処理センター焼却施設の運転指導に関すること。
- (10) 地域資源回収団体との連絡調整に関すること。
- (11) 一般廃棄物収集許可業者との連絡調整に関すること。

(12) 処理困難物の対策に関すること。

〔施設整備課〕

- (1) 一般廃棄物の最終処分計画に関すること。
- (2) ごみの質及び量の将来予測に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理の計画、調査及び調整に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設の改修・建設工事の調査、設計、施工管理及び竣工検査に関すること。
- (5) ごみ処理技術の研究に関すること。
- (6) 一般廃棄物処理施設の交付金に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理の広域連携に関すること。

3 環境局の決算

【歳入】		(単位：千円)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
使用料及び手数料	総務使用料	5,806	5,948	5,939	6,033	5,961
	民生使用料	17,639	19,333	19,688	22,079	78,610
	衛生使用料	260,055	135,082	116,968	76,722	228,675
	衛生手数料	632,286	631,740	643,775	630,244	570,505
	計	915,786	792,102	786,370	735,077	883,751
国庫支出金	衛生費国庫補助金	457,786	480,512	0	0	16,060
	計	457,786	480,512	0	0	16,060
県支出金	衛生費県委託金	45	45	45	45	45
	衛生費県負担金	0	0	0	0	0
	衛生費県補助金	1,602	128	128	0	1,943
	計	1,647	173	173	45	1,988
財産収入	財産貸付収入	2	6	6	6	6
	利子及び配当金	22	43	28	25	21
	計	24	49	34	32	27
寄附金	衛生費寄附金	100,000	0	0	0	0
計	100,000	0	0	0	0	
繰入金	基金繰入金	2,648	8,848	0	9,166	31,335
計	2,648	8,848	0	9,166	31,335	
諸収入	受託事業収入	431	421	371	309	475
	過料	288	242	173	23	0
	弁償金	1,464	314	123	67	318
	雑入	723,172	743,457	717,610	677,535	622,817
	計	725,355	744,434	718,277	677,934	623,609
総計		2,203,246	2,026,119	1,504,854	1,422,254	1,556,770

平成28年度及び令和2年度の衛生使用料は、墓地の販売区画の数及び墓地の販売価格の違いにより、墓地使用料にかかる歳入が多額となった影響で例年より増加している。また、令和2年度の衛生手数料は、新型コロナウイルス感染症の影響で廃棄物処理手数料が例年より減少した影響で減少している。

【歳出】		(単位：千円)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
民生費	葬祭事業費	93,024	90,312	107,756	94,473	168,166
	計	93,024	90,312	107,756	94,473	168,166
衛生費	環境総務費	659,381	695,136	613,906	600,681	548,269
	清掃総務費	2,424,326	2,431,058	2,395,599	2,442,536	2,427,896
	清掃庁舎整備費	27,327	0	74,355	0	0
	し尿処理費	55,409	55,573	46,596	47,000	44,692
	環境衛生費	77,162	59,086	64,451	65,854	82,717
	環境保全費	223,321	217,550	127,352	116,933	123,113
	水路清掃費	18,079	20,077	19,224	19,633	19,961
	環境施設整備費	49,834	30,993	23,766	0	0
	じんかい処理費	1,243,148	1,256,529	1,162,004	1,238,219	1,282,475
	墓地火葬場費	359,621	287,296	252,186	346,881	507,866
	清掃車両整備費	28,650	33,215	26,025	0	0
	墓地火葬場整備費	24,324	62,742	54,350	0	0
	清掃工場費	1,531,892	1,654,399	1,736,409	1,663,591	2,135,326
	清掃施設整備費	1,280,675	1,143,816	6,731	43,843	55,520
	計	8,003,149	7,947,470	6,602,955	6,585,170	7,227,835
土木費	公園墓地整備費	2,648	8,848	0	4,954	13,515
	計	2,648	8,848	0	4,954	13,515
総計		8,098,821	8,046,630	6,710,711	6,684,598	7,409,516

令和2年度の葬祭事業費が増加しているのは、平成31年度まで指定管理者の自主事業とされていた葬祭事業を、市の事業としたことによる。(詳細は「第7 環境局の事務事業 6 葬儀・斎場管理運営事業」を参照。) また、令和2年度の清掃工場費の増加は、西部総合処理センター管理運営事業及び東部総合処理センター管理運営事業に係る委託費が増加したことによる。

4 都市間比較

令和元年度の兵庫県下の中核市(西宮市、尼崎市、姫路市、明石市)の人口及び一人当たり衛生費(清掃費)は以下のとおりである。

人口 (住民基本台帳登録人口、単位：人)	西宮市	尼崎市	姫路市	明石市
令和元年度	483,713	462,934	536,192	302,965

(出典：令和元年度 都市要覧)

衛生費（清掃費） 令和元年度 単位：千円	西宮市	尼崎市	姫路市	明石市
人件費	2,133,139	1,679,657	2,346,867	671,984
うち職員給	1,746,784	1,379,921	1,909,968	561,372
物件費	2,681,477	2,829,464	4,113,193	1,317,182
維持補修費	343,088	27,479	102,359	351,010
補助費等	38,593	33,616	615,741	15,659
うち国に対するもの	1,090	7	3,085	1,050
うち都道府県に対するもの	0	0	503	0
うち同級他団体に対するもの	0	0	0	0
うち一部事務組合に対するもの	0	0	383,624	0
うちその他に対するもの	37,503	33,609	228,529	14,609
普通建設事業費等	258,381	1,027,686	3,282,185	923,648
歳出合計	5,454,678	5,597,902	10,460,345	3,279,483
人口一人当たり衛生費（清掃費）歳出合計 但し、普通建設事業費等除く	11	10	13	8

（出典：令和2年度 地方財政状況調査 第8表を基礎に監査人作成）

平成29年度から令和元年度の兵庫県下の中核市（西宮市、尼崎市、姫路市、明石市）の人口及び一人当たりごみ処理施設年間経常経費は以下のとおりである。西宮市は他の中核市よりも多額であることがわかる。

令和 元年度	ごみ処理施設：年間所要経常経費（単位：千円）					住民基本台 帳登録人口	人口一人当たりごみ処 理施設年間経常経費 （単位：円）
	人件費	物件費	維持補修費	その他	合計		
西宮市	786,407	1,163,300	328,681	3,721	2,282,109	483,713	4,718
尼崎市	611,535	988,815	14,083	6,659	1,621,092	462,934	3,502
姫路市	600,800	1,490,360	84,858	9,952	2,185,970	536,192	4,077
明石市	174,853	480,293	339,198	2,145	996,489	302,965	3,289

平成 30年度	ごみ処理施設：年間所要経常経費（単位：千円）					住民基本台 帳登録人口	人口一人当たりごみ処 理施設年間経常経費 （単位：円）
	人件費	物件費	維持補修費	その他	合計		
西宮市	783,316	1,192,455	348,169	3,595	2,327,535	484,152	4,807
尼崎市	610,923	948,784	21,945	6,402	1,588,054	462,476	3,434
姫路市	591,245	1,442,661	111,157	10,557	2,155,620	537,409	4,011
明石市	119,720	479,572	353,019	2,112	954,423	301,199	3,169

平成 29年度	ごみ処理施設：年間所要経常経費（単位：千円）					住民基本台 帳登録人口	人口一人当たりごみ処 理施設年間経常経費 （単位：円）
	人件費	物件費	維持補修費	その他	合計		
西宮市	753,695	1,320,381	202,631	3,796	2,280,503	485,025	4,702
尼崎市	597,345	853,109	15,514	6,583	1,472,551	462,520	3,184
姫路市	576,999	1,370,177	60,143	12,339	2,019,658	538,960	3,747
明石市	136,572	475,748	352,894	2,135	967,349	298,878	3,237

（出典：令和2年度 地方財政状況調査 第46表を基礎に監査人作成）

ごみ処理施設のコストに関する検討は「第7 環境局の事務事業 13 西部総合処理センター管理運営事業」で行っている。

第4 環境行政の基本となる宣言、計画等

1 環境学習都市宣言

現在の西宮市の環境行政において最も根本的な基本理念を示しているのが、平成15年12月14日に全国で最初に行われた「環境学習都市宣言」である。この環境学習都市宣言は、阪神間の都市部にありながら、六甲山系や武庫川・夙川・甲子園浜・御前浜等の山・川・海といった豊かな自然に恵まれた西宮市の豊かな自然を次世代に残すため、環境学習を通じた持続可能なまちづくりを目指し、行われたものである。

その後、環境学習都市宣言は、「学びあい」と「参画と協働」を視점에様々な環境施策の基礎となった「新環境計画」（平成17～平成30年度）や、新環境計画において積み重ねてきた施策や地域活動を発展させ、一人ひとりが将来世代の利益を考え、時代に応じた「学びあい」と「参画と協働」をより推進することを目標とした「第3次西宮市環境基本計画」（令和元年度～令和10年度）の基本理念とされている。

環境学習都市宣言は、環境学習都市の理念を掲げた「宣言文」と、市民の役割を示した5つの「行動憲章」で構成されており、宣言文素案は、平成15年5月に市民・事業者・行政のパートナーシップ組織として設置された西宮市環境学習都市推進市民会議で作成され、その素案をもとに、西宮市環境審議会での諮問・答申、議員総会での承認を経て、下記宣言に至っている。

【宣言文】

いま、地球は危機に瀕しています。これまでの社会経済活動や私たち人間の暮らしが、地球温暖化や砂漠化などの問題を引き起こし、自らの生存基盤でもある環境を脅かしています。

西宮市では、市民が主体となって、六甲山系の緑の山並み、武庫川・夙川などの美しい河川、大阪湾に残された貴重な甲子園浜・香櫨園浜をはじめとした豊かな自然を守るとともに、公害問題にも取り組むなど、良好な環境をもつ都市を目指してきました。また、阪神・淡路大震災の体験を通じて、自然の力の大きさとその中で生かされている私たちの存在を改めて学びました。

西宮の環境を、そして地球の未来を次世代に持続可能な状態で引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが社会のありかたや暮らしを見直さなければなりません。

環境学習とは、私たちの暮らしが自然にどう支えられ、自然をどう利用してきたかを考え、環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地域や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあうことです。

私たちは、世代を超えて、家庭・地域・学校・職場などの様々な場所で、市民・事業者・行政の協働によって、人と人の新しい交流を生み出し、環境学習活動を支えるしくみをつくっていきます。

西宮に住み、学び、働くすべての人々が、文教住宅都市宣言（1963年）、平和非核都市宣言（1983年）の精神とあゆみを再認識し、環境学習を軸とした21世紀の持続可能なまちづくりを進めることをここに宣言します。

【行動憲章】

私たち西宮市民は、参画と協働の環境学習を通じて、21世紀の世界に誇ることのできる持続可能な都市を実現します。

1. 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。
2. 私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPOなどとのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。
3. 私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にした循環型都市を築きます。
4. 私たちは、健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人々が共生する、公正で平和な社会を実現します。
5. 私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。

平成15年12月14日

兵庫県 西宮市

2 第3次西宮市環境基本計画

(1) 策定の経緯

西宮市は、前記の環境学習都市宣言の理念の下、平成17年度に「新環境計画」（平成17年度～平成30年度）を策定し、「学びあい」と「参画と協働」を視点に、様々な環境施策を推進してきた。

市民・事業者・行政・専門家により構成された環境計画推進パートナーシップ会議では、計画全体の進捗管理や環境分野に応じた計画の策定等を行い、また、環境省の「こどもエコクラブ事業」の基本モデルとなった、小学生を対象とした地球ウォッチングクラブ・にしのみや（以下、「EWC」という。）事業に加えて、主に幼児を対象とした「ちきゅうとなかよしカード」や中学生以上を対象とした「エコアクションカード（平成22年～市民活動カード）」を開始する等、幅広い世代が日常生活の中で環境活動に取り組めるしくみを構築した。

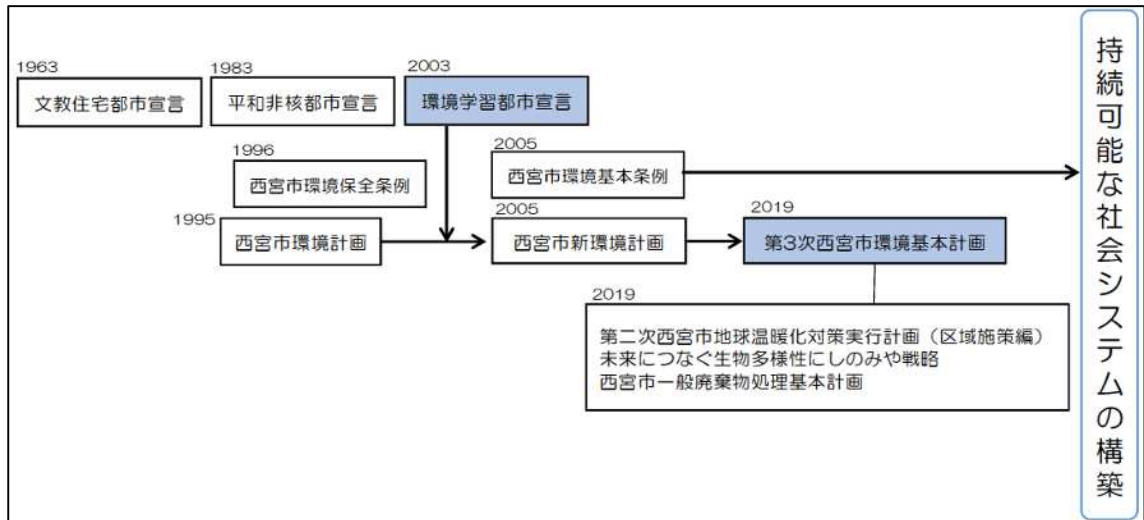
さらに、地域に根ざした環境計画の推進を図るため、21地域で自主的に設置された推進組織であるエココミュニティ会議において、地域の環境特性に応じた課題に対する活動を推進した。

同期間の国内外の動向に目を向けると、SDGsを掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や脱炭素社会へ大きく舵を切った「パリ協定」の採択等大きな動きがあった。平成30年4月に閣議決定された国の第五次環境基本計画では、「今こそ新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していく時に来ている」とし、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的な向上に向けた取り組みを進めることとされた。

このような社会情勢の変化等により、西宮市でも、地域の環境特性だけでなく、温室効果ガスの排出量の削減等の取り組みも不可欠となった。

環境学習都市宣言の理念の下、一人ひとりが将来世代の利益を考え、時代に応じた「学びあい」や「参画と協働」のしくみを構築し、より環境施策を推進していくため、新環境計画において積み重ねてきた施策や地域活動を発展させ、第3次西宮市環境基本計画を策定した。

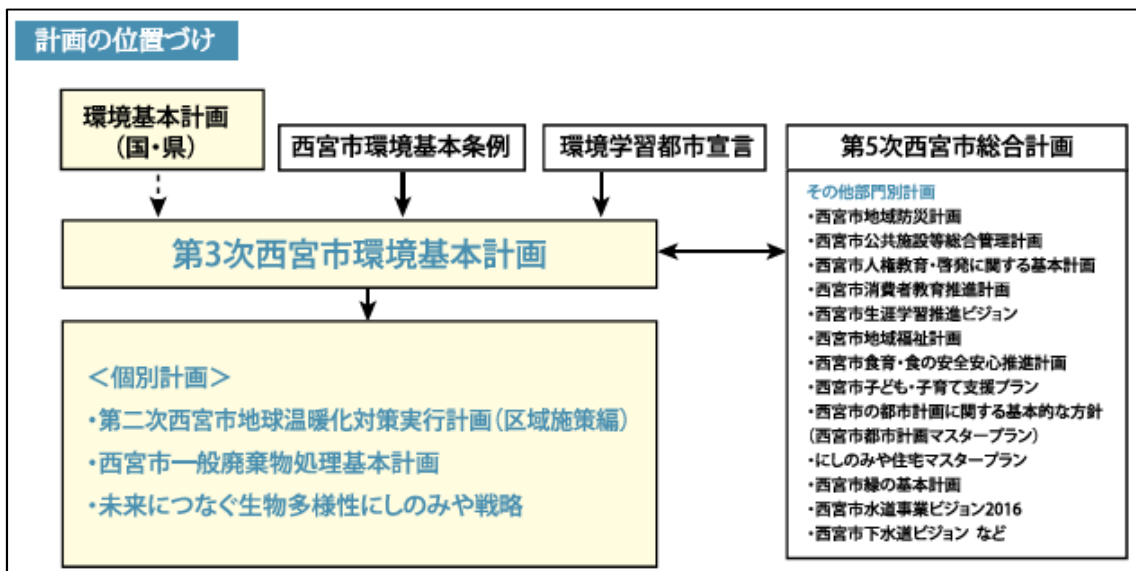
【環境学習都市宣言と環境基本計画について】



(2) 計画の位置づけ・役割

第3次西宮市環境基本計画は、文教住宅都市宣言(昭和38年)、平和非核都市宣言(昭和58年)の考え方をさらに発展させた環境学習都市宣言(平成15年)の基本理念をベースに、環境施策を推進するための基本的な指針を定めたものであり、市の最上位計画である第5次西宮市総合計画を環境政策面から支える環境行政の基本計画として位置づけられている。

また、下位計画として、各環境分野を対象に、具体的な施策・行動計画を示した個別計画を策定している。



(3) 計画の対象

計画の対象は以下のとおりであり、自然、まち・くらし、人・文化、歴史・国際と多岐にわたり、環境局の所管外の事務事業も含まれる。今回の包括外部監査の対象は環境局の事務事業としているため、環境局の所管外の事務事業については検討を割愛する。また、前記の個別計画のうち、「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略」については、所管が土木局公園緑化部花と緑の課であるため、検討を割愛する。

対象	要素
自然	地形・地質、生態系(すべての生物・生物群集とそれを取り巻く環境)
まち・くらし	大気・水・土壌、騒音・振動、廃棄物、資源・エネルギー、気候・日照、有害化学物質、経済、住環境
人・文化	地域環境力、環境教育・環境学習、環境保全活動、都市景観、地場産業
歴史・国際	歴史的・文化的遺産、語り部・伝承、国際交流・貢献

(4) 計画の期間

計画期間は、令和元年度～令和10年度までの10年間とされている。なお、取り組み状況を毎年把握し、中間年次である2023年(令和5年)に取り組みの点検・評価を実施するとともに、第5次西宮市総合計画の改定状況や社会情勢等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととされている。

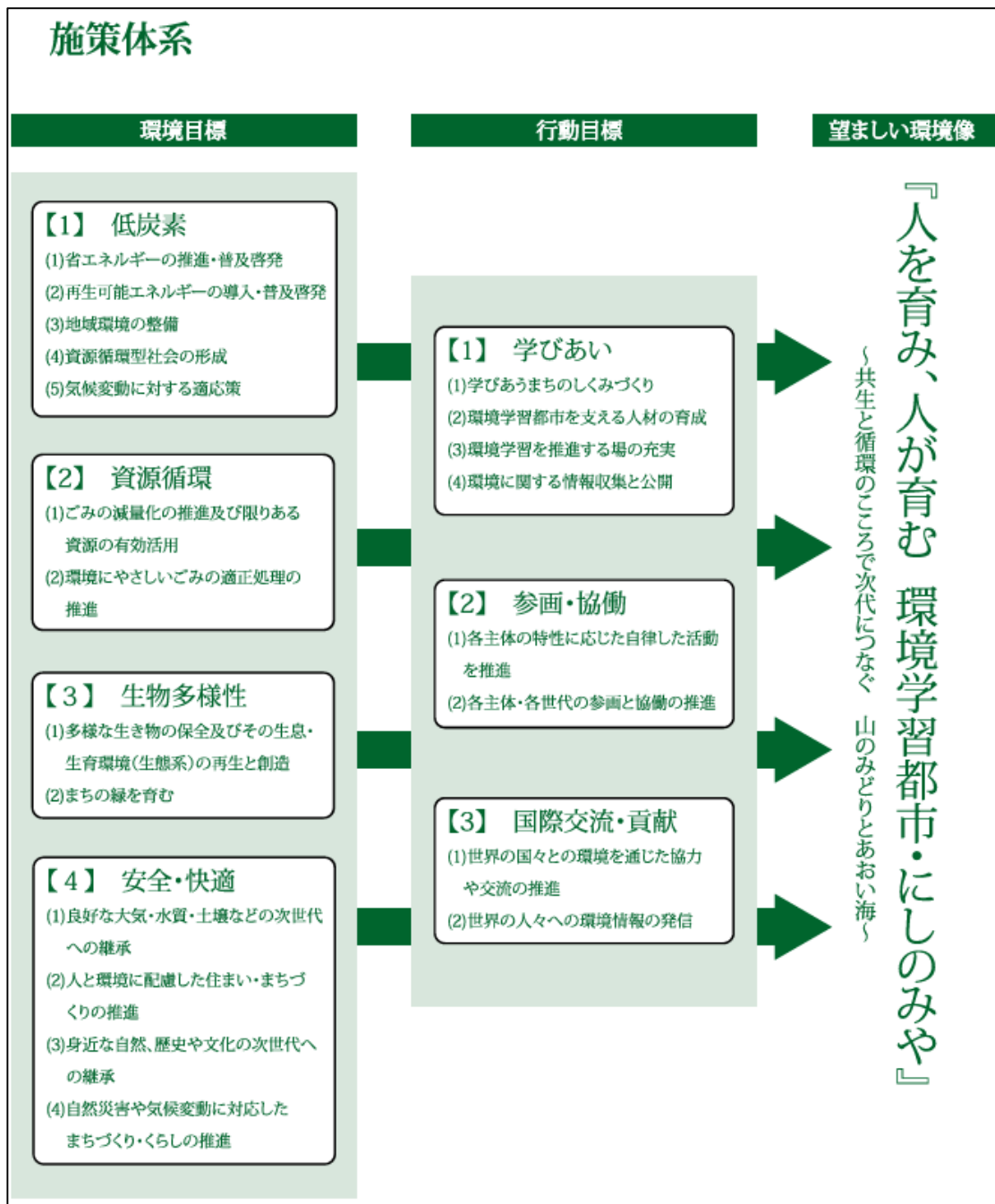


(5) 計画の概要

第3次西宮市環境基本計画では、「望ましい環境像」を設定し、その実現に向けて環境学習都市宣言の5つの行動憲章を「基本目標」としている。この「基本目標」の実現へ向けた具体的な目標として、環境に対する「環境目標」と、実際に行動する主体としての「行動目標」を定めている。また、この計画推進のための進捗体制、進捗管理、情報公開について示している。第3次西宮市環境基本計画の構成図は以下のとおりである。





また、第3次西宮市環境基本計画における施策体系は以下のとおりである。



(6) 環境目標ごとの「指標等」とその進捗状況の確認

前記の施策体系に基づき、4つの環境目標達成のために実施すべき取り組みを設定しており、この取り組みの結果として、環境目標ごとに達成すべき「指標等」を設定している。そこで監査人はそれぞれの「指標等」につき、現時点での進捗状況についてヒアリングを実施した。

①低炭素

環境目標	
 【1】 低炭素	地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素を削減するため、省エネルギーの促進及び再生可能エネルギー普及拡大を図り、低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めます。
指標等	
	2016年4月から始まった電力小売自由化により、市域における電力使用量の把握が困難になったため、温室効果ガス排出量の算出に影響が出ています。このため、市民を対象にした「省エネ行動モニター事業」を実施し、省エネ行動によるエネルギー削減効果や社会情勢等を踏まえて、2020年度に指標を定めます。それまでの間、引き続き「2020年度の温室効果ガス排出量を1990年度比10%削減」を指標とします。

低炭素に関して達成すべき「指標等」について、電力小売自由化により市域における電力使用量の把握が困難になったため、市民を対象にした「省エネ行動モニター事業²」の結果を踏まえて令和2年度に指標を定めるとしていた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度に延期されている。

この指標等の設定に関して、「省エネ行動モニター事業」の結果分析等が外部委託されていたため、監査人は監査時点で西宮市が委託先から入手していた「西宮市省エネ行動モニター事業結果分析業務-モニター事業データ分析報告書」（以下、「データ分析報告書」という。）及び「西宮市省エネ行動モニター事業結果分析業務-実行計画に係る提言書」（以下、「提言書」という。）を確認し、その目標設定の進捗について確認した。

「データ分析報告書」は、西宮市が令和元年度に西宮市民を対象に実施した「省エネ行動モニター事業」の結果を集計・分析し、市域全体の電気・ガス使用状況や市民の省エネ行動の実態を把握し、効果的な省エネ行動施策を検討するとともに、第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標設定及び施策の検討を行うもの（西宮市省エネ行動モニター事業結果分析業務委託仕様書より抜粋。）である。西宮市省エネ行動モニター事業自体は西宮市が令和元年度に実施済みであり、その結果を集計・分析した37ページの報告書となっている。

調査内容は、回答者の属性（住所及び世帯人数）や太陽光発電設備の有無、電気使用量等の「（1）基本的な集計結果」、「（2）属性別の電気/ガス使用量の状況」では、回答者の省エネルギーに向けた取り組みの状況について集計している。また、その取組状況ごとに、1世帯当たり人数別、あるいは住宅種類別に実施率をまとめた

²市域全体の電気・ガス使用状況や市民の省エネ行動の実態を知るために、西宮市が令和元年度に西宮市民を対象に実施（1,000件）した事業。

「（３）省エネルギーに向けた取り組み状況」、「（４）省エネルギーに向けた取組によるエネルギー削減効果（特に電気使用量の削減効果）」と、「（５）まとめ」という構成となっている。

この「（５）まとめ」に記載されている内容がこのデータ分析報告書の骨子であると考えられることから、その全文を転記する。

（５）まとめ

これらの分析をまとめると、次のようにいうことができる。

① 西宮市における基本的なエネルギー使用状況を整理した

- ・太陽光発電設備は、アンケート回答ベースで 12.0%
- ・エネファームは、同様に 5.5% 程度の普及率がある。
- ・太陽光発電設備の導入により世帯人数の少ない世帯では電気使用量が顕著に減少するが、世帯人数の多い世帯では、むしろ電気使用量が増加する場合がある。

② 平成 30 年度、2019 年度の月別電気およびガス使用量の傾向を確認した。

- ・世帯当たり人数が多くなるほど使用量は大きくなるが、3人世帯と4人世帯にそれほど大きな差はみられない。
- ・戸建てはマンションよりも通年にわたって使用量が多い。

③ 省エネルギーに向けた取組状況を把握した。

- ・最も実施率が高い取組は
「冷暖房の必要のないときは消すように気をつける」
「必要のない照明はこまめに消す」
- ・最も実施率が低い取組は
「風呂は間隔を空けずに入り、追い炊きはしない」
「できるだけ車を使わずに、自転車や公共交通機関を利用する」

なお、世帯人数や住宅種類で傾向が異なるものも見られた。

これらの結果をふまえ、他市との比較も行いながら、西宮市に求められる省エネ行動推進政策が求められる。

また、データ分析結果とは別に、「3. 他自治体等との比較検討」として、東大阪市、松戸市、大分市、松山市の4市の事例を掲載するとともに、「（５）まとめ」として以下のとおりまとめられている（全文）。

（５）まとめ

西宮市の人口規模が類似するいくつかの市の省エネ行動に関わる取りくみをまとめた。他の市の動向なども踏まえ、次のような点をまとめとして整理したい。

- ① 要求されているエネルギー削減、温室効果ガス削減目標は、極めて高く、一方で、全部門に対する家庭部門の削減状況は必ずしも大きくはない。一方で、西宮市の市民目線から考えた場合には、実施可能な省エネ行動の着実な実施が必要である。実行可能性の観点から目標の設定を行い、モニタリングを続けていくことが、実効性の高い取組となる。
- ② それぞれの省エネ行動の実施率を向上させ、削減効果を上げるため、省エネ行動が少なくとも短期的に効果が実感できるような「得をする行動」にきっかけを求めた施策がありうる。ただし、それらも現状の実施率の高低によって効果が変わることから、現状実施率と削減効果の両面を見据えた省エネ行動実施率向上施策が必要である。また、同じような項目でも、西宮市に比べて他市での実施率が高い項目があり、市民による実施率の上限を迎えていない項目については、積極的に働きかけることによって高い政策効果を期待することができる。西宮市は、環境学習に力を入れ、個々の市民の高い環境意識による省エネ行動に期待する点が特徴的である。各行動の実施率の向上は、引き続き求められる。
- ③ 一方で、省エネ行動は、費用が一時的にかかったり、行動に手間がかかったりする点が阻害要因となっており、その延長線上での取り組みでは、高い削減目標を実現できず、全く異なる視点での取組が必要とされている。機器の効率化や再生可能エネルギーの導入などはもちろんのこと、まちづくり全体として省エネルギーを達成する取組が求められ、それらへの市民の理解と行動が必要となる。

さらに、前記のデータ分析報告書を基礎として作成された「提言書（全5ページ）」において以下のとおり提言されている。

環境学習により市民の高い環境意識に基づいて、それぞれの市民の省エネ行動の実施率を高めることで、民生家庭部門の省エネルギー、温室効果ガス削減の目標の達成に貢献することが必要である。この施策は、効率的な家電機器の導入や省エネルギーを実現するまちづくりの推進がとりわけ重要であることを踏まえつつも、市民ができる身近な行動として有意義なものとして位置づけている。

省エネ行動を進めるにあたって、次の2点を提案する。

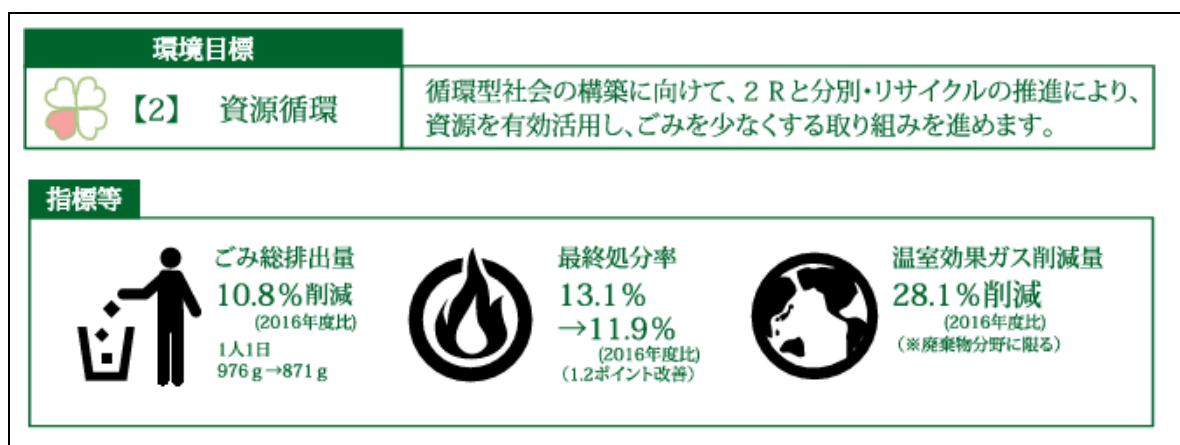
- ① 実施率とエネルギー節約効果から見たターゲットとすべき省エネ行動の明確化
- ② 市民の電力使用量が全市民の中でどの程度であることを明示することによる行動促進

〔指摘－1〕西宮市省エネ行動モニター事業結果分析業務に関する報告書等の納品検収について

データ分析報告書等は、西宮市省エネ行動モニター事業結果分析業務に関する仕様書に記載されている第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の「目標設定及び施策の検討」は実施されていない。

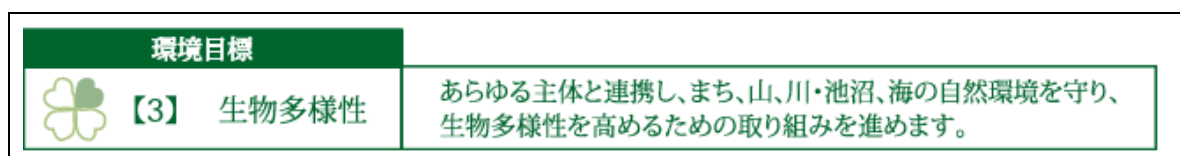
市は、仕様書に定められている業務が漏れなく適切に実施されているかを確認する必要がある。今後は仕様書とおりの成果物納入を徹底するため、必要な確認を実施されたい。

②資源循環



「資源循環」に関する指標等は、後述する「西宮市一般廃棄物処理基本計画」において目標達成に向けた具体的な取り組みが定められており、「第4 環境行政の基本となる宣言、計画等」において、その進捗状況について確認する。

③生物多様性





指標等	
長期目標① 市内で種*の絶滅を招かない。 392種 (2019年1月時点)	長期目標② 市内における生き物の 生息・生育状況を把握する。 3,637種 (2012年3月時点)
短期目標① 市内で生息・生育が確認 されている生き物の種数 の増加。(在来種が対象)	短期目標② 市民等の生物多様性への 関わりの拡大。

※市内の絶滅危惧種で、兵庫県版RDB(レッドデータブック)・環境省RDB(レッドデータブック)掲載種が対象

「生物多様性」に関する指標等は、実質的に「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略」について定められており、これらの事務事業に関する所管が土木局公園緑化部花と緑の課であるため、検討を割愛する。

④安全・快適

環境目標	
 【4】 安全・快適	良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取り組みを進めます。
指標等	
わがまち美化活動* ¹	 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <p>*² 延べ参加率 20%</p> </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <p>*¹ わがまちクリーン大作戦など、地域・学校等で、まちをキレイにする活動のこと *² 複数の活動の参加者を含むため延べ参加率としています。</p> </div>

「安全・快適」の環境目標に関する指標等は、わがまち美化活動への延べ参加率20%が設定されている(目標年度:令和8年度末)。これは、平成30年度の環境計画推進パートナーシップ会議にて検討された内容である。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でわがまちクリーン大作戦が1回中止されたこと等により、大幅に落ち込む見通しとのことである。平成30年度、令和元年度のわがまち美化活動の参加率は以下のとおりである。

	平成30年度	令和元年度
① クリーンアップひょうご	79,435	79,087
② エココミュニティ会議	608	638
③ パートナーシッププログラム	2,095	3,351
④ 公園清掃	780	1,389
合計 (A)	82,918	84,465

	平成30年度	令和元年度
各年10月時点の人口 (B)	488,127	487,401

(A) ÷ (B)	平成30年度	令和元年度
わがまち美化活動 (%)	16.99%	17.33%

(6) 第3次西宮市環境基本計画に記載されている取り組みと事務事業の関連

第3次西宮市環境基本計画は、4つの環境目標とそれぞれの目標で達成すべき指標等が記載され、その指標達成のための「取り組み」を合計で28項目設定している。これらの「取り組み」は、環境目標と指標等ごとに分類され、第3次西宮市環境基本計画の本文中で具体的に実行する事務事業が説明されている。

環境目標とその指標等及び第3次西宮市環境基本計画に記載されている取り組みの関連は以下のとおりである。

環境目標	指標等	取り組み No	第3次西宮市環境基本計画に記載されている取り組み（施策）
【低炭素】	策定中	1	1ライフスタイル・ワークスタイルの転換
		2	省エネルギー機器等の導入促進
		3	再生可能エネルギーの導入・普及啓発
		4	公共交通の利用促進と自動車交通の低炭素化
		5	緑化の推進
		6	街区全体での低炭素化の推進
		7	資源循環型社会の形成
		8	気候変動に対する適応策
【資源循環】	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ総排出量10.8%減 ・最終処分率13.1%⇒11.9% ・温室効果ガス削減量28.1%減 	9	廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進
		10	不用品の再利用（リユース）の推進
		11	資源の再生利用（リサイクル）の推進
		12	各主体による適正処理の推進
		13	ゴミ処理施設におけるエネルギーの有効活用及び処理の効率化の推進
【生物多様性】	監査対象外の為記載省略	14	地域活動等を通じた生物多様性の保全
		15	生態系ネットワークの保全・形成
		16	情報共有とあらゆる主体による調査体制のしくみづくり
		17	くらしや産業の中で多様な生態系サービスを育む
		18	公有地の緑化
		19	民有地の緑化
		20	市民緑化活動や農との触れあい支援の推進
		21	大気・水質・土壌などの保全、騒音・振動対策
【安全、快適】	<ul style="list-style-type: none"> ・わがまち美化活動 延べ参加率20% 	22	発生源への指導・監視
		23	有害化学物質対策による安全なくらしの確保
		24	環境に配慮した住まい・街づくりの推進
		25	人にやさしいまちづくりの推進
		26	ごみのない美しい・住みやすいまちづくりの推進
		27	身近な自然、れきしや文化の次世代への継承
		28	自然災害や気候変動に対応したまちづくり・暮らしの推進

（出典：第3次西宮市環境基本計画より監査人作成）

3 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（1）策定の経緯

平成 20 年 6 月に地球温暖化対策推進法の改正が行なわれ、都道府県、指定都市、中核市及び特例市において、その地域における温暖化対策を計画的に進めるための実行計画を策定することが義務付けられた。これを受けて、西宮市においては本計画の前身である「持続可能な地域づくり ECO プラン-西宮市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）-」を策定し、「2020 年度における市域の温室効果ガス排出量を平成 2 年度比 10%削減」を目標に設定した。その後、平成 31 年 3 月に上位計画である西宮市環境基本計画の改定にあわせてこの計画も前倒しで改定されたため、平成 30 年度までに対象期間を変更、平成 2 年度比 16%の削減を実現し、目標値を達成した。その後、この計画改定により「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」が策定された。

（2）計画の位置づけ・役割

第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、地球温暖化の主な原因とされる人為的に発生する温室効果ガスを総合的・計画的に削減するための施策・指針を示したものである。

（3）計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、西宮市全域とされている。ただし、地球温暖化対策は、広域的な視点での対策も必要になるため、対策によっては、周辺自治体、兵庫県、国との連携も視野に入れたものとなっている。

なお、この第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは別に、「西宮市役所 ECO プラン - 第三次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） - 」という計画も存在している。この計画は、市自ら事業者及び消費者の立場として環境負荷を低減することを目的に策定する計画である。

計画の対象範囲の観点では、第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）がこの西宮市役所 ECO プラン - 第三次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） - を包含していると考えられる。

(4) 計画の期間

この計画の期間は、第3次西宮市環境基本計画と同じく平成31年度から令和10年度までの10年間とされている。

なお、市域の自然的社会的条件は、今後の気候変動による影響や人口の増減、IoT³やAI⁴を始めとする先進技術の普及、市民による取り組みの一層の広がりや定着、再生可能エネルギーの更なる普及等の様々な要因により、中長期的に変化していくことが前提とされている。

そのため、中間年次である令和5年度（2023年度）に、この計画の目標や施策等について自然的社会的条件の再評価を行い、必要に応じて目標や対策・施策の見直しを行うこととされている。

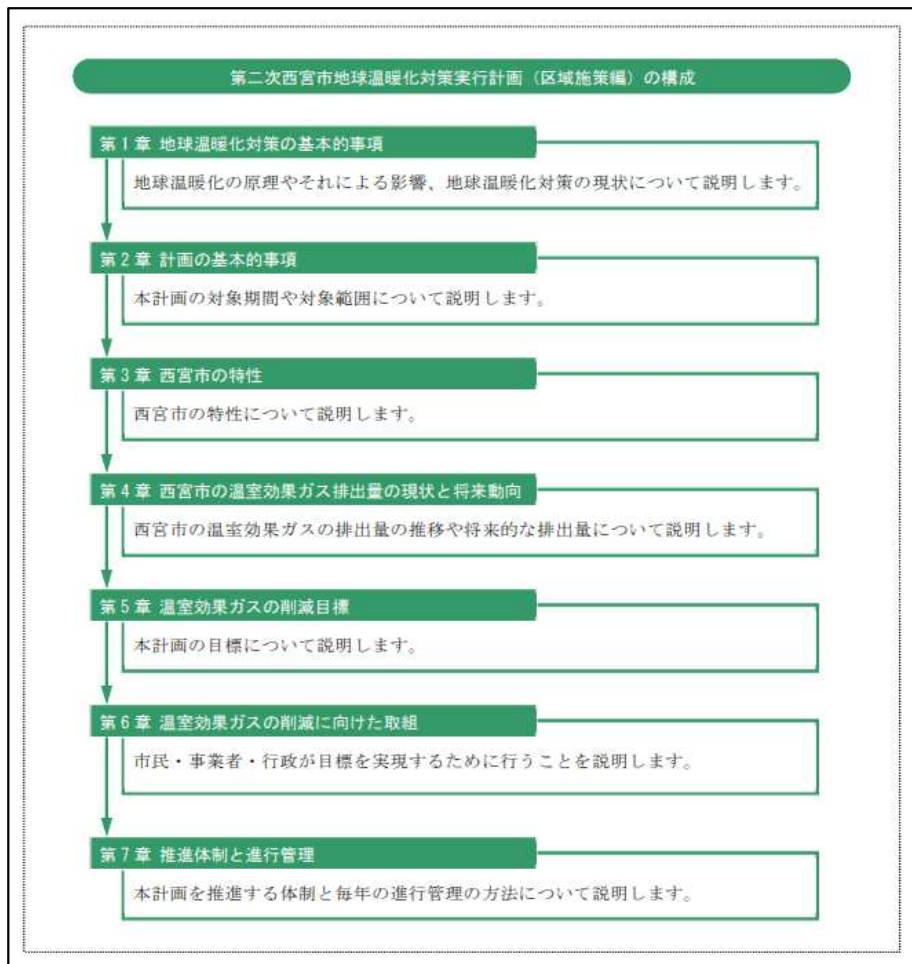
(5) 計画の概要

この計画では、まず第1章で地球温暖化の原理、影響、原因と現在の状況、地球温暖化対策に関する海外、国内、西宮市の動向等「地球温暖化対策に関する基本的な事項」を説明している。第2章では、この計画の対象期間や対象範囲に関する「計画の基本的な事項」を、第3章では西宮市の人口推移や産業の状況、交通の状況、市民の意識調査の結果等「西宮市の特性」を示している。第4章では西宮市の温室効果ガス排出量の推計方法や、西宮市の温室効果ガス排出量の特徴、温室効果ガス排出量の将来動向等が記載されている。第5章では、第4章の現状や将来を踏まえ、国の削減目標や西宮市のこれまでの計画の目標値等を考慮した削減目標について記載されている。第6章では、目標達成のための具体的な取り組みについて数多く示されている。最後の第7章では、計画実施のための推進体制、進行管理（PDCA サイクル⁵）について述べられている。図示すると以下のとおりである。

³ Internet of Thing。モノのインターネット。例えば自動車や家電のような「モノ」自体をインターネットに繋げ、より便利に活用するという試み。

⁴ Artificial Intelligence。人工知能。

⁵ 1950年代、品質管理の父といわれるW・エドワーズ・デミングが提唱したフレームワーク。Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。



（6）温室効果ガスの削減目標

パリ協定で設定された目標である「今世紀後半に実質的な温室効果ガス排出量ゼロ」を目指し、国は、平成25年度を基準年度として令和12年度に26%削減、令和32年までに80%削減を目標とした計画を策定している。その後、兵庫県も国の目標値を参考に、令和12年度に平成25年度比で26.5%削減するという計画を定めた。

国、県の削減目標及び西宮市の前計画の目標値⁶

項目	目標値
地球温暖化対策計画	短期目標

⁶ 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が策定された平成31年3月時点のものである。

<p>(環境省 平成 28 年 5 月閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020(令和 2)年度に 2005(平成 17)年度比で 3.8% 減以上 (1990 年度比 3.1%増) 中期目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2030 (令和 12) 年度に 2013 (平成 25) 年度比で 26.0%削減 (1990 年度比 18.0%、2005 年度比 25.4%削減) 長期目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2050 (令和 32) 年までに 2013 (平成 25) 年度比で 80%削減
<p>兵庫県地球温暖化対策推進計画 (兵庫県 平成 29 年 3 月)</p>	<p>中間目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020(令和 2)年度に 2013 (平成 25) 年度比で 5% 削減 (1990 年度比 3%、2005 年度比 6%削減) <p>最終目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2030 (令和 12) 年度に 2013 (平成 25) 年度比で 26.5%削減 (1990 年度比 24.9%、2005 年度比 27.6%削減)
<p>持続可能な地域づくり ECO プラン -西宮市地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) - (西宮市 平成 22 年 3 月)</p>	<p>【2020(令和 2)年度までの暫定目標】</p> <p>中期目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020(令和 2)年度に 1990(平成 2)年度比で 10%削減 <p>長期目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2050 (令和 32) 年度に 1990(平成 2)年度比で 70%削減

西宮市においては、この計画の前計画である持続可能な地域づくり ECO プラン-西宮市地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) -で、西宮市域における令和 2 年度の温室効果ガス排出量を平成 2 年度比で 10%削減する、という目標を掲げていた。

しかしながら、平成 28 年 4 月から始まった電力小売全面自由化で、多数の小売電気事業者が参入したことにより、市域における電力使用量の把握が困難になり、温室効果ガス排出量の算出に影響が出た。

そのため、目標設定にあたっては、国や県の目標を視野に入れつつ、市民や事業者が自らの取り組みによる効果を実感できる指標が必要である、との判断の下、計画期間の最初の 2 年間に、市民を対象とした省エネ行動モニター事業等を実施することとされ

た。このモニター事業により、省エネ行動を促すとともに、省エネ行動によるエネルギー削減効果を測ることとしたのである。

このモニター事業で得られたデータや、今後行われる電力会社の発送電分離等の社会情勢の変化を踏まえて、令和2年度に本計画の目標を設定することとし、それまでの間、暫定的に前計画の目標を引き継ぐこととされた。

つまり、現時点における目標値は、以下のとおりとなる。

<p>中期目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020(令和2)年度に1990(平成2)年度比で10%削減 <p>長期目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2050(令和32)年度に1990(平成2)年度比で70%削減
--

①暫定的な目標値達成へ向けた進捗状況

直近の温室効果ガス排出量の実績については、持続可能な地域づくり ECO プラン - 西宮市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編） - の平成30年度実績報告書が、令和3年5月に示されている。

表 温室効果ガスの種類別排出量の推移 (単位:t-CO₂)

	基準年度 平成2年度 1990年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	前年度比		基準年度比		
				増減量	増減率	増減量	増減率	
二酸化炭素	1,711,366	1,655,260	1,431,492	△ 223,769	△ 13.5%	△ 279,874	△ 16.4%	
その他ガス	メタン	5,309	382	361	△ 21	△ 5.5%	△ 4,948	△ 93.2%
	一酸化二窒素	14,977	5,265	5,156	△ 110	△ 2.1%	△ 9,821	△ 65.6%
	HFCs	8,823	24,138	24,214	76	0.3%	15,391	174.4%
合計	1,740,475	1,685,047	1,461,223	△ 223,823	△ 13.3%	△ 279,252	△ 16.0%	
市民一人当たり排出量	4.08	3.45	2.99	-	-	-	-	
西宮市人口(人)	426,909	488,399	488,127	-	-	-	-	
電力排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.353	0.435	0.352	-	-	-	-	

前記のとおり、平成30年度(2018年度)実績の温室効果ガス排出量は1,461,223t-CO₂と、基準年度である平成2年度(1990年度)の1,740,475t-CO₂と比較して、△279,252t-CO₂と△16.0%であり、現時点での目標値である「2020年度に1990年度比で10%削減」という目標値は達成している。但し、平成28年(2016年)4月から始まった電力小売全面自由化で、多数の小売電気事業者が参入したため、市域における電力使

用量の把握が困難となっており、平成 28 年度（2016 年度）以降の電力使用量は、各小売電気事業者への照会によって得られた回答を集計したものである。そのため、電力使用量に基づいて計算された温室効果ガス排出量は概算値となっているため留意が必要である。

②目標の設定に向けた取組状況

現在、令和 3 年度中に第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標を設定するため、環境計画推進パートナーシップ会議において検討が進められている。

令和 3 年 5 月 13 日の第 1 回会議においては、同年 4 月の気候変動サミットにて、当時の菅総理が「令和 12 年までに 46%削減」という新しい目標を表明したことを踏まえ、西宮市において「2050（令和 32）年に温室効果ガスの排出を実質ゼロ」という目標を達成するために、令和 12 年にどうあるべきかという観点から作業を進めるべきとの意見が出された。これに対し、国の地球温暖化対策計画もまだ作成されておらず、46%削減へのロードマップも示されていない中で、地方自治体として市民の努力を反映できるような目標も必要である、としながら、国に付度することなく西宮市として意欲的に取り組んでほしいという意見も出された。

また、第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標設定ならびに改定版の作成にあたり、その作業をより円滑かつ効果的に進めるために必要な事項を定めることを目的とする「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援業務」の成果物（計画書の素案）も入手済みであるとのことである。

令和 3 年度中には、環境計画推進パートナーシップ会議での積極的な議論の上、改定支援業務の成果物等も参考にしつつ、適切な数値目標の設定が可能とのことである。

4 西宮市一般廃棄物処理基本計画

(1) 策定の経緯

西宮市では、昭和 60 年度以降、6 次にわたって「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るごみの適正処理を進めるために必要な基本的事項を定めてきた。さらに、平成 20 年度には、平成 30 年度を最終年度とする減量目標値の設定、それを達成するための施策を具体化した「西宮市ごみ減量推進計画～チャレンジにしのみや 25～」を策定し、市民・事業者と連携・協力しながら、さまざまなごみの減量・リサイクル推進事業を展開している。

現在、「生活系ごみ」については減量目標値をすでに達成しているが、「事業系ごみ」については平成 24 年度より増加傾向に転じ、減量目標値には達成しておらず、事業者による廃棄物の排出抑制が喫緊の課題となっている。また、資源化量や最終処分率についても目標値の達成が難しいと見込まれていることから、更なるごみ減量・リサイクルの取り組みの推進が必要であると考えられている。

平成 31 年 3 月の改定は、平成 30 年度末に上位計画である「西宮市総合計画」及び「西宮市環境基本計画」がともに改定されることから、それらの計画と整合を図る必要があるとともに、「西宮市ごみ減量推進計画～チャレンジにしのみや 25～」についても本計画と重複する部分が多い。そのため、今回の改定に併せて両計画を統合し、より実践的なものにするため「西宮市一般廃棄物処理基本計画」を改訂したという経緯がある。

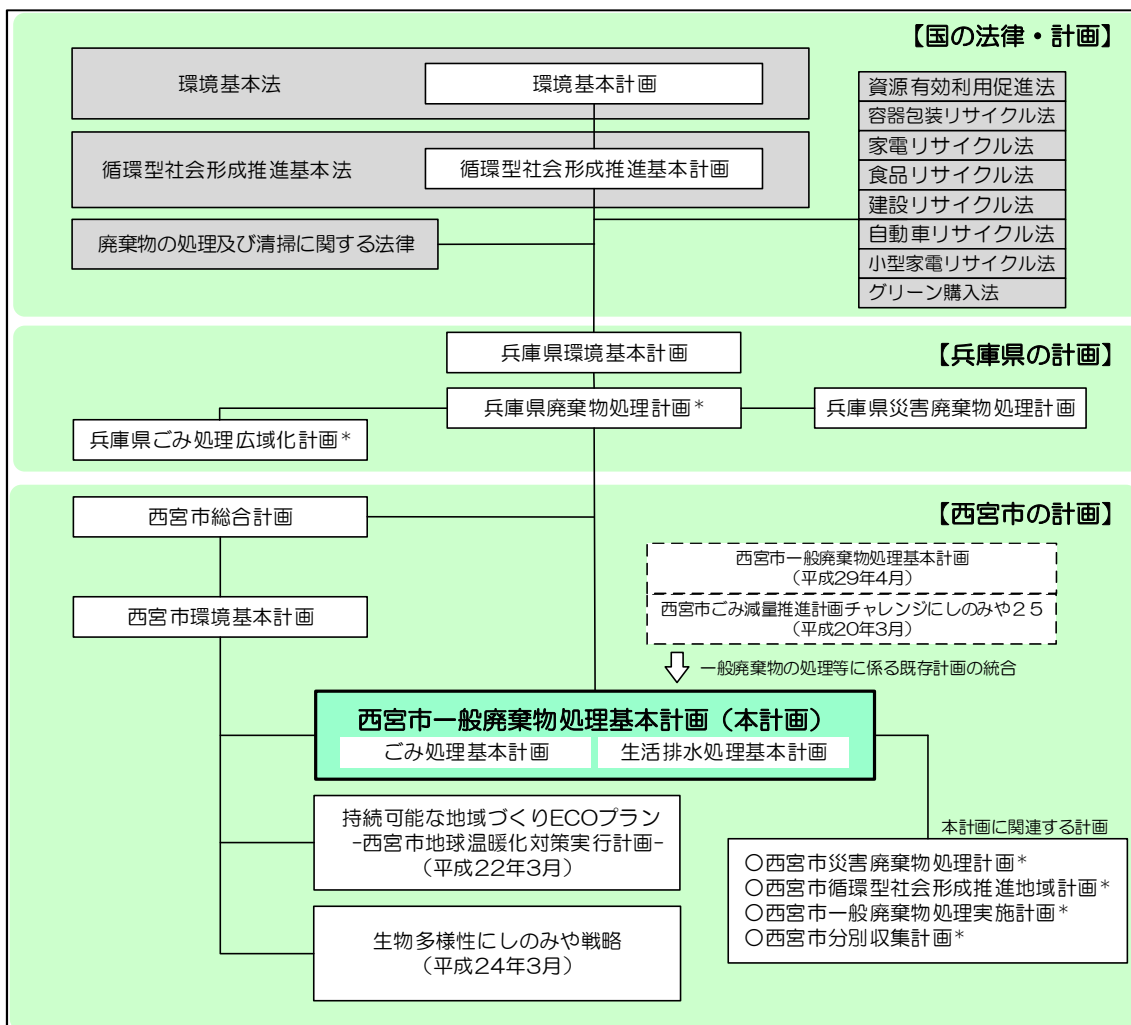
なお、この計画は「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月環境省通知）」に基づくものである。

(2) 計画の位置づけ・役割・対象区域

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、対象とする廃棄物は一般廃棄物である。

この計画の策定にあたっては、西宮市総合計画、西宮市環境基本計画及び関連法令・計画等との整合・調和を図るとともに、一般廃棄物の処理等に係る既存計画を統合し、廃棄物と生活排水の排出抑制及び発生から最終処分までの適正処理を総合的・計画的に進めるために、必要な基本的事項を定めている。

【関連法令・計画等との関係】



また、計画対象区域は、西宮市全域である。

(3) 計画期間

計画期間は、令和元年度から平成40年度（令和10年度）までの10年間とし、中間目標年度を平成35年度（令和5年度）とされている。

また、本計画は、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、概ね5年毎に見直しを行うこととし、国における廃棄物行政の動向や社会経済情勢の変化等により、本計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合も適宜見直すこととされている。

【計画期間年表】

平成29 年度 (2017)	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)	平成33 年度 (2021)	平成34 年度 (2022)	平成35 年度 (2023)	平成36 年度 (2024)	平成37 年度 (2025)	平成38 年度 (2026)	平成39 年度 (2027)	平成40 年度 (2028)	
←		→	←			→	←					→
		開始				中間 目標						目標
計 画 策 定 期 間		計画期間（平成31年度(2019)～平成40年度(2028)）										
		計 画 開 始 年 度				中 間 目 標 年 度						計 画 目 標 年 度

(4) 計画の概要

この計画では、まず第1章で計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、西宮市の人口等「計画の基本事項」について示している。第2章から第6章は「ごみ処理編」で、第2章では「ごみ処理の現状と課題」として、ごみ処理のフローやごみ排出量の状況、他自治体との比較、ごみに関する市民・事業者の意識調査の結果、意識調査の結果から把握された課題について記載されている。第3章では「ごみ処理の将来目標」について、ごみ量の将来推計、ごみ処理に関する基本理念・基本方針、目標値の設定方法、数値目標、数値目標達成のための指標が示されている。第4章では「目標達成に向けた施策」として、目標達成のための基本方針と具体的な施策を記載している。第5章では「これからのごみ処理」に関して、中間処理計画や施設整備方針・スケジュール等について示されている。第6章では「災害時における廃棄物処理」について記載されている。第7章は「生活排水処理基本計画」として、公共下水道や浄化槽等による処理方法に関する記載がなされている。最後の第8章では「ごみ処理編」「生活排水処理基本計画」に共通で、その計画推進のためのPDCAサイクルについて記載されている。

「西宮市一般廃棄物処理基本計画」の目次は以下のとおりである。

共通編	第1章 計画の基本事項	
	第1節 計画策定の趣旨	1
	第2節 計画の位置づけ	2
	第3節 計画期間	3
	第4節 西宮市の概要	4
ごみ 処理編	第2章 ごみ処理の現状と課題	
	第1節 ごみ処理の現状	7
	第2節 市民及び事業者の意識	24
	第3節 課題の抽出	26
	第3章 ごみ処理の将来目標	
	第1節 ごみ量の将来推計	28
	第2節 基本理念及び基本方針	30
	第3節 計画目標	32
	第4章 目標達成に向けた施策	
第1節 基本方針1	37	
第2節 基本方針2	41	
第3節 基本方針3	44	
生活排水 処理編	第5章 これからのごみ処理	
	第1節 収集・運搬計画	50
	第2節 中間処理計画	50
	第3節 最終処分計画	52
共通編	第6章 災害時における廃棄物処理	
	第1節 災害廃棄物処理	53
	第7章 生活排水処理基本計画	
	第1節 生活排水処理の現状と課題	54
	第2節 生活排水処理基本計画	60
	第3節 災害応援協定	60
共通編	第8章 計画の推進	
	第1節 計画の進行管理	61

(5) 「数値目標」とその達成のための「指標」及びその進捗状況

「数値目標」及びその達成のための「指標」については、第3章ごみ処理の将来目標で詳述されており、それぞれ以下の数値を設定している。

【数値目標】

(1) ごみ総排出量

目標① ごみ総排出量：平成 28 年度比 10.8%削減 (871g/人・日)

考え方：生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の減量、リサイクル率の向上の施策を実施することにより、ごみ総排出量は 871g/人・日となります。

(国の目標値である 898g/人・日と近畿地区中核市の平均値 927g/人・日を達成します。)

指標	目標値		
	平成 28 年度 (実績)	平成 35 年度(2023) (中間目標年度)	平成 40 年度(2028) (計画目標年度)
ごみ総排出量	976g/人・日	915g/人・日	871g/人・日
		61g 削減 (6.3%削減)	105g 削減 (10.8%削減)

(2) 最終処分率

目標② 最終処分率：13.1%→11.9% (1.2 ポイント改善)

考え方：生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の減量、リサイクル率向上の施策を実施することにより、最終処分率は 11.9%となります。(国の目標値である 13.7%、近畿地区中核市の平均値 12.3%以下を達成します。)

指標	目標値		
	平成 28 年度 (実績)	平成 35 年度(2023) (中間目標年度)	平成 40 年度(2028) (計画目標年度)
最終処分率	13.1%	12.4%	11.9%
		0.7 ポイント改善	1.2 ポイント改善

(3) 温室効果ガス排出量 (廃棄物処理時における)

目標③ 温室効果ガス排出量：44,953t-CO₂→32,322t-CO₂ (28.1%削減)

考え方：生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の減量、リサイクル率向上の施策を実施することにより、焼却施設の煙突から排出される温室効果ガスは 28.1%削減されます。

指標	目標値		
	平成 28 年度 (実績)	平成 35 年度(2023) (中間目標年度)	平成 40 年度(2028) (計画目標年度)
温室効果ガス排出量	44,953t-CO ₂	37,759t-CO ₂	32,322t-CO ₂
		7,194t-CO ₂ 削減 (16.0%削減)	12,631t-CO ₂ 削減 (28.1%削減)

【数値目標達成のための指標】

(1) 生活系ごみ排出量

指標① 生活系ごみ排出量：平成 28 年度比 10%削減 (459g/人・日)

考え方：国の目標値である 500g/人・日を達成し、かつ、近畿地区中核市の最小値 487g/人・日以下を目標とします。

指標	目標値		
	平成 28 年度 (実績)	平成 35 年度(2023) (中間目標年度)	平成 40 年度(2028) (計画目標年度)
生活系ごみ排出量 (集団回収、資源A・B、 小型家電BOX回収を除く)	510g/人・日	480g/人・日	459g/人・日
		30g 削減 (5.9%削減)	51g 削減 (10.0%削減)

(2) 事業系ごみ排出量

指標② 事業系ごみ排出量：平成 28 年度比 20%削減 (141t/日)

考え方：事業系ごみは、国の目標相当である 140t/日に近づけることを目標とします。

指標	目標値		
	平成 28 年度 (実績)	平成 35 年度(2023) (中間目標年度)	平成 40 年度(2028) (計画目標年度)
事業系ごみ排出量	177t/日	156t/日	141t/日
		21t 削減 (11.9%削減)	36t 削減 (20.0%削減)

(3) リサイクル率

指標③ リサイクル率：14.5%→22.0%（7.5ポイント改善）

考え方：リサイクル率は、平成28年において14.5%と国の目標値27.0%及びチャレンジにしのみや25の目標値28.0%から大きく乖離しているため、近畿地区中核市のリサイクル率最大値21.2%を上回る22.0%を目標とします。

指標	目標値		
	平成28年度 (実績)	平成35年度(2023) (中間目標年度)	平成40年度(2028) (計画目標年度)
リサイクル率	14.5%	18.9%	22.0%
		4.4ポイント改善	7.5ポイント改善

生活系及び事業系ごみともに、再資源化可能な紙類やプラスチック類の占める割合が高いことから、分別の徹底と適正処理の推進によりリサイクル率の向上を目指します。

西宮市は、これら目標値に関して、数値目標及び数値目標達成のための指標を達成した場合の、中間目標年度（2023年度）と目標年度（平成40年度：令和10年度）でのごみの状況に関して、西宮市一般廃棄物処理基本計画のP.36に以下の表を示している。

【ごみ減量及び最終処分率の目標値】

		平成28年度 基準年度	平成35年度 (2023) 中間目標年度	平成40年度 (2028) 目標年度
人口	人	488,080	485,844	478,624
ごみ総排出量	トン	173,755	162,724	152,181
	g/人・日	976	915	871
集団回収量	トン	11,974	11,914	11,705
	g/人・日	67	67	67
生活系ごみ排出量 (資源A・B、小型家電BOX回収除く)	トン	90,779	85,353	80,186
	g/人・日	510	480	459
資源A・B	トン	6,227	8,357	9,608
	g/人・日	35	47	55
小型家電BOX回収	トン	10	20	20
事業系ごみ排出量	トン	64,765	57,080	50,662
	t/日	177	156	141
資源化量	トン	25,245	30,755	33,480
	リサイクル率	%	14.5	22.0
埋立処分量	トン	22,784	20,178	18,110
最終処分率	%	13.1	12.4	11.9

監査人は、数値目標の達成可能性について検討するため、前記表に基づき、目標及びその達成のための指標について直近年度での実績及び、中間目標年度での達成可能性に関する現時点での環境局の見解について確認し、以下の回答を得た。

		平成28年度	令和5年度 (2023) 中間目標年度	令和2年度 (2020) 実績	実績-目標	現時点における中間目標年度における目標達成の可否に関する環境局の見解	令和10年度 (2028) 目標年度	西宮市 追記
		基準年度						
人口	人	488,080	485,844	485,705	-139		478,624	
ごみ総排出量	トン	173,755	162,724	162,063	-661	困難	152,181	
	g/人・日	976	915	914	-1	困難	871	数値目標①
集団回収量	トン	11,974	11,914	9,402	-2,512	そもそも目標値を定めていない	11,705	
	g/人・日	67	67	53	-14	そもそも目標値を定めていない	67	
生活系ごみ排出量 (資源A・B、小型家電 BOX回収除く)	トン	90,779	85,353	91,246	5,893	不可	80,186	
	g/人・日	510	480	515	35	不可	459	指標①
資源A・B	トン	6,227	8,357	5,314	-3,043	そもそも目標値を定めていない	9,608	
	g/人・日	35	47	30	-17	そもそも目標値を定めていない	55	
小型家電BOX回収	トン	10	20	33	13	そもそも目標値を定めていない	20	
事業系ごみ排出量	トン	64,765	57,080	56,068	-1,012	困難	50,662	
	t/日	177	156	154	-2	困難	141	指標②
資源化量	トン	25,245	30,755	22,355	-8,400	不可	33,480	
	リサイクル率 %	14.5	18.9	13.8	-5.1	不可	22	指標③
埋立処分量	トン	22,784	20,178	20,945	767	不可	18,110	
	最終処分率 %	13.1	12.4	12.9	0.5	不可	11.9	数値目標②
温室効果ガス排出量	t-CO2	44,953	37,759	63,549	25,790	不可	32,322	
	%		-16%	41%	-57%	不可	-28.1%	数値目標③

また、前記回答に関してヒアリングを行い、以下の補足説明を受けた。

- ① 西宮市一般廃棄物処理基本計画のP. 36の表は、数値目標および数値目標達成のための指標を達成した場合の状況の試算値である。
- ② 前記表の西宮市追記欄に数値目標および指標と追記した項目以外の項目は、便宜上、試算した値に過ぎず、そもそも目標設定値を定めていない項目である。
- ③ 西宮市一般廃棄物処理基本計画の中間目標値については、目玉施策である「指定袋制度の導入（令和4年4月～）」と「分別区分の見直し（令和8年度～）」の導入時期等は特に考慮しておらず、目標年度に目標値に到達することを前提とした減少または増加の推移を単純直線上にプロットし、中間目標年度時点での達成値を示したものに過ぎない。よって、中間目標年度の目標値を設定してはいるが、この目標値を達成できなかった場合においても、目玉施策の導入により令和10年度の目標値は達成可能であると考えているため、令和10年度の目標値の見直しを行う予定はない。

②によると、「集団回収量」「資源A・B」「小型家電BOX回収」については表には含まれているが、目標設定値を定めていないとのことである。

また、③によると、西宮市一般廃棄物処理基本計画策定当時（平成31年3月）は、「指定袋制度の導入（令和4年4月～）」と「分別区分の見直し（令和8年度～）」という目玉施策の導入時期等を考慮していないため、中間目標年度の目標値を達成できなかった場合においても、目玉施策の導入により令和10年度の目標値は達成可能であると考えているため目標値の見直しを行う予定はない、とのことである。

[意見－1] 西宮市一般廃棄物処理基本計画の「数値目標」及びその達成のための「指標」以外の試算値、及び中間目標値の意味の明示について

「西宮市一般廃棄物処理基本計画」に記載されている、「数値目標」及びその達成のための「指標」以外の数値（「集団回収量」「資源A・B」「小型家電BOX回収」）については、「目標設定値」ではなく、「目標達成時に想定される試算値」であるとのことである。そのため、中間目標年度及び目標年度においてその数値をもって実績と比較する項目ではない、とのことである。

しかしながら、この表のタイトルが【ごみ減量及び最終処分率の目標値】である以上、読者は「集団回収量」「資源A・B」「小型家電BOX回収」についても、目標値であると認識すると考えられる。

目標設定値として設定していない数値に関しては、読者の誤解を防ぐため、その旨を明示する等の対応を実施されたい。

また、中間目標年度の数値についても、読者が中間目標年度において達成すべき数値であると誤解することがなく、その数値の意味合いを理解できるよう、算定方法等を明示する等の対応を実施されたい。

[意見－2] 西宮市一般廃棄物処理基本計画における目標達成に向けた事業推進について

西宮市によると、中間目標値は目標年度に目標値に到達することを前提とした減少または増加の推移を単純直線上にプロットし、中間目標年度時点での達成値を示したものに過ぎなく、この中間目標値を達成できなくても、二つの目玉施策の実施により、最終目標年度の令和10年度において目標値の達成は可能とのことである。

「指定袋制度の導入（令和4年4月～）」と「分別区分の見直し（令和8年度～）」によるごみの削減効果を現時点において正確に予測することは困難ではあるが、これらの施策によりごみ排出量の削減等を大幅に実現しなければ、令和10年度における目標値の達成は困難であると考えられる。

目玉施策をはじめ、西宮市一般廃棄物処理基本計画における目標達成に向けた適切な事業推進に努められたい。

5 環境報告書

西宮市では、平成 31 年 3 月に環境施策を推進するための基本的な指針となる第 3 次西宮市環境基本計画を策定し、持続可能な都市の実現に向けたさまざまな環境施策を展開している。また、これらの環境計画における施策の実施状況等を公表するため、西宮市環境基本条例第 9 条に基づき、「環境報告書」を作成している。

(1) 環境報告書の概要

環境報告書（令和 2 年度（2020 年度）版）の構成は、基本的に第 3 次西宮市環境基本計画の内容に沿った構成となっている。第 3 次西宮市環境基本計画が、文教住宅都市宣言（昭和 38 年）、平和非核都市宣言（昭和 58 年）の考え方をさらに発展させた環境学習都市宣言（平成 15 年）の基本理念をベースとした、西宮市における環境施策を推進するための最も基本的かつ上位の計画であるためである。そのため、第 3 次西宮市環境基本計画における 4 つの環境目標及び 3 つの行動目標と、それらに関連する施策（事業）を紐付け、それぞれの施策（事業）の進捗状況を報告する構成となっている。

環境報告書において記載されている施策の体系は以下のとおりである。

【施策の体系】

環境目標		施策	
1	低炭素	1	省エネルギーの推進・普及啓発
		2	再生可能エネルギーの導入・普及啓発
		3	地域環境の整備
		4	資源循環型社会の形成
		5	気候変動に対する適応策
2	資源循環	1	ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用
		2	環境にやさしいごみの適正処理の推進
3	生物多様性	1	多様な生き物の保全及びその生息・生育環境（生態系）の再生と創造
		2	まちの緑を育む
4	安全・快適	1	良好な大気・水質・土壌などの次世代への継承
		2	人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進
		3	身近な自然、歴史や文化の次世代への継承
		4	自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進

行動目標		施策	
1	学びあい	1	学びあうまちのしくみづくり
		2	環境学習都市を支える人材の育成
		3	環境学習を推進する場の充実
		4	環境に関する情報収集と公開
2	参画・協働	1	各主体の特性に応じた自律した活動を推進
		2	各主体・各世代の参画と協働の推進
3	国際交流・貢献	1	世界の国々との環境を通じた協力や交流の推進
		2	世界の人々への環境情報の発信

環境報告書の記載内容については、まず、環境目標ごとに達成すべき指標等と直近の実績値を比較するとともに、実績値を踏まえた現状と課題を示している。その上で、対象年度にて具体的に取り組んだ事業内容に関する記載がなされている。

[意見－3] 温室効果ガス排出量抑制に関する市の成果を把握するための必要な情報提供について

環境報告書においては、環境目標ごとに達成すべき指標等と直近の実績値を比較することにより、目標値の達成度合いが示されている。ここで、環境目標1の「低炭素」について、その数値として温室効果ガス排出量（t-CO₂）の記載がされており、温室効果ガス排出量は以下の算式にて算出されるが、下記の算式は環境報告書には記載されていない。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{温室効果ガス排出係数}^7$$

基本的に温室効果ガス排出量を減少させるためには、活動量を減少させるか、もしくは温室効果ガス排出係数が下がることが要件となる。温室効果ガス排出係数を所与のものとして仮定した場合、温室効果ガス排出量に関する活動抑制こそが、西宮市が行うべき施策であると考えられる⁸。しかし、環境報告書上、当該算式が明示されていないため、市民は西宮市がどのような観点から施策を行っているのか、判断できない。

環境報告書が、市民に対して環境目標に向けた施策（事業）の進捗状況を伝えるための報告書であると考えると、温室効果ガス排出量に関する算式過程を明示することが望まれる。

[意見－4] 環境報告書の内容について

環境報告書は、以下の西宮市環境基本条例 第9条（年次報告）に基づき、公表されている報告書である。

（年次報告）

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境計画の推進に関する施策の実施状況及び評価結果について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

⁷ 温室効果ガス排出係数とは、活動量当たりの温室効果ガスの排出量をいう。例えば、自動車でガソリンが1ℓ使われた場合、CO₂が2.32 kg-CO₂排出されることになる。

⁸ 活動量の減少は、温室効果ガス排出量の減少というメリットがある反面、市内における経済効果の面でデメリットが考えられることから、一概に活動量の減少が良いと断言できるわけではない。

市は条例に基づき環境報告書を作成しているものの、環境目標に関する指標等や目標値と実績値との乖離の原因や今後の具体的な改善方法等については記載されていない。市民にとっては、指標等の達成に向けた対応策が重要な情報であると考えられる。

市民に対して、環境計画の推進に関する施策の実施状況とその評価に関するより良い情報提供の観点から、達成すべき指標等と実績が乖離している場合には、その原因や今後の具体的な改善方法等を環境報告書の中で記載することが望まれる。

第5 環境局の事務事業に関する主な法律

1 総論

地方公共団体の環境に関する責務を理解するためには、まず、地方公共団体の環境施策に関する法律の理解が不可欠である。検討する法律については、西宮市の環境施策に関する最上位計画である、第3次西宮市環境基本計画に掲げられている4つの環境目標（1. 低炭素、2. 資源循環、3. 生物多様性、4. 安全快適）を基礎に選択する。

まず、2. 資源循環、であるが、西宮市では2Rと分別・リサイクルを推進しており、この環境目標に大きな影響を及ぼす法律として「循環型社会形成推進基本法」が存在する。これは、我が国がこれまで環境対策の基本として打ち出してきた「循環型社会」のあり方を法整備した基本法であり、その理解は必須であると考えられる。

また、1. 低炭素、及び4. 安全快適に関して大きな影響を及ぼす法律は様々あるが、その中で、都市の低炭素化の促進に関する法律、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）を選択する。都市の低炭素化の促進に関する法律は、国際的に要求される二酸化炭素削減において、我が国としての理念等を定め、地方公共団体をはじめ国や地域住民、事業者の責務等を規律する法律として注目すべき法律である。また、環境局の所管する大きな事業として、廃棄物の処理がある。これは、大量生産・大量消費・大量廃棄の時代にあって、前記「循環型社会」において地方公共団体が担う大きな役割であると考えられ、廃棄物処理法に基づく廃棄物の収集、処理、処分は、前記2つの環境目標に及ぼす影響が大きいと考えられる。

なお、3. 生物多様性、については、所管が環境局ではないため、考慮外とする。

よって、以下、循環型社会形成推進基本法、都市の低炭素化の促進に関する法律及び廃棄物処理法について概観する。

2 循環型社会形成推進基本法について

「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生の抑制、②循環資源が発生した場合におけるその適正な循環的な利用の促進、及び③循環的な利用が行われない循環資源の適正な処分の確保という3つの手段・方法によって実現される、①天然資源の消費が抑制され、②環境への負荷が出来る限り低減される社会、と定義される（循環型社会形成推進基本法第2条1項）。

すなわち「循環型社会」とは、大量生産・大量消費・大量廃棄が見直され、資源を効率的に使用し、できる限りごみを出さないこと、出ってしまったごみは資源として利用すること、どうしても利用できないごみは適正に処分することという考え方に基づいて、持続的発展を指向する社会である。

これまで、この「循環型社会」の理念に基づいて、地方公共団体の環境対策のあり方が論じられてきており、「循環型社会」のあり方を法整備した基本法が循環型社会形成推進基本法である。

【循環型社会形成推進基本法の趣旨・目的（第1条）】

この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする（第1条）。

本法の究極の目的として、現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが明記されている。

環境基本法に基づいて策定された環境基本計画においては「循環」「共生」「参加」「国際的取組」という4つの長期目標を定めているところ、その中の「循環」に焦点を当てて制定された基本法である。

【基本目標（第3条～第7条）】

①循環型社会の形成は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない（第3条）。

②循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない（第4条）。

③原材料、製品等については、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用又は処分に伴う環境への負荷ができる限り低減される必要があることにかんがみ、原材料にあつては効率的に利用されること、製品にあつてはなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならない（第5条）。

④循環資源については、その処分の量を減らすことにより環境への負荷を低減する必要がある、できる限り循環的な利用が行われなければならない、この循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならない（第6条）。

⑤循環的な利用の具体的な方法として、①再利用、②再生利用、③熱回収、④適正処分が例示されている（第7条）。

この法律では、第3条から第7条までの定めを循環型社会の形成に関する基本原則としており、この基本原則に基づく必要な措置が、国、地方公共団体、事業者及び国民の

適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない（第4条）とされている。

【国の役割（第9条、第25条）】

国は、第三条から第七条までに定める循環型社会の形成についての基本原則（以下、「基本原則」という。）にのっとり、循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する（第9条）、とされている。

また、国は、地方公共団体による循環資源の循環的な利用及び処分に関する施策その他の循環型社会の形成に関する施策の適切な策定及び実施を確保するため、必要な措置を講ずるものとする（第25条）、とされている。これは、地方公共団体は循環型社会の形成のために様々な施策を行う義務があり、その施策は当該地域の実情に応じて個別具体的に行わなければならないが、一方で、国は全国的な観点から、統一的な施策の実施を要請することで、維持すべき水準を確保すべきとしたものである。

このような要請の強い分野の例に、廃棄物処理法に基づくものがある。廃棄物処理法に基づく施策については、都道府県・市区町村の役割や廃棄物処理基準を国が定め、これに従って地方公共団体が施策を策定・実施している。

【地方公共団体の役割（第10条、第32条）】

地方公共団体は、基本原則にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定・実施する責務を有する（第10条）とされている。

地方公共団体は、廃棄物の処理等の事務を遂行しており、また、地域住民や事業者にとって最も身近な行政機関であることから、その循環型社会の形成に果たす役割は非常に重要である。本条はこの点に鑑み、循環型社会の形成における地方公共団体の責務を明示したものである。なお、本条では国との役割分担の発想も明示されており、具体的には第9条で国の施策は「基本的かつ総合的な施策」と規定されている一方、地方公共団体は「国との適切な役割分担を踏まえたその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策」と規定されている。

また、地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする（第32条）、とされている。

地方公共団体は、廃棄物処理等に係る事務を遂行しており、地域住民や事業者にとって最も身近な行政主体であることから、循環型社会の形成に果たす役割は極めて大きい。

本条は、かかる循環型社会推進の重要な担い手である地方公共団体が講ずべき措置を規定したものである。

【事業者の役割（第 11 条）】

事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する（第 11 条 1 項）、とされている。

本条は循環型社会における事業者の責務を具体的に定めた規定である。廃棄物等の問題の原因を作る者は事業者だけでなく、広く国民も当たりうるが、一般に事業者は、その活動に伴って生じる廃棄物等の量が多いこと、事業活動の遂行のために組織化されており、循環型社会の形成のための各種措置ができる人的・技術的・経済的能力を持ち合わせていることから、国民の義務とは別に特に規定されている。

【国民の役割（第 12 条）】

国民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する（第 12 条 1 項）、とされている。

循環型社会を形成するためには、日常生活において廃棄物等を輩出する国民一人一人の自覚及び責務の問題を論じることは避けては通れない。しかし、一般に国民にはそれを自ら処理する能力がないことから、国民が排出する廃棄物等の適正処理については地方公共団体の責任とされ、国民は手数料や税金の形で費用負担のみを行う構成となっている。

よって、本条では国民が自ら廃棄物等の発生抑制及び適正な循環的な利用に努めるとともに、その適正な処分に関し、国や地方公共団体の施策に協力することが責務として定められている。

3 都市の低炭素化の促進に関する法律について

【都市の低炭素化の促進に関する法律の趣旨・目的（第1条）】

この法律は、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることを鑑み、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めている。また、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）と相まって、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

本法の目的として、二酸化炭素の相当部分が都市において発生していることから、都市の低炭素化の促進に関して、基本的な方針について定め、国だけでなく地方公共団体においても低炭素化の普及の促進のための措置を講じ、国全体で低炭素化社会を実現することが書かれている。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律では、その目的条項（第1条）において「この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」と地球温暖化の内容について踏み込んだ記載がなされ、地球温暖化対策にかかる国や地方公共団体、事業者、国民の義務が明記されている。

本法はかかる地球温暖化対策の促進に関する法律と一体になって、我が国の低炭素化を推し進める目的で制定された法律である。

【都市の低炭素化の促進に関する基本方針等（第3条）】

国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）を定めなければならない。具体的には①都市の低炭素化の促進の意義及び目標に関する事項、②都市の低炭素化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、③低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的な事項、④低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項、⑤都市の低炭素化の促進に関する施策の効果についての評価に関する基本的な事項、⑥前各号に掲げるもののほ

か、都市の低炭素化の促進に関する重要事項を定めるものとされている（第3条第1項、第2項）。

また、かかる基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならぬとされており（同条第3項）、国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされる（同条第5項）。

【都市の低炭素化における国の責務（第4条）】

国は、都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有し（第4条第1項）、国は、市街地の整備改善、住宅の整備その他の都市機能の維持又は増進を図るための事業に係る施策を講ずるに当たっては、都市機能の集約が図られるよう配慮し、都市の低炭素化に資するよう努めなければならない（同条第2項）。

さらに、本法では、国が、地方公共団体その他の者が行う都市の低炭素化の促進に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならないこと、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、都市の低炭素化の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないという国家の全体的な責務を謳っている（同条第3項、第4項）。

【都市の低炭素化における地方公共団体の責務（第5条）】

地方公共団体は、都市の低炭素化の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（第5条）。

これは、二酸化炭素が主に都市で発生するものであり、二酸化炭素の排出主体である事業者や国民に最も身近な行政主体である地方公共団体が、都市の低炭素化に向けた適切な施策の策定、実施者として最も適任であることから具体的に責務が定められたものである。

前記国の責務の項と合わせて理解すると、国が全体的な基本方針を策定し、その中で地方公共団体が具体的な施策の策定、実施を行うという役割分担となっている。

【都市の低炭素化における事業者の責務（第6条）】

事業者は、土地の利用、旅客又は貨物の運送その他の事業活動に関し、都市の低炭素化に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する都市の低炭素化の促進に関する施策に協力しなければならない（第6条）。

事業者は国民一人単位に比べ、事業活動として二酸化炭素を排出するため、その規模は大きくならざるを得ない。

そこで、本法は特に事業者の責務を規定したものである。

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

前記循環型社会推進基本法の解説のところでも触れたとおり、地方公共団体が循環型社会の形成に果たす役割は大きく、とりわけ廃棄物の処理は、各地方行政単位で責任を持って施策・実施しなければ適切な処理をすることができない。

ここでは、廃棄物処理法の各種規定のうち、市町村に関連する条文のうち主なものについて概観していく。

なお、SDGs との関連については、「第6 自治体 SDGs 3 地方創生 SDGs と自治体業務の関連」にて記載している。

【廃棄物処理法の趣旨】

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

廃棄物処理に関する法規制は、汚物の衛生的処理を目的として明治33年に制定された汚物掃除法に始まるが、その後、この法律は改正され、廃棄物処理法の前身である清掃法が制定された。清掃法では、清潔の保持や公衆衛生的見地からの措置に重点が置かれていた。

一方、廃棄物処理法においては、我が国の経済発展や国民生活の向上等に伴う廃棄物の拡大等の事情を背景に「生活環境の保全」という理念を目的に加えている。

【廃棄物処理法における市町村の責務】

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2～3 (省略)

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

廃棄物の抑制・適正処理の実現のためには、市町村・都道府県・国等の各行政主体が連携して取り組まなければならないため、各行政主体の役割分担を規定するものである。

【一般廃棄物処理計画の策定】

- 第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - 3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。
 - 4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

本条は、市町村に一般廃棄物処理計画の策定を義務付けるとともに、その記載事項等について定めたものである。

【市町村の自治事務としての一般廃棄物処理】

- 第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（括弧内省略）しなければならない。
- 2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（括弧内省略）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。
 - 3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（括弧内省略）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。
 - 4 省略
 - 5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。
 - 6 以降省略

本条は、一般廃棄物の処理に関する事務を市町村の自治事務としたものである。

それに伴い、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合の処理基準及び市町村がそれ以外の者に処理を委託する場合の委託基準を定めている（2項）。

【一般廃棄物の処理を業として行う者に対する規制】

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 以降省略

本条は、一般廃棄物の処理を業として行おうとする者に対して必要な規制を加え、一般廃棄物の収集並びに運搬及び処分を適正に行わせるための規定である。

法6条1項によって、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理について一般廃棄物処理計画を定めそれに基づいて適正に処理しなければならないとされているが、市町村自らがその管轄地区の全域にわたって同業務を適正に処理をすることには限界がある。

そのような場合に「一定の要件」の下、事業者一般廃棄物の処理を委託する必要性が生じるのである。

この「一定の要件」については、一般廃棄物処理の重要性に鑑み、詳細な基準・更新制度が本条で規定されている。

【一般廃棄物処理業の事業変更や廃止、法律に違反する行為をしたとき、許可の取消等】

第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 以下省略

第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 以下省略

第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 以降省略

前記3つの条文は、一般廃棄物処理業者に関する事業変更や廃止等の場合の市町村長への届け出、この法律に違反する行為をしたとき等に関する市町村長の事業の全部または一部の停止命令、一般廃棄物処理業者が欠格要件等に該当するときのその許可の取り消しについて定めたものである。

【一般廃棄物処理施設の設置】

第9条の3 市町村は、第六条の二第一項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 以降省略

本条は市町村の設置する一般廃棄物処理施設についてその詳細を定めたものである。

一般廃棄物処理施設の設置については、原則として都道府県知事の許可制になっているが、市町村が設置するそれについては、例外的に届出制で足りることが規定されている。その他、市町村の設置するものについては使用前検査の必要がない等の特例が規定されている。これは市町村が、民間の事業者とは異なり、営利を目的としない公共団体たる性格を有することから、一般廃棄物処理施設の設置要件を緩やかに解しても問題がないことによる。

【一般廃棄物処理施設の設置者の責務】

第9条の4 第八条第一項の許可を受けた者、第九条の三第一項の規定による届出をした市町村及び前条第一項の規定による届出をした者（以下「一般廃棄物処理施設の設置者」という。）は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。

本条は、一般廃棄物処理施設と周辺住民との調和が図られるよう、一般廃棄物処理施設設置者が当該施設の周辺住民の生活環境の保全等に努めることを責務として規定したものである。本規定は、周辺住民との紛争が廃棄物処理において最も頻発する紛争類型の一つであることから特に重要視されなければならない規定である。

周辺住民への配慮として具体的な例は、廃棄物処理施設の周辺に緑地を同時に整備する等の環境整備を図ることが挙げられる。

【産業廃棄物の処理】

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

- 2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。
- 3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

本条は産業廃棄物の処理に関する事業者の責務及び地方公共団体の産業廃棄物に関する事務を規定したものである。

一般廃棄物は、人の日常生活から排出されるごみやし尿及び事業活動から生じたごみのうち、市町村の処理能力をもって対処することが可能な廃棄物を言うが、産業廃棄物は処理が難しく専門の事業者でなければ安全な処理ができないものが含まれているため、本条のような条文が規定されたのである。

【産業廃棄物の処理に関する費用徴収】

- 第13条 第十一条第二項又は第三項の規定により市町村又は都道府県がその事務として行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準は、産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）とする。
- 2 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。

本条は、地方公共団体による産業廃棄物処理に関して、その準すべき処理基準及び産業廃棄物の処理施設の設置その他処理事業の実施に要する費用の徴収方法について規定したものである。市町村についても事業者と同じ基準で処理することが求められている。

【廃棄物の処理状況及び処理施設の構造・維持管理に関する立入検査】

- 第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 以降省略

本条は、広く事務所・事業場等における廃棄物の処理状況及び処理施設の構造・維持管理に関して、都道府県知事、市町村長又は環境大臣等に立入検査を行わせる権限を認めたものである。これに対する立入検査拒否、妨害及び忌避について罰則が適用される等、法的効果を伴う処分である。

第6 自治体 SDGs

1 SDGs について

SDGs は Sustainable Development Goals の略 で「持続可能な開発目標」を意味する。平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs⁹）の後継として、平成 27 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。以下のアイコンで知られる 17 の目標の下に 169 の達成基準、232 の指標がある。



日本における SDGs については、平成 28 年 5 月に総理大臣を本部長、官房長官、外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整えた。さらに、この本部の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs 推進円卓会議」における対話を経て、同年 12 月、今後の日本の取り組みの指針となる「SDGs 実施指針」を決定した。

この「SDGs 実施指針」の中の「推進に向けた体制」において、地方自治体について以下の記述がある。

（地方自治体）

SDGs を全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては SDGs の要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs 達成に向けた取組を促進する。

（出典：SDGs 実施指針 2016 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定）

⁹ Millennium Development Goals

また、SDGs 推進本部によって、令和元年6月に「拡大版 SDGs アクションプラン 2019」が策定され、この中で、「SDGs を原動力とした地方創生」が以下の大きな3つの柱の一つとして織り込まれた。

- SDGs と連動する Society5.0 の推進
- SDGs を原動力とした地方創生/強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり
- SDGs の担い手として次世代、女性のエンパワーメント

2 地方創生 SDGs とその取り組み

日本の大きな課題として、急速な人口減少が予測されており、地域コミュニティの活力低下等が懸念されている。そのような中、経済縮小を克服し、人口減少を食い止め、地域社会の活性化を図るといった好循環を作り出す原動力として期待されているのが、地方創生 SDGs の推進であるといえる。

この地方創生のための SDGs の推進については、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019（令和元年6月21日閣議決定）」の「3. 第2期における新たな視点」の「（2）新しい時代の流れを力にする」において、以下のとおり示されている。

第2期の地方創生においては、持続可能な開発目標（SDGs）の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、SDGs を原動力とした地方創生の推進に向け、地方公共団体のみならず、民間企業、金融機関などの多様なステークホルダーにおける一層の浸透・主流化を図る。その上で、全国の地方公共団体等が地域課題解決に向けた取組を推進するに当たり、経済・社会及び環境の統合的向上に取り組むことで相乗効果を創出することが期待されることから、多様なステークホルダーの連携による地方創生 SDGs に向けた「自律的好循環」の形成を進めていく。

（出典：まち・ひと・しごと創生基本方針 2019（令和元年6月21日閣議決定）P. 8）

また、政府は、SDGs 達成に取り組む全国の都道府県・市区町村の割合を令和6年度までに60%とすることを目標と定めている。

この具体的な取り組みとして、政府は平成30年度から「SDGs 未来都市」を選定している。SDGs 未来都市とは、SDGs の取り組みを推進する自治体の中でも、特に、経済、社会、環境の3側面の課題解決にあたり、SDGs の達成に向けた優れた取り組みを実施する都市として、政府が選定するものである。SDGs 未来都市に選定された自治体は、政府の支援の下、SDGs の達成に向けた計画を作成する。その際には有識者や各省庁からのア

ドバイスを受けることができ、その後の取り組みの進捗評価についても政府のサポートを受けることとなる。

また、SDGs 未来都市の中から、「自治体 SDGs モデル事業」が選定される。自治体 SDGs モデル事業とは、特に先導的な取り組みであり、経済、社会、環境の各側面における相乗効果や、多様なステークホルダーとの連携において地域での自律的好循環が見込める事業を言う。

SDGs 未来都市として積極的にアピールすることで、民間企業等の様々なステークホルダーが都市や取り組みに関心を持ち、連携が生まれ、地域の活性化、都市の魅力の向上につながることを期待されている。

その他の具体的な取り組みとして、「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」がある。これは、自治体や民間企業だけではなく、NPO や NGO、大学や研究機関等が参加して、パートナーシップを生み出す官民連携の場である。令和 3 年 11 月 30 日現在、自治体 1,024 団体、関係省庁 16 省庁、民間団体等 5,072 団体の登録がなされている。プラットフォームを活用したマッチング支援、会員からの提案に基づく分科会の開催、イベントやホームページ等による普及促進活動等が行われ、官民連携による地方創生に向けたプロジェクトの創出が期待されている。

また、投資や融資の判断材料の一つとして SDGs をとらえる動きが出てきており、SDGs に関する資金を地域事業者や地域金融機関に資金投入させ、自律的好循環を生み出す「地方創生 SDGs 金融」の仕組みの構築が進められている。地方創生には、地域に関わる全てのステークホルダーがそれぞれの役割を担う必要があるといえる。

3 地方創生 SDGs と自治体業務の関連

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）」では、人口減、少子高齢化や過疎化等の課題を踏まえ、地域の強みを活かした「稼ぐ力」を磨き平均所得の向上を図るとともに、持続可能性の視点が強調されている。また、本文では持続可能なまちづくりや地域活性化に取り組むにあたって、SDGs の理念に沿う利点が示されている。これを受けて策定された第 2 期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「①多様な人材の活躍を推進する」「②新しい時代の流れを力にする」の 2 つの横断目標が設定され、この「②新しい時代の流れを力にする」の中で掲げられているのが、地方創生 SDGs である。直近の「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」では、新型コロナウイルス感染症後の意識・行動変容を反映し新たに、ヒューマン、デジタル、グリーンからなる 3 つの視点が据えられた。そのうちグリーンの視点が「地方創生と脱炭素の好循環」である。

第 2 期以降 SDGs の要素が濃くなっている地方創生戦略だが、地方自治体の歴史的経緯を踏まえれば、その内容は、地方自治体の存在意義である「住民の福祉の増進」と何

ら変わるものではない。むしろ第2期以前よりも具体化されてきた。もし地方創生 SDGs が戦略であるならば、それは伝統的に存在する自治体戦略と一致するはずである。こうした仮説を念頭に、監査人は、経営戦略の記述様式のひとつである「バランス・スコアカード」の形式に沿った SDGs17 項目の整理を試みた。

【バランス・スコアカードの戦略マップで整理した SDGs の 17 目標】



(出典：国際連合広報センターの SDGs アイコンから監査人作成)

バランス・スコアカードとは、①学習と成長、②業務プロセス、③顧客から最終目標である④財務の視点の4つの視点で構成された戦略体系である。以下、前記体系図を戦略マップという。本来4つの視点は互いに連関するものだが、ここでは便宜的に下から

上に、すなわち学習の視点から業務プロセスの視点、顧客の視点そして財務の視点に因果関係・前後関係があるものとして説明する。

上から説明すると第1は「財務の視点」である。一言で言えば「環境負荷なき経済成長（完全雇用）」である。戦略マップの最上段は戦略を実行した結果もたらされる最終形を表す。ここにSDGsの目標8「働きがいも経済成長も」と陸、海、空の環境保全目標（目標15、14、13）を配置した。地方創生で経済成長といえば地域所得の向上、すなわち「稼ぐ地域」をつくることである。第2期以降のSDGsの観点ではこれに環境負荷を増やさない課題が新たに加わる。もっとも自治体の場合、所得向上が施策自体の持続可能性のカギとなる点、留意が必要である。補助金、助成金が地元企業や住民の所得向上をもたらす、新たな税収として還流する仕組みがないと施策が持続しないからである。この点、イベントを連発して一時的に賑やかにする従来型の地域活性化とは一線を画す。助成金の切れ目が地域活性化の切れ目であってはいけない。「まち・ひと・しごと創生基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」の4つの基本目標の第1が「稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする」となっている点にも意味がある。

目標8は経済成長とともに完全雇用、とりわけ働きがいのある人間的な仕事（ディーセント・ワーク）を目標にしている。地方自治体にとってはこれも重要な経済目標である。

第2は「顧客の視点」である。一言で言えば「健康で文化的な最低限度の生活」となる。第1の財務の視点は自治体戦略がもたらす最終結果であって、自治体の業務そのものの狙いではない。第2の顧客の視点は自治体の業務そのものに関わる。ここで顧客とは言うまでもなく行政サービスの受け手である地域住民を指す。したがって顧客の視点は住民満足度を意味するが、これは地方自治法第一条の二で自治体の役割とされる「住民の福祉の増進」と整合する。戦略マップでは安全と福祉の属性（目標16、3、1、2）で整理した。業務でいえば目標16「平和と公正とすべての人に」は地域防犯や児童虐待防止・住民監査、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」には社会福祉全般、公立病院や国民健康保険が含まれる。目標1「貧困をなくそう」、目標2「飢餓をゼロに」は地方自治体の業務においては生活保護等が主に当てはまる。いずれも自治体固有の業務で、顧客たる地域住民に直結する行政サービスである。

第3は「業務プロセスの視点」である。一言で言えば「地域経済エコシステムの構築」である。ここで業務プロセスとは「顧客の視点」の結果をもたらす自治体内部の業務プロセスである。言い換えれば地域住民の福祉向上に結び付く様々な基盤整備である。ただし背後にSDGsがあるため、環境負荷となる資源の費消があってはならない。その意味での「エコシステム」である。関連する業務としては、地方創生の「まち」と「しごと」に掛けてまずは都市整備と産業振興（目標11、9、6、7）を置いた。目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」に

対応する。次いで主に地方公営企業が担う上下水道、電気・ガス等の公共インフラ業務を置いた。目標6「安全な水とトイレを世界中に」、目標7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」である。いずれも地域住民の生活や経済活動の基盤となる。昔からある業務だが、急速な都市化を背景に拡張整備にまい進してきた高度成長期とは基本方針が大きく異なる。エネルギーにせよ都市整備にせよ、天然資源をむやみに消費しない工夫が求められる。

老朽インフラの更新は将来の人口減を見据えて計画的に、かつ効率的に進めなければならない。負荷の小さいまちづくりの発想としてのコンパクトシティもこの中に入る。

これら自治体の業務プロセスの土台にはSDGsの目標12「つくる責任、つかう責任」がある。都市施設や公共インフラの整備にかかる「つくる責任」、維持管理や運営においては「つかう責任」を基本に据える必要がある。

第4が「学習と成長の視点」である。一言で言えば「因習から理性へ、多様性と調和」である。学習と成長の視点は戦略体系の土台である。人の考え方、社会の価値観に関わる長期的な課題となる。SDGsは自らの行動規範であると同時に他者を促すことでもある。地方自治体の地方創生SDGsの取り組みについて住民の理解を得るため、住民の意識の変容が求められる。それぞれが目標であると同時に、業務プロセスより上の諸目標の土台になる。循環型社会にせよ社会問題にせよ、眼前の問題だけでなく将来について想像することが必要である。

SDGsで重要なのは、目に見えるものにせよ見えないものにせよ女性差別、国の差別その他あらゆる差別の排除である。これが目標5「ジェンダー平等を実現しよう」目標10「人や国の不平等をなくそう」にあてはまる。これら差別は地域に根深い因習が基になっている。因習から自由になるのに必要なのはひとえに教育である。これは目標4「質の高い教育をみんなに」があてはまる。男女や身分差別の根底にあるタテ社会からすべての人が平等なヨコの社会への転換。それこそSDGsが目指すべき目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」のパートナーシップに他ならない。自治体の業務に沿って教育の観点に置き換えれば目標4は学校教育・社会教育。目標5と10はまとめてイクオリティ（平等）とし具体的には人権教育を据えた。そして性別、人種、出自、年齢から障がいの有無まであらゆる不平等をなくし、多様性を受け入れる考え方が前提である。自治体の学校教育、社会教育そして人権教育の方向性を再確認するきっかけとなることも期待される。

目標17「パートナーシップ」はSDGs体系の要石となる。地方創生の文脈を踏まえ、地域連携のラベルを付した。タテ社会を廃しヨコ社会を定着させるための市民教育である。第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、地方創生SDGsに並ぶもうひとつの横断目標として地域に関わる一人ひとりが担い手となる地域社会が掲げられている。地域住民が行政サービスの受け手に終始する地域社会は持続可能性がない。持続可能な社会では地域住民が自分事として捉えることが求められているのである。福祉やま

ちづくりをはじめ地域住民が受け手であると同時にサービス主体となる心構えが必要である。

また、地域連携は産業とくに技術革新の基盤として重要なコンセプトでもある。例えば自治体と地域金融機関等の連携の枠組み「地域経済エコシステム」はこの延長上にある。得意を活かした支援メニューを組み合わせ、地元企業の経営革新や創業の課題を解決しようとするのが重要である。

以上のように、地方創生 SDGs は地方自治体の業務内容と整合する。業務プロセスの視点は広義のインフラ整備、学習と成長の視点は広義の教育、そして顧客の視点は住民の福祉の向上に直結する行政サービスである。財務の視点は自治体の業務そのものというよりは業務によってもたらされる最終結果である。財務の視点には自治体の機能や組織に該当するものがないのはそのためである。

下から上に土台と上部構造の関係がうかがえる点にも留意が必要である。顧客の視点の住民の福祉の向上は業務プロセスの視点のインフラ整備の基盤がある。そして SDGs 的な政策を進めるにも住民の意識変容が前提となる。

もうひとつ重要なのは、SDGs の体系は自治体のすべての機能が有機的に組み合わせられて実現するという点である。例えば環境局を考えた場合、環境局は自治体の 1 つの機能である。17 目標のすべてに関わるわけではない。

ここでは、環境局の事務事業に深い関連を有し、「第 5 環境局の事務事業に関する主な法律 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律について」で検討した廃棄物処理法を例に、環境局における SDGs を検討する。

廃棄物処理法第 1 条の前半「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすること」は目標 11「住み続けられるまちづくり」に属する。この行動によってもたらされる結果は同条の後半、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」であるが、これは顧客の視点の目標 3「すべての人に健康と福祉を」に関係する。

では学習と成長の視点は何か。同じく第 4 条の「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進」は学習と成長の視点の目標 4「質の高い教育をみんなに」にあてはまる。このように業務プロセスの視点に基づく行動が顧客の視点に関する効果をもたらす。業務プロセスにおける行動目標の実践には、学習と成長の視点に属する努力が前提となる。こうした因果関係を見出すことができる。

特に SDGs の観点からは、廃棄物の排出抑制、分別、再生に重点を置いた目標設定が求められる。これは「住民の自主的な活動の促進」が不可欠である。これこそ目標 12「つくる責任、つかう責任」にあてはまる。SDGs の文脈の下で重要性が増したには違いないが、その重要性自体は SDGs 以前からある点に留意する必要がある。また、当の「住民の自主的な活動」の基礎にはシビックプライドすなわち市民としての誇りがあ

る。コミュニティに帰属意識と愛着をもって、地域をよりよい場所にするべく自分自身が自発的に関わる当事者意識が根底にあることを忘れてはならない。これが目標 17 のパートナーシップが想定する人間関係である。逆にいえば環境局の体制や施設が充実しても住民にシビックプライドがなければ廃棄物の排出抑制、分別、再生はどうにも進展しない。

4 西宮市環境局における地方創生 SDGs

西宮市における SDGs への取り組みに関する根本的な記述は、第 5 次西宮市総合計画内の「第 5 次西宮市総合計画と SDGs の一体的な推進について」に記載されている。ここでは、4 つの段落に分けられており、「1. SDGs とは」で SDGs に関する基本的な説明、「2. 西宮市における SDGs」で西宮市における SDGs の推進に関する基本的な考え方、「3. SDGs の 17 のゴールと自治体行政の果たし得る役割」では、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities and Local Governments) における SDGs の 17 のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割、4. では、第 5 次西宮市総合計画における 35 施策分野と SDGs における 17 ゴールの関係を示している。

「2. 西宮市における SDGs」では、下記のとおり、第 5 次西宮市総合計画の下、地方創生を推進していくこととしており、第 5 次西宮市総合計画の各施策分野に SDGs の目指す 17 のゴールを関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGs を一体的に推進していきたい」と示されている。

日本政府は、平成 28 年 12 月に策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の中で、国として注力すべき八つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等に SDGs の要素を最大限反映することを奨励しています。また、平成 29 年には、地方での SDGs の推進が地方創生に資するとして、まち・ひと・しごと創生総合戦略に SDGs の推進が組み込まれました。

本市では、令和 2 年度より第 5 次西宮市総合計画の下、地方創生を推進していくこととしており、第 5 次西宮市総合計画の各施策分野に、SDGs の目指す 17 のゴールを関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGs を一体的に推進していきたいと考えています。

この第 5 次西宮市総合計画の 35 施策分野と SDGs における 17 ゴールの関連付けについて、環境局の最上位計画である第 3 次西宮市環境基本計画に関連する施策分野は、「2. 緑・自然」「25. 環境保全」「26. 生活環境」の 3 つであり、これらの施策分野に関連付けられている SDGs のゴールは、以下の 10 であった。



これに対し、「第4 環境行政の基本となる宣言、計画等 5 環境報告書」で記載した環境報告書（令和2年度（2020年度版））では8つのゴールが検討されており、環境局に関連する施策分野である10のゴールは網羅されていない。また、環境報告書の表紙には検討されている8つのゴールのアイコンが表示されている。



〔指摘－2〕 第5次西宮市総合計画のSDGsにおけるゴールの関連付けと環境報告書の不整合について

第5次西宮市総合計画の「第5次西宮市総合計画とSDGsの一体的な推進について」では、環境局が対応すべきSDGsのゴールとして「4. 質の高い教育をみんなに」及び「17. パートナリシップで目標を達成しよう」が設定されている。一方、環境報告書ではこの2つのゴールについての記載は見られない。

しかし、環境局では、「4. 質の高い教育をみんなに」に関連する、環境学習都市推進事業のEWC事業、環境学習活動の拠点となる環境学習サポートセンターの運営、地域ぐるみのエコ活動の拠点となるエココミュニティ会議への活動支援等が実施されている。また、「17. パートナリシップで目標を達成しよう」関連としては、市民、事業

者、行政の参画と協働で、持続可能なまちづくりを行う環境計画推進事務事業が実施されている。

今後環境報告書作成の際には、西宮市における SDGs への取り組みを適切に示すため、「第5次西宮市総合計画と SDGs の一体的な推進について」と整合する環境報告書となるよう、SDGs のゴールと実際行っている事務事業を検証することが必要である。

「第5次西宮市総合計画における 35 施策分野と SDGs におけるゴールの関係」の 10 の目的に基づき、監査人は、西宮市環境局の施策を「3. 地方創生 SDGs と自治体業務の関連」で述べたバランス・スコアカード（戦略マップ）を基礎に整理した。

【西宮市環境局のバランス・スコアカード（戦略マップ）】



(出典：国際連合広報センターの SDGs アイコンから監査人作成)

まず、「最終目標（財務の視点）」は、戦略マップの最上段であり、戦略を実行した結果もたらされる最終形を示す。そして環境局の事業の結果として、「13 気象変動に具体的な対策を」「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさも守ろう」が導かれる。西宮市環境局では具体的に、第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における「温室効果ガス排出量の削減」が関連する数値目標として設定されている。また、水質汚濁に関する法的規制及び指導並びに苦情及び紛争の処理や環境影響評価専門委員会に関する事務を所管している。

次に、「市民の視点（顧客の視点）」にある「3 すべての人に健康と福祉を」は、地方自治の本旨である、

地方自治法第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

を達成するための、地方公共団体から住民へのサービス提供である。ここで、環境局の固有業務に関して言えば、廃棄物処理法の目的である生活環境の保全及び公衆衛生の向上が当てはまる。前述のとおり、廃棄物処理法の前身となる汚物掃除法の制定の背景には当時度々流行したコレラ等の水系伝染病があった。伝染病予防法は感染症法に発展的に解消されたが、すべての人の健康に対する環境局の役割を理解するにあたって押さえられるべき経緯である。

環境局において「3 すべての人に健康と福祉を」を達成するための「事務事業（業務プロセスの視点）」としては、「6 安全な水とトイレを世界中に」「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「11 住み続けられるまちづくりを」「12 つくる責任 つかう責任」が導かれる。これは、まちづくりの基本的なインフラとなる、ごみ処理業務（収集・運搬、中間処理（総合処理センターの管理運営）、最終処分）、産業廃棄物対策、し尿処理業務、水路清掃事業、ごみ減量等啓発事業、環境衛生対策（ねずみ・害虫対策等）、空き家対策、斎園管理事業、環境監視事業等、環境局で実施している事業そのものと言える。また、西宮市一般廃棄物処理基本計画における「ごみ排出量の削減、最終処分率の改善」が数値目標として設定されており、これらは、「12 つくる責任 つかう責任」に関連する数値目標である。

最後に「学習と成長の視点」は戦略体系の土台である。いかに効率的に、資源費消を抑制し、地域に関わる一人ひとりが担い手となる地域社会を創りながら、業務プロセス（の視点）のサービスを提供していくか、継続的な学習と成長が必要である。それはその社会に属するすべての人がSDGsや環境、暮らし、まち、自然等に対する深い理解と実際にそのサービス提供を担う意識が重要である。

子ども達の発達段階に応じた環境学習の仕組みがまさにそれであり、その他の環境学習の推進、啓発事業が該当する。また、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」

は、地域ぐるみのエコ活動の拠点となる「エココミュニティ会議」への活動支援や、環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラムの推進等が該当する。

この環境局のバランス・スコアカード（戦略マップ）は、この報告書の指摘や意見として記載している内容の多くを整理することが可能である。例えば、[意見－8] 環境関連計画における目標値と環境計画関連事業推進状況等調査票の関連付けと進捗管理について、では、環境計画関連事業推進状況等調査票に記載されている事業と、環境関連計画の目標値の関連性を明らかにするとともに、両者の適切な進捗管理が望まれる、とされるが、これは前記バランス・スコアカード（戦略マップ）の「最終目標（財務の視点）」と「事務事業（業務プロセスの視点）」との関係性と同じものである。また、[意見－5] 環境局における数値目標の設定について、では、バランス・スコアカードの考え方である「最終目標（財務の視点）」を可能な限りブレークダウンした「事務事業（業務プロセスの視点）」や「学習と成長の視点」での目標設定を求めている、という考え方と同様である。

[意見－6] EWC 事業の更なる展開について、[意見－12] 省エネチャレンジ事業の参加者増加について、[意見－13] 地区環境衛生協議会のメンバーの固定化・高齢化への対応について、では、戦略体系の土台となる「学習と成長の視点」について、子どもや市民、地区環境衛生協議会等による積極的な活動を促すことで、地域に関わる一人ひとりが担い手となる地域社会を創るための取り組みをより推進すべきとしている。[意見－7] 環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラムについて、では、自律的好循環を生み出すべく、取り組むパートナーシップ事業者の経済成長や雇用確保等を考慮することで、より「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の達成を目指すべきとしている。

[意見－29] 収集地区別のごみ種別等の把握・分析とその活用について、において、地区別のごみ種別等の特徴や傾向を踏まえることを提案しているが、更に SDGs の視点を加えて「住民の自主的な活動」を促すことが重要だと考えられる。そのため、この活動の基礎にあるシビックプライドすなわち市民としての誇りを喚起するような工夫も重要であると考えている。コミュニティに帰属意識と愛着をもって、地域をよりよい場所にすべく自分自身が自発的に関わる当事者意識が、まさに目標 17 のパートナーシップが想定する人間関係を醸成すると言える。

[意見－15] 葬儀斎場管理運営事業に関する中長期的な事業計画策定の必要性について、[意見－20] 墓地整備等に関する将来の需要調査及び基本計画の策定について、では、多死社会を見据え、葬儀や墓地に対する様々な価値観や習慣の変化、需要予測等を踏まえ、柔軟に対応することができるよう、「事務事業（業務プロセスの視点）」の「11 住み続けられるまちづくりを」への対応に関する意見であると整理できる。

このように、前記バランス・スコアカード（戦略マップ）は、SDGs の観点からの業務の整理や、施策の俯瞰や再検討に資すると考えられる。

5 地方創生 SDGs の自治体における推進のポイント

地方創生 SDGs の自治体における具体的な推進において重要なのは、「地方創生 SDGs ローカル指標」を設定し、この指標に基づき進捗管理を行うことである。17 の目標の下に設定されている 169 の達成基準、国連統計委員会が提案している 232 の指標はあくまでグローバルの視点から導き出されているものであり、必ずしも日本や自治体にそのまま当てはめるのが適切ではない指標等も存在する。そこで、日本の実情を踏まえた国レベルの視点とそれぞれの自治体レベルの視点を考慮した、「共通指標」と「独自指標」の設定が求められる。共通指標は①全国の自治体の取り組みを共通の尺度で評価できる指標と、②全国的に公開されて利用可能なデータに基づく指標の二つである。①は、全国自治体の横並びの評価、比較が可能であり、全国の自治体の実態把握に有効であると考えられている。この共通指標に関して、内閣府において令和元年 8 月に「地方創生 SDGs ローカル指標リスト」が作成・公表され、自治体においては、このリストの指標を参考にしつつ、地方創生 SDGs に取り組むことが推奨されている。

また、自治体レベルの視点を考慮した「独自指標」については、共通指標に含まれていない指標で、自治体が達成を目指す目標に対して独自に設定した指標と定義され、必ずしも全国的に公開されたデータに基づく必要はない。ただし、尺度が共通とはならないため、他の自治体との横並びの比較は困難である。例えば、自治体が独自のビジョンに基づいて達成目標を細かく設定した場合、それを測るための指標は独自指標となるケースが多いものと推定される。

つまり、SDGs の推進においては、個々の自治体が地域固有の課題を抽出し、独自指標を設定の上、独自指標を基に地域課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、その進捗管理を行うことが重要であるといえる。

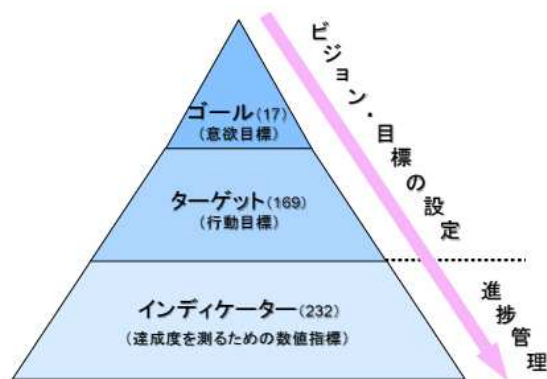


図 SDGs の3層構造

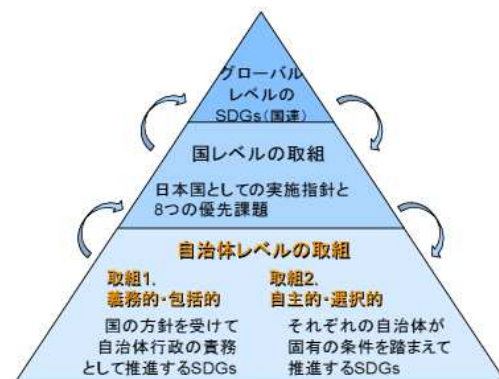


図 自治体SDGsの取組

(出典：地方創生 SDGs ローカル指標リスト平成 31 年 4 月版 (暫定版))

また、温室効果ガス排出量の抑制に関しては、総務省公害等調整委員会が発行する機関誌「ちょうせい 第103号（令和2年11月）」に「地方公共団体の気候変動対策」と題した記事が環境省大臣官房環境計画課から掲載されている。ここでは、国の「地球温暖化対策計画」と「地方公共団体実行計画」（事務事業編と区域施策編）の策定に関するポイント等が記載されており、「区域施策編」の削減目標の設定に関して以下のような記述がある。

この「区域施策編」では、特に、地域が描く将来像を踏まえた対策・施策を立案していただくこととしている。また、対策・施策の進捗管理のための指標を設けることも必要である。排出量を対策・施策評価の際の唯一の指標にするのではなく、施策ごとに目標を持つことが重要となる。

温室効果ガスの削減目標を設定しても、市民にとっては実感が湧きにくいという声を聞くことがあるが、地方公共団体実行計画において目標設定をすることにより、市民の省エネに対する行動を促す効果もあると考えられる。

（出典：「地方公共団体の気候変動対策」ちょうせい 第103号（令和2年11月））

他自治体の事例として、例えば浜松市における地球温暖化対策実行計画（区域施策編）においては、2030（令和12）年度までに、2013（平成25）年度の排出量 5,724.6 千 t-CO₂ から 1,719.5 千 t-CO₂（30%）の削減を目指すとし、さらにその削減目標値を部門別・施策別に細分化し、それぞれの部門や施策（事務事業）ごとにその進捗管理が行われる計画が立案されている。

削減目標の設定

本市における温室効果ガス排出量の目標は、

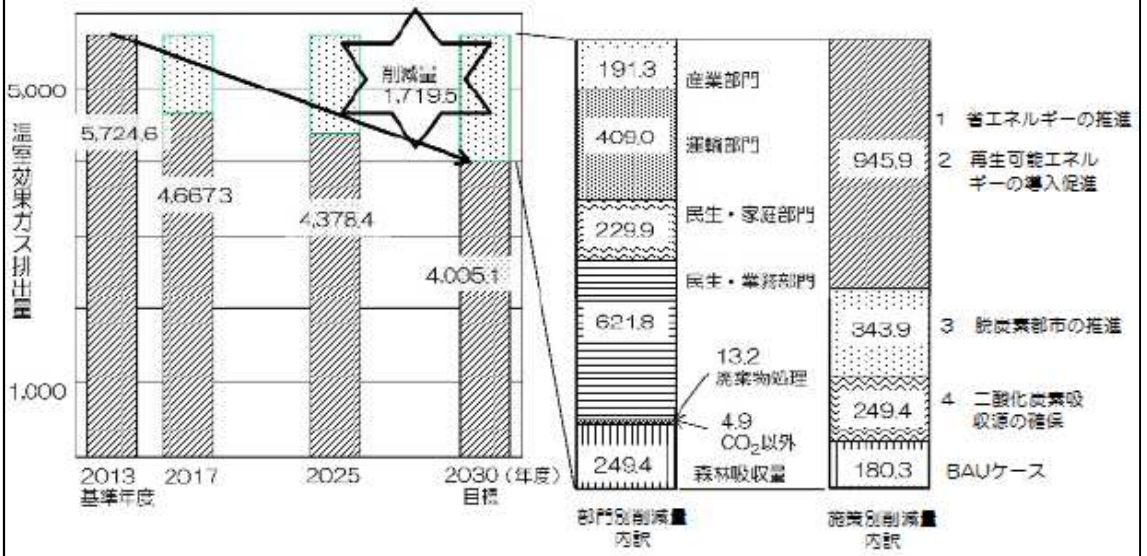
2030（令和12）年度において2013（平成25）年度比で**30%削減**

とします。

削減目標の部門別・施策別内訳

2013（平成25）年度から2030（令和12）年度までに1,719.5千t-CO₂（30%）を削減します。

(千t-CO₂)



(出典：浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）P.11)

2030年度目標達成のための施策の体系

目標達成のための施策の体系を以下に示します。

4つの基本施策の推進により、1,719.5千t-CO₂からBAU分180.3千t-CO₂を除いた1,539.2千t-CO₂の削減を目指します。

なお、基本施策1「省エネルギーの推進」と基本施策2「再生可能エネルギーの導入促進」は、相互の関連性が高いため、削減目標量を合算して表示しています。

【基本施策】

【施策の方針】

1 省エネルギーの推進

▲945.9千t-CO₂

- (1) 事業者への省エネルギー普及促進
- (2) 市民への省エネルギーライフスタイル普及促進
- (3) 市の率先行動

2 再生可能エネルギーの導入促進

- (1) 再生可能エネルギーなどの導入促進
- (2) エネルギー関連技術・製品への支援

3 脱炭素都市の推進

▲343.9千t-CO₂

- (1) 拠点ネットワーク型都市構造の実現と公共交通の利用促進
- (2) 次世代自動車の普及促進
- (3) 自動車の賢い利用の普及
- (4) 建築物・インフラなどの脱炭素化
- (5) 二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制
- (6) 水素社会の実現

4 二酸化炭素吸収源の確保

吸収量 249.4千t-CO₂

- (1) 森林資源の利用促進と林業の活性化

(出典：浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）P.13)

目標を達成するための施策

基本施策 1 省エネルギーの推進

目標：945.9 千 t-CO₂ 削減※

※基本施策 2「再生可能エネルギーの導入促進」を含む

※再掲分や参考分の削減目標量は含まない（以下同様）

温室効果ガス排出量の大半がエネルギー使用に伴う二酸化炭素由来であることから、市民、事業者、市が一体となって一層の省エネルギーに取り組む必要があります。

(1) 事業者への省エネルギー普及促進

現在、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、省エネ法）の対象事業所には「毎年 1%の原単位削減」という努力目標があり、また業界団体などによる目標設定など、自主的な取組が進められています。こうした先進的な事業者の取組の普及を図るとともに、省エネ法の対象とならない事業者に対しても、引き続き省エネ診断や省エネ機器の情報を提供して、事業活動の省エネルギー化を促進します。

削減目標量 (2030 年度)	個別施策
	<ul style="list-style-type: none"> 目標達成に向けた導入例
219.0 千 t-CO ₂ (産業部門)	機器改修などの効率改善及び節電などの運用改善による省エネルギー化、再生可能エネルギー導入
148.3 千 t-CO ₂ (民生・業務部門)	<ul style="list-style-type: none"> 高効率空調機効率 (COP、APF) 27%~33%上昇 高性能ボイラーの導入 省エネ型施設屋芸設備の導入 省エネ農機の導入 高効率給湯器の導入
	高効率照明機器の導入による省エネルギー化
	<ul style="list-style-type: none"> LED 照明率 ストックで 100%
	FEMS、BEMS などのエネルギー使用量の見える化機器の導入
	<ul style="list-style-type: none"> FEMS 普及率 23% (2013 年度：5%) BEMS 普及率 47% (2013 年度：8%)
250.7 千 t-CO ₂ (民生・業務部門)	建築物の省エネルギー化、再生可能エネルギー導入
	<ul style="list-style-type: none"> 新築建築物における省エネ基準適合率 100% (2013 年度：93%) 省エネ基準を満たす建築物ストックの割合 39% (2013 年度：23%)
1.6 千 t-CO ₂ (民生・業務部門)	国民運動「COOL CHOICE」の推進などの事業者向け普及啓発、ソフト面からの温暖化対策
	<ul style="list-style-type: none"> クールビズ、ウォームビズの実施率 100% (2013 年度：71%)

(2) 市民への省エネルギーライフスタイル普及促進

市民向け省エネセミナーや学校における環境教育を通して、省エネ行動の啓発を行っています。今後も、家庭でのエネルギー制御システム（HEMS）、省エネ支援機器などの導入促進やセミナーなどを開催して、家庭の省エネルギーライフスタイルの普及促進に努めます。併せて、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を踏まえたごみの減量を推進します。

削減目標量 (2030年度)	個別施策 ・目標達成に向けた導入例
265.1 千 t-CO ₂ (民生・家庭部門)	家庭用機器の省エネルギー化、再生可能エネルギー導入 ・HEMS・スマートメーターの導入 ・ヒートポンプ型給湯器の導入 ・潜熱回収型給湯器の導入 ・家庭用燃料電池（エネファーム）の導入
	高効率照明機器の導入による省エネルギー化 ・LED 照度率 ストックで 100%
	脱炭素住宅の普及による省エネルギー化 ・ZEH（Net Zero Energy House）の普及 新築住宅の 100% ・高断熱・高気密リフォームの推進 既存住宅の 30%
52.9 千 t-CO ₂ (民生・家庭部門)	国民運動「COOL CHOICE」の推進などの市民向け普及啓発、ソフト面からの温暖化対策 ・家庭におけるクールビズ、ウォームビズの実施 室内温度 夏 28℃（目安） 定着率 100%（2013 年度：77%） 冬 20℃（目安） 定着率 100%（2013 年度：81%）
8.3 千 t-CO ₂ (廃棄物処理部門)	3R をはじめとしたごみの減量 ・プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集の推進

(3) 市の率先行動

浜松市の一事業者として、市は率先的に地球温暖化対策に取り組みます。浜松市役所温暖化対策マネジメントシステムの運用による省エネルギー行動の徹底や、省エネルギー改修、清掃工場における余熱利用など、市役所の事務事業による温室効果ガスの排出削減対策を進めます。

削減目標量 (2030年度)	個別施策 ・目標達成に向けた導入例
【参考】 23.3 千 t-CO ₂ ※	浜松市役所温暖化対策マネジメントシステムの運用 市有施設における省エネルギー改修の実施 公用車への次世代自動車の導入 新清掃工場の余熱等を利用した産業等の推進 ごみ処理施設における発電 ・クールビズ、ウォームビズの実施率 100% ・ごみ処理量 1t あたりの発電電力量 359kWh/t ~ 428 kWh/t (2013 年度：231 kWh/t)

(出典：浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）P. 14～P. 18 一部抜粋)

また、近隣の中核市である大阪府豊中市では、第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ・マイナス70プラン）において、令和12年度に40%削減目標を達成するライン上の目標値として、平成39（2027）年度に32.1%削減とする目標を設定している。さらに、目標設定にあたっては部門別の主な取り組みと目標削減量が設定され、適時進捗管理できるように計画されていると考えられる。

本計画の目標

- ◎市民1人あたり温室効果ガス排出量を、平成2年度（1990年度）比で平成39年度（2027年度）までに32.1%削減する。
- ◎市民1人あたり温室効果ガス排出量を、平成2年度（1990年度）比で平成62年度（2050年度）までに70%削減する。

試算において想定した部門ごとの主な取組みと削減量				
部門	試算において想定した主な取組み		削減効果 (t-CO ₂ /人)	
産業	高効率省エネ機器	<ul style="list-style-type: none"> 国が推奨する業種横断的対策(高効率な省エネルギー機器の導入等) 製造業の各業種における自主的な目標に基づく省エネルギー対策 		0.06
	省エネルギー行動	<ul style="list-style-type: none"> 豊中市が行う省エネ診断や省エネルギー行動の啓発等による省エネルギー行動等 		
家庭	住宅	<ul style="list-style-type: none"> 新築住宅……建築物省エネ法に基づく省エネルギー基準に適合した住宅の普及 既築住宅……国及び豊中市が支援する省エネルギー改修 		0.68
	高効率給湯器	<ul style="list-style-type: none"> 国の高効率給湯器の普及促進策 豊中市の支援事業等 		
	高効率照明	<ul style="list-style-type: none"> 国及び豊中市の高効率照明の普及促進策 		
	省エネルギー型製品	<ul style="list-style-type: none"> 国の「COOL CHOICE(クールチョイス=賢い選択)」運動等による普及促進策 豊中市の省エネ診断・省エネ相談を通じた省エネルギー型機器の優先的な導入 		
	HEMS見える化	<ul style="list-style-type: none"> 国のHEMS(ハムス)普及促進策 豊中市の使用量の見える化等を通じた啓発 		
	省エネルギー行動	<ul style="list-style-type: none"> 国が行うクールビズ・ウォームビズ等の啓発 豊中市が行う各種啓発 		
	再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 国の普及促進策 豊中市の支援事業等 		
業務	建物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物省エネ法への適合及び市の低炭素建築物の認定等 		0.67
	高効率機器等	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー機器、情報機器、照明等に関する国の普及促進策 豊中市の省エネ診断や啓発等を通じた省エネルギー型機器の優先的な導入 		
	BEMS見える化	<ul style="list-style-type: none"> 国のBEMS(ベムス)普及促進策 豊中市のスマートメーターによるエネルギー見える化の普及促進策等 		
	面的対策等	<ul style="list-style-type: none"> 国が行うエネルギーの面的利用促進策 豊中市が行うヒートアイランド対策等 		
	省エネルギー行動	<ul style="list-style-type: none"> 国が行うクールビズ・ウォームビズ等の啓発 豊中市が行う各種啓発 		
	再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 国の普及促進策 豊中市の支援事業等 		
運輸	エコカー	<ul style="list-style-type: none"> 国及び豊中市が行うエコカー普及促進策 		0.13
	エコドライブ	<ul style="list-style-type: none"> 国及び豊中市が行うエコドライブ普及促進策 		
	公共交通等	<ul style="list-style-type: none"> 国及び豊中市が行う公共交通・自転車の利用促進策 		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 国が行う道路交通流対策、輸送効率化、モーダルシフト、鉄道分野の省エネルギー化等 		
廃棄物	3R	<ul style="list-style-type: none"> 国及び豊中市が行うプラスチック類のリサイクル等 		0.02
その他ガス	フロン対策	<ul style="list-style-type: none"> フロン類対策 		0.00
計				1.58

※1 四捨五入により表中の値の合計が含まない場合があります。
 ※2 削減効果の総量には、表中に示した各種の取組みによる削減効果のほか、外部要因(排出係数の改善)による削減効果も含まれます。

(出典：第2次豊中市地球温暖化防止地域計画 チャレンジ・マイナス70プラン P.41～P.43 一部抜粋)

[意見－5] 環境局における数値目標の設定について

国や他の自治体におけるSDGsに関する積極的な取組推進が進んでいる状況を鑑みると、西宮市においてもSDGsを十分に意識した施策の実行や計画の進捗管理が必須である。西宮市は第5次西宮市総合計画においてSDGsとの一体的な推進を目指すものとし、既に地方創生SDGs官民連携プラットフォームへの登録がなされている。また、SDGsの取り組みの総括は政策推進課が行うこととされているが、監査時点で具体的な指導監督等はない。

一方で、環境局ではSDGsの17の目標に関連する多くの事務事業を所管するとともに、SDGsに対する取り組みを意識した環境報告書を作成しており、より積極的にSDGsの考え方を取込み、これに対応する事業推進をより着実なものとするのが望まれる。

環境局の目標値は国、自治体、企業、非営利団体そして市民など、様々なステークホルダーの活動や行動に大きな影響を受けるものが多く、その進捗管理には工夫が必要である。そのため、それぞれの部門や事業ごとに数値に基づく進捗管理が行えるよう、可能な限り関連する部門別・環境計画関連事業別等に細分化した目標値を設定することが求められる。

しかしながら、第3次西宮市環境基本計画及びその下位計画の4つの環境目標に対する環境計画関連事業については、数値目標が設定可能であるにもかかわらず、設定されていないものがある。

こうした環境計画関連事業の数値目標等の設定は、4つの環境目標の進捗を把握するための重要なマイルストーンとなりうる。環境局は可能な限り部門別・環境計画関連事業等にブレイクダウンした数値目標を設定されたい。

第7 環境局の事務事業

環境局の事務事業は次のとおりである。なお、指摘事項及び意見が発見されなかった事業については付表1に概要等を記載している。

章 番号	事業 番号	事務事業名	所管部署	意見	指摘	記載ページ
	1	公衆衛生向上補助事業	環境総務課			(付表1)208
1	2	環境学習都市推進事業	環境学習都市推進課	○		89
2	3	環境計画推進事務	環境学習都市推進課	○		94
3	4	エネルギー政策推進事業	環境学習都市推進課	○		103
	5	環境保全事業	環境学習都市推進課			(付表1)209
4	6	環境衛生協議会補助事業	環境学習都市推進課	○		105
5	7	空き地・空き家対策事業	環境衛生課	○	○	107
	8	ねずみ族昆虫等駆除事業	環境衛生課			(付表1)211
6	9	葬儀・斎場管理運営事業	斎園管理課	○	○	116
7	10	墓地・納骨堂管理運営事業	斎園管理課	○	○	126
8	11	火葬場管理運営事業	斎園管理課	○		141
	12	満池谷火葬場設備改修事業	斎園管理課			(付表1)213
	13	白水峡公園墓地建設事業	斎園管理課			(付表1)214
	14	墓地施設改修事業	斎園管理課			(付表1)216
	15	環境監視事業	環境保全課			(付表1)217
	16	環境監視設備等整備事業	環境保全課			(付表1)219
	17	ごみ減量等推進事業	美化企画課			(付表1)220
	18	じんかい等収集車両整備事業	美化企画課			(付表1)222
	19	環境事業部施設維持管理事業	美化企画課			(付表1)225
9	20	じんかい収集事業	美化第1課	○	○	145
	21	ごみ電話受付センター運営事業	美化第1課			(付表1)227
	22	死獣汚物等収集事業	美化第1課			(付表1)228
	23	不法投棄対策事業	美化第2課			(付表1)229
10	24	し尿収集事業	美化第3課	○	○	176
	25	公衆便所清掃等維持管理事業	美化第3課			(付表1)231
11	26	移動便所貸出事業	美化第3課	○		181
12	27	水路清掃事業	美化第3課	○		183
	28	産業廃棄物対策事務	事業系廃棄物対策課			(付表1)233
	29	その他プラスチック処理事業	施設管理課			(付表1)235
	30	広域廃棄物物理処分場建設補助事業	施設管理課			(付表1)239
13	31	西部総合処理センター管理運営事業	施設管理課	○		186
	32	東部総合処理センター管理運営事業	施設管理課			(付表1)241
	33	ごみ意識高揚啓発事業	施設操作課			(付表1)251
14	34	西部工場解体整備事業	施設整備課	○		205

1 環境学習都市推進事業

(1) 事業の概要

事象名称	2. 環境学習都市推進事業					
所管課	環境局 環境総括室 環境学習都市推進課					
事業開始年度	平成15年4月1日					
目的	地域に根ざした自主的な環境学習・環境活動の展開					
事業内容	「地球ウォッチングクラブ（EWC）事業」を中心に子供達の発達段階に応じた環境学習の仕組みを導入するとともに、環境学習活動の拠点となる「環境学習サポートセンター」の運営や、地域ぐるみのエコ活動の拠点となる「エココミュニティ会議」への活動支援など、あらゆる場で生涯にわたって環境に関して学ぶ力を育成するための基盤整備					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	①EWC事業 ②環境学習支援事業 ③市民活動カード事業 ④ちきゅうとなかよしカード事業 ⑤環境学習サポートセンターの管理運営 ⑥エココミュニティ会議の活動支援 ⑦環境ポスター展 ⑧環境学習パートナーシッププログラム					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	①アースレンジャー認定者数 3,784人 アースレンジャープラス認定者数 2,906人 ②支援件数 63件 ③コロナの影響により配布中止 ④配布枚数 1,246枚 ⑤来館者数 11,430人 ⑥市内19地区の活動補助を実施 ⑦コロナの影響により中止 ⑧認定件数 13件（10団体）					
事業費推移（千円）	当初予算	平成28年度 17,629	平成29年度 17,625	平成30年度 30,393	令和元年度 25,760	令和2年度 22,163
	決算	16,675	16,860	29,534	24,990	20,966
令和2年度の決算内訳 （千円）	委託関係	衛生費	衛生費	環境保全費	委託料	14,855
		衛生費	衛生費	環境保全費	使用料及び賃借料	4,228
	その他費目	衛生費	衛生費	環境保全費	負担金補助及び交付金	979
		衛生費	衛生費	環境保全費		

事業の概要にも記載のとおり、予算額（22,163千円）のうち委託料が約70%（14,855千円）を占めており、事業開始当初から「特定非営利活動法人 こども環境活動支援協会」に委託されている。

この事業の中心的な取り組みが、EWC事業である。当該事業は、1992年から始めた地球と地域を結ぶ市民のための西宮独自の環境学習システムをいい、子どもを中心とした環境教育・環境学習への取り組みを地域とともに行う活動である。これは、後に全国に広がる環境省の「こどもエコクラブ事業」の基本モデルとなったものである。

EWC事業では、子どもたちが自主的、継続的、そして総合的に環境活動に関わることのできる「しくみ」を、家庭・地域・学校という全生活領域を通して確立しようと、平成10年度より「こども環境活動支援ネットワークシステム」という新システムを導入

し、全市的に展開している。このシステムの特徴は、市内の小学生 28,000 人を対象にしている点や、学校や地域団体・行政・事業所等大人たちの支援ネットワークを作っている点が挙げられる。

子どもたちは環境学習や活動に参加すると「エコスタンプ」を獲得することができ、一定数のスタンプが集まれば「アースレンジャー認定証」が EWC 事務局より交付される。西宮市立小学校の児童と保護者には、学校から「エコカード」（各学年作成の 6 種類）と「エコ活動の手引き」等が配布される。子どもたちの活動を支援し、エコスタンプを押す役目（サポーター・登録数約 2,000）になるのは、学校の先生や地域団体のリーダー、文具店や量販店の方、環境関連の行政機関の担当者、児童館・公民館・植物園の職員等となる。また、サポーターに活動認証用の「エコスタンプ」と「サポーターの手引き」を配布し、店頭等には「サポート施設」であることを明示するステッカーを貼ってもらっている。

令和 2 年度の活動については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来の子どもの環境学習や活動への参加を前提とするのではなく、子どもが家庭内で保護者と一緒に学び、環境行動を促すための取り組みへと事業内容の一部を変更している。子どもたちはエコチャレンジブックに記載されている「エコとれーにんぐ」に取り組み、エコカード限定版に回答や感想等を一定以上書き込むことで、アースレンジャー（全ての「エコとれーにんぐ」に取り組みればアースレンジャープラス）に認定されるというものである。

アースレンジャー認定者数等の直近 5 年間の推移は以下のとおりである。

アースレンジャー認定者数 ¹⁰ (単位：人)	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
	5,804	5,507	4,394	4,220	3,784
前記のうち、アースレンジャープラス認定者 ¹¹ (単位：人)	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
	5,410	5,705	5,436	5,212	5,664
児童数(小学生) (単位：人)	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
	2,764	2,750	2,319	2,304	2,906
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
	2,988	2,972	2,730	2,691	2,962
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
	28,330	27,982	27,750	26,941	26,826

¹⁰ 平成 23 年～令和元年はエコスタンプ 10 個達成者、令和 2 年はエコチャレンジブック 1 冊達成者

¹¹ 平成 23 年～令和元年はエコスタンプ 20 個達成者、令和 2 年はエコチャレンジブック 2 冊達成者

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
	29,261	28,768	29,123	28,412	28,617
アースレンジャー 認 定 率	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年
	20.5%	19.7%	15.8%	15.7%	14.1%
認 定 率	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
	18.5%	19.8%	18.7%	18.3%	19.8%
前記のうちアース レンジャープラス 認 定 率	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年
	47.6%	49.9%	52.8%	54.6%	76.8%
認 定 率	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
	55.2%	52.1%	50.2%	51.6%	52.2%

EWC 事業は、従来子どもたちの環境学習や活動への参加を前提とした環境学習システムである。しかしながら、このコロナ禍において、人との接触機会の減少や人流抑制が叫ばれる中、子どもたちが家庭内で保護者と一緒に学び、環境行動を促すための取組みへと事業内容の一部を変更した。その結果、従来のアースレンジャーの認定件数は減少したものの、アースレンジャープラスの認定件数は増加しており、アースレンジャープラスの認定率においてはコロナ前（平成 30 年度）を上回る水準へ引き上げている。

[意見－6] EWC 事業の更なる展開について

西宮市における EWC 事業は日本で最も長い歴史を有し、環境学習都市推進事業の中で中心的な取り組みであると言える。

しかしながら、アースレンジャー認定者数等の直近 10 年間の推移を見るとアースレンジャー認定率は、平成 28 年に 20.5%と高い数値を記録したものの、その後はコロナ禍の影響もあり低下しており、知名度の向上が課題と考えられる。

このまま低い認定率が定着しない様、SNS を活用する等、市は委託先と綿密に情報交換を行い、EWC 事業に関して更なる工夫、展開を検討されたい。

環境学習都市推進事業として、「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」も実施している。「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」とは第 3 次西宮市環境基本計画に掲げる環境目標（低炭素・資源循環・生物多様性・安全快適）の実現に向け、事業者や市民団体等に参画と協働を呼びかける仕組みである。環境目標の実現に向けては、日常の様々な場面での気づきが重要となることから、この仕

組みを通じて、幅広い事業者等からの提案を募るとともに、各主体の参画と協働による環境学習都市に相応しい取り組みを推進していくための事業である。

ここで監査人はホームページに掲載されている直近4年間の認定事業一覧について確認し、以下のとおり整理した。

連番	提案者(団体)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	NPO法人こども環境活動支援協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとウォーク2017 ・もりの子育て社家郷山 ・4回連続米作りプログラム親子で小麦を作ってビザ作り ・田植えからしめ縄までもち米づくり5ステップ ・西宮まち歩きセミナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左(名称年度更新) ・同左 ・同左 ・甲山農業塾 ・農とくらしをつなぐサポーター養成講座 ・LEAF設立20周年記念フォーラム ・こども農業塾 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左(名称年度更新) ・同左(名称若干変更) ・同左(名称若干変更) ・同左(名称若干変更) ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左(名称若干変更) ・こそだてファームらんど・甲山 ・農とくらしのミライ塾 ・農とくらしの親子塾
2	日本たばこ産業株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ひろえびが街が好きになる運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	
3	広田山コバノミツバツツジ群落保存会	<ul style="list-style-type: none"> ・広田山コバノミツバツツジ群落保全・再生活動 			
4	伊藤ハム株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤ハム”エコアップ”プログラム ・伊藤ハム”キッズプロジェクト”プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 		<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンアップin甲子園浜
5	苦楽園ストアーズミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・苦楽園・夙川キャンドルナイト 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	
6	神戸女学院・人間科学部	<ul style="list-style-type: none"> ・地域創りリーダー養成プログラム ・こどもサイエンス体験教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
7	生活協同組合コープこうべ	<ul style="list-style-type: none"> ・食と環境の親子イベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左(名称若干変更) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
8	西宮自然保護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川の生き物観察会 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・西宮自然保護協会・講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
9	浜・川・山のたんけん隊	<ul style="list-style-type: none"> ・御前浜・香榎園浜等での生物多様性プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
10	武庫川流域園ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・武庫川河川敷お掃除会 ・武庫川流域園ネットワーク活動報告会 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・武庫川流域園ネットワーク総会記念講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
11	北六甲台エココミュニティ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットひろば夏・冬 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	
12	NPO法人海浜の自然環境を守る会		<ul style="list-style-type: none"> ・甲子園浜の自然環境保全のための普及啓発と環境学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
13	NPO法人チーム御前浜・香榎園浜里浜づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・御前浜・香榎園浜～浜辺であそぼう！里浜健康体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	
14	ナシオン創造の森育成会			<ul style="list-style-type: none"> ・ナシオン創造の森 木の伐採体験会 	
15	おはなしサークル松ぼっくり				<ul style="list-style-type: none"> ・地球を守ろう おはなし会
16	にしのみやを農すプロジェクト実行委員会				<ul style="list-style-type: none"> ・にしのみやノーマルシェ
	事業体数	11	12	12	10
	事業数	18	23	17	13

(出典：西宮市ホームページより監査人作成)

[意見－7] 環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラムについて

平成 29 年は 11 事業体（18 事業）、平成 30 年は 12 事業体（23 事業）、令和元年度は 12 事業体（17 事業）、令和 2 年度は 10 事業体（13 事業）と、事業体数、事業数ともに減少傾向にある。また、提案事業者の多くは NPO 等のボランティアを主軸に置いた組織であると考えられ、民間事業者の積極的な参加には至っていない状況にあるといえる。

「第 6 自治体 SDG s」でも記載しているとおり、自治体 SDG s においては、様々なステークホルダーが連携して経済、社会、環境の三側面における地域の課題解決を実現することが推進されている。この観点から、現状の環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラムの内容について分析すると、環境目標の実現という環境の側面や、その実現のための教育（環境学習）という社会の課題に対する効果が重視され、経済への相乗効果があまり検討されていないため、自律的好循環まで至っていないと考えられる。この経済への相乗効果の具体例としては、取り組むパートナーシップ事業者の経済成長や雇用確保等が考えられる。

今後は、環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラムを中心とした様々な取り組みの推進により自律的好循環を目指すため、経済の側面をより重視した取り組みを検討することで、地域の民間事業者等の積極的な参画を促すような事業を実施されたい。

2 環境計画推進事務

(1) 事業の概要

事象名称	3. 環境計画推進事務						
所管課	環境局 環境総括室 環境学習都市推進課						
事業開始年度	平成17年4月1日						
目的	環境計画の推進						
事業内容	「環境学習都市宣言」の具体化のため策定した「第3次西宮市環境基本計画」に基づき、市民、事業者、行政の参画と協働で、持続可能なまちづくりを行う。計画で定めた4つの環境目標の達成のため、環境計画推進パートナーシップ会議を中心とした体制で各種事業を実施する。また、環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルの運用により、市役所の事務・事業活動による環境への負荷の継続的な低減を行う。						
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	第3次西宮市環境基本計画に基づく会議の運営（西宮市環境計画推進パートナーシップ会議、西宮市環境計画評価会議、西宮市環境審議会）、環境マネジメントシステムの推進、近隣市との相互環境監査の実施、「環境報告書」の作成・公表、環境啓発冊子の作成、「環境計画推進状況調査」の作成、環境まちづくりフォーラムの開催、環境影響評価制度の手続きの実施						
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	・西宮市環境審議会の開催（1回）、環境マネジメントシステムの推進、近隣市との相互環境監査の実施、「環境報告書」の作成・公表、環境啓発冊子の作成、「環境計画推進状況調査」の作成、環境影響評価制度の手続きの実施						
事業費推移（千円）	当初予算	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	決算	3,383	13,019	5,102	3,085	4,243	
令和2年度の決算内訳 （千円）	委託関係	衛生費	衛生費	環境保全費	委託料	456	
		衛生費	衛生費	環境保全費	委託料	176	
	その他費目	衛生費	衛生費	環境保全費	報酬	434	
		衛生費	衛生費	環境保全費	負担金補助及び交付金	240	
			款	項	目	節	金額
			2,211	10,596	3,499	1,413	2,075

この事業では、「第3次西宮市環境基本計画」における4つの環境目標の達成のため、環境計画推進パートナーシップ会議を中心とした体制による各種事業の実施、及び環境マネジメントシステム（以下、「EMS」という。）に基づくPDCAサイクルの運用により、市役所の事務・事業活動による環境への負荷の継続的な低減を行っている。

ここで、EMSとは、エコ推進統括者（市長）が定めた環境方針に基づき、Plan（目標等の計画策定）、Do（達成に向けた取り組みの実施）、Check（実施結果を評価・点検）、Action（見直し）のPDCAサイクルを繰り返すことで、継続的改善を目指す仕組みをいう。このうち、Check（実施結果を評価・点検）とAction（見直し）の実施に関しては、以下の手順で実施される。

【Check】

①自己点検

- ・環境計画関連事業について、各事業を担当するエコ推進員（各課等の長）は「環境計画関連事業推進状況等調査票」において、環境目標の達成状況を自己評価する。

- ・エコオフィス活動に関するエネルギー等使用量について、該当するエコ推進員（各課等の長）は、エコオフィス活動に係る目標として設定されている環境目標設定項目の

使用量を「監視測定状況報告書」で報告する（但し、ごみ排出量は把握困難なため除く）。

②外部環境監査

環境計画関連事業の進捗管理およびEMSの運用状況を第三者の視点からチェックし、エコ推進統括者（市長）によるEMSの見直しの材料とするため、環境計画評価会議委員や他市職員で構成する監査員による外部環境監査を実施する。

【Action】

①見直しのための情報提供等

エコ推進管理責任者（環境局長）は、エコ推進統括者（市長）が適切に見直しを行えるよう、EMSに関する実績、庁内外からの要望・提案、環境に関する社会情勢の変化等について報告する。また、エコ推進統括者（市長）は、必要に応じて、EMSの見直しを行うためにEMSの推進に関わる者と面談を行うことができる。

②見直し指示

エコ推進統括者（市長）は①を踏まえ、EMSの見直しを行う。見直しの結果、EMSの変更の必要性がある場合は、エコ推進管理責任者（環境局長）へ変更を指示する。エコ推進事務局は見直しの記録を行うとともに、その結果を庁内へ通知する。

（出典：西宮市環境マネジメントシステム運用マニュアルから一部抜粋）

環境計画関連事業のPDCAサイクルのCAのベースとなるのは、各事業を担当するエコ推進員（各課等の長）による「環境計画関連事業推進状況等調査票」を活用した自己評価である。

この環境計画関連事業推進状況等調査票には、4つの環境目標ごとに関連する事業名、事業概要、関連する行動目標、対象とするライフステージ（幼、小、中、高、大、社）、実施する主体（市、事業者、行政）と、自己評価する年度の目標・方針とその実施状況、翌年度以降の目標・方針及びその具体的な目標等（定量、非定量、運用基準）に関する情報を、各事業担当者が入力し、エコ推進員（各課等の長）の確認を経て、環境学習都市推進課が取りまとめるものである。

所属コード	局名	担当課	事業名	事業コード	環境目標				行動目標	ライフステージ	主体	事業概要	平成30年度	令和元年度		令和2年度以降	目標・運用基準
					低	資	生	安					実	実施状況	目標・方針	実施状況	
09010600	環境局	習都市推進課	省エネ・創エネ設備導入補助金	継	010201	◎			○	幼	市	長期優良住宅又は低炭素住宅に、太陽光発電設備、家庭用燃料電池（エネファーム）、定置リチウムイオン蓄電池を設置した個人に補助を行う。	補助実績 太陽光発電18件 エネファーム24件 蓄電池6件	前年度に引き続き、同内容で補助事業を継続する。（蓄電池のみ補助金額を150千円→100千円に変更）	補助実績 太陽光発電14件 エネファーム30件 蓄電池6件	より広がりを持たせた補助事業として、建物の条件（長期優良住宅又は低炭素住宅）を撤廃し、エネファーム、蓄電池の設置に対して補助を行う。	目標（非定量）
										小							
										中							
										高							
										大							
09010600	環境局	習都市推進課	ESCO事業の導入	継	010102	◎			幼	市	既存設備の設備改修において、民間事業者による光熱水費など省エネルギーの削減効果を保証するESCOサービスを利用し、省エネ設備の導入と設備更新を図る。平成19年度に総合福祉センター、平成24年度に介護老人保健施設すこやかケア西宮で導入している。	総合福祉センター 省エネルギー率18.2%、CO2削減率17.8%、光熱水費削減額8,740千円 すこやかケア西宮 省エネルギー率34.4%、CO2削減率40.4%、光熱水費削減額11,110千円	【計画値（契約値）】 総合福祉センター 省エネルギー率13.7%、CO2削減率12.3% すこやかケア西宮 省エネルギー率39.8%、CO2削減率46.8%	総合福祉センター 省エネルギー率20.3%、CO2削減率20.4%、光熱水費削減額9,392千円 すこやかケア西宮 省エネルギー率36.0%、CO2削減率41.9%、光熱水費削減額11,400千円	【計画値（契約値）】 総合福祉センター 省エネルギー率13.7%、CO2削減率12.3% すこやかケア西宮 省エネルギー率39.8%、CO2削減率46.8%	目標（定量）	
									小								
									中								
									高								
									大								
09010600	環境局	習都市推進課	スマートコミュニティ形成の検討	継	010303	◎			幼	市	「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、低炭素型地区・街区の形成の検討を行う。	エネルギー推進部会での検討、および情報収集を行った。	エネルギー推進部会改め地球温暖化対策部会での検討、および情報収集に努める。	地球温暖化対策部会での検討、および情報収集を行った。	地球温暖化対策部会での検討、および情報収集に努める。	目標（非定量）	
									小								
									中								
									高								
									大								

（出典：令和2年度 環境計画関連事業推進状況等調査票（一部抜粋））

環境計画関連事業推進状況等調査票は環境計画関連施策の進捗管理の基本となる重要な資料である。この環境計画関連事業推進状況等調査票に基づく資料により外部環境監査が実施され、この資料の情報を基礎に、エコ推進統括者（市長）が適切に見直しを行うための報告資料が作成される。また、この環境計画関連事業推進状況等調査票はそのまま外部環境監査において資料として提出、確認される。

このように、環境計画関連事業推進状況等調査票は環境計画関連事業のPDCAサイクルのC（check）において大きな役割を果たすものである。

〔意見－8〕環境関連計画における目標値と環境計画関連事業推進状況等調査票の関連付けと進捗管理について

前記、環境計画関連事業推進状況等調査票は環境計画関連事業のPDCAサイクルのC（check）において大きな役割を果たすものである。しかしながら、環境計画関連事業推進状況等調査票における事業と、第3次西宮市環境基本計画の達成すべき指標等や第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び西宮市一般廃棄物処理基本計画

の目標値等との関連性が明確にされておらず、環境計画関連事業推進状況等調査票の目標等が関連する計画の目標値等をブレイクダウンした目標となっていない。環境計画関連事業推進状況等調査票に記載されている事業の進捗管理も重要であるが、一方で環境関連計画の目標値の進捗管理も重要である。

今後は、環境関連計画の目標値の進捗管理も念頭に置き、環境計画関連事業推進状況等調査票に記載されている事業と、環境関連計画の目標値の関連性を明らかにする必要があると考えられる。例えば、環境関連計画の目標値を部門等（家庭、産業、運輸等）で細分化するとともに、環境計画関連事業推進状況等調査票の事業に部門等の情報を追加すること等が考えられる。

環境計画関連事業推進状況等調査票に記載されている事業と、環境関連計画の目標値の関連性を明らかにするとともに、事業及び計画目標値両者の適切な進捗管理が望まれる。

監査人が令和元年度の外部環境監査において外部監査員に提出される「環境計画関連事業推進状況等調査票」を確認したところ、以下のような環境計画関連事業推進状況等調査票が発見された。

所属コード	枝番	施策コード	枝番	対象年度	30	環境目標	5資	目標設定	運用基準	通し番号	052
-------	----	-------	----	------	----	------	----	------	------	------	-----

環境計画関連事業推進状況等調査票

事業名	スリム・リサイクル宣言の店 (ごみ減量化・再資源化推進宣言店制度)				担当課	美化企画課	
エコ推進員	課長 ●●●	担当者 職・氏名・電話	主任 ●●●	記入日	2019/5/8		
継続／新規	継続	市民参画	なし	事業実施年度	H5 ~		

主となる 環境目的	資源循環	関連する環境目的	資源循環
----------------------	------	-----------------	------

実施根拠	関連法令 及び 適用条文	廃棄物の処理及び清掃に関する法律3条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条
	関連計画 要綱等	西宮市ごみ減量等推進計画 チャレンジにのみや25

事業目的
牛乳パック、トレイ、ペットボトル等の資源物の回収促進。買い物袋持参運動、再生品の使用や販売など、ごみの減量・再資源化に取り組んでいる店舗、事業所を募集し指定を行っている。

P	平成30年度の環境目標または運用基準 ※昨年度の調査で設定した平成30年度の目標を転記してください。	設定状況
	ごみ減量にとって資源の分別が重要なため広報等をしていく。	運用基準

D	平成30年度の取り組み内容 および EMS環境目標(運用基準)に対する実績
	【スリム・リサイクル宣言の店】 店舗数 132店舗 (平成30年9月1日現在)

C	自己評価	自己評価の判断根拠
	概ね達成(80以上100以下)	事業開始当初より市の情勢等も変化し、事業が形骸化している。
A	課題・改善事項 ※外部からの苦情や要望も含まれます。	
	事業系一般廃棄物の減量をめざし、認定事業者の再資源化推進、廃棄物減量の取り組みが必要なため、具体的な取り組みを調査・研究し事業者へごみ減量等の依頼などを検討する。	

A	今後の方向性	方向性の判断根拠
	改善	資源物(古紙類・OA用紙)の分別はごみ減量にとって重要な取り組みであるため、ホームページ等を活用し広報啓発をしていく。
P	今後の環境目標または運用基準	
	H31	ごみ減量を図るため、資源分別収集が拡大するよう広報等を行っていく。
	H32	H33

P	年間スケジュール											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	●——→ スリム・リサイクル宣言の店 課題等調査											

[意見－9] スリム・リサイクル宣言の店事業について

環境計画関連事業推進状況等調査票を見ると、自己評価の欄に「事業開始当初より市の情勢等も変化し、事業が形骸化している。」との記載がなされており、担当者が事業自体の形骸化を認識しているのにもかかわらず、自己評価は「概ね達成」との評価となっている。

この点西宮市に確認したところ、当該事業は「兵庫県廃棄物処理計画」に位置付けられた県の事業であり、平成30年に県とのヒアリングにおいて事業廃止を提案しているものの、当該事業は継続されており、そのため、今後は他事業の食品ロスに特化した取り組みにしていく意向であるとのことであった。

県の事業である以上、事業廃止という判断は行えないものの、環境計画推進状況調査票はホームページにも掲載しており、市民からするとこの調査票からは上記のような状況は把握できない。このため、環境計画推進状況調査票の事業名については、市民への正確な情報発信という観点から、食品ロス対策も含めた「ごみ減量化に向けた事業者に対する啓発事業」とするなど適切な事業単位に整理するよう努められたい。

[意見－10] エコオフィス活動における PDCA サイクルの推進について

既述のとおり、【Check】①自己点検のエコオフィス活動に関するエネルギー等使用量について、該当するエコ推進員（各課等の長）は、エコオフィス活動に係る目標として設定されている5つの環境目標設定項目（電気、ガス、水道、車両燃料、コピー用紙）の使用量を「監視測定状況報告書」で報告することとされている。

そこで、監査人はこの令和元年度実績の「監視測定状況報告書」を集約した【全庁分まとめ】監視測定状況報告書_R2（R1実績）を確認し、「前年度判定」の年度計で「B（前年度比5%以上増加）」とされた施設数等を集約したところ、以下のとおりとなった。

	総施設数	Bの施設数	Bの割合	備考欄の記載（一部）
電気	143	24	16.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・月別で比較すると大きな差はないことから、増加の理由は明らかでない。 ・夏季の使用量増によるものと考えられる。 ・空調利用の増と思われる。 ・測定機器買替による消費電力の増による。等
ガス	77	18	23.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・空調利用の増と思われる。 ・給湯器や乾燥室の使用頻度が増加したため。 ・人員が増加したため。等
水道	98	26	26.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・元の値が小さいため、誤差の範囲である。 ・部品故障により漏水していたため。 ・北山緑化植物園内において漏水が発生したため。 ・シャワー及び洗濯回数が増加したため。 ・空調利用の増と思われる。等
車両燃料	107	25	23.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・元の値が小さいため、誤差の範囲である。 ・巡回回数が増えたため。 ・荷物の運搬等で車両を利用する機会が増えたため。 ・現場管理等で使用したため。 ・走行距離増加のため。 ・年度末に給油を行ったため。等
コピー用紙	372	42	11.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への配布資料増加のため。 ・利用者が増加したため。 ・事務量増加による使用枚数の増加。 ・会議用資料の作成が増加したため。等

（出典：西宮市提出資料を基に監査人作成）

前記の全項目で非常に多くの施設において、前年度よりも5%以上エネルギーを消費等している事実が確認された。この点、5%以上エネルギー等の増加があった施設等に対して、全体を分析するために、備考欄にてその理由を記載させているとのことであった。また、所管課へは、エネルギー使用量等を集約したものをとりまとめ、理由等の記載内容から主な増減要因や優良事例を付記した上で、フィードバックしているということであった。しかしながら、監視測定状況報告書は施設ごとにその電気量等を把握し、その増加理由を備考欄に記載することとされているため、所管課の負担は重い。また、監視測定の達成状況については全庁的にとりまとめた分析を「エコオフィス活動点検報告書」として全庁に通知しているとのことであるが、具体的な見直しにつながる指導、助言はなされておらず、エコオフィス活動に関するPDCAサイクルの適切な推進の観点から必ずしも十分とはいえない。より効果的かつ効率的にエコオフィス活動に関するPDCAサイクルの推進が可能となるよう、監視測定状況報告書を見直すとともに、具体的な運用方法を見直されたい。

[意見-11] 「環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取記録」の活用について

西宮市では、環境監査の実施に関するマニュアルとして、「監査・点検手順書」を作成しており、その中で「環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取等」について以下のように定めている。

4. 4 環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取等

環境計画関連事業の進捗に関する取り組み状況や問題点の把握を必要とする時、監査員は事業の推進に関係のある者に対し、出席を求め、説明もしくは意見を聴き、または資料の提出を求めることができます。実施の要否、対象者は監査員の協議により決めますが、内容は評価の対象になりません。実施した場合は、監査責任者は「環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取記録」を作成し、エコ推進管理責任者（環境局長）に提出します。

そこで、監査人が令和元年度の環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取記録を確認したところ、以下のような記述が確認された。

【意見聴取内容】

(一部省略)

(2) 第3次西宮市環境基本計画について

【監査員の所見（提案等）】

(一部省略)

②環境計画の推進においては、各世代の参画と協働が必要ですが、地域で環境活動に取り組んでいる主体の高齢化が見られます。若い世代を取り込むことで、より幅広い世代の参画・協働を推進してください。

(一部省略)

④行政が、企業間の連携のきっかけづくりをすることで、事業者の参画を促進していただきたいと思います。

そのため、前記の【監査員の所見（提案等）】の記載内容について、翌年度以降の改善・対応状況について確認したところ、以下のような回答を得た。

(一部省略)

②環境計画の推進においては、環境計画推進パートナーシップ会議の委員として20代及び30代の若い世代を登用した。

(一部省略)

④特に対応していない。

②については、環境計画推進パートナーシップ会議の委員として20代及び30代の若い世代を登用しているとのことであるが、前記の意見聴取記録の趣旨は、各種地域活動を支えてきた担い手の高齢化であると考えられる。そのため、例えば、環境計画推進パートナーシップ会議において、より具体的に環境活動に参画する人材の高齢化への対応

に関する議論を行い、実際の改善策を実施できるような会議運営等適切な対応が望まれる。

④について、監査員の意見について全て必ずしも対応しなければいけないものではない。しかし、事業者の参画促進は非常に重要な視点であり、西宮市としてもより積極的に取り組むべき課題である。また、SDGsの17番目のゴール「パートナーシップで目標を達成しよう」の観点からも重要である。

今後は、環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取の結果について、内容を適切に検討し、必要に応じてより適切な対応を実施する体制を整備構築されたい。

3 エネルギー政策推進事業

(1) 事業の概要

事業名称	4. エネルギー政策推進事業							
所管課	環境局 環境総括室 環境学習都市推進課							
事業開始年度	平成17年4月1日							
目的	低炭素社会の実現							
事業内容	地球温暖化対策実行計画の推進及び進捗管理を行う。 再生可能エネルギー及び省エネルギーに資する活動や機器等の設置に対する支援を行う。							
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	西宮市環境計画推進パートナーシップ会議地球温暖化対策部会の運営、温室効果ガス削減に向けた施策の検討・評価及び「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の目標検討、「西宮市役所E C Oプラン-第三次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進、「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の推進、市民向け家庭用燃料電池・蓄電池導入促進補助事業の実施（補助件数306件）、省エネチャレンジ事業の実施（応募件数107人）、省エネ行動モニター事業の結果分析、北部図書館のブックフェアで温暖化関連書籍の紹介及び学習パネル展示							
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	西宮市環境計画推進パートナーシップ会議地球温暖化対策部会の開催（3回）、温室効果ガス削減に向けた施策の検討・評価及び「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の目標検討、「西宮市役所E C Oプラン-第三次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進、「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の推進、市民向け家庭用燃料電池・蓄電池導入促進補助事業の実施（補助金交付件306件）、省エネチャレンジ事業の実施（応募件数107人）、省エネ行動モニター事業の結果分析、北部図書館のブックフェアで温暖化関連書籍の紹介及び学習パネル展示							
事業費推移（千円）	当初予算	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
	決算	25,520	10,707	6,481	5,886	16,466		
令和2年度の決算内訳 （千円）	委託関係	衛生費	衛生費	環境保全費	委託料	1,000		
		衛生費	衛生費	環境保全費	委託料	1,606		
		衛生費	衛生費	環境保全費	委託料	374		
	その他費目			款	項	目	節	金額
		衛生費	衛生費	環境保全費	環境保全費	負担金補助及び交付金		13,000
		衛生費	衛生費	環境保全費	環境保全費	報酬		111

この事業における成果は、地球温暖化対策実行計画の推進及び進捗管理を行うとともに、再生可能エネルギー・省エネルギー機器を普及させ、市民や事業者向けに勉強会やイベント等を通じて啓発を図ることで、西宮市の温室効果ガス排出量を削減することである。

この事業における取り組みとして、「にしのみや省エネチャレンジ（2020）」がある。これは環境に関する映像の視聴と環境に配慮した行動を実践した市民に対して、景品を贈呈する取り組みである。

具体的には、環境に関する「2100年未来の天気予報」という動画の視聴と、以下のいずれかの環境に配慮した行動を実践し、応募してきた市民の中から先着500名にみやたん¹²オリジナルの風呂敷を景品としてプレゼントするものである。

¹² 西宮市の公式キャラクター。

- ・省エネ機器の購入（省エネ機器部門）
- ・明かりやテレビのつけっ放しをやめる等の省エネ行動の実践（省エネ行動部門）
- ・植樹や緑のカーテンの設置（植樹部門）
- ・より CO2 排出量の少ない移動手段への変更（エコ移動部門）

監査人が、省エネチャレンジへ参加した市民の受付簿にある「感想」を確認したところ、以下のような記述が確認された。

感 想（一 部 抜 粋）
温暖化で、夏の気温が今より暑くなるのは何となくイメージ出来ていましたが、冬も熱中症になるぐらい気温が上がるというのを見て、衝撃を受けました。その動画を見て、省エネを今以上に取組もうと感じました。コロナの影響もあるので、電車ではなく、自転車での移動の方が安心出来ました。
歩いたり自転車で移動してみて、今まで気づかなかったお店や景色などを発見することができ、意外に楽しかった。省エネと言うと堅苦しく感じるが、楽しみながらできることであれば大きく意識することなくできるので、継続してできそうだった。
実践編は、天候などに左右されるが取り組みやすいと感じた。視聴編は、日本だけでの取り組みでは不十分。全世界的に取り組みが必要。エコに対する取り組みだけでは不十分で貧困対策にもかかわる地球規模の問題と思う。
普段何気なく取り組んでいることが省エネにつながっているとわかりました。今年の7月はほとんど雨だったので、洗濯はほぼ乾燥機を使うことになってしまったのが残念でした。今後も、省エネに意識して行動します。
このような機会があるだけで、実際省エネしなければいけないと分かっただけで改めて意識するきっかけとなりました。具体的にどうすべきか、今後も意識し続けることができると思います。
猛暑でクーラーは温度下げられませんが、それ以外にもできることがあると気づきました。他には、「ソーラーパネル付きのモバイルバッテリーのみでスマホ充電」「扇風機などでクーラーの冷気を部屋に循環」なども取り組んでいます。
・近場での移動はなるべく公共の交通機関を利用するようにすると景色やのんびりと行動でき色々街の気づきもあり気分転換にもなった ・暑い時期は体力的にはきついです。暑い時期は歩き体力強化も良いと思います。コロナ渦の中環境にも良い移動手段を皆で考える事は大変大事な事だと思います 大好きな西宮市が模範となるように市を挙げて取り組んでほしいです
子供たちを始めとして、社会に地球環境への危機意識を啓発するのは素晴らしいことです。市民ひとりひとりが取り組むことも。但し対症療法でもありませんから、根本的な解決策を考えていかねばならないでしょう。大国で「温暖化など無い」と主張するリーダーが出てきてしまう背景には、何かあるのか。地球が住めなくなってしまうと、「経済が回る」も何もあつたものではありません。環境問題に日本が政策面から取り組み、他国に尊敬されるようになれば理想的だと思います。そのためには教育に力を入れたり、多くの人が考える力を養ったりすることは必須ではないでしょうか。私もさらに学んでいこうと思っています。
「沈黙の春」によって有名になった化学物質による環境汚染は、生物の死といったより具体的な変化を人々が実感することで初めて一般庶民に浸透した。地球温暖化は兼ねてから叫ばれているのにも関わらず、人々の意識を変えるに至っていないのは、不可逆的な変化を感じづらいついてあると感じた。本チャレンジの様に温暖化を身近なものにする活動の重要性を感じた。
小さい事でも積み重ねが大切！ 健康のためにも、出来るだけ歩いたり自転車で乗ったりしたいと思います。

受付簿の感想には省エネや環境への配慮に関して、概ね前向きな意見であった。

[意見-12] 省エネチャレンジ事業の参加者増加について

省エネチャレンジ事業の参加者の反応は良いものの、参加者数は想定していた 500 名に及ばず、107 名で終了している。既に省エネチャレンジ 2021 として、2020 をバージョンアップさせた形で取り組んでいるとのことであるが、今後は取り組みの知名度アップを図り、より多くの市民に参加していただけるような工夫をされたい。

4 環境衛生協議会補助事業

(1) 事業の概要

事象名称	6. 環境衛生協議会補助事業					
所管課	環境局 環境総括室 環境学習都市推進課					
事業開始年度	昭和32年4月1日					
目的	ごみの減量化・再資源化					
事業内容	市民が直面している地球規模の環境問題を解決するため、今までのライフスタイルを見直し、少ない資源を有効に活用する循環型社会をめざし、環境衛生協議会に補助することにより、ごみの減量化・再資源化を図ることを目的に環境衛生、保健衛生及び環境美化に関する啓発、地区協議会の育成、連絡調整、クリーン大作戦や地域美化の促進など「環境学習都市にしのみや」にふさわしい持続可能な様々な実践活動を進める。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般活動助成 2. 環境美化助成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境美化活動への助成 (2) 各種啓発看板の作成・配布（3種類を作成、配布） 「犬・猫の正しい飼い方」・「ごみのポイ捨て禁止」・「たばこのポイ捨て禁止」 3. ごみの減量化、再資源化及びリサイクル商品等の使用促進運動 4. わがまちクリーン大作戦（年2回 6月・12月） 5. 第63回西宮市環境衛生大会 地道な環境美化・保健衛生活動に寄与された個人・団体の表彰 6. 虫慰霊祭の実施（年1回） 環境衛生課の虫塚前にて実施 7. 快適な市民生活の確保に関する条例への協力 歩きタバコの抑制や喫煙禁止区域指定にともなう啓発キャンペーン等への協力 8. その他 関係団体が主催する大会や研修会への参加 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般活動助成（各地区にて活動を実施） 2. 環境美化助成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境美化活動への助成（各地区にて活動を実施） (2) 各種啓発看板の作成・配布（32地区に712枚配布） 3. ごみの減量化、再資源化及びリサイクル商品等の使用促進運動（新型コロナウイルス感染症の影響により中止） 4. わがまちクリーン大作戦（12月実施 ※6月は新型コロナウイルス感染症の影響により中止） 5. 第63回西宮市環境衛生大会（新型コロナウイルス感染症の影響により、式典等は実施せず） 6. 虫慰霊祭の実施（10月実施） 7. 快適な市民生活の確保に関する条例への協力 歩きタバコの抑制や喫煙禁止区域指定にともなう啓発キャンペーン等への協力（新型コロナウイルス感染症の影響により中止） 8. その他 関係団体が主催する大会や研修会への参加（新型コロナウイルス感染症の影響により、通常開催や書面決議による参加又は中止） 					
事業費推移（千円）	当初予算	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	決算	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
令和2年度の決算内訳 （千円）	その他費目	衛生費	衛生費	環境総務費	負担金補助及び交付金	金額
						5,975

この事業は、西宮市環境衛生協議会に対し、補助金を交付する事業である。西宮市環境衛生協議会は、西宮市内に38ある地区環境衛生協議会（以下、「地区協議会」という。）に対して、地区内の世帯数に応じて助成金の交付（1世帯当たり20円）等を行い、その地区における自主的な、環境衛生、保健衛生及び環境美化に関する啓発、地区協議会の育成、連絡調整、クリーン大作戦や地域美化の促進等「環境学習都市にしのみや」にふさわしい持続可能な様々な実践活動の支援を行っている。基本的には地区協議会における自主的な行動に委ねられていることから、各地区の取り組み内容に関してばらつきが生じている。

監査人が地区協議会における課題についてヒアリングしたところ、地区協議会を構成するメンバーの固定化と高齢化が大きな課題であるとのことであった。これに対し、市は各地区協議会の役員等へのアンケートを検討中であり、地区における専門対策部員の決め方や専門対策部員の役割、各地区協議会で取り組むべき内容等に関して各地区協議会の役員からの意見を聴取しているとのことである。

[意見-13] 地区環境衛生協議会のメンバーの固定化・高齢化への対応について

前記のとおり、西宮市は各地区協議会の役員等へのアンケートを検討しており、その結果を今後の地区協議会の運営に役立てると共に、メンバーの固定化と高齢化という大きな課題への対応策を検討するとのことである。しかしながら、地区協議会の活動が地元自治会等のコミュニティの状況等を踏まえ、そのメンバーの判断に委ねられていることから、一律に西宮市主導での課題解決については困難であるとのことである。そのため、この課題への対応は、西宮市環境局だけではなく、西宮市全体、市民、NPO、営利企業等様々なステークホルダーを巻き込んで解決を目指す課題であると考えられる。特に、西宮市の地域コミュニティとの繋がりも多く有しているNPOやボランティア団体等への積極的な協力を求める等により、課題へ対応されたい。

5 空き地・空き家対策事業

(1) 事業の概要

事業名称	7. 空き地・空き家対策事業					
所管課	環境局 環境総括室 環境衛生課					
事業開始年度	昭和48年4月1日					
目的	空き地及び空き家が適切に管理されることにより、市民の良好な生活環境を確保するため。					
事業内容	<p>空き地については、「あき地の環境を守る条例」において所有者等に空き地の適切な管理を義務付けており、市民から管理が不適切なあき地についての相談を受けた場合、適切な管理が必要な空き地の所有者等に対して文書等で改善を促している。</p> <p>空き家についても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」において所有者等に空き家の適切な管理を義務付けており、市民から管理が不適切な空き家についての相談を受けた場合、適切な管理が必要な空き家の所有者等に対して文書等で改善を促している。</p>					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	<p><空き地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談や空き地のパトロールを基に、所有者等にあき地の適切な管理を依頼している。 ・草刈機の貸出しを行うほか、自己処理が困難な場合は、所有者等から実費を徴収したうえで除草を民間に委託している。 (除草委託業務：民有空き地 除草予定総面積：55,000㎡) <p><空き家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談を基に、所有者等に空き家の適切な管理を依頼している。 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） (令和2年度)	<p><空き地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に市内巡回を基に315箇所、適切な管理を所有者等に依頼した。 ・令和2年度に市民からの相談を基に72箇所、改善を所有者等に依頼した。 ・平成29年度から令和元年度に253箇所、改善を所有者等に依頼した。 ・相談件数：計78件 (内訳) 除草関係37件、樹木伐採等33件、害虫問題2件、その他6件 <p><空き家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に市民からの相談を基に58箇所、適切な管理を所有者等に依頼した。 ・平成29年度から令和元年度に236箇所、改善を所有者等に依頼した。 ・相談件数：計66件 (内訳) 除草関係13件、樹木伐採等31件、建物破損等13件、害虫等4件、その他5件 					
事業費推移（千円）	当初予算	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	決算	32,495	14,719	14,597	13,313	32,857
令和2年度の決算内訳 (千円)		款	項	目	節	金額
	委託関係	衛生費	衛生費	環境衛生費	委託料	24,660
			款	項	目	節
	その他費目	衛生費	衛生費	環境衛生費	報酬	1,465
		衛生費	衛生費	環境衛生費	需用費	581

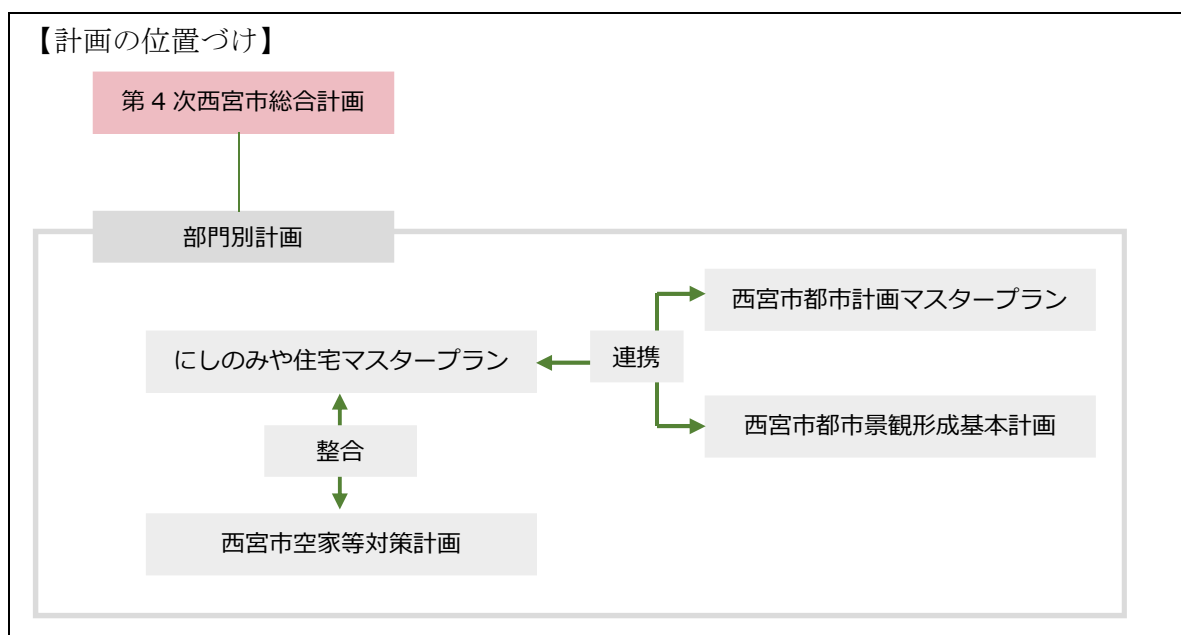
国の空家対策については、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」が平成27年5月26日に全面施行され、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成等について定められた。また、兵庫県地域住宅政策協議会では平成26年2月に「空き家対策ガイドライン」を発行し、空家等の実態調査方法や所有者の特定方法、空家等の適正管理や除却に関する標準条例案等を示している。

西宮市においては、今後、空家等の増加が見込まれる中、行政内部はもちろん民間との連携や、さまざまな法律の組み合わせ等による対応が必要であり、空家等対策を効率的効果的に進めるには空家等に対する対応策を体系的にまとめる必要があることから、空家等の実態調査を行い、その結果を踏まえて、適切な管理が行われていない空家等の適正管理及び利活用の促進のため「西宮市空家等対策計画」（計画期間：平成 29 年度～平成 33 年度）を策定した。

西宮市空家等対策計画の構成は以下のとおりである。

1. 空家等対策計画とは
 2. 上位・関連計画
 3. 西宮市の空家等を取り巻く現状と課題
 - 3-1 住宅地としての現状
 - 3-2 空家等の状況
 - 3-3 空家等対策を取り巻く課題
 4. 計画の目標と基本方針
 5. 空家等への対策
 6. 推進方策
- 《付属資料》

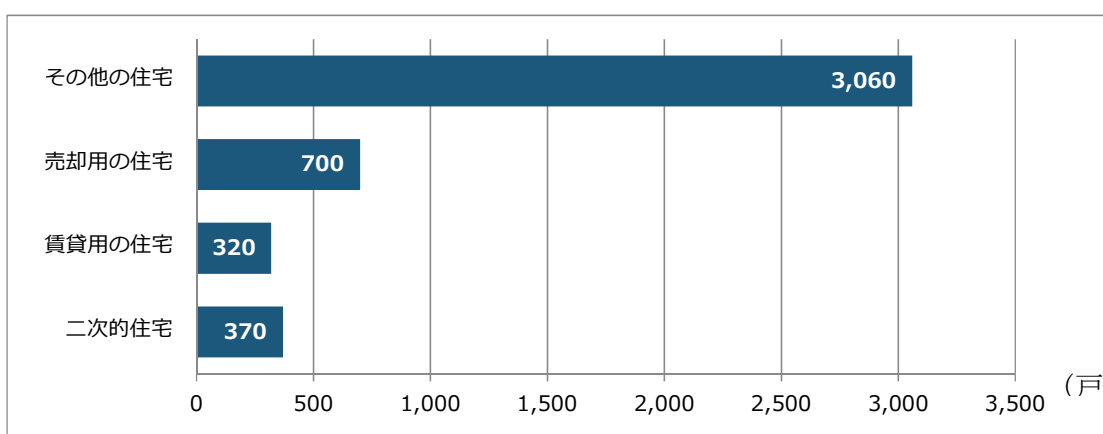
「1. 空家等対策計画」とは、では、計画策定の趣旨や計画の位置づけや、計画期間、空家の定義について記載しており、そのうち、「計画の位置づけ」は以下のとおりである。



「2. 上位・関連計画」、では、上位・関連計画である、「第4次西宮市総合計画（当時）」「西宮市都市計画マスタープラン」「にしのみや住宅マスタープラン」に記載されている施策や取り組み内容を引用しながら、西宮市空家等対策計画との関連性を明らかにしている。

「3. 西宮市の空家等を取り巻く現状と課題」では、3-1で住宅地としての現状（西宮市の人口の状況、住宅の状況、市街地の状況、本市の特徴）、3-2で空家等の状況、3-3で空家等対策を取り巻く課題について示している。そのうち、3-2【全市的な動向】については、以下の記述がある。

平成25年度の空き家（一戸建^{※3}）種別ごとの戸数



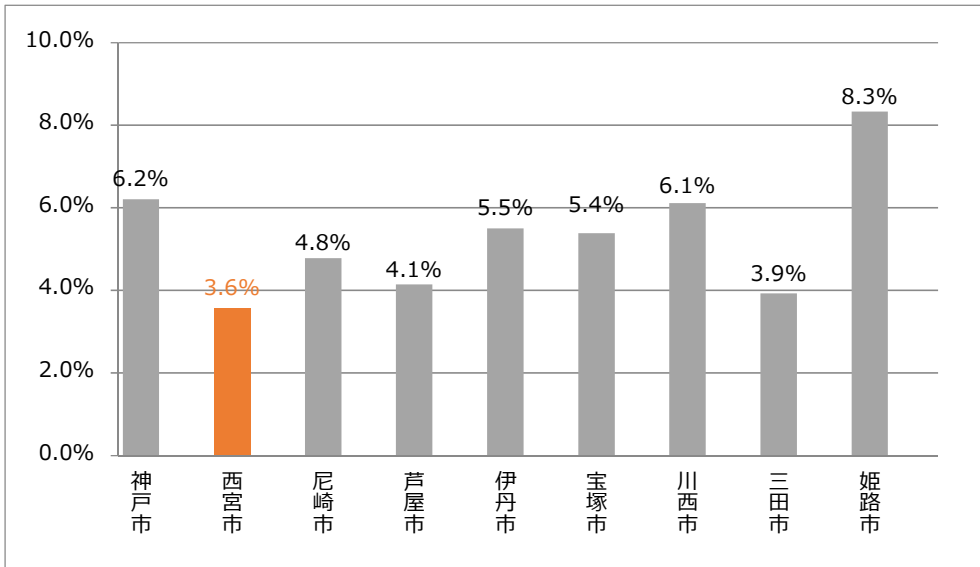
資料：住宅・土地統計調査

※3：住宅・土地統計調査においては、共同住宅等の空き家数（空き室数）についての掲載もあるが、本計画においては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の考え方にあわせて、住宅1棟について人が住んでいない状態（共同住宅・長屋の場合、全室が空き室となった状態）となったものを空家等として扱っている。

また、本市は、住宅を1棟単位で見た場合、「一戸建」の割合が約9割を占めている。よって、「一戸建」に限った数を把握した。

・一戸建の空き家の内訳を見ると、その他の住宅（空き家）が大部分を占めています。

一戸建住宅に占めるその他の住宅（空き家）の割合の近隣市との比較（平成 25 年度）

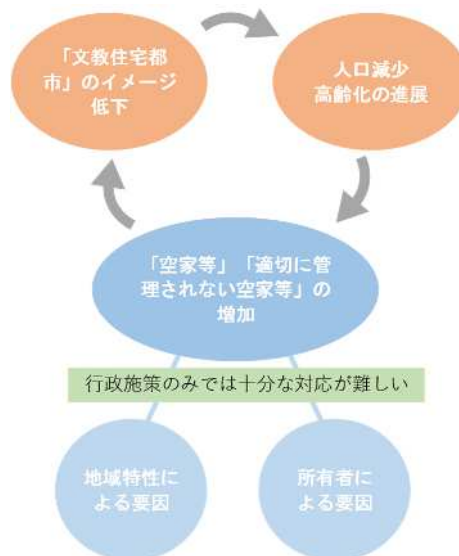


資料：住宅・土地統計調査

- ・ 県内の他の主な都市に比べると、問題が発生する恐れのあるその他の住宅（空き家）の割合は低くなっています。

また、3-3 空家等対策を取り巻く課題、には、以下の記述がある。

- 空家等の増加により都市のイメージが損なわれることが懸念される
- 今後の人口減少及び高齢化の進展等に伴い空家等の増加が懸念される
- 市の南部、北部など多様な地域特性があり、空家等の発生要因が異なる
- 管理意識が低い所有者や管理・活用したくてもできない所有者がいる
- 担当部門の単独の取り組みや行政施策のみでは十分な対応が難しい



4. 計画の目標と基本方針、には、下記の目標と基本方針が明記されている。

【目標】

総合的な空家等対策による「文教住宅都市」にふさわしい環境の維持・増進

【基本方針】

- 1 管理が不適切な空家等への予防的な取り組みの推進
- 2 地域の特性に応じた活用・流通の促進
- 3 所有者等への総合的な支援
- 4 多分野連携による空家等対策の取り組みの促進

5. 空家等への対策、では、適切に管理されない空家等の発生要因を把握するとともに、その要因ごとの対策と基本方針の対応関係を明らかにするとともに、対策の進め方について以下のとおり図示している。

【基本方針と対策の対応関係】

対 策		基本方針				
		1 管理が不適切な空家等への予防的な取り組みの推進	2 地域の特性に応じた活用・流通の促進	3 所有者等への総合的な支援	4 多分野連携による空家等対策の取り組みの促進	
1) 所有者等による空家等に係る適切な管理の促進	所有者に管理の意思がない場合への対策	○管理責任を認識していない所有者や管理の意思がない所有者に対する啓発	●			●
		○管理が不適切な空家等の所有者に対する情報提供と改善促進	●			●
		○相続・利活用に係る予防的啓発	●			●
	所有者に管理の意思はあるができない場合への対策	○住まいの定期点検や修繕等に関する情報提供	●		●	
		○空家等の管理など、住まいに関する相談窓口の充実			●	●
		○所有者以外の者により空家等を日常管理する仕組みの構築		●	●	●
2) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進	所有者に活用の意思がない場合への対策	○活用の意思がない所有者に対する啓発	●			●
		○相続・利活用に係る予防的啓発	●			●
	所有者に活用の意思はあるができない場合への対策	○空家バンク制度による情報の提供		●	●	●
		○住まいの利活用に関する相談窓口の充実			●	●
	環境や建物に関わる要因への対策	○活用方策の多様化への支援		●	●	
		○改修による活用への支援			●	●
		○空家等が多い地域の魅力発信	●	●		●
	○地域団体等による跡地の活用への支援		●	●	●	
	○再建築が困難な敷地や狭小な敷地の活用に対する支援		●	●		

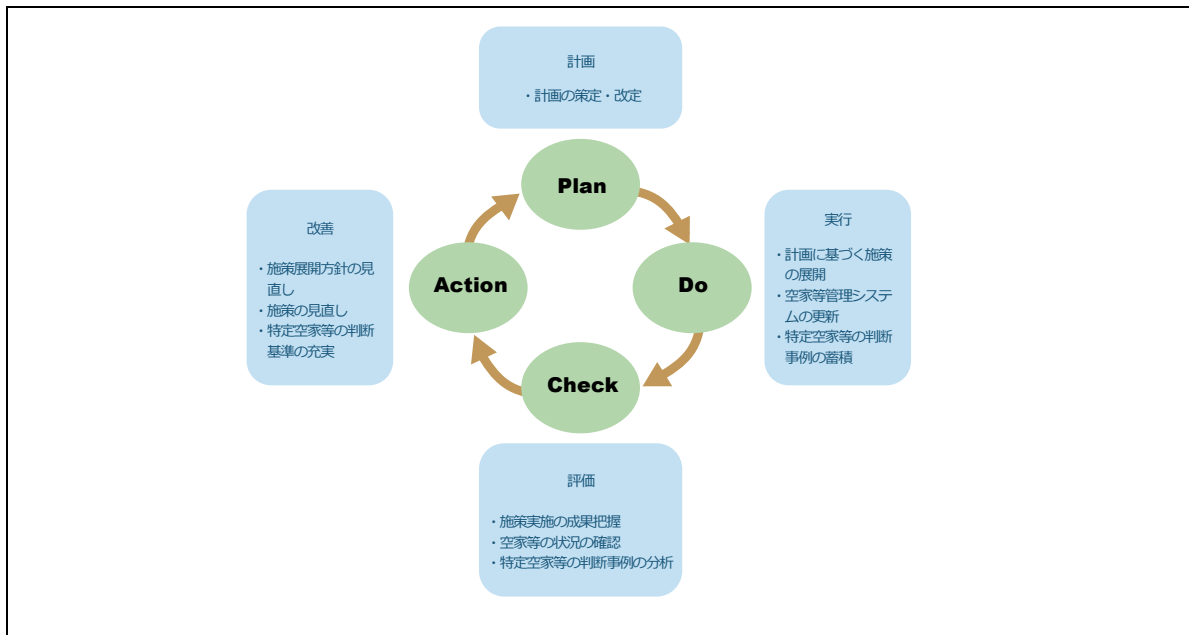
【対策の進め方】

対 策		実施等の時期			
		実施中の対 策	今後速やか に実施もし しくは実施・ 拡充を目標 とする対策	計画期間中 に、ニーズ 等を見なが ら拡充、実 施等を検討 する対策	
1) 所有者等 による空 家等に係 る適切な 管理の促 進	所有者に管 理の意思が ない場合へ の対策	○管理責任を認識していない所有者や管理 の意思がない所有者に対する啓発		■	
		○管理が不適切な空家等の所有者に対する 情報提供と改善促進	■	■	
		○相続・利活用に係る予防的啓発		■	
	所有者に管 理の意思は あるができ ない場合へ の対策	○住まいの定期点検や修繕等に関する情報 提供		■	
		○空家等の管理など、住まいに関する相談 窓口の充実	■		■
		○所有者以外の者により空家等を日常管理 する仕組みの構築		■	
2) 空家等及 び除却し た空家等 に係る跡 地の活用 の促進	所有者に活 用の意思が ない場合へ の対策	○活用の意思がない所有者に対する啓発		■	
		○相続・利活用に係る予防的啓発		■	
	所有者に活 用の意思は あるができ ない場合へ の対策	○空家バンク制度による情報の提供	※ 6		■
		○住まいの利活用に關する相談窓口の充実	■		■
	環境や建物 に関わる要 因への対策	○活用方策の多様化への支援	■	■	
		○改修による活用への支援	■		■
○空家等が多い地域の魅力発信				■	
○地域団体等による跡地の活用への支援			■		
		○再建築が困難な敷地や狭小な敷地の活用 に対する支援			■

6. 推進方策 では、推進体制、計画の評価と見直しについて示されており、そのうち、計画の評価と見直しについては、以下のとおり示されている。

本計画に基づく取組を進めつつ、施策の実施上の課題や運用上の課題、成果などを勘案しながら、必要に応じて計画の適切な見直しを行います。また、空家等の状況を適宜把握するため、空家等の管理システムにおけるデータを逐次更新していきます。

なお、特定空家等の判断基準についても個別の判断事例の積み重ねを踏まえて充実していくものとします。



[指摘－ 3] 西宮市空家等対策計画における PDCA サイクル推進について

西宮市空家等対策計画においては、PDCA サイクルを回すことで、計画の推進を図ることとされている。そこで、監査人が直近 2 年間の PDCA サイクルの推進体制と C (check) と A (action) の具体的な内容について確認したところ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和元年度及び令和 2 年度については西宮市空家等対策審議会を開催しておらず¹³、市は審議会の C (check) を受けていないとの回答であった。¹⁴そのため、2 年間 C (check) を受けていない状況であったため、A (action) についても行っていない状況であった。

PDCA サイクルを適切に推進させる観点からは、C (check) について、2 年連続での延期となることから、リモート会議等で開催するとともに、必要な A (action) を行う必要があったと考えられる。

PDCA サイクルを回すことは、重要な業務であるため、西宮市空家等対策計画における PDCA サイクルを適切に推進されたい。

現在の西宮市空家等対策計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度（令和 3 年度）であり、今年度（令和 3 年度）が最終年度のため、現在次期計画の策定作業が実施

¹³ 事務事業評価は実施してるものの、西宮市空家等対策計画における PDCA の C (check) には該当しない。

¹⁴ 令和 3 年度は実施している。

されている。この策定作業に関しては、所管部署において他局との調整の上、次期西宮市空家等対策計画（素案）を作成し、これを空家等対策審議会において検討するという形で行われている。

また、現在空家等の管理に関して「空家・空地管理システム」を使用している。具体的には、市民等からの相談などによって把握した空家及び空地の位置や管理状態などを一元的に管理するものとなっている。

TOP
ログアウト

空家空地管理システム 空家空地データ管理

空家空地データ詳細

位置図



種別	空家	管理番号	15
空家空地判定	空家等	空家空地判定備考	2/2
所在地	■■■■ 4-47	地番	■■■■ 221-2
X座標	■■■■■	Y座標	■■■■■
地区	A-3	支所	鳴尾
町コード	242	特定空家	x

（出典：空家・空地管理システム操作マニュアル（一部抜粋））

[意見-14] 空家・空地管理システムの活用について

現状は、市民等からの相談などによって把握した空家及び空地の位置や管理状態などを一元的に管理するものとなっており、日常的な空家率などの現状把握などに利用していない。一方、次期西宮市空家等対策計画の策定においては、空家等実態調査による空家の分布や空家率といった現状把握の基礎資料として利用し、所有者アンケートの結果など他の空家に関するデータと組み合わせることで課題抽出につながる分析を行っているとのことである。しかしながら、西宮市空家等対策計画のPDCAサイクルの推進にあたっては、空家等対策審議会におけるより深い検討に資する情報（例えば、地区ごとの空家率や管理不全空家率等）を提供するため、システム情報をさらに活用することが考えられる。

今後は空家・空地管理システムの情報をさらに活用し、より適切なPDCAサイクルの推進が望まれる。

6 葬儀・斎場管理運営事業

(1) 事業概要

事象名称	9. 葬儀・斎場管理運営事業					
所管課	環境局 環境総括室 斎園管理課					
事業開始年度	平成3年4月1日					
目的	良好な生活環境の確保					
事業内容	近年、家族形態の変化と生活様式の変遷に伴い、多様化した葬祭に対する市民ニーズに応えるために、「清楚で低廉」な葬儀を執り行う。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	市民に清楚で低廉な葬儀の提供。					
事業の実施状況（実際にを行った取組、実施回数等） （令和2年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・市営葬儀件数：607件 ・葬儀用自動車利用件数：336件 ・斎場利用件数：424件 ・葬具利用件数：363件 					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	60,849	55,922	62,948	63,393	145,730
	決算	58,363	55,397	61,664	58,945	121,075
令和2年度の決算内訳 （千円）		款	項	目	節	金額
	委託関係	民生費	社会福祉費	葬祭事業費	委託料	118,179
		款	項	目	節	金額
	指定管理が導入されている場合	民生費	社会福祉費	葬祭事業費	委託料	118,179
		款	項	目	節	金額
	その他費目	民生費	社会福祉費	葬祭事業費	負担金補助及び交付金	2,861
		民生費	社会福祉費	葬祭事業費	使用料や及び賃借料	33

西宮市では市民に清楚で低廉な葬儀を提供することを目的として、市営葬儀（葬祭事業）の提供及び満池谷斎場（告別式場）¹⁵を設置・運営している。亡くなられた方、もしくは喪主等の葬儀の主催者が市民である場合に利用可能である。

① 決算額

【歳入歳出】

（単位：千円）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入	19,741	19,123	18,466	17,824	19,530	19,876	22,269	78,781
歳出	49,991	47,642	49,053	58,364	55,398	61,664	58,946	121,075
差	△ 30,250	△ 28,520	△ 30,587	△ 40,540	△ 35,867	△ 41,788	△ 36,677	△ 42,294

¹⁵ 他市では火葬場を指して斎場と称することがあるが、西宮市では斎場とは告別式場のみを指し、西宮市立火葬場は別の施設・事業である。

②葬儀実施件数等

【斎場】

(単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
告別式場 (29,700円)	243	222	225	233	246	243	262	139
和室 (8,900円)	276	278	287	269	288	293	303	285
計	519	500	512	502	534	536	565	424

【葬儀】

(単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
葬儀	517	533	478	468	489	476	544	607

【装具(祭壇)】

(単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
桜飾 (46,000円)	78	73	61	66	76	92	120	119
桜飾 (16,000円)	11	21	18	7	10	5	5	1
桜飾 (10,000円)	185	198	184	186	158	178	204	234
桜飾 (3,000円)	7	13	5	2	5	1	0	1
神式飾 (16,000円)	9	10	8	7	15	11	5	8
キリスト教飾 (16,000円)	0	0	0	0	0	0	0	0
計	290	315	276	268	264	287	334	363
飾りなし	227	218	202	200	225	189	210	244
合計	517	533	478	468	489	476	544	607

【葬儀用自動車】

(単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
片道 (5,000円)	11	5	7	7	2	4	7	7
往復 (6,500円)	282	299	281	275	283	279	307	329
計	293	304	288	282	285	283	314	336

新型コロナウイルス感染症の影響等で令和2年度の斎場貸出件数は減少しているものの、葬儀実施件数は増加している。その要因としては、葬儀に対する価値観や習慣の変化により、家族葬や直葬といった簡素な葬儀を選ぶケースが増加していることが考えられる。そのため、市としては低廉な価格で実施している行政サービスは時代に適合しており、その意義は大きいと考えているとのことである。

[意見-15] 葬儀斎場管理運営事業に関する中長期的な事業計画策定の必要性について

現在、葬儀斎場管理運営事業に対する中長期的な事業計画は存在しない。

葬儀に対する価値観や習慣の変化を背景に、家族葬や直葬といった簡素な葬儀を選ぶケースが増加してきており、葬祭事業に対する市民ニーズも大きく変化している。また満池谷斎場の施設は築30年を超過し、老朽化が進んでおり、今後大きな修繕を行わなければ施設の保持が難しい可能性がある。

今後、どのように経営していくのか、市民ニーズの変化による事業の予測や施設・設備の老朽化への対応を含めた中長期的な事業計画を作成されたい。

〔意見－16〕 市営斎場に関する広告の削除努力について

令和2年度より民間事業者の斎場利用ができないようになってきているが、民間事業者のインターネット上の広告では、未だ市営斎場が利用可能であるような記載が見受けられる。また、いかにも西宮市と提携しているかような記載をしている業者も見られた。市によると、こうした民間事業者のインターネット上の広告に対する処置は難しいとのことであるが、市民に誤解を招く恐れがあることから、場合によっては法的措置¹⁶も視野にいった適切な指導が必要である。

〔意見－17〕 (過去の意見の措置状況) 葬祭事業の使用料水準の見直しについて

平成25年度の包括外部監査「使用料・手数料等に係る財務事務の執行について」において葬祭使用料・斎場使用料に関して下記の意見が出されている。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

その他の施設 (単位:千円)

各論番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C)=(A)/(B)
30 31	葬祭使用料 斎場使用料	使用料	19,841	物件費	49,446	
		国・県支出金	-	人件費	563	
		その他	-	退職給付	63	
				減価償却費	6,207	
		合計	19,841	合計	56,279	

※上記の受益者負担割合は葬祭使用料に加え、【31】斎場使用料も含めて算定。

上記のとおり、平成24年度数値に基づく受益者負担割合は35.3%と低い負担割合となっている。使用料水準について値上げも含めて再度検討すべきであると考えます。

平成24年度における葬祭使用料・斎場使用料の受益者負担割合は35.3%である。対して平成25年度の包括外部監査報告書では当使用料は「特定の市民が対象かつ民間でも類似の施設があり、受益者負担割合としては75～100%が目安」とされた。

分類区分：I の考え方…受益者負担割合75～100%を目安とするもの

特定の市民が対象かつ民間でも類似の施設があり、駐車場など施設の採算性も比較的高いと考えられるため、受益者負担割合としては75～100%を目安とする。

しかし、平成25年度以降、各使用料が見直されたことはない。

¹⁶ 景品表示法上の有利誤認に該当する可能性がある。当該規制に抵触する場合には、消費者庁による違反状態の是正等の措置命令、課徴金納付命令等が採られる。

令和2年度の収入及び原価で受益者負担割合を算出した結果は以下のとおりである。

(単位：千円)

収入	金額	原価	金額	受益者負担割合
使用料	78,780	事業費	121,075	
		派遣職員給与	27,584	
		派遣職員社会保険料	4,137	
		減価償却費	10,386	
合計	78,780		163,182	48%

都市整備公社が自主事業として行っていた葬祭事業を市の事業と変更したことにより受益者負担率は48%と改善しているものの、目標値である75%～100%は達成していない。引き続き、使用料水準の改善に努められたい。

(2) 施設概要

【斎場】

項目	満池谷斎場
所在地	神原 13-41
開設年月	平成 3 年 4 月
建物構造	鉄骨造平屋建一部鉄筋コンクリート造（地階）
総面積	延床面積：632.1 m ²
場内施設	告別式場 1 室（約 60 人収容）、ホール、和室（18 畳） 2 室、事務室、倉庫、駐車場 22 台
開場時間	24 時間
休場日	年中無休



なお、葬儀に関する近隣市の状況は以下のとおりである。

西宮市	市営葬儀
神戸市	規格葬儀 ※
芦屋市	火葬場のみ
尼崎市	規格葬儀 ※
姫路市	火葬場のみ
大阪市	規格葬儀 ※
茨木市	市営葬儀
高槻市	市営葬儀

※規格葬儀：市が直営で葬儀を行うのではなく、市が指定した葬儀社で、市が指定した規格葬儀を行うもの。規格葬儀では基本的にほとんど事業費は発生しない。

[意見-18] 葬儀・斎場管理運営事業の在り方について

葬祭事業は、民間事業者においても広く提供されているものであり、その公共性については必ずしも高いとは言えない。こうした事業に対して、行政コスト計算ベースで年間約 84 百万円（下記 i 参照）を市が負担している。

西宮市においても、下記 i～iii の事由も鑑みたくえて、上述の事業計画の策定とあわせて、事業の継続が適切か否かについて慎重に検討されたい。

i 多額の市税が投入されていること

事業の歳入歳出から算出した支出超過額に市からの派遣職員の人件費等を加味・調整して市の負担額を算出した結果は以下のとおり¹⁷である。

(単位：千円)

	令和2年度
【歳入歳出】	
歳入	78,780
歳出	△121,075
【調整】	
派遣職員給与	△27,584
派遣職員社会保険料	△4,137
減価償却費	△10,386
最終赤字額	△84,402

(出典：市提供の資料を基に監査人が作成)

年間約84百万円の負担が市にあることがわかる。加えて、斎場の施設及び設備は建設から30年以上経過しており、老朽化のため今後大規模な修繕が必要となる可能性が高いとされている。そのため今後継続して事業を行う場合には更に大規模な設備投資が必要となることが推測される。

ii セーフティネットの存在及び葬儀の考え方の変化

葬儀に対するセーフティネットとして、生活保護法の第18条で「葬祭扶助」が定められており、対象者には葬儀費用として上限206,000円が国より支給される仕組みが存在している。法の仕組みで「低廉」葬儀が可能であることがわかる。

iii 業務の再委託について

満池谷斎場は平成3年の設立時より市の外郭団体である一般財団法人西宮市都市整備公社（設立時は都市整備公社と合併前の西宮市斎園サービス公社）が指定管理者として

¹⁷ 派遣職員については「令和2年度 西宮市の給与・定員管理等について」の一人当たり給与費より算定している。また派遣職員の退職給付費用負担は金額が僅少であるため加味していない。減価償却費は西宮市から提供を受けた固定資産台帳より算定しており、事務事業評価の償却費と異なっている。

その管理・運営を担っている。指定管理者は複数の業務を再委託¹⁸している。再委託されている業務は以下のとおりである。

【再委託業務】

- 1 斎場清掃業務
- 2 斎場自動扉保守点検業務
- 3 斎場排水管清掃業務
- 4 斎場貯水槽清掃業務
- 5 葬儀執行における立看板等設置業務
- 6 葬儀執行における受付セット設置業務
- 7 葬儀執行における納棺・司会及び音響設備設置業務
- 8 寝具用品搬入業務
- 9 納棺時の枕机設置業務
- 10 葬祭葬儀システム保守業務
- 11 葬祭葬儀システムハードウェア保守業務

国の方針等においても再委託は原則禁止であり、「西宮市満池谷斎場指定管理業務仕様書」においても「再委託の禁止¹⁹」が定められているが、設備の維持管理に加えて、葬儀執行における納棺・司会及び音響設備設置業務のような運営業務に関しても再委託されている。

(3) 指定管理者

満池谷斎場は指定管理者制度が導入されており、一般財団法人西宮市都市整備公社²⁰（以下、「都市整備公社」という。）が非公募で市の指定を受け、斎場の管理・運営を行っている。事業費の大半が指定管理者への委託費である。

以前は民間の葬儀事業者も、満池谷斎場の場所を利用することを認めていたが、利用者が民間事業者の提供する葬儀であるにもかかわらず、市営葬儀と誤解する事案が多数

¹⁸ 再委託とは、契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることをいう。委託業務の全部又は一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は、再委託に該当するため、発注前の申請手続きが必要である。

¹⁹ ただし、業務の一部について、市の承認を受けた場合には専門業者に再委託することができる。

²⁰ 平成 21 年度末までは、旧財団法人西宮市斎園サービス公社が指定管理者の指定を受けて、墓地・納骨堂及び満池谷斎場の管理を行っていたが、西宮市『外郭団体の見直し方針』に基づく都市整備公社と同斎園サービス公社との統合に伴い、平成 22 年度以降は、同斎園サービス公社から組織及び人員を引き継いだ都市整備公社が指定管理者の指定を受けて同施設の管理運営を行っている。

発生していた。そのため令和2年4月1日より市営斎場は市営葬儀専門施設と変更し、現在は民間の葬儀事業者の利用は認めていない。あわせて、それまで都市整備公社の自主事業としていた葬祭事業についても、市の事業として位置づけることに変更された。都市整備公社の概要は以下のとおりである。

	一般財団法人 西宮市都市整備公社
目的	西宮市総合計画の目標とする文教住宅都市実現の主旨にのっとり、地域的特性を生かした土地の合理的利用、都市環境の整備事業及び地域情報化事業を推進することにより、住民福祉の向上に寄与すること。
設立	昭和45年
基本財産	510,000千円（全額西宮市出資）
移行	公益法人制度改革を受けて、平成25年度に一般財団法人へ移行
取り組み	不特定多数の住民を対象とした公益性の高い事業に取り組んでいる

指定管理の業務概要及び選定理由は以下のとおりである。

	斎場
指定管理者	一般財団法人 西宮市都市整備公社
指定管理者の分類	一般財団法人
指定期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理者が行う業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 西宮市満池谷斎場（以下、「斎場」という。）の使用の許可及び条件の付与に関する事務 (2) 斎場の使用の不許可に関する事務 (3) 斎場の使用許可の取消しに関する事務 (4) 斎場の使用料の徴収に関する事務 (5) 斎場の使用料の減免に関する事務 (6) 斎場の使用料の還付に関する事務 (7) 葬具の飾付及び葬儀用自動車の運行に関する事務 (8) 斎場の施設及び設備の維持管理 (9) その他斎場設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

	斎場
選定理由	提出された事業計画書、ヒアリング審査により、管理実績、事業計画書、管理運営体制及び収支予算等を総合的に評価した。その結果、上記団体は長年の管理実績があり、「清楚で低廉」をモットーとする市営葬儀は安価で信頼できる葬儀として市民の高い支持を得ていることから、指定期間中、施設を適切に管理運営する能力・経験を有しており、指定候補者として妥当であると判断した。

指定管理料の推移²¹は以下のとおりである。

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料	46,644	44,156	42,332	49,418	52,403	57,647	55,757	118,180

[指摘－4] 満池谷斎場の指定管理者の選定方法について

満池谷斎場の指定管理者は開設以来、非公募で都市整備公社が指定されている。平成30年4月1日から平成35年3月31日（5年間）の指定管理期間における「非公募とする理由」は以下のとおりである。

指定候補者を公募しなかった理由

満池谷斎場が葬儀に特化した施設になっており、営利目的による運営を防止し、公平性を確保する必要があること、また、市営葬儀との関連が密接で、市営葬儀の運営に沿った形態で取り組む必要があるため、非公募の継続が適切と判断します。

公募は指定管理者の選定の原則であり、指定管理者を導入したことをもって営利目的に陥ることはない。

葬祭事業は民間でも広く行われている事業であり、民間の指定管理者を導入することにより、そのノウハウを有用に活用できる事業でもあると考えられる。また過去の包括外部監査においても、外郭団体だからという安易な理由で非公募とすることは好ましくないとの意見がなされている。

²¹ 令和2年度より満池谷斎場を市営葬儀専用施設とするため、それまで西宮市都市整備公社の自主事業として実施していた葬祭事業を市の事業として位置づけ、指定管理事業として実施することとなった事から令和2年度の委託料が増額している。

非公募の理由を再検討する必要がある。また非公募とする適切な理由がない場合には、「西宮市指定管理者制度運用指針」の募集方法の原則どおり、公募することも検討されたい。

[意見－19] 都市整備公社の月次報告に対する決裁漏れについて

都市整備公社は仕様書の中で月次の業務報告を行うことを求められており、毎月斎園管理課に報告書が提出されているが、この月次の報告書について市の決裁がなされていない。斎園管理課では、都市整備公社の他に指定管理者が2社存在するが、都市整備公社以外の指定管理者の月次報告については適切に決裁がされている。都市整備公社の月次報告については、長年決裁がされておらず、提出後、保管されているのみである。また、決裁がされていない経緯・理由も明確ではない。

都市整備公社からの月次報告に対して適切な決裁をされたい。

7 墓地・納骨堂管理運営事業

(1) 事業概要

事象名称	10. 墓地・納骨堂管理運営事業					
所管課	環境局 環境総括室 斎園管理課					
事業開始年度	明治45年4月1日					
目的	良好な生活環境の確保					
事業内容	「墓地、埋葬等に関する法律」の定めるところにより、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地に基づき、焼骨を葬るための施設である市立墓地6箇所及び満池谷納骨堂の管理を行う。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墓地及び納骨堂を常に適正な管理状態に保つ。 ・ 良質な墓地を市民に供給する。 ・ 返還された墓所及び納骨堂を市民に供給する。 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等）（令和2年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満池谷墓地販売数：77区画 					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	277,668	199,508	171,553	194,624	408,560
	決算	270,537	195,443	161,979	187,398	354,182
令和2年度の決算内訳（千円）		款	項	目	節	金額
	委託関係	衛生費	衛生費	墓地火葬場費	委託料	133,851
		款	項	目	節	金額
	指定管理が導入されている場合	衛生費	衛生費	墓地火葬場費	委託料	40,230
		款	項	目	節	金額
	その他費目	衛生費	衛生費	墓地火葬場費	積立金	156,673
		衛生費	衛生費	墓地火葬場費	報酬	21,110

墓地の設置は「墓地、埋葬等に関する法律」（以下、「墓埋法」という。）の第10条に基づき都道府県知事の許可が必要であるが、西宮市では国の通達「墓地経営・管理の指針等について²²」の中の「永続性及び非営利性の観点より、経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。」という方針に基づき、墓地経営は原則市²³が行うものとし、民間への新たな墓地経営²⁴の許可は出していない。

市では6つの墓地（または墓園）及び納骨堂を設置している。

²² 平成12年12月6日厚生省

²³ 墓埋法施行前（昭和23年以前）から存在している、いわゆる「みなし墓地」は除く。

²⁴ 納骨堂に関しては、檀信徒の増加や需要の増加の場合に、法令の要件を満たせば許可している。

① 決算額

【歳入歳出】

(単位：千円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入	16,288	18,289	137,297	293,704	84,865	70,504	34,174	180,354
歳出	128,924	135,041	249,957	270,537	195,443	161,980	187,398	354,183
差	△ 112,636	△ 116,752	△ 112,660	23,167	△ 110,578	△ 91,476	△ 153,224	△ 173,829

〔意見－20〕 墓地整備等に関する将来の需要調査及び基本計画の策定について

現在、西宮市では墓地整備等に関する基本方針・基本計画が存在しない。また将来的な需要調査等も行っていない。

多死社会が迫る中で、他市では今後大幅に墓地が不足するとの調査報告が出されている。また墓地行政を取り巻く環境や市民の意識は近年大きく変化しており、これまでの施策を大きく変更せざるを得ないような状況が予想される。

そのような中、市は将来どのような形態の墓地に対して、どの程度需要が増加し、またこの需要に現在の状況で対応可能であるのか、また現状で対応できない場合にはどのような対処方法があるのか、把握・検討できていない。

市民に提供できる個別式の墓地区画は残り少なく、近い将来、墓地の返還もしくは無縁墳墓を改葬することによって、区画販売を行っていかざるを得ない状況になることが見込まれる。しかし、現状では無縁墳墓の調査が進んでおらず、返還墓地だけで今後の需要に対応できるのかについて疑義がある。建設中の合葬式墓地に関しても、実際どの程度申込があるのかも、実際申込が始まってみなければわからないとのことである。

西宮市では原則、市が墓地を運営するものとしているため、その公共性は極めて高い。今後は将来の墓地需要の調査を行い、基本計画等を策定することにより、計画的に墓地行政を行っていく必要がある。

(2) 施設概要 (市営墓地・墓園)

①市営墓地

項目	満池谷墓地				甲山墓園			
所在地	奥畑、神原				甲陽園目神山町、甲山町、鷺林寺2丁目			
開設年月	明治45年4月				昭和36年3月			
霊園総面積	120,486㎡				129,622㎡			
墓地区画数	9,298区画				4,380区画			
利用状況(使用区画)	9,086区画(令和2年度末現在)				4,272区画(令和2年度末現在)			
園内施設	駐車場、管理棟・香花売場、納骨堂				駐車場、管理棟・香花売場			
公募状況	年度	公募区画	申込者数	倍率	年度	公募区画	申込者数	倍率
	平成24年度	80	649	8.11	平成29年	58	366	6.31
	平成28年度	90	636	7.07				
	令和2年度	90	517	5.74				
項目	白水峡公園墓地				鳴尾3墓地(上鳴尾、上田、中津)			
所在地	山口町中野東山				上鳴尾町、上田東町、南甲子園3丁目			
開設年月	昭和48年3月				昭和26年			
霊園総面積	369,721㎡				9,273㎡			
墓地区画数	11,130区画				1,263区画			
利用状況(使用区画)	10,801区画(令和2年度末現在)				1,263区画(令和2年度末現在)			
園内施設	駐車場、管理棟・香花売場				—			
公募状況	年度	公募区画	申込者数	倍率	なし			
	平成25年度	120	244	2.03				
	平成26年度	134	187	1.40				
	平成27年度	94	130	1.38				
	平成30年度	129	147	1.14				
	令和元年度	70	55	0.80				

満池谷墓地は、六湛寺に現在の市役所を建設するための代替墓地として設置された墓地である。甲山墓園及び白水峡公園墓地は戦後西宮市の人口増加に伴って整備された墓地・墓園である。上鳴尾墓地、上田墓地、中津墓地(以下、「鳴尾3墓地」という。)は、昭和26年に西宮市が鳴尾村と合併した際に引き継いだ墓地である。

市は年に1度いずれかの墓地1か所を公募している。白水峡公園墓地に関しては敷地内に新しく造成した区画を募集しているが、満池谷墓地、甲山墓園については新しく造成する土地がすでにないことから、墓地返還された区画を再整備して募集している。鳴尾3墓地に関しては、使用者の状況等の整理ができていないため、新規の募集を行っていない。市街地に近い満池谷墓地、甲山墓園の募集に対する申し込みの倍率が高い反面、郊外に立地する白水峡公園墓地では徐々に倍率が低下しており、令和元年度の募集では1を切っている。

一方で今後新規に墓地として整備できる土地・区画が少ないと予想されることから、白水峡公園墓地内に合葬式墓地を設置する予定であり、令和5年度の公募を目指し令和3年度より建設工事が開始されている。合葬式墓地については「付表1 指摘事項及び意見が発見されなかった事業 5 白水峡公園墓地建設事業」を参照されたい。

② 区画推移

【満谷池】

(単位：区画)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
管理区画数	9,291	9,291	9,291	9,298	9,298	9,298	9,298	9,298
利用区画数	9,199	9,165	9,123	9,171	9,118	9,077	9,042	9,086
残数(未利用)	92	126	168	127	180	221	256	212

【甲山】

(単位：区画)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
管理区画数	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380
利用区画数	4,326	4,312	4,298	4,287	4,331	4,307	4,286	4,272
残数(未利用)	54	68	82	93	49	73	94	108

【白水峡】

(単位：区画)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
管理区画数	10,771	10,891	10,931	10,931	10,931	11,060	11,130	11,130
利用区画数	10,677	10,779	10,824	10,806	10,780	10,843	10,837	10,801
残数(未利用)	94	112	107	125	151	217	293	329

※鳴尾3墓地は不明

③ 墓地使用料及び管理料

墓地を使用しようとする者は、墓地の区画面積等にあわせた使用料（永代）及び管理料（永代）を納付しなければならない。西宮市では、管理料についても、毎年度徴収するのではなく、申込時に永代管理料として一括で徴収している。

【墓地使用料】

使用面積	西宮市白水峡公園墓地	西宮市立満池谷墓地	その他の墓地
4平方メートル以下のもの	1平方メートルにつき 179,000円	西宮市立白水峡公園墓地の例により算定した額の100分の300に相当する額	西宮市立白水峡公園墓地の例により算定した額の100分の150に相当する額
4平方メートルを超えて6平方メートル以下のもの	1平方メートルにつき 200,000円		
6平方メートルを超えて10平方メートル以下のもの	1平方メートルにつき 222,000円		
10平方メートルを超えるもの	1平方メートルにつき、10平方メートルを超える面積を10で除して得た数（1未満の端数は切り上げる。）に22,000円を乗じて得た額に222,000円を加えた額		

【墓地管理料】

前記墓地使用料の100分の10に相当する額

④ 申込要件

墓地の申し込みの要件としては、下記の3点に全て当てはまる必要があり、生前の申し込みはできない。

- 募集開始日現在、西宮市内に住所を有すること
- お墓を主として、お祭りする方
- 配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族の遺骨(焼骨)がある方(分骨による申込みは不可)

[意見-21] 無縁墳墓の調査・対策について

無縁墳墓とは管理する縁故者のいなくなった墓を指す。大規模に調査を行った他の自治体の公営墓地の中には、墓地の半数近くが使用者のわからない無縁墳墓であったといったケースも見受けられ、墓地行政として大きな問題の1つとなっている。その背景には少子化や単身世帯の増加、都市部への人口集中等が存在し、現在の墓地経営が「墓地は子孫が永続的に継ぐもの」という前提の「永代使用」の仕組みでは、成り立たなくなっていることがうかがえる。

無縁墳墓と認定された場合には、「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」(以下、「墓理法施行規則」という。)第3条に示された手続きにより、改葬可能であるものの、無縁墳墓であるか否かの調査は煩雑²⁵であり、また墓石の撤去等にも安くはない費用負担が発生する。また、前記の施行規則はあくまでも行政上の手続きに過ぎず、民法上、墓地使用者との関係でも改葬手続きが適法になるわけではないため、例えば無縁墳墓であると思ったところが無縁ではなく墓地使用者がいた場合、墓地使用者に対して損害賠償責任を負うことがある²⁶。そのため全国的にも無縁墳墓の調査すら行われていないことも多い。さらに西宮市は年間管理料を毎年度徴収する方式ではなく、使用申込時に一括で永代管理料として徴収するため、年間管理料の滞留という事象がなく、他市に比してより無縁墳墓の状況が把握しづらい状況もある。

西宮市では、満池谷墓地で平成14年度、15年度、19年度に無縁墳墓の調査及び改葬の手続きが実施された。その後、甲山墓園及び鳴尾3墓地に関しても調査を行うとされていたが、今現在も実施されていない。

西宮市営墓地において新しい墓地の設置できる土地はほとんど残っておらず、また新しい土地での墓地開発も困難である可能性も高い。そのため近い将来、市民からの墓地需要は合葬式墓地、墓地返還及び無縁墳墓の改葬によって賄うほかない状況に陥ること

²⁵ 墓理法施行規則第3条に、無縁墳墓に埋葬された死体等の改葬の取扱手続きが規定されているが、これはあくまで改葬に必要な手順のみに得られるものであって、墳墓の所有権、地上権等の私法上の物権等の処置に関するものではないため、取り扱い手続きに加えて、墓地使用者、縁故者の存在(不存在)について十分な調査を尽くしたことが必要である。

²⁶ 東京地裁平成19年2月8日裁判で損害賠償が認められた事例がある。

も予想される。一方で無縁墳墓の調査には多大な手間と時間がかかる。市は無縁墳墓の調査に関してその手順を含めた基本方針及び計画をたて、実施されたい。

また、無縁墳墓が発生してしまうと、その対処にコスト・手間・時間がかかることから、そもそも無縁墳墓が発生させない仕組みが重要である。例えば、永代使用許可ではなく、一定の期限が来ると無償で更新できる使用期限付きの制度²⁷を導入すること等が考えられる。他の自治体の事例として、東京都では無縁墳墓になる前に「墓じまい」を促進させる施策として、利用墓所を返還することを条件として、墓じまい後に無償で合葬式墓地の利用が可能となる仕組みを導入している。また明石市では利用墓所返還の際に義務となる暮石撤去等の原状回復を免除する特例措置を導入し、実際多くの墓地返還があったとのことである。西宮市においても無縁墳墓の調査とともに無縁墳墓が発生させない仕組みづくりの導入を検討されたい。

(参考) 無縁墳墓改葬手続き

① 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条の手続き

第三条 死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂（以下、「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは 収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 無縁墳墓等の写真及び位置図
2. 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
3. 前号に規定する官報の写し及び立札の写真
4. その他市町村長が特に必要と認める書類

② 無縁墳墓であることの調査（通説）

墓地使用者があとで現れて、損害賠償責任を追及されないためには、前記①の無縁改葬手続を履践することに加え、墓地使用者、縁故者の存在（不存在）について下記のような十分な調査を尽くしておくことが必要である。

- 墓地使用者として届けられている者の少なくとも3親等内の親族について戸籍等の調査をして、連絡を試みる。
- 墓地埋葬法上は無縁改葬の立札は1年で足りるが、失踪宣告（行方不明になった人が民法上、死亡したものと扱われる制度。7年間行方不明で死亡と扱われる。）をすることができる民法の規定を参考に7年ほど掲示すべきという見解もある。

²⁷ 更新手続きがなされない場合、その使用許可を取り消すことができる仕組みの導入。

➤ 掲示している期間中、月に数回、当該墓地に参拝の形跡がないか確認し、記録する。



平成 19 年度無縁墳墓調査時の立て看板（令和 3 年 9 月撮影）



無縁墳墓と考えられる区画

（出典：監査人撮影）

〔指摘－ 5〕 鳴尾 3 墓地の管理について

上田墓地、中津墓地、上鳴尾墓地の鳴尾 3 墓地は、旧鳴尾村から昭和 26 年に市が管理を引き継いだものである。旧鳴尾村から引き継いだ墓地台帳と現在の鳴尾 3 墓地の使用状況は一致しておらず、使用者が誰なのか判明しないケースも多い。特に上鳴尾墓地においては墓石が無秩序かつ所狭しに置かれており、通路もなく、各墓地の区画すら明確ではない。上田墓地、中津墓地においても、阪神淡路大震災で倒壊したと考えられる墓石等が多数放置されており、中には安全性に問題のある状況の墓石も見受けられた。

鳴尾 3 墓地は、現状では未利用区画を販売できる状況にはないが、アクセスも良く、販売できるようになれば市民からのニーズは高いと想定される。

まずは状況調査を行い危険個所の対処を行うとともに、無縁墳墓の調査の一環として、区画整理を行い、適切に「管理」できるように改善されたい。



上鳴尾墓地

(出典：監査人撮影)

[意見-22] 市営墓地・墓園における行政財産の貸し付けについて

満池谷墓地、甲山墓園、白水峡公園墓地にはそれぞれ香花売場（売店）が設置されており、いずれも行政財産の使用許可として民間事業者が運営している。当該使用許可は一部店舗では公募により選定されているが、それ以外は非公募で、基本的に長年同一の事業者へ許可²⁸されている。市の担当者によると、墓地建設時の経緯により非公募とされてきたのだろうとのことではあったが、その経緯は正確には判明しない。

一方で国の方針²⁹としても「透明性、公平性を確保するとともに、資力、信用、技能等を十分調査した上で、公募になじまないと判断される場合を除き、公募により選定するものとする。」と規定されており、行政財産の使用に関しても公募が原則である。

行政財産の使用許可に関して、非公募の適切性について再確認されたい。

【行政財産使用料】（墓地条例施行規則第14条第1項および行政財産使用料条例第3条第1項第2号）

香花売場	使用料（年額）	減免根拠
満池谷墓地 第1号店	660,000円	—
満池谷墓地 第2号店	660,000円	—
満池谷墓地 第3号店	564,000円	—
甲山墓園 第1号店	276,000円	—
白水峡公園墓地 第1号店	432,000円	—
白水峡公園墓地 香花売場倉庫	151,644円（一部減免）	行政財産使用料条例 第6条第1項第3号該当
白水峡公園墓地 中央園地西側駐車場内倉庫	35,880円（一部減免）	行政財産使用料条例 第6条第1項第3号該当

²⁸ 例外的に個人事業者へ許可していたものを、原則どおり法人に変更したことを除く。

²⁹ 「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱い基準について」（昭和33年1月7日蔵管第1号最終改正平成27年1月16日）「第3節 使用許可 第2 相手方の選定」

(参考) 平成 27 年度包括外部監査報告書より

(意見) 行政財産について貸付の検討が望まれる。政策意図も絡むことでもあり、行政財産について積極的に貸付をする必要はないと考えるが、他市において、行政財産を目的外使用許可方式から貸付方式に変えることで、大幅に市収入額を増やすことに成功した事例がある。例えば自動販売機設置場所の貸付を行うとして入札制度を活用することで、それまで使用許可による使用料だけであったところが、貸付料として使用料の数十倍の収入を得ることができ、市収入に大きく寄与した事例もある。西宮市においては、都市局において貸付を実施している行政財産があり、そのうちの一部については目的外使用料のほか売上高の一部を取扱料として徴収されるなど、目的外使用許可の範疇で収入増を図る工夫をしている例はあるが、全庁的に同様に取り組んでいるものではない。このことから、現在市で設定している「行政財産の貸し付けについて」に準拠する中でも、使用許可しているものの内で、貸付することで差支えないものがないかどうかを全庁的に再度検証の上で、貸付方式が可能なものがあれば、貸付方式を有効活用する方策を模索・検討されることが望まれる。

国の「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱い基準について」(昭和 33 年 1 月 7 日蔵管第 1 号 最終改正平成 27 年 1 月 16 日)の「第 3 節 使用許可 第 2 相手方の選定」において、「透明性、公平性を確保するとともに、資力、信用、技能等を十分調査した上で、公募になじまないと判断される場合を除き、公募により選定するものとする。」と規定されているように、あくまでも公募が原則でなければならない。

[意見-23] 墓地の募集頻度について

現在、墓地の募集(鳴尾 3 墓地は募集なし)は毎年度いずれかの墓地 1 か所である。

【募集一覧】

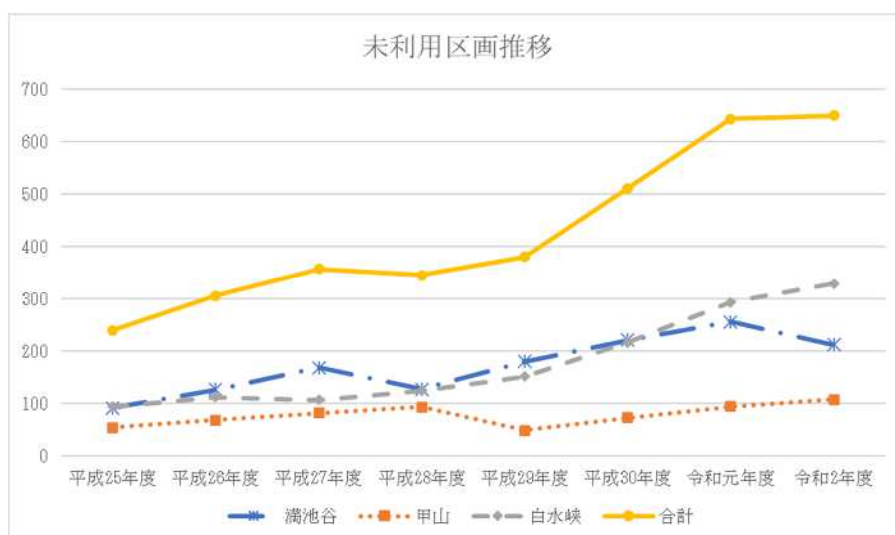
年度	施設	販売区画数	申込数	倍率
平成25年度	白水峡	120	244	2.03
平成26年度	白水峡	134	187	1.40
平成27年度	白水峡	94	130	1.38
平成28年度	満池谷	90	636	7.07
平成29年度	甲山	58	366	6.31
平成30年度	白水峡	129	147	1.14
令和元年度	白水峡	70	55	0.80
令和2年度	満池谷	90	517	5.74

一方で募集に比して返還が多いため、市営墓地の未利用区画は8年で約3倍増加している。また、未利用区画が増加している一方で、特に満池谷墓地、甲山墓園の募集に対する申し込みは倍率5～7倍となっており高いニーズがあることがわかる。

【販売返還区画一覧】

	満池谷			甲山			白水峽			合計		
	販売	返還	未利用	販売	返還	未利用	販売	返還	未利用	販売	返還	未利用
平成25年度		21	92		18	54	120	14	94	120	53	240
平成26年度		34	126		14	68	134	24	112	134	72	306
平成27年度		42	168		14	82	94	27	107	94	83	357
平成28年度	90	31	127		11	93		18	125	90	60	345
平成29年度		53	180	58	12	49		26	151	58	91	380
平成30年度		41	221		24	73	129	26	217	129	91	511
令和元年度		35	256		21	94	70	44	293	70	100	643
令和2年度	90	33	212		14	108		36	329	90	83	649

【未利用区画推移】



このように、増加している未利用区画に対する高いニーズがある中で、満池谷墓地、甲山墓園の募集が数年に一度しかないというのは、効率的とは言い難い。市は各年度一か所の募集となっている理由として、ある程度まとめて販売することによって募集パンフレット等の印刷物のコスト削減ができること、また募集事務に対応する人員が十分にいないことをあげている。しかし、今後、墓地返還はさらに増加すると考えられ、このままの販売頻度では、ますます未利用区画が増加すると想定される。

墓地の未利用区画を速やかに市民に提供できるよう、募集頻度や方法、人員体制を見直されたい。

(3) 施設概要 (市営納骨堂)

項目	満池谷納骨堂			
所在地	奥畑6-69			
開設年月	平成3年4月			
総面積	303.27m ²			
管理数	876壇			
利用状況 (使用区画)	811壇 (令和2年度末現在)			
管理事務所開所 期間・時間	開所時間は9時～17時15分 休日は1月1日と1月3日			
公募状況	年度	公募壇数	申込者数	倍率
	平成23年度	55	137	2.49
	平成25年度	40	142	3.55
	平成27年度	40	157	3.93
	平成30年度	40	160	4.00



③ 納骨堂使用料

納骨堂の使用料は以下のとおりである。使用開始時に使用料を納付する必要がある。

【納骨堂使用料】

種類	使用期間	
	2年	5年
5段式納骨壇	12,000円	30,000円
3段式納骨壇上段	—	95,000円
3段式納骨壇中段	—	100,000円
3段式納骨壇下段	—	90,000円

(4) 指定管理者

甲山墓園の管理運営には指定管理者制度が導入されている。指定管理者の概要は以下のとおりである。

	甲山墓園
指定管理者	一般社団法人西宮高齢者事業団
指定管理者の分類	一般社団法人
指定期間	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
指定管理者が行う業務の内容	(1) 西宮市立甲山墓園（以下、「甲山墓園」という。）の使用の許可に係る申請の受理に関する業務 (2) 甲山墓園の使用の承継に係る申請の受理に関する事務 (3) 甲山墓園の返還に関する事務 (4) 甲山墓園の埋葬等の届出に関する事務 (5) 甲山墓園の工作物等の設置等の許可に関する事務 (6) 甲山墓園の使用者の募集に関する事務 (7) 甲山墓園の無縁墳墓の整理に関する事務 (8) 甲山墓園の施設及び設備の維持管理 (9) その他甲山墓園設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務
選定理由	提出された事業計画書、ヒアリング審査により、事業計画、維持管理の考え方及び収支予算等を、評価基準に基づき総合的に評価した。その結果、上記団体は、本市業務において誠実に業務を執行するとともに、市民ニーズに即応できる体制を整え、市民サービスの向上に努めており、組織の機動性を活かした柔軟な人員配置による親身で迅速な対応が期待できることから、指定期間中、施設を適切に管理運営する能力・経験を有していると判断し、指定候補者として選定した。

指定管理料の推移は以下のとおりである。

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料	31,106	31,995	33,402	35,358	35,927	36,845	38,757	40,230

[意見-24] 市営墓地・墓園における日報の記載項目について

満池谷墓地・甲山墓園・白水峡公園墓地（以下、「3墓地」という。）にはそれぞれ管理棟があり、市の担当者または指定管理者が日報を作成している。しかし3墓地の日報の記載項目及び記載内容は一致しておらず、形式もまちまちである。市によると記載項目・内容は一律に定めていないとのことである。その結果、詳細に日報を記載しているところもあれば、簡素な日報となっているところもある。しかし日報は本部への定期的な提出書類ではないとしても、本部が日々の状況を把握できるようにしておくべき重要な書類である。3墓地の日報がそれぞれ異なる記載項目・内容であることは望ましくない。

また甲山墓園は指定管理者制度が導入されており、日報は指定管理者の業務のモニタリング上、重要な書類である。日報で、仕様書で規定されている業務内容を確認できるようにすることが望ましい。

日報の記載内容について検討されたい。

[指摘-6] 市営墓地・墓園の苦情・相談に関する記載項目等及び未報告事項について

上述した日報と同じく3墓地では、利用者からの苦情や相談があった際に、その内容を記録することとなっているが、記録する形式及び記載事項が墓地間で異なっている。

特に甲山墓園では、苦情・相談に関して指定管理者は「苦情・相談受付経由処理票」を作成することになっているが、平成28年7月の作成を最後に、それ以降作成されていないとのことであった。その理由として、それ以降の苦情・相談³⁰等については、その場で直ちに対処しているため、市に報告する必要がないものとして処理票を作成・記載していないとのことであった。しかし「西宮市立甲山墓園指定管理業務仕様書」において、「墓地の維持管理に関する業務」の項目に「墓地の利用者や近隣住民からの苦情、要望を受けたとき、利用者間のトラブルが発生した場合は、速やかに対応し、その内容及び措置状況を報告すること。」と規定されており、苦情・要望について処理票を作成せず、市へ報告されていないことは、仕様書に反している。また市の墓地の運営上、こうした指定管理者への苦情・相談について市が適切に把握しておく必要があることは言うまでもない。

3墓地の報告形式やその内容を再検討するとともに、苦情・相談内容に対する市への報告を徹底すべきである。

また今後無縁墳墓（後述）の調査を行っていく場合にはこうした情報も重要となる可能性がある。市は3墓地だけでなく、鳴尾3墓地の対応も含めて、苦情・相談事項の対応マニュアルを定め、適切に対応するとともに、情報収集にも努められたい。

³⁰ 例として、隣地の雑草や樹木が侵入している等。他の墓地では苦情・相談として記録されている事項である。長年手入れされていない事が予想され、無縁墳墓の兆候である可能性がある。

[指摘－7] 指定管理者の無縁墳墓調査結果の報告について

「西宮市立甲山墓園指定管理業務仕様書」では指定管理者の主な業務内容の1つとして下記事項の実施が求められている。

無縁墳墓の整理に関する業務

ア 対象区画の現況調査(写真撮影等)及び資料作成

イ その他無縁墳墓の整理について市が指示する業務

現在、指定管理者は甲山墓園の南園において長期間放置されていると考えられている墓地について写真撮影を行い、資料にまとめている。しかし、市はこの資料の存在を把握していなかった。指定管理者への業務として指示しているにもかかわらず、市はその結果を取得できていない。

上述のとおり、無縁墳墓の調査は今後の墓地行政の大きな課題として適切に対応していかなければならない問題であり、甲山墓園のように、墓地管理に指定管理者制度が導入されている場合には、指定管理者の業務の一環として無縁墳墓の確認業務が必要となってくるだろう。今後は市と指定管理者の両方で密に情報交換を行いながら対応していく必要がある。指定管理者の無縁墳墓に関する業務に関しても適切に指導されたい。

[意見－25] 市営墓地に関する指定管理者制度の導入の検討について

現在、墓地の管理に指定管理者制度を導入しているのは甲山墓園のみである。白水峡公園墓地に関しては平成30年度まで指定管理者制度を導入（外郭団体である西宮市都市整備公社を非公募で指定）していたものの、合葬式墓地の建設開始に合わせて直営での管理に戻している。また満池谷墓地に関しては、古い墓地であるため管理が煩雑であるとして、これまで指定管理者制度を導入したことはない。

一方で西宮市としては、民間のノウハウの活用のため、積極的な指定管理者制度の導入を推奨している。

市では墓地への指定管理者制度の導入が進まない理由として、墓地は歴史が古く、その管理が煩雑であること、民間事業者にとって墓地管理の指定管理者はそれほど魅力的ではないため募集しても民間からの応募は少ないと予想されること、としている。しかし、監査人が調べたところ、全国の多くの公営墓地において、外郭団体ではない完全な民間企業を公募で指定した指定管理者制度が導入されている。

市の墓地行政は人員不足によって、将来の基本的な計画、老朽化している火葬炉の方針、墓地の無縁化調査・対策、効率的な未利用区画の募集等が進んでいないように見受けられる。指定管理者制度を導入し、効率的な管理を行うことによって、人員不足を補い、墓地行政を充実させることが必要であると考えられる。

今一度、各墓地への指定管理者制度の導入を検討されたい。

(参考) 斎園管理課における指定管理制度導入状況

満池谷墓地	甲山墓園	白水峡公園墓地	満池谷斎場	満池谷火葬場
なし (直営)	[公募] (社)西宮高齢者事業 団	～平成29年度 [非公募] (財)西宮市都市整備 公社	[非公募] (財)西宮市都市整備 公社	～平成29年度 [公募] (株)五輪
		平成30年度～現在 なし (直営)		平成30年度～現在 [公募] (共同事業体)五 輪・日本管財グルー プ

8 火葬場管理運営事業

(1) 事業概要

事象名称	11. 火葬場管理運営事業					
所管課	環境局 環境総括室 斎園管理課					
事業開始年度	大正14年4月1日					
目的	良好な生活環境の確保					
事業内容	「墓地、埋葬等に関する法律」により、火葬場以外での火葬は禁止されている。国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地に基づき、遺体を葬るために焼骨とする施設である。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	・ 墓地に埋葬するため遺体を火葬し焼骨とする。					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	・ 火葬件数：4,566件					
事業費推移（千円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
当初予算	98,033	98,478	94,259	97,372	95,961	
決算	89,084	91,853	90,206	91,746	88,361	
令和2年度の決算内訳 （千円）	款	項	目	節	金額	
指定管理が導入されている場合	衛生費	衛生費	墓地火葬場費	委託料	88,327	
その他費目	款	項	目	節	金額	
	衛生費	衛生費	墓地火葬場費	使用料や及び賃借料	33	

西宮市では民間の火葬場が存在しないため、市内の火葬はすべて満池谷火葬場で行われており、火葬場管理運営事業は極めて公共性の高い事業である。

① 決算額

【歳入歳出】 (単位：千円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入	47,773	49,529	50,036	51,182	51,484	51,257	51,211	53,246
歳出	89,882	92,794	90,264	89,084	91,853	90,207	91,746	88,361
差	△ 42,109	△ 43,265	△ 40,229	△ 37,902	△ 40,369	△ 38,949	△ 40,535	△ 35,115

② 火葬件数

【火葬件数】 (単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市内	3,619	3,756	3,795	3,708	3,898	3,934	3,964	4,144
市外	425	433	437	513	451	444	407	422
計	4,044	4,189	4,232	4,221	4,349	4,378	4,371	4,566
12歳以上	3,912	4,065	4,106	4,012	4,220	4,182	4,283	4,471
12歳未満	13	14	8	8	10	14	10	6
胎児等	119	110	118	201	119	182	78	89

(2) 施設概要

【満池谷火葬場】

項目	満池谷火葬場
所在地	奥畑 7-115
開設年月	平成 3 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
総面積	延床面積：789.48 m ²
場内施設	炉数 11 基（人体炉のみ）、炉前ホール、告別室 1 室、収骨室 2 室、待合室（ロビー）、事務室、監視室、駐車場 8 台
開場時間	9 時～17 時まで
休場日	1 月 1 日・3 日、毎月最初の平日の友引日



① 利用料金

【利用料金】

種別	単位	使用料	
		市内に住所を有する者	その他の者
12歳以上の者	1 体	10,000円	30,000円
12歳未満の者	1 体	5,000円	15,000円
胎児又は体の一部	1 体又は 1 件	2,500円	7,500円

[意見-26] 火葬場の将来計画について

現在の満池谷火葬場の火葬炉（本体）は耐用年数が 30 年といわれているが、前回更新年度から令和 3 年 9 月末現在で既に 30 年が経過し、老朽化が進んでいる。令和元年度から火葬炉の炉内設備の更新を順次行い、最新の状態にしているが、今後、火葬炉

(本体)を計画的に更新していかなければならない。

	耐用年数	前回更新年度	経過年数 [※]
火葬炉(本体)	30年	平成3年	30年
火葬炉(炉内設備)	7～8年	令和元年～5年	2年～
設備補機関係整備等			
1. 排気ファン更新(5系列分)	10～15年	平成25年～平成28年	5年～8年
2. 燃焼空気プロア更新(5系列分)	10～15年	平成25年～平成29年	4年～8年
3. 排気筒更新(5系列分)	10～15年	平成26年～平成28年	5年～7年
4. 集塵装置更新	10～15年	平成30年	3年
電気設備関係更新			
1. 動力盤更新	10～15年	平成23年	10年
2. 炉操作盤更新	10～15年	平成24年	9年
電動台車類更新			
1. 棺台車(3台)	3～5年	令和元年	2年

※令和3年9月30日時点

市によれば、火葬炉本体の耐用年数30年を超えることから、火葬場の建物自体が今後も継続して使用できるかも含め、安全性を確認するため、令和2年度に既存鉄筋コンクリート造学校建物の耐力度測定方法に準拠し、火葬場の耐力度について調査を行った。

その結果、現状で直ちに建て替えが必要な状態ではないとの報告があり、それを踏まえて現施設での火葬炉本体の更新計画を進めている。

【満池谷火葬場火葬設備改修】

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
炉番号	10, 11	6, 7	1, 2, 3								
項目	・2基 ・排気ファン5系列整備	・2基 ・排気ファン1系列整備	・3基 ・排気ファン4系列整備	・中央監視盤更新 ・動力盤更新 ・集塵装置整備 ・燃焼プロア1, 4, 5系列整備 ・棺台車3台整備	なし	なし	・本体更新2基	・本体更新2基	・本体更新2基	・本体更新2基	・本体更新2基
炉更新費	39,160	41,910	64,350				132,000	132,000	132,000	132,000	132,000
一般修繕費	3,080	3,080	3,080	27,830							
耐力度調査等											
計	42,240	44,990	67,430	27,830			132,000	132,000	132,000	132,000	132,000

確かに、今後、火葬炉本体を更新することで耐用年数である30年程度は火葬ができるものと思われるが、多死社会を迎えてさらに火葬需要の増加が見込まれ、かつ建物の老朽化も進んでいくため、火葬場が市民生活にとって必要不可欠であり、絶えずその機能を維持しなければならないことを考慮すれば、具体的な策定までに長期の時間を要することが予想される次期火葬場の整備計画策定に向けて検討を始める必要がある。

(3) 指定管理者

満池谷火葬場の管理運営には指定管理者制度が導入されており、五輪・日本管財グループ(共同事業体)が指定されている。指定管理者の概要は以下のとおりである。

【指定管理者概要】

	株式会社五輪	日本管財株式会社
本社	富山県富山市奥田新町12-3	東京都中央区日本橋2丁目1-10
設立年月	昭和55年7月	昭和40年10月
資本金	2千万円	30億円
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 斎場の運営並びに保守管理 2. 工業窯炉、焼却炉及びその付帯設備機器の設計、施工、販売並びに管理 3. 築炉工事の設計、施工及び請負 4. 人材派遣業 5. 前各号に附帯する一切の業務 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建物管理運営事業 2. 環境施設管理事業 3. 不動産ファンドマネジメント事業 その他事業

9 じんかい収集事業

(1) 事業の概要

事象名称	20. じんかい収集事業					
所管課	環境局 環境事業部 美化第1課					
事業開始年度	明治43年4月1日					
目的	ごみの減量・処理施設の整備					
事業内容	生活系一般廃棄物は市直営及び委託業者によって計画収集を行っている。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	①ごみの適正処理（分別排出、分別収集） ②ごみの減量化 ③ごみの再資源化 にこやか収集：近隣や身近な人、親族等の協力が得られない介護を必要とする高齢者や障害がある人で、自宅からごみステーションまでのごみ出しが困難な世帯を対象に個別収集を実施している。					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等）（令和2年度）	1) 市内の一般家庭から排出される生活系一般廃棄物の定期収集業務 2) 市内の一般家庭から排出される粗大ごみの収集業務（事前予約制） 3) 使用済小型家電の拠点回収業務（市内35箇所に設置している回収ボックスによる拠点回収） 4) その他業務 1. にこやか収集サービス新規申請時における対象者との面談業務 2. 自治会等の各種ボランティアによる地域清掃活動にて発生したごみの収集業務 3. 折りたたみコンテナの配布・交換等業務 4. 市内の小学校における出前授業（小学4年生が対象） 5. 不適正排出者に対する注意指導業務 6. 開発等によるごみステーションの事前協議 7. ごみステーションの新設・移設・分散等にかかる各種相談対応業務 8. 委託業者に対する指導監督業務 5) 西宮市粗大ごみ処理手数料の減免状況 減免件数：124件 減免額：171,000円					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	1,114,051	1,122,429	1,103,155	1,177,573	1,214,999
	決算	1,080,467	1,087,175	1,079,884	1,148,094	1,180,449
令和2年度の決算内訳（千円）		款	項	目	節	金額
	委託関係	衛生費	清掃費	清掃総務費	委託料	1,112,839
	その他費目	款	項	目	節	金額
		衛生費	清掃費	清掃総務費	需用費	47,915
		衛生費	清掃費	清掃総務費	負担金補助及び交付金	16,763

当該事業の実施業務は、主として生活系一般廃棄物の収集運搬業務であり、当該事業の決算額は次のとおりである。

①決算額

【事業費・正規職員人件費・コスト調整額】

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業費 A	1,079,885	1,148,095	1,276,157
うち会計年度任用職員人件費	0	0	95,708
その他事業費	1,079,885	1,148,095	1,180,449
正規職員人件費 B	780,456	781,351	784,051
正規職員従事者数	93.00	92.72	92.82
合計 (A+B) C	1,860,341	1,929,446	2,060,208
コスト調整額 D	58,144	71,834	73,155
(加算)減価償却費	30,151	29,739	29,530
(加算)退職給与引当	27,993	42,095	43,625
(控除)コスト対象外	0	0	0
トータルコスト (C+D) E	1,918,485	2,001,280	2,133,363

(出典：西宮市事務事業評価シート)

【事業費の内訳】

(単位：千円)

節	平成30年度	令和元年度	令和2年度	主な内容
需用費	48,971	45,540	47,916	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料
役務費	2,368	1,911	2,082	自動車損害賠償責任保険料、グリス注入手数料等、粗大ごみ処理券配送料、定期点検手数料
委託料	1,027,632	1,099,864	1,112,839	じんかい等収集委託料、粗大ごみ処理券販売委託料
使用料及び賃借料	9	6	0	市民祭り用品レンタル料
負担金補助及び交付金	0	0	16,764	折り畳み式ネットボックス等購入費補助金
償還金利子及び割引料	7	0	0	粗大ごみ処理手数料過誤納還付金
公課費	899	774	849	自動車重量税
合計	1,079,885	1,148,095	1,180,449	

(2) 施設概要 (事業事務所)



美化企画課・美化第1課

美化第2課

区 分	美化企画課・美化第1課	美化第2課
所 在 地	西宮浜3丁目8番	鳴尾浜2丁目1番4
敷 地 面 積	5,000.04㎡	(東部総合処理センター敷地内)
建 物 延 面 積	4,284.22㎡	1,264.68㎡
竣 工 年 月 日	平成12年11月30日	昭和56年10月31日
電 話 番 号	美化企画課：0798 (35) 8653 美化第1課：0798 (33) 4758	0798 (41) 6265
概 要	鉄骨造 4階建 1階… 車庫、倉庫 2階… 美化企画課事務室、美化第1課事務室、会議室、倉庫、宿直室 3階… 運転手控室、作業員控室、更衣室、会議室、倉庫 4階… 運転手控室、作業員控室、更衣室	鉄骨造 3階建 1階… 事務室、会議室、宿直室、倉庫 2階… 運転手控室、作業員控室、更衣室 3階… 空調機械室、電気室
付 属 建 物	倉庫、洗車場棟 (延 226.18㎡) 浄化槽、機械室棟 (延 23.04㎡) 駐輪場 (延 85.28㎡)	車庫 (延 998.50㎡) ポンプ室 (延 8.75㎡) 機械室 (延 19.20㎡) ボイラー室 (延 36.00㎡)

美化第1課と美化第2課がごみ収集事業を実施している部署である。ごみ収集は市の直営による収集地区と委託業者による地区があり、市直営による収集地区を美化第1課と美化第2課でおおよそ半分ずつ担当収集している。美化第1課は、市の西部に位置する西宮浜の西部総合処理センターの隣にある環境事業部庁舎内に入居しており、美化第2課は、市の東部に位置する鳴尾浜の東部総合処理センターの敷地内にある事務所に入居している。

(3) 収集・運搬

①概要

ごみ収集は、ポリ袋による収集方式を採用し、全市域にごみ収集ステーション約16,000ヶ所を設け定日収集を実施している。

ごみ収集に関するこれまでの経緯は以下のとおりである。

平成4年4月から可燃ごみ(もやすごみ)と不燃ごみ(もやさないごみ)の分別の徹底と資源化を図るため、「不燃ごみのコンテナ収集」を開始している。

また、平成9年4月に「容器包装リサイクル法」が施行され、ごみの排出抑制、減量化、資源化を図る取り組みとして、同年9月から可燃ごみを資源ごみA・Bともやすごみに細分別し、もやすごみは週2回、資源ごみA(新聞・ダンボール・紙パック・古着)は月1回、資源ごみB(雑誌・古本・チラシ・紙箱)は月2回、もやさないごみは週1回の分別収集を実施している。

平成13年4月からは市内全域でペットボトルの分別収集を月2回実施している。

平成14年4月からは自宅からごみ収集ステーションまで自らごみを持ち出すことが困難なひとり暮らしの高齢者や、障害のある人の世帯の玄関先でごみの収集サービスを行う「にこやか収集」を実施している。

平成25年4月より市内全域において、「容器包装リサイクル法」に基づき、プラスチック製容器包装を「その他プラスチック」として分別収集を実施している。

粗大ごみ収集については、排出者又は発見者からの電話申込により随時収集を実施しており、平成9年6月から有料制を導入している。

平成27年11月より「小型家電リサイクル法」に基づき、市内の協力事業者・市役所及び関連施設29箇所に回収ボックスを設置し、環境省補助事業として小型家電リサイクル実証(モデル)事業を実施している。

【生活系ごみの分別区分】

区分		品目
生活系ごみ	もやすごみ (可燃ごみ)	生ごみ、皮革・ゴム類、再資源化できない紙・布・その他プラ等、食用油、竹串などの先の鋭利なもの、紙おむつ類、使用済小型家電、その他
	もやさないごみ (不燃ごみ)	ガラスびん・スチール缶・アルミ缶、陶器類、アイロン・トースター、乾電池、(使い切った)カセットボンベ・スプレー缶、水銀を含む乾電池・体温計・血圧計等
	資源A	新聞、紙パック、古着、ダンボール
	資源B	雑誌、古本、チラシ・雑紙、紙箱・紙袋
	ペットボトル	ペットボトル(ペットボトルマーク のついているもの)
	その他プラ	プラスチック製容器包装(プラマーク のついているもの)
粗大ごみ	家電品(家電リサイクル対象品を除く)、家具類、寝具類、自転車、その他 ※粗大ごみとなる目安:長さ 40cm 以上、または、重さ 5kg 以上	

【ごみの収集方式】

区分	収集方式	収集回数	収集形態	収集体制
もやすごみ	ステーション方式	週 2 回	袋	市・委託
もやさないごみ	ステーション方式	週 1 回	コンテナ	市・委託
資源A	ステーション方式	月 1 回	紐十字縛り 古着:袋	市・委託・ 西宮古紙リサ イクル協力会
資源B	ステーション方式	月 2 回		
ペットボトル	ステーション方式	月 2 回	コンテナ	市・委託
その他プラ	ステーション方式	週 1 回	透明袋	市・委託
粗大ごみ	戸別収集	随時	—	市

②収集管轄

生活系一般廃棄物のうち粗大ごみ以外の収集業務は市直営又は民間委託で実施しており、下記のようになっている。

直営	国道 2 号以南地域(但し、西宮浜・甲子園浜・高須町・鳴尾浜地区および大型集合住宅を除く)
----	---

委託	国道2号以北地域、国道2号以南の西宮浜・甲子園浜・高須町・鳴尾浜地区および大型集合住宅
----	---

平成26年10月以前は、国道2号以南地域を市直営で、国道2号以北地域の収集業務を業者委託していた。

平成26年10月からは、委託業務の範囲を拡大させ国道2号以南地域のうち西宮浜・甲子園浜・高須町・鳴尾浜地区の収集業務も業者委託に変更した。

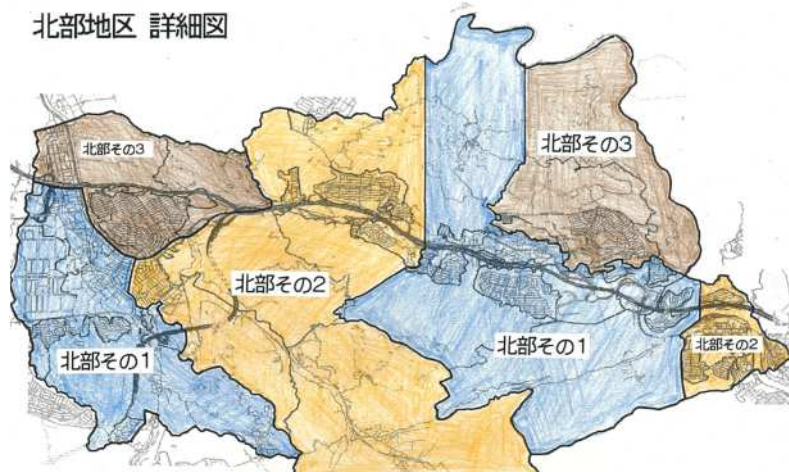
平成31年4月より、大型じんかい車により収集を行っている大型集合住宅（反転式コンテナまたはドラム式貯留機が設置されている集合住宅）197ヶ所についても、業者委託に変更した。

粗大ごみについては、市直営のみで実施しており、西宮市全域を担当している。

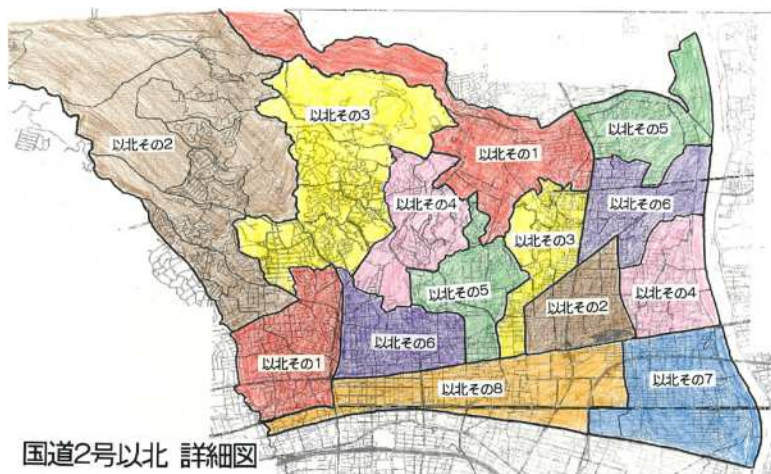
【生活系一般廃棄物収集管轄地区】

北部地区
(委託地区)

北部地区 詳細図

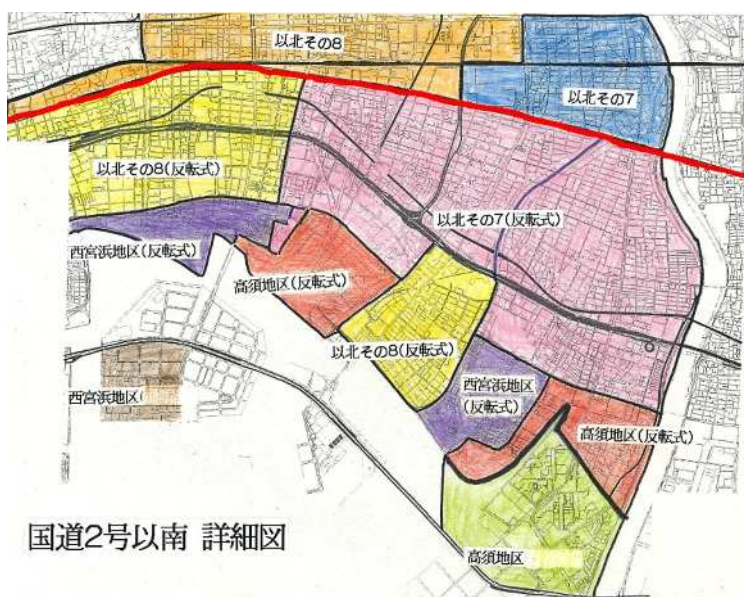


国道2号以北
(委託地区)



国道2号以北 詳細図

国道2号以南は直営地区
 (右地図赤線より南の地区)
 但し、直営地区のうち西宮
 浜・甲子園浜・高須町・鳴
 尾浜地区及び大型集合住宅
 (反転式コンテナまたはド
 ラム式貯留機が設置されて
 いる集合住宅)は委託業者
 による収集



国道2号以南 詳細図

同一色は同じ地区割で収集日(月・木と火・金)が異なる

【年度別収集量】

(単位：トン)

年度別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
直 営	可燃	25,167	24,620	24,438	24,275	18,874
	不燃	2,053	2,009	2,040	2,125	1,561
	粗大	1,421	1,417	1,486	1,584	1,604
	汚物等	0	0	0	0	0
	資源	797	700	706	777	660
	ペットボトル	200	259	243	254	200
	その他プラ	762	710	713	707	605
	小型家電ボックス	8	10	20	23	28
	計	30,408	29,725	29,646	29,745	23,532
	台数	34,959	34,943	35,054	35,079	33,079
委 託	可燃	52,415	51,588	51,194	50,547	55,731
	不燃	4,252	4,164	4,213	4,326	4,695
	汚物等	10	9	9	9	9
	資源	2,776	2,585	2,596	2,756	2,773
	ペットボトル	398	463	462	477	536
	その他プラ	1,186	1,183	1,270	1,299	1,504
	計	61,037	59,992	59,744	59,414	65,248
	台数	31,026	32,257	32,386	32,000	34,854

【直営と委託の収集対象世帯数及び人口】

(令和2年4月1日現在)

	世帯数	人口
直 営	60,593	125,700
委 託	155,916	361,099
合 計	216,509	486,799

③ごみ収集業務の直営と委託の方針

令和2年4月1日現在、西宮市の可燃ごみ収集運搬体制の直営と委託の人口ベースでの比率はおおむね直営 25%・委託 75%となっている。

これまで清掃事業において、運営経費の抑制という観点から、直営で実施する比率を下げ、当該事業の外部委託化が進められてきた。一方で、平成29年10月に西宮市政策局財政部及び総務局人事部において出されている「技能労務職が従事する業務の見直しについて」の中で、市が行政サービスに対する責任を負うという立場から、今後も継続して安定的なサービスを提供することを基本理念に据えており、廃棄物収集事業は今後も一定規模の直営を保つものと位置付けされている。

その中で、今後のあり方として、一般廃棄物の収集は、委託業務の適切な管理・監督や災害、委託業者の倒産等不測の事態における臨機な対応の必要性から、一定規模については直営で実施する必要があるとし、適正人員数を維持しながら業務を実施するとの方針を示している。当該方針に基づき市では概ね直営 25%・委託 75%が平成31年度から定着し、その後も大きな変更はなくこの方針を維持する予定とのことである。

なお、粗大ごみについては、直営比率 100%の方針を維持する予定とのことである。

【技能労務職が従事する業務の見直しについて】(関連箇所一部抜粋)

【業務内容】

一般廃棄物の収集、水路清掃作業等

【従事する職名】

衛生作業員 … 一般廃棄物の収集、水路清掃作業等

自動車運転手 … 収集車両等の運転、点検、修理業務等

【今後のあり方】

一般廃棄物の収集は、委託業務の適切な管理・監督や災害、受託業者の倒産など不測の事態における臨機な対応の必要性から、一定規模については直営で実施する必要がある。

「ごみ減量推進計画」の改訂及び大型収集車両の更新時期にあたる平成31年度を

目途に委託地域の拡大を実施し、今後は、適正人員数を維持しながら業務を実施する。



※平成 29 年度の適正人員数は 132 名であり、現在 10 名の欠員が生じている。

【令和 2 年度の直営と委託のコスト比較表】

(単位：千円)

区分		市全体	うち直営	うち委託
コスト(千円)	A	1,732,250	626,759	1,105,491
人口(人)	B	474,492	125,126	349,366
人口一人当たりコスト(円/人)	(A/B)C	3,651	5,009	3,164
じんかい収集実績(kg)	D	88,108,260	21,923,020	66,185,240
1kg 当たり収集コスト(円/kg)	(A/D)E	19.7	28.6	16.7

(出典：美化企画課作成資料)

【意見-27】 じんかい収集事業に関する直営と委託のコスト分析について

直営と委託の収集コスト比較表によると、人口一人当たり及びじんかい 1kg 当たりの直営コストは委託コストよりも多いという結果になっている。経済性の観点のみからすると、直営を廃止し、全面委託に切り替えることに利がある。事実、全面委託に切り替える自治体も見受けられる。しかしこのような状況下でも、直営の比率 25%を担保することの意義について、市は次のような見解によっている。

市が直營業務を保有していなければ現場のことが理解できず委託業者に適切な指導ができない恐れがあること、ごみ収集業務は公共性が高く災害等の有事に対応するため直營業務を保有する必要性、また市は阪神大震災で被災した地区で、当時全国の自治体から災害援助を受けたこともあり、被災地への応援対応を重視する必要性、市内最大地区を委託している業者が仮に倒産した場合に、市が委託業者に代わって対応できるだけの体制として直営比率 25%の保有が必要であるとの見解であった。

粗大ごみについても、直営比率 100%保持している意義について、可燃ごみや不燃ごみ等の委託収集している地区の状況について把握する必要性や平時は粗大ごみ収集のみで使用しているダンプ車を災害対応時に備えて一定台数を保有しておく必要性があるとの見解であった。

しかしながら、じんかい収集事業のトータルコストは毎年上昇している。また、令和 2 年度の直営と委託のコスト比較表に基づくならば、全て委託にするという選択をしなかったことに伴う機会コストは、じんかい収集実績 1 kg ベースでおおよそ 260 百万円 (21,923,020kg×11.9 円(28.6 円－16.7 円)) という計算結果となる。

市の見解のとおり、直営を一定程度保有することの意義は理解するが、直営で実施することによる上記機会コストを勘案しても、なお費用対効果の観点から現状の直営規模の維持が望ましいとする適切な説明が必要ではないかと考えられる。

④市直営収集

i 職員内訳

美化第 1 課、美化第 2 課の職員数内訳は下記のとおりである。

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

		美化第1課	美化第2課	職種合計
課長		1	1	2
係長		5	3	8
再任用主査	フルタイム	0	1	1
	週4	0	0	0
運転主任		1	1	2
作業主任		7	3	10
作業班長		8	5	13
運転手		13	12	25
作業員		14	10	24
再任用運転手	フルタイム	1	1	2
	週4	1	0	1
再任用作業員	フルタイム	0	2	2
	週4	0	0	0
正規職員計		51	39	90
会計年度任用職員		17	12	29
課合計		68	51	119

ii 作業班

作業班の体制は、1班あたり3台の収集車を保有し、美化第1課は4班体制、美化第2課は3班体制の合計21台でゴミ収集業務を実施する。1台あたり3名の人員(運転手1名、作業員2名(うち1名は会計年度任用職員))体制で収集している。

iii 業務内容

主な業務は、管轄する国道2号以南の各家庭から排出される家庭ゴミ(もやすゴミ、もやさないゴミ、資源A、資源B、ペットボトル、その他プラ)をゴミステーションで収集し、東部・西部総合処理センターに搬入するほか、収集作業の際に分別が守られていないゴミがあれば当該内容を知らせる啓発シールを貼付し、また、ゴミ出しが困難な高齢者や身体に障害がある人等を対象に、玄関先まで出向いてゴミの収集を行うにこやか収集サービスも実施している。

1日の業務としては、美化第1課及び美化第2課からの出発前にごみ収集作業車の運行前点検を実施し、午前の収集を8時30分から12時までの収集で1班あたり3搬送(収集から処理センターへの搬送回数)しており、一方、午後の収集は13時から15時30分までの収集で1班あたり2搬送をしている。午後のごみ収集後は、収集車の洗車、点検作業、収集漏れの確認、ゴミ・資源物の後出しへの対応、ゴミの排出指導、啓発、コンテナ配布、日報の作成、翌日の作業準備等を実施して1日の業務が終了する。

おおむね、水曜日を除く午前の収集は可燃ゴミと不燃ゴミ、午後の収集は不燃ゴミ、ペットボトル、その他プラ、資源ゴミA等を収集している。水曜日は、午前の収集では、資源ゴミA、資源ゴミB、その他プラ、午後の収集では不燃ゴミ、ペットボトル、その他プラを収集している。

iv 環境事業部の交通事故件数

()は被害事故件数(内数)

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度		
	人 身	物 損	計	人 身	物 損	計	人 身	物 損	計	人 身	物 損	計	人 身	物 損	計
美化第 1 課	0 (0)	6 (0)	6 (0)	1 (0)	4 (1)	5 (1)	0 (0)	5 (1)	5 (1)	0 (0)	9 (2)	9 (2)	1 (0)	2 (0)	3 (0)
美化第 2 課	1 (1)	12 (0)	13 (1)	2 (0)	8 (0)	10 (0)	1 (0)	7 (3)	8 (3)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (0)
美化企画課	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
直営計	1 (1)	18 (0)	19 (1)	3 (0)	13 (1)	16 (1)	1 (0)	12 (4)	13 (4)	0 (0)	12 (3)	12 (3)	2 (0)	4 (0)	6 (0)

※令和 3 年については令和 3 年 7 月末時点

令和 2 年度の交通事故の発生件数は 12 件となっており、年々減少していた。これは事故防止のための研修を年 2 回実施していることや、ドライブレコーダーを全車に搭載し、事故映像を運転手に見せて、分析をすることにより、事故の再発防止に努めていること等の対策を実施した結果によるものとのことであつた。また、ハード面では令和 3 年度後半から購入する収集車から順次デジタルタコメータを導入し、自動車運転時の速度、走行距離等の記録を把握し労働中の運転に問題がないか等の管理を今後実施していく予定とのことである。

しかし、一方で令和 3 年度に入り、4 月から 7 月の 3 か月間で令和 2 年度になかった人身事故が 2 件発生しており、人身・物損事故件数もトータルで 6 件発生しており、令和 2 年度を上回るペースとなっている。

[意見-28] じんかい収集車の交通事故防止について

令和 2 年度まで年々交通事故が減少してきていたが、令和 3 年度には、人身事故が既に 2 件発生しており、物損事故のペースも昨年よりも多くなっている。

交通事故を減少させるために、定められた手順を遵守・徹底し、特に市民の安心・安全のために人身事故を撲滅できるようさらなる対策を講じるべきである。

⑤委託収集

i 概要

委託業者による収集業務は、市直営で実施している収集業務と同様の業務を実施しており、市内 13 委託地区の各家庭から排出される家庭ごみ（もやすごみ、もやさないごみ、資源A、資源B、ペットボトル、その他プラ）をゴミステーションで収集し、東部・西部総合処理センターに搬入する。また、収集作業の際に分別が守られていないごみがあれば啓発シールを貼付し、ごみ出しが困難な高齢者や身体に障害がある人等を対象としたにこやか収集サービスを実施していることも市直営と同様である。

市は、委託業者の業務管理として、業務実施前までに「業務管理体制報告書」を委託業者に提出させるとともに、収集地域、収集曜日、担当者氏名等を明記した、作業編成表・収集車両の収集経路を記載した住宅地図の提出を求め、それらの内容を変更する際には、事前に市と協議し、速やかに報告することを求めている。また、日常的には、委託業者に収集日当日の 16 時 50 分までは市との連絡可能な従事者を事務所に配置することを求め、作業日報及び作業日誌についても、市に当月分を翌月 5 日までに提出することを求めている。

ii 委託業者

委託業者は市内の 6 社の許可業者の中で、指名競争入札によって決定されている。市内の許可業者は以下のとおりである。

令和2年4月1日現在

業 所	者 在 名 地	許 可 年 月 日	従 業 員 (役 員 を 含 む) (人)	保 有 機 材 (台)
(株)	大 栄	S 35.4.1	運 転 手 32 作 業 の 員 22 そ の 他 33 計 87	架 装 車 42 ダ ン プ 2 コ ン テ ナ 2 計 46
(株)	大 協	S 37.3.15	運 転 手 25 作 業 の 員 5 そ の 他 9 計 39	架 装 車 4 コ ン テ ナ 2 ト ラ ッ ク 3 計 9
(株)	ヤマサ環境 エンジニアリング	S 39.3.1	運 転 手 33 作 業 の 員 3 そ の 他 29 計 65	架 装 車 24 ダ ン プ 4 コ ン テ ナ 6 計 34
	中 澤 総 業 (株)	S 39.6.1	運 転 手 20 作 業 の 員 0 そ の 他 30 計 50	架 装 車 24 ダ ン プ 3 コ ン テ ナ 1 冷 凍 保 冷 車 1 計 29
(有)	兵 庫 陸 運	S 49.9.1	運 転 手 15 作 業 の 員 12 そ の 他 5 計 32	架 装 車 15 ダ ン プ 1 冷 凍 保 冷 車 1 計 17
(株)	ダストマンサービス	H 10.4.1	運 転 手 20 作 業 の 員 5 そ の 他 7 計 32	架 装 車 16 ダ ン プ 4 コ ン テ ナ 1 ト ラ ッ ク 1 計 22
合 計 6 業 者			運 転 手 145 作 業 の 員 47 そ の 他 113 計 305	架 装 車 125 ダ ン プ 14 コ ン テ ナ 12 バ ン 0 冷 凍 保 冷 車 2 ト ラ ッ ク 4 計 157

人員機材の数量は委託業務に係るものも含まれている。

iii 委託業者担当地区

令和2年3月31日現在

区 分	担 当 地 区	平成 31 年度委託業者名
じ ん か い	北部地区その1	(株)ヤマサ環境エンジニアリング
	北部地区その2	(株)ヤマサ環境エンジニアリング

	北部地区その3	(株)ヤマサ環境エンジニアリング
	国道2号以北地区その1	(株)大栄
	国道2号以北地区その2	中澤総業(株)
	国道2号以北地区その3	(有)兵庫陸運
	国道2号以北地区その4	(株)大栄
	国道2号以北地区その5	(株)大栄
	国道2号以北地区その6	(株)ダストマンサービス
	国道2号以北地区その7	(株)大栄
	国道2号以北地区その8	(有)兵庫陸運
	高須地区他	(株)ダストマンサービス
	西宮浜地区	(株)ダストマンサービス

委託化の経緯

昭和36年5月 一部地域のじんかい収集委託を開始した。

昭和37年6月 じんかい定日収集の実施にともない、阪急神戸線以北を委託地区とした。

昭和49年9月 西宮清掃事業協同組合設立にともない、昭和50年4月1日より一括委託。

平成16年5月 5ヶ年計画で阪急神戸線以南～国道2号以北を順次委託地区とした。

平成18年4月 指名競争入札に移行した。

平成26年10月 高須地区他・西宮浜地区を委託地区とした。

平成31年4月 大型集合住宅(反転式コンテナまたはドラム式貯留機が設置されている集合住宅)197ヶ所の委託化。

iv 委託料の推移

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
委託料(税込:千円)	1,024,261	1,023,441	1,020,843	1,082,646	1,105,491
延べ収集人口(人)	3,778,836	3,782,568	3,773,760	4,212,720	4,195,692
一人当たり(円/人)	271.05	270.57	270.51	256.99	263.48

※委託料(契約額)・延べ収集人口は、平成31年4月より委託拡大部分(反転式コンテナ収集エリア)を含む。

※延べ収集人口は委託料設計資料における「収集人口」に12ヶ月を乗じた人数。

v 委託料過去5年間の入札状況

委託業者の選定は、市内13委託地区ごとに1年契約で毎年指名競争入札を導入している。その状況は以下のとおりである。

【最近5年間の指名競争入札結果】

令和2年度														(単位:千円、価格は税抜)	
地区	北部1	北部2	北部3	国道1	国道2	国道3	国道4	国道5	国道6	国道7	国道8	高須他	西宮浜	総合計	
落札額	73,037	72,712	75,564	92,844	84,863	87,906	80,196	83,508	90,161	98,472	96,552	43,550	25,627	1,004,992	
落札業者名	ヤマサ	ヤマサ	ヤマサ	大栄	中澤	兵庫陸運	大栄	大栄	ダストマン	大栄	兵庫陸運	ダストマン	ダストマン	-	
予定価格	74,910	74,234	77,343	95,235	86,243	89,746	82,262	85,651	92,190	101,007	99,028	44,621	26,231	1,028,701	
落札率	97.50%	97.95%	97.70%	97.49%	98.40%	97.95%	97.49%	97.50%	97.80%	97.49%	97.50%	97.60%	97.70%	97.70%	
平成31年度															
地区	北部1	北部2	北部3	国道1	国道2	国道3	国道4	国道5	国道6	国道7	国道8	高須他	西宮浜	総合計	
落札額	73,650	71,950	74,920	91,900	84,850	87,340	81,100	83,300	89,570	98,300	96,490	43,620	25,460	1,002,450	
落札業者名	ヤマサ	ヤマサ	ヤマサ	大栄	中澤	兵庫陸運	大栄	大栄	ダストマン	大栄	兵庫陸運	ダストマン	ダストマン	-	
予定価格	74,693	73,078	76,075	93,481	86,032	88,543	82,492	84,738	91,002	99,921	97,828	44,340	25,872	1,018,095	
落札率	98.60%	98.46%	98.48%	98.31%	98.63%	98.64%	98.31%	98.30%	98.43%	98.38%	98.63%	98.38%	98.41%	98.46%	
平成30年度															
地区	北部1	北部2	北部3	国道1	国道2	国道3	国道4	国道5	国道6	国道7	国道8	高須他	西宮浜	総合計	
落札額	73,100	74,180	72,240	88,620	83,750	85,665	85,000	81,680	88,060	78,600	83,250	38,270	12,810	945,225	
落札業者名	ヤマサ	ヤマサ	ヤマサ	大栄	中澤	兵庫陸運	大栄	大栄	ダストマン	大栄	兵庫陸運	ダストマン	ダストマン	-	
予定価格	73,840	75,310	73,340	89,970	84,890	86,970	86,310	82,930	89,400	79,720	84,510	38,850	13,010	959,050	
落札率	99.00%	98.50%	98.50%	98.50%	98.66%	98.50%	98.48%	98.49%	98.50%	98.60%	98.51%	98.51%	98.46%	98.56%	
平成29年度															
地区	北部1	北部2	北部3	国道1	国道2	国道3	国道4	国道5	国道6	国道7	国道8	高須他	西宮浜	総合計	
落札額	73,960	74,450	72,750	88,200	83,431	85,597	85,500	81,360	88,197	78,750	83,527	38,862	13,046	947,631	
落札業者名	ヤマサ	ヤマサ	ヤマサ	大栄	中澤	兵庫陸運	大栄	大栄	ダストマン	大栄	兵庫陸運	ダストマン	ダストマン	-	
予定価格	75,000	75,500	73,500	89,000	84,500	86,500	86,200	82,000	89,200	80,200	85,100	39,750	13,250	959,700	
落札率	98.61%	98.61%	98.98%	99.10%	98.73%	98.96%	99.19%	99.22%	98.88%	98.19%	98.15%	97.77%	98.46%	98.74%	
平成28年度															
地区	北部1	北部2	北部3	国道1	国道2	国道3	国道4	国道5	国道6	国道7	国道8	高須他	西宮浜	総合計	
落札額	74,530	75,050	73,270	87,430	83,280	85,830	85,330	81,000	88,530	77,920	83,220	39,700	13,300	948,390	
落札業者名	ヤマサ	ヤマサ	ヤマサ	大栄	中澤	兵庫陸運	大栄	大栄	ダストマン	大栄	兵庫陸運	ダストマン	ダストマン	-	
予定価格	75,360	75,890	74,300	88,760	84,520	87,110	86,620	82,270	89,850	80,170	85,610	40,810	13,410	964,680	
落札率	98.90%	98.89%	98.61%	98.50%	98.53%	98.53%	98.51%	98.46%	98.53%	97.19%	97.21%	97.28%	99.18%	98.31%	

(出典：美化企画課作成資料より監査人作成)

平成26年10月8日環境省通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」によると、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業ではなく、一般廃棄物の適正な処理の継続的、安定的な実施を重視すべきであるとしている。

そのため、他市でも収集運搬業務は特命随意契約となっているケースも見受けられる。そのような中、市では収集運搬業務を平成18年から指名競争入札により業者選定が行われている。

過去5年間の入札関係の資料を閲覧した結果、全ての地区において入札参加業者数は6社となっており、うち1社を除いた5社がどこかの地区で落札している。落札率は、予定価格に対して平均毎年97～99%となっている。落札結果は、過去において一度、一部の地区で落札業者が入替ったことがあるものの、最近5年間は各地区の落札業者に変更なく同一業者で落札されている。

v 委託業者の管理

市は、委託業者の毎日の業務を把握するため、生活系ごみ等の収集運搬業務委託仕様書で、市の定める作業日報及び作業日誌を翌月5日までに提出するとともに、作業日誌については、市からの指示事項を受信確認のため必ず記載することと定められている。

[指摘-9] じんかい収集事業に関する委託業者の作業日誌について

委託業者の作業日誌を確認したところ、乗務員、車両、いつ何を収集したか等の情報はおおむね記載されているが、美化第1課からの連絡事項や、その処理内容、にこやか収集の中断等の状況について詳細に記載している業者もあれば、まったく記載していない業

者もあり、業者間によってばらつきがあった。

委託契約仕様書によると、作業日誌については、「市からの指示事項を受信確認のため必ず記載すること」となっている。

委託業務が拡大している中、市では委託業者への管理・監督の強化や業務の質的向上を図っていく必要があり、作業日誌に市からの指示事項の記載のない業者に対して、市から適切に記載するよう求められたい。

⑥ごみ収集量分析

西宮市に対して地区別ごみ種別の収集実績データの資料の提供を求めたところ、そのようなデータを取るのには、収集車に収集カウンターの装置をつけないと不可能であるため、把握できていないとの回答を受けた。しかしながら、西宮市直営と各委託業者で収集地区は明確に区別されていることから、西宮市直営と各委託業者のごみ種別収集実績データで代用可能と考え、以下の「西宮市直営と委託業者別のごみ種別収集実績(令和2年度)」を入手した。

【西宮市直営と委託業者別のごみ種別収集実績(令和2年度)】

業者名	収集人口	令和2年度収集実績 (kg)									
		可燃	不燃	P E T	その他プラ	資源 A	資源 B	死獣・汚物	粗大	計	
直営	美化第1課	73,834	11,103,780	998,260	122,490	374,810	220,460	197,150	0	742,730	13,759,680
	美化第2課	51,292	7,566,390	671,290	90,160	278,100	129,080	171,050	0	818,700	9,724,770
	小計①	125,126	18,670,170	1,669,550	212,650	652,910	349,540	368,200	0	1,561,430	23,484,450
委託	大栄	132,694	20,656,780	1,922,990	224,390	655,590	533,610	737,380	0	0	24,730,740
	ヤマサ	42,753	7,963,360	660,610	58,200	210,710	81,830	166,810	0	0	9,141,520
	中澤総業	29,436	4,918,980	461,440	45,600	149,130	140,190	183,520	0	0	5,898,860
	兵庫陸運	74,061	11,453,250	1,103,010	130,320	353,310	257,850	338,380	7,140	0	13,643,260
	ダストマン	70,422	10,992,370	962,900	116,650	299,590	173,920	232,570	0	0	12,778,000
	小計②	349,366	55,984,740	5,110,950	575,160	1,668,330	1,187,400	1,658,660	7,140	0	66,192,380
古紙リサイクル協定会	474,492	0	0	0	0	1,370,760	410,840	0	0	1,781,600	
合計	474,492	74,654,910	6,780,500	787,810	2,321,240	2,907,700	2,437,700	7,140	1,561,430	91,458,430	

(出典：美化企画課提供資料)

[意見-29] 収集地区別のごみ種別等の把握・分析とその活用について

前記入手資料に基づき、収集人口1人当たりのごみの量(Kg)を試算し、主な収集地区を追記したものが下記の資料である。

業者名	収集人口	令和2年度収集実績 (kg)									主な 収集地区	
		可燃	不燃	P E T	その他プラ	資源 A	資源 B	死獣・汚物	粗大	計		
直営	美化第1課	150.4	13.5	1.7	5.1	3.0	2.7	0.0	10.1	186.4	国道2号以南	
	美化第2課	147.5	13.1	1.8	5.4	2.5	3.3	0.0	16.0	189.6	同上	
	小計①	125,126	297.9	26.6	3.4	10.5	5.5	6.0	0.0	26.0	376.0	
委託	大栄	132,694	155.7	14.5	1.7	4.9	4.0	5.6	0.0	0.0	186.4	国道2号以北地区その1等
	ヤマサ	42,753	186.3	15.5	1.4	4.9	1.9	3.9	0.0	0.0	213.8	北部地区
	中澤総業	29,436	167.1	15.7	1.5	5.1	4.8	6.2	0.0	0.0	200.4	国道2号以北地区その2
	兵庫陸運	74,061	154.6	14.9	1.8	4.8	3.5	4.6	0.1	0.0	184.2	国道2号以北地区その3等
	ダストマン	70,422	156.1	13.7	1.7	4.3	2.5	3.3	0.0	0.0	181.4	高須地区他等
	小計②	349,366	820	74	8	24	17	24	0	0	966	
古紙リサイクル協定会	474,492	0	0	0	0	3	1	0	0	4		
合計	474,492	1,118	101	11	34	25	30	0	26	1,346		

(出典：入手資料に基づき監査人作成)

前記から、北部地区や国道2号以北その2の地区³¹で、1人当たりごみ収集量が多く、またPETが少ない等の特徴が確認された。監査人はその原因を市に確認したところ、現在市では、地区ごとのごみ収集量やその種別の分析を実施していないため、不明とのことであった。

ごみの地区別種類別分析を実施することでその傾向や特徴を把握し、その結果を踏まえ、地区ごとで実効性のある対策を講じることは、ごみ減量対策を効果的かつ効率的に実施する観点から重要であると考えられる。よって、ごみの地区別種類別分析を実施するとともに、その結果を地区ごとの効果的かつ効率的なごみ減量施策に活用することを検討されたい。

⑦にこやか収集

i 概要

「にこやか収集」とは、ごみステーションまでのごみ出しが困難な高齢者や身体に障害がある人等を対象に、玄関先まで出向いてごみの収集を行うサービスである(粗大ごみは対象外)。市では平成14年4月から「にこやか収集」を実施している。

ii 対象要件

自宅からごみステーションまでのごみ出しが困難であり、概ね次の要件を満たしている人となる。

(高齢者)

- ・概ね65歳以上のひとり暮らし
- ・身体の状態が介護保険認定における要介護2程度
- ・介護保険のホームヘルプサービスを利用
- ・近所、親族等による協力が得られない者

(障害者)

- ・ひとり暮らし
- ・身体障害者(難病患者を含む)、知的障害者、精神障害者に対する支援制度でホームヘルプサービスを利用
- ・近所、親類等による協力が得られない人

iii 申請フロー

- a 利用希望者(本人もしくは代理人)が電話・FAXでごみ収集担当課へ申請

31 収集地区の区分については、(3) 収集・運搬 ②収集管轄及び⑤委託収集を参照のこと。

- b 収集担当課担当職員が現在のごみ出し状況、ごみを出せない理由、同居人の状況等を電話で聞き取り確認
- c 収集担当課の担当職員が自宅に訪問して面談し、利用者の状況を聞き取り
- d 「にこやか収集」の可否を利用者に通知し、利用が決まった人には決定通知書が渡される
- e 利用者は『にこやか収集依頼書』を提出
- f 収集担当課ではにこやか収集個人カードを作成し、にこやか収集利用者を管理し、収集を開始する。

iv 収集方法

収集は、定められた日に収集車両が収集ルートの中で利用者宅へ立ち寄り、玄関先で収集するものである。訪問時にごみが出ていなければ、収集に来た旨の不在カードをポストに投函するとともに、にこやか収集の申請時に記入されている緊急連絡先(親族、ケアマネジャー等)に不在連絡し安否の確認を行う。

v にこやか収集の収集件数

にこやか収集の収集件数は、年々増加傾向にある。

【にこやか収集の収集件数】

年度	収集開始	終了	年度末実施件数
26	234	130	918
27	196	164	950
28	212	189	973
29	211	127	1057
30	204	272	989
31	183	178	994

[意見-30] にこやか収集について

一人暮らしの高齢者世帯等の増加もありにこやか収集の収集件数も増加傾向にある。今後も、高齢者単身世帯の増加により、高齢者のごみ出し支援へのニーズが高まり、収集世帯数の増加が見込まれる。一方で、にこやか収集は戸別訪問による収集であることからコストもかかり財政への影響もあるため、利用者の適切な管理が必要である。平成29年から30年に実施件数が減少したのは、平成30年度ににこやか収集の利用要件を満たしているかどうか確認したところ、利用要件に該当しなくなっていた利用者が複数存在し、そのような利用者の利用を停止したためとのことである。平成30年度には、前

記のような確認をされたが、現状は利用者が一定期間を経た時点であらためてサービスを継続するかどうかの意思確認を行うためのルールはない。前記のような事象の発生を防止する観点から継続支援を定期的を確認するルールを設ける必要があるのではないかとと思われる。

また一方で重要なことは、必要な支援を受けられない高齢者を生まないことである。そのため、環境事業部のみならず福祉部とも連携し社会の変化に対応した持続可能なごみ収集のあり方についても適宜検討していく必要があると思われる。

⑧資源ごみの回収

i 資源ごみの概要

再生資源の回収は、市の直営車両、委託業者の車両ならびに市が回収を認めている市内の古紙回収業者で構成する団体（西宮古紙リサイクル協力会）の車両により実施している。

資源ごみは、市では資源ごみA（新聞紙・紙パック・古着・段ボール）と資源ごみB（雑誌・古本・チラシ・紙箱・紙袋）に分けられている。

資源A（段ボールを除く。）は、西宮古紙リサイクル協力会に収集を依頼している。同協力会は収集からリサイクルまで一体的に実施している。

また資源Aのうち段ボールと資源Bは直営と委託で収集している。

西宮古紙リサイクル協力会(平成31年4月1日現在)

業 者 名
あおぞら商会
回収センターかいこ組合
かいこ組合
共栄紙業(株)
ダイハチコーポレーション(株)
誠商店
マツダ(株)
南商店

ii 資源ごみの持ち去り対策

第三者による資源ごみの持ち去り行為は、営利目的の持ち去りが懸念されることに加え、また持ち去られた資源物が適正に処理されているか確認できなくなることから、市では資源ごみの持ち去りを平成29年から条例で禁止し違反者が市の命令に従わない場合、20万円以下の罰金に処することができるようになっている。

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(特定再生資源の収集及び運搬の禁止等)

第17条の2 次に掲げる者以外の者は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより所定の場所に排出された古紙、缶その他の一般廃棄物で、規則で定めるもの(次項において「特定再生資源」という。)を収集し、又は運搬してはならない。

- (1) 市(市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。)
- (2) その他市長が認めた者

2 市長は、前項の規定に違反して、特定再生資源を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(罰則)

第23条 第17条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(特定再生資源)

第10条の2

条例第17条の2第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 古紙
- (2) 衣類
- (3) 鋼製又はアルミニウム製の缶
- (4) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等
- (5) フライパン、鍋その他の主として金属を使用した製品(前2号に掲げるものを除く。)
- (6) ガラス製の瓶
- (7) ポリエチレンテレフタレート製の容器

持ち去り対策として、持ち去り行為者と区別できるよう、収集車両には横幕やマグネットシール等により、西宮市の委託業者または西宮古紙リサイクル協力会の車両である旨の表示をしている。また、行政による巡回パトロールも実施している。

資源B(雑誌・古本・チラシ・紙箱・紙袋)については、西宮古紙リサイクル協力会に依頼し、直営・委託による回収が始まる前に早朝パトロールを兼ねて先に収集を依頼している。

市では、西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定及び前記のような対策を実施した結果、年々資源持ち去り件数は減少してきており、その効果を上げている。

【資源持ち去りパトロール年間実績】

年度	発見者	指導 (確認書)	命令 (命令書)	刑事告発
平成 29 年度 11/1～(条例施行)	110	110	0	0
平成 30 年度	126	126	0	0
平成 31 年度 (令和元年)	41	41	0	0
令和 2 年度	18	18	0	0
合計	295	295	0	0

⑨粗大ごみ

i 概要

粗大ごみの収集体制は、市内全域を市直営で実施し、概ね市内の西部地区を美化第 1 課、東部地区を美化第 2 課が担当し、それぞれの課で 5 台の収集車を保有し、1 台当たり 2 名の人員体制で収集している。

また、先に述べた一般廃棄物と異なり、有償で事前申し込みによる戸別収集を実施している。

粗大ごみに関する歳入・歳出は以下のとおりである。

	内容	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
歳入	粗大・家電ごみ処理手数料	64,252,200	67,431,600	68,246,100
歳出	粗大ごみ処理券販売委託料	6,789,224	7,193,632	7,347,811

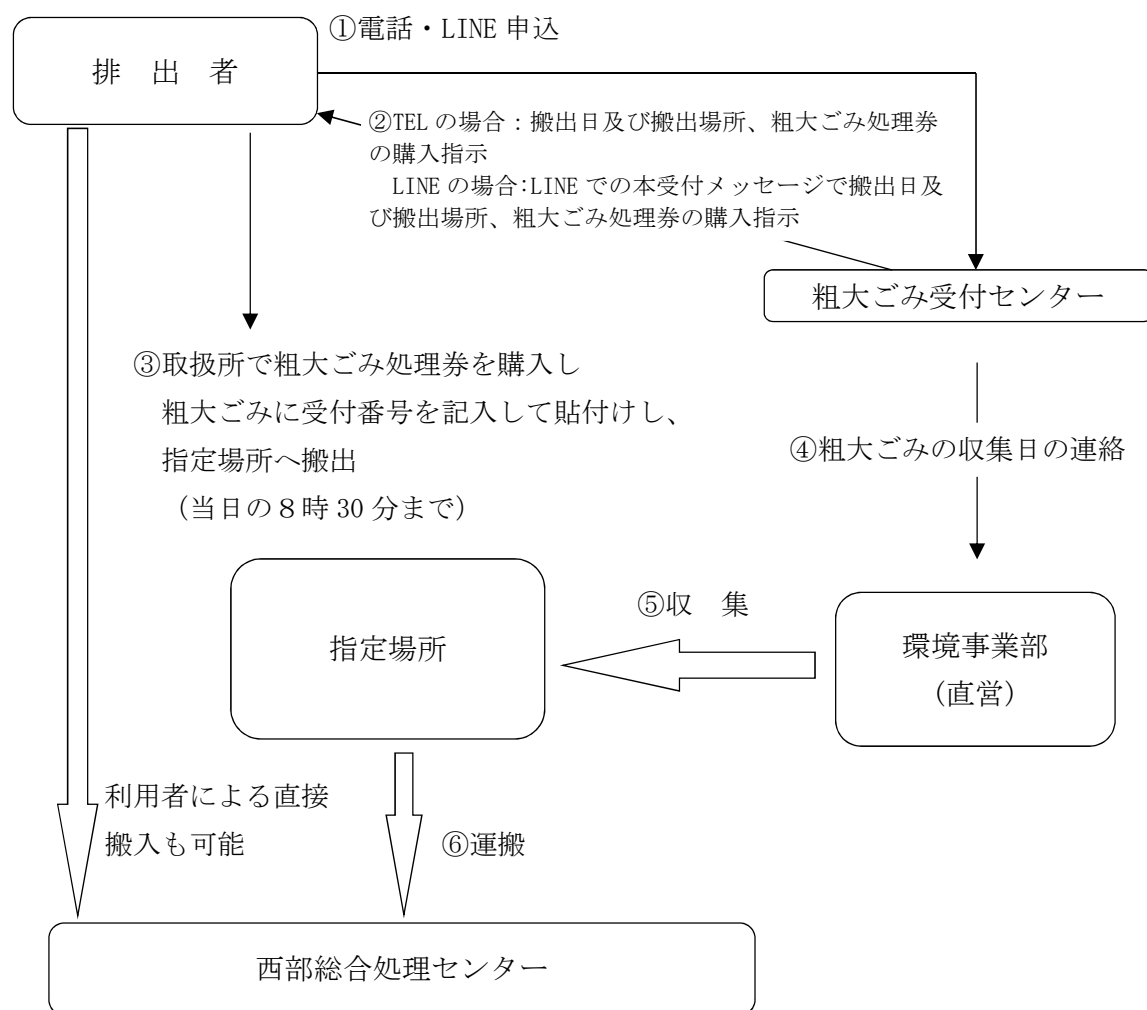
ii 受付、収集運搬フロー

粗大ごみの受付、収集運搬フローは次のとおりである。

- a 粗大ごみの収集を希望する市民は、電話で電話ごみ受付センターに申込みを行うか、市の公式 LINE に登録の上 LINE で申し込みする。
- b 電話の場合には搬出日及び搬出場所(原則自宅前、マンション等はごみステーション)、手数料額の指示を受け、LINE の場合には申込者が粗大ごみと個数、氏名・住所・電話番号・収集希望日を入力し、本受付メッセージが届くと申し込みが完了となる。

- c その後、申込者は市内コンビニ・生協・スーパー・米穀店等で「西宮市粗大ごみ処理券(シール)」を購入する。
 - d 申込者は「西宮市粗大ごみ処理券(シール)」に受付番号(電話の場合)か申請番号(LINE の場合)を記入して粗大ごみに貼付する。
 - e 申込者は収集日(土曜日、日曜日、祝日を除く)の午前8時30分までに指定場所に粗大ごみを出し、直営の運搬業者によって粗大ごみの収集がなされる。
 - f 直営の運搬業者は西部総合処理センターに粗大ごみを運搬し、廃棄処理もしくはリサイクル可能なものは、リサイクルセンターに回される。
- なお収集以外にも、市民が自分で西部総合処理センターに粗大ごみを直接搬入することも可能となっている。なお、西部総合処理センターに粗大ごみを持ち込む場合は、ごみ電話受付センターに、前日までに事前予約を行い、搬入日に50kgまで300円(50kgを超える場合10kgごとに60円の加算)の処理料金を西部総合処理センターで支払う。

【業務フロー図】



iii 粗大ごみ処理券

a 粗大ごみ処理券の概要

西宮市粗大ごみ処理券（1枚 300円）は西宮市内の処理券取扱店（市内 216 店）（スーパーやコンビニ、支所等）にて1枚当たり 300 円で販売している。市と処理券取扱店は粗大ごみ処理券の販売委託契約を締結し、市は粗大ごみ処理券を処理券取扱店に1冊 100 枚つづりの券を預け、処理券取扱店は、粗大ごみ処理券を利用者に販売し、毎月何枚販売したか市に報告し、報告とともに販売委託料を差引して、市に納付する。



b 未使用粗大ごみ処理券の管理状況

美化第1課で未使用の粗大ごみ処理券を管理している。粗大ごみ処理券は1冊あたり 100 枚つづりになっており連番にて管理されている。未使用粗大ごみ処理券は金庫にて保管されるとともに、粗大ごみ処理券払出簿によって払出先と払出番号、払出冊数、残冊数管理されている。また、毎月月末には、担当係、係長、課長が払出簿と現物枚数を確認している。

監査人も未使用の粗大ごみ処理券について現物を確認するとともに、払出簿を閲覧したところ現物と払出簿の残冊数は合致し、適切に管理されていた。

⑩使用済み小型家電

西宮市では小型家電リサイクル法に基づき、平成 27 年 11 月からモデル事業として使用済み小型家電の回収を実施し、さらに平成 29 年 4 月よりリサイクル事業として位置づけ、回収ボックスの設置場所を市内 35 箇所設けるとともに、宅配回収サービスも始めた。回収した小型家電は、国の認定を受けた事業者が、分解・破碎して金属類やプラスチック等の種類ごとに選別し資源として再生している。

(4) 環境事業部の物品管理の状況について

①概要

西宮市会計規則では物品会計として次のように定められている(一部抜粋)。

(物品の区分)

第56条 この規則で物品とは、次に掲げるものをいう。

(1) 備品 備品とは、次のアからウの要件(スチール製家具類等で指定するものはア及びウの要件)をみたすもの又はエ若しくはオに該当するもの

ア その性質形状を変えることなく、比較的長期間(おおむね2年間)にわたり使用に耐えること。

イ 評価価額又は取得予定価格が10,000円以上であること。

ウ 備品分類表に登載されていること。

エ その性質が消耗性のものであつても、閲覧・貸出し用のものとして保管するもの

オ 図書類については、定価5,000円以上のもの

2 前項第1号に掲げる備品分類表については、別に定める。

(物品管理者の帳簿)

第61条 物品管理者は、備品現在簿により備品の管理状況を明らかにしなければならない。

2 出先機関を所管する物品管理者は、当該出先機関においても、その所管にかかる備品について前項に準じてこれを整理しなければならない。

(備品の表示)

第62条 備品は、備品番号票を貼付して保管しなければならない。ただし、品質形状等によりこれによることができないものは、この限りでない。

(物品の組替)

第66条 物品管理者は、備品と他の物品との組換えをし、又は備品と施設の従物との組換えをしたときは、備品出納通知書により会計管理者に通知しなければならない。

(備品の管理換)

第69条 物品管理者は、他の物品管理者と協議し、その管理に属する備品を管理換えしたときは、備品出納通知書により会計管理者に通知しなければならない。

(備品の不用決定及び返納)

第73条 物品管理者は、その所管に係る備品が不用になつたとき又は使用に耐えないと認めるときは、不用の決定をしなければならない。

2 前項の決定をしたときは、物品管理者は、備品出納通知書により会計管理者に通知するとともに当該備品を返納しなければならない。

3 前項の規定により返納を受けた不用備品で、売却により処分するものについては、所管の所属長(幼稚園にあつては幼稚園の長。以下この項において同じ。)、会計課

長、教育総務課長又は企画課長に、廃棄により処分するものについては、所管の所属長又は会計課長に引き継ぐものとする。

4 前項の規定により引継を受けた所属長（幼稚園にあつては幼稚園の長）は、当該備品を売却又は廃棄により処分するものとする。

環境事業部所管の各課の備品について、備品管理台帳をもとにサンプル抽出した資産についてその利用状況を聴取するとともに、固定資産の管理状況を確認した。

②所在不明の資産について

美化第2課において、備品台帳に計上されているにも関わらず、現物が確認できないものがあつた。

【所在不明資産】

No.	課名	設置場所	取得年度	資産名称・その他表示	取得価額
1	美化第2課	車庫	1970/3/10	充電器	50,000

当該資産については、取得年度も古く、おそらく廃棄したにも関わらず除却漏れになつた可能性があるとのことである。

[指摘-10] 所在不明の資産について

現物がないにもかかわらず、備品台帳計上されたままになっていたことから、会計規程に従つた処理が行われておらず、必要な管理者の決裁を受けることなく除却又は処分された可能性が高い。固定資産の喪失が生じた場合には、所管課において会計規程に従つた手続きを遵守・徹底する必要がある。

③未利用資産について

美化第2課、美化第3課で現状使用していない資産が散見され、当該内容は以下のとおりである。

【未利用資産】

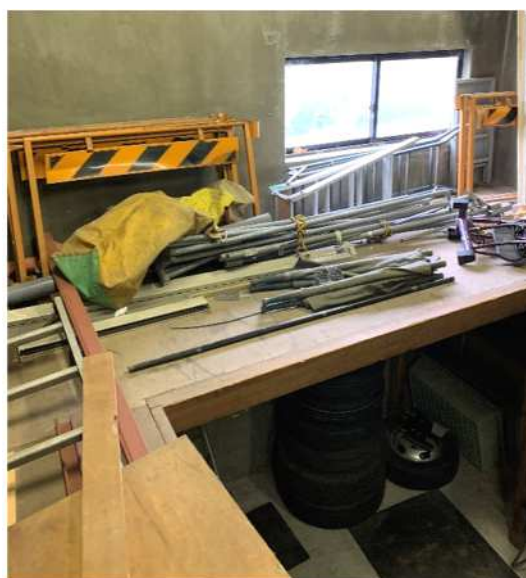
No.	課名	設置場所	取得日	資産名称・その他表示	取得価額
1	美化第2課	車庫	1971/6/24	ボール盤	29,500
2	美化第2課	車庫	1971/6/24	電動グラインダー	28,500
3	美化第2課	車庫	1977/5/7	充電器	80,000
4	美化第2課	市内各所	2007/10/1	カメラ5台ハウジングモニターネットワーク接続機器他	118,650

5	美化第2課	市内各所	2007/8/31	移動式カメラ4台レコーダー他	126,000
6	美化第3課	2階倉庫2	1967/10/12	キャビネット	7,500
7	美化第3課	2階倉庫2	1968/5/30	顕微鏡	106,000
8	美化第3課	2階倉庫2	1968/12/28	その他水質検査機械器具	11,200
9	美化第3課	2階倉庫2	1970/5/9	その他水質検査機械器具	12,000
10	美化第3課	ガレージ中倉庫	1979/11/10	テント	360,000
11	美化第3課	2階倉庫2	1980/1/19	その他水質検査機械器具	290,000
12	美化第3課	会議室1、2	1990/3/31	カラーテレビ	175,000
13	美化第3課	会議室3	1990/3/31	カラーテレビ	100,000
14	美化第3課	会議室3	1990/3/31	ビデオテープレコーダー	115,000
15	美化第3課	会議室1、2	1990/3/31	ビデオテープレコーダー	115,000
16	美化第3課	2階倉庫2	1990/3/31	実験台	75,000
17	美化第3課	作業員控室	1990/3/31	その他調度用家具	38,000

前記の備品はその役割を終えて、長年使用していない備品とのことである。また、特に3、4については設置場所が市内各所となっているが、取り外しされて美化第2課の庁舎の中に段ボールに入れて保管されている状況となっている。



美化第2課の未利用資産(ボール盤)



美化第3課の未利用資産(テント)

(出典：監査人撮影)

[指摘－11] 未利用資産について

西宮市会計規則第73条2項では、「物品管理者は、その所管に係る備品が不用になったとき又は使用に耐えないと認めるときは、不用の決定をしなければならない。」とされている。備品のうち本来の用途に使用できなくなったもの又は長年使用しなくなったものがあるときは、不用の意思決定を行い物品管理者は会計管理者に報告し、備品の返納をし、売却及び廃棄の手続をすべきである。

④所管・設置場所未変更

備品について、備品台帳の所管及び設置場所がなく、他の所管及び設置場所に備品計上されたままとなっているものがあった。

【所管・設置場所未変更】

No.	課名	設置場所	取得年度	資産名称・ その他表示	取得 価額	摘要
1	美化企画課	2F 事務所	1983/10/5	金庫	135,000	設置場所違い。 事業系廃棄物対策課で設置。
2	美化企画課	2F 事務所	1989/8/19	金庫	195,700	所管課違い。美化第1課で保有。
3	美化第1課	2F 事務所	1991/3/30	金庫	86,520	所管課違い。美化企画課で保有。
4	美化第1課	3F 運転手控え室	2000/12/28	長卓子 イナバP S-1845	23,100	設置場所違い。 4F 休養室に設置。
5	美化第1課	4階休養室	2000/12/28	丸形テーブル イ ナバFT-78 5M	34,650	設置場所違い。 3F 運転手控室に設置。
6	美化第3課	3階倉庫	2012/5/14	電気洗濯機	21,800	設置場所違い。 3階洗濯場に設置。

前記備品については、現物はあるものの、備品台帳と所管課及び設置場所が異なっているものである。1～3については、平成28年に庁舎内部で金庫の設置場所を変更する予定で備品台帳の管理換を実施したが、金庫移動が困難であったため結果的に場所を移せず、備品台帳だけが変更されてしまい、現物との間に齟齬が生じたものである。

4～6については、現物を移動させたが、備品台帳の設置場所の移動通知が漏れたものと思われる。

[指摘－12] 固定資産の管理換え、設置変更登録漏れについて

西宮市会計規則第69条によると「物品管理者は、他の物品管理者と協議し、その管理に属する備品を管理換えしたときは、備品出納通知書により会計管理者に通知しなければならない。」とされている。本件では、備品の移動完了前に備品台帳を管理換えしてしまい、結果的に現物備品の移動ができなかったため、現物と備品管理台帳との間で、所管課が誤った表記となってしまう。したがって、現物備品の移動を確認してから、所管課において正規の手続きを踏めば誤りはなかったものと思われる。会計規程に従った手続きを遵守・徹底する必要がある。

また、備品台帳と現物との間で設置場所について齟齬が生じているものがあった。現物を移動させた際には、適切に備品台帳を反映できるような体制を構築する必要がある。

⑤固定資産の現物管理と確認について

西宮市会計規則第63条によると原則として「備品に備品番号票を貼付して保管しなければならない。」となっている。監査人が確認したところ、概ね備品管理番号は貼付されていたが、一部備品番号票がないものがあった。

【備品番号票が貼付されていないもの】

No.	課名	設置場所	取得年月日	資産名称・ その他表示	価格
1	美化第3課	ガレージ中倉庫	1979/11/10	テント	360,000
2	美化第3課	中継地	1999/8/5	ふるい振とう機	95,550

前記以外の備品については、備品番号票が貼付されていたため、今回の監査では備品の名称、備品番号で備品現物を確認することができた。しかし、②や④でも触れたように台帳には記載があるが現物は不明となっているものがあること、所管場所未変更のような事象が起こっていることを勘案すると、定期的にすべての備品台帳上の資産を確認する体制になっていない。

[指摘－13] 備品の現物管理と確認について

備品番号票が貼付されていないものについては、備品番号票を速やかに添付すべきである。

また、現物確認できるような体制になっているものの、不明資産が発生していたり、所管場所未変更になっていたりしているものも見受けられた。備品台帳に記載された備品の実在性、正確性を担保するためには、すべての備品について毎年1回は現物と備品台帳の照合が行われる必要がある。

また、内部統制の観点からは実地照合に際して、物品取扱責任者ととも、当該所管以外の者が実施状況について確認するとともに必要に応じて抜き取り検査を実施することが望ましい。

⑥施設の現場視察と全般的概況

固定資産関連の確認とともに、施設を全般的に視察した。全般的には、整備されていたが、美化第2課庁舎の車庫内で、回収されてきた不法投棄物、古タイヤ、廃品のようなものがあつた。不法投棄物は、徐々に処分を進めているが、処分コストがかかるため、処分するまで時間がかかっているとのことである。

また、古タイヤ、廃品等は、自前で車両整備をしていたが、現状、車両整備業務は外部で実施しているため、そのまま放置された状態になっているとのことである。

【指摘－14】現場車庫の整備について

不法投棄物を収集運搬の車庫にて放置するのは望ましい状況ではなく、また職場環境としても問題である。また、古タイヤ、廃品等は、今後再使用が難しい状況である。そのため、このような物品については廃棄を進める必要がある。

【不法投棄物】



【古タイヤ・廃品等】



(出典：監査人撮影)

10 し尿収集事業

(1) 事業概要

事象名称	24. し尿収集事業				
所管課	環境局 環境事業部 美化第3課				
事業開始年度	昭和26年4月1日				
目的	良好な生活環境の確保				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の未水洗化世帯のし尿の計画的収集、事業活動に伴い臨時に排出されるし尿の収集の委託 ・市内の浄化槽設置・管理者への適正管理指導 ・甲子園浜浄化センター（投入所）へのし尿、浄化槽汚泥の受入 				
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の汲み取り ・浄化槽の清掃 				
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	汲取り年間延収集回数（一般分） 3,844 回 投入量 512 K L 臨時汲取り年間延収集数（工事現場数） 1,565 箇所 投入量 435 K L 清掃浄化槽基数（年1回清掃） 527 基 投入量 1,039 K L 芦屋市受託分 投入量 61 K L 公園収集分 投入量 160 K L 投入所 投入量 2,207 K L （一般家庭等し尿、工事現場等し尿、浄化槽汚泥、芦屋市委託（し尿、浄化槽汚泥）投入分）				
事業費推移（千円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	28,853	29,640	30,719	31,793	32,619
決算	27,828	28,770	30,203	31,095	32,815
令和2年度の決算内訳（千円）	款	項	目	節	金額
委託関係	衛生費	清掃費	清掃総務費	委託料	32,366
その他費目	款	項	目	節	金額
	衛生費	清掃費	清掃総務費	需用費	369
	衛生費	清掃費	清掃総務費	役務費	49

し尿の収集処理は、古くは農家と民間業者によって行われていたが、昭和27年2月より一般家庭を対象に直営収集を開始した。現在では「一般家庭などのし尿収集運搬」、「工事現場等臨時収集」及び「移動公衆便所貸出」等、し尿収集全般の業務を西宮環境事業協同組合へ委託している。

項目 年度	くみ取り便槽数	浄化槽基数	工事現場数	収集量（処理量）（kℓ）				実稼働日数（日）	投入所投入台数（台）
				し尿	浄化槽汚泥	芦屋市受託分	計		
平成26年度	287	649	969	1,172 (298)	1,185	72	2,429	258	1,268
平成27年度	278	616	920	1,123 (287)	1,177	73	2,373	264	1,261
平成28年度	264	595	1,006	1,056 (311)	1,094	65	2,215	265	1,164
平成29年度	261	581	1,154	1,056 (323)	1,059	66	2,181	255	1,175
平成30年度	259	566	1,248	1,095 (367)	988	53	2,136	256	1,268
令和元年度	258	548	1,430	1,078 (402)	1,075	43	2,196	260	1,246

※くみ取り便槽数、浄化槽基数については、各年度の4月1日現在の数である。
 ※（）内書は、工事現場等臨時し尿収集分。

②処理経費の推移

（単位：円）

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
し尿	単 位 量 当 り	25,899	30,897	32,288	32,841	34,351
	1 便 槽（基） 当 り	14,544	15,577	16,332	16,344	14,971

③処理手数料

取扱種別	処理手数料	備考
くみ取手数料	30リットルまでごとに200円 ただし、臨時に排出されたし尿を収集する場合は、1便槽につき4,000円	30リットル（又はその整数倍）を超える場合で、その超える量が15リットル未満の場合は、これを切り捨てる。

終末処理手数料	180 リットルまでごとに 180 円
---------	---------------------

利用者は 200 円または 4,000 円のし尿処理券を購入する必要がある。

[指摘－15] し尿処理券の管理について①

し尿処理券は換金性のある金券（現金同等物）であり、過去には他の自治体において、し尿処理券の横領といった不正が発生している。したがって、当処理券は、現金に準じた厳正かつ適正な管理・保管が求められている。

しかし、市は現在、受払簿の残高と、し尿処理券現物の残高の照合及び上席者の承認を行っていない。また受払簿は鉛筆で記入されており、容易に修正可能な状態であった。

まず環境局全体として金券の管理方針・方法を定め、その方針に従った管理帳簿を作成し、定期的に管理帳簿上の残高とし尿処理券の実物の残高を照合されたい。また最低月次ベースで現物の確認者とは別の上席者による承認を得る必要がある。加えて、管理帳簿は鉛筆の使用は認められず、訂正する場合は訂正印等により訂正内容がわかるようにする必要がある。

[指摘－16] し尿処理券の管理について②

し尿処理券の在庫は、美化第 3 課の金庫に保管されているが、金庫に収まらない分は美化第 3 課の倉庫に段ボールで保管している。倉庫の鍵は美化第 3 課の職員のみ使用できるようにしているとのことであるが、し尿処理券が金券であることを鑑みれば、他の備品等と同じレベルで倉庫の段ボールで保管することは好ましくない。現金に準じた適正な保管を行うとともに、窓口金庫等に払い出す際には、適切に管理帳簿に記録をつけるとともに、持ち出す担当者とは別の管理者による確認を行うことが必要である。

[指摘－17] し尿処理券不良品の処理について

現物視察時に「不良品」と記載された 200 円のし尿処理券綴りが 2 冊見受けられた。当該処理券綴りは平成 19 年度にロットで発注されたもので、その後、支所に払い出された後に 50 枚綴りであるはずのものが、49 枚であることが判明し、その後何ら処理をされず、現在まで放置されているものである。記録が残っていないため詳細な時期や経緯等は判明しない。

本来であれば、速やかに検収を行い、不良品については適切に返品手続がなされる必要がある。し尿処理券は市の財産であるにもかかわらず、担当課として当該事実を把握しておきながら、長年に渡り放置されていたことは不適切であったと言わざるを得な

い。今後、適切に検収し、不良品を発見した際には速やかに返品手続きを行う必要がある。

[意見－31] 200 円のし尿処理券の連番管理について

4,000 円のし尿処理券は連番が付されており、受払記録も連番で記載・管理されている。一方で 200 円のし尿処理券については、数十年前のデザインから変更されておらず、連番が付されていない。過去の他市におけるし尿処理券の横領等の不正を鑑みれば、連番管理されることが望ましい。

(2) 施設概要

項目	甲子園浜浄化センター内し尿投入所	甲子園浜浄化センター
所在地	〒663-8155 西宮市甲子園浜1丁目8	〒663-8155 西宮市甲子園浜1丁目8
敷地面積	520㎡ (建物延床面積 144.3㎡)	215,500㎡
処理能力	—	171,400㎡/日
処理方式	甲子園浜浄化センターへ放流	下水…標準活性汚泥法 (一部 凝集剤併用型3段階ステップ 流入式硝化脱窒法)
		汚泥…濃縮、脱水、焼却 (兵庫東流域下水汚泥広域処理場)
		焼却灰…海面埋立 (大阪湾広域臨海環境整備センター)

(3) 委託業者

委託業者	西宮環境事業協同組合
所在地	西宮市与古道町6番2号
設立	昭和61年5月

【委託料の推移】

(単位：千円)

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
一般家庭	南部		3,524	3,674	3,680	3,711	3,901	
	塩瀬・山口		5,740	5,791	5,984	6,035	6,344	
工事現場等	南部		3,895	4,061	4,067	4,101	4,312	
	塩瀬・山口		6,326	6,580	6,595	6,650	6,992	
移動式公衆便所	南部	一般用	設置	5,586	5,808	5,873	5,979	6,286
			撤去・清掃	9,577	9,747	9,855	9,965	10,278
			収集	4,988	5,218	5,276	5,381	5,688
	身体障がい者用	一般用	設置	11,173	11,617	11,747	11,958	12,573
			撤去・清掃	15,163	15,555	15,729	15,944	16,565
			収集	7,781	8,073	8,163	8,271	8,681
	塩瀬・山口	一般用	設置	9,497	9,874	9,985	10,164	10,687
			撤去・清掃	13,487	13,813	13,967	14,150	14,679
収集			7,781	8,073	8,163	8,271	8,681	
身体障がい者用	一般用	設置	18,994	19,749	19,970	20,329	21,375	
		撤去・清掃	22,984	23,688	23,952	24,315	25,367	

〔意見－32〕 特殊勤務手当の見直しについて

し尿収集事業では、委託業者の指導監督業務に対する特殊勤務手当として「し尿処理作業従事手当」が設定されている。支給基準及び令和元年度の支給実績・支給回数には以下のとおりである。

種類	支給基準	令和元年支給実績（千円）	令和元年支給回数	支給単価
し尿処理従事手当	し尿の収集及び搬送作業又はこれらの業務に係る指導監督業務に従事した場合	410	432.5	実働1日 950円

特殊勤務手当とは、著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常でない勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事した職員に支給するものである。

現在、市のし尿処理業務はすべて民間へ委託されており、市の職員の主な業務は委託業者の指導監督のみである。しかしながら、委託業者から提出される日報等の確認等、委託業者の指導監督業務を行った場合にはその都度特殊勤務手当が支給されている。

委託業者の指導監督業務は通常業務の範囲内であり、また著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常でない勤務とは考えられない。加えて他の事業で委託事業がある場合に、委託業者の指導・管理業務に対して特殊勤務手当が支給されることはない。

市は上記を踏まえて、委託業者の指導監督業務に対して「し尿処理作業従事手当」を支給することが適切か否かを検討し、適切ではないと判断された場合には必要な対応を実施すべきである。

11 移動便所貸出事業

(1) 事業概要

事象名称	26. 移動便所貸出事業				
所管課	環境局 環境事業部 美化第3課				
事業開始年度	昭和26年4月1日				
目的	良好な生活環境の確保				
事業内容	公衆便所が設置されていない公園や河川敷等での自治会やサークルなどの集会、行催事の際に、移動便所の貸出しを行い、行事の円滑な進行と参加者の利便性の向上と環境衛生の維持を図る。				
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	公衆便所が設置されていない公園や河川敷等での集会、行事の円滑な進行と参加者の利便性の向上及び環境衛生に寄与するように移動公衆便所の貸出しを行う。				
事業の実施状況（実際にを行った取組、実施回数等） （令和2年度）	移動便所保有台数 一般用 25台、障害者用 1台 計26台 貸出件数及び台数実績 25件 一般用 69台、障害者用 1台 計70台 移動便所設置内訳 武庫川河川敷 34台 公園 11台 その他 25台 合計 70台				
事業費推移（千円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	18,534	17,949	7,296	7,854	8,070
決算	17,711	17,283	6,856	6,539	1,937
令和2年度の決算内訳（千円）	款	項	目	節	金額
委託関係	衛生費	清掃費	清掃総務費	委託料	1,785
	款	項	目	節	金額
その他費目	衛生費	清掃費	清掃総務費	需用費	151

学校や自治会等の営利目的ではないイベント等に対して、市が無償で移動便所を貸し出す事業である。移動公衆便所の設置、撤去及び汲み取り等の業務は、全て西宮環境事業協同組合に委託しており、事業費はほぼ同社への委託料が占めている。

【移動公衆便所保有状況】

落し込み式		計
普通	障がい者用	
25	1	26

(2) 運営状況

①歳入歳出

【移動便所貸出事業経費】

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳出	17,711	17,284	6,857	6,539	1,937
歳入	—	—	—	—	—

②移動公衆便所貸出の推移

年度	貸出件数	貸出台数
26	149	403 (7)
27	161	399 (4)
28	155	412 (7)
29	103	375 (5)
30	103	362 (6)
31	85	334 (6)

平成25年度から29年度までの5ヶ年をかけて、災害発生時に避難所で使用するための車椅子対応型洋式貯留トイレ計140基の購入があったため、平成29年度までの事業費は多額となっている。なお当該トイレは現在、総務局危機管理室災害対策課が管理している。そのため上記の移動公衆便所保有数には含まれていない。

保有台数及び貸出件数の減少は、移動公衆便所が老朽化し、廃棄となったことによるものである。市は今後、移動公衆便所に関して老朽化して廃棄した場合にも、今後新しいものを購入しない方針である。また令和2年度の事業費が大きく減少しているのは新型コロナウイルス感染症の影響で各団体のイベントが減少し、貸出件数も大幅に減少したためである。

(3) 委託事業者

「第7 環境局の事務事業 10 し尿収集事業」の委託業者参照。

[意見-33] 移動便所貸出事業の在り方について

こうしたイベント用の仮設トイレのレンタル事業は民間でも広く行われており、あえて市が市税を投じてまで行う必要があるのかについては疑義がある。また貸出件数も年々減少傾向である。事業の公益性・公平性・代替可能性を慎重に踏まえ、今後廃止も含めた事業のあり方について検討されたい。

12 水路清掃事業

事象名称	27. 水路清掃事業					
所管課	環境局 環境事業部 美化第3課					
事業開始年度	昭和39年4月1日					
目的	良好な生活環境の確保					
事業内容	水路の洪水等の災害を防止し、市民の安全と生活環境保全を目的とした計画的な清掃作業等。土砂や多種多様なゴミが堆積によるいつ水（水があふれ出る）の防止、雑草や藻の繁茂による悪臭等の防止のための清掃を効果的に行い被害を低減し水路の流路確保をする。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	<ul style="list-style-type: none"> ・水路、会所等の清掃 ・市民や地区農会が実施する側溝・水路清掃等により発生した土砂等や不要になった園芸用の土砂について収集 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等）（令和2年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・水路清掃(551本)・開渠清掃を概ね年3回実施、延べ延長359,428m収集土砂等287.59t。暗渠清掃を年1回実施、延べ延長71,256m収集土砂等151.66t。また「重点清掃実施水路」を定め苦情発生抑制に向けた取り組みを実施。さらに、台風等の接近により、大雨が予想される時にゴミ等が詰り、水が溢れる恐れがある箇所の粗ごみ清掃を実施。 ・スクリーン清掃(131箇所)・水路等に設置しているスクリーンに溜まるゴミ等を流路確保のため雨天等の天候に応じ随時除去。収集土砂等4.89t。 ・会所清掃(41箇所)・年3回実施。・ピット清掃(26箇所)・月1回予定表にそって実施。収集汚泥等 計30.80t。 ・清掃依頼・市民からの水路等の清掃依頼及び苦情に対し速やかに処理。延べ延長5,970m収集土砂等21.67t。 ・依頼収集・環境衛生の日（毎月第1日曜日）などに市民が随時実施する側溝清掃等により発生した土砂等や地区農会が実施する水路清掃により発生した土砂等の他、不要になった園芸用の土砂について収集を行っている。収集土砂等55.12t。 ・巡回相談・平成18年度よりごみ巡回相談時にあわせて水路清掃の啓発を実施。実施回数0回。 ・土砂選別と有効利用・・・収集土砂等を埋立処分地への搬送土砂と焼却施設への搬送ごみに選別。さらに、収集土砂の一部を園芸用土として再生し埋立処分量を減らすほか啓発用として活用配布。 					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	22,163	24,057	21,273	21,905	21,751
	決算	18,078	20,076	19,224	19,633	19,961
令和2年度の決算内訳（千円）		款	項	目	節	金額
	委託関係	衛生費	清掃費	清掃総務費	委託料	1,600
		款	項	目	節	金額
	その他費目	衛生費	清掃費	清掃総務費	使用料及び賃借料	10,036
		衛生費	清掃費	清掃総務費	需用費	7,278

(1) 事業概要

河川や水路の水が溢れることによる災害を未然に防止し、市民の安全と生活環境の保全を図ることを目的として、市は開渠・暗渠を含めた市内の水路等の清掃業務を行っている。この水路清掃のうち、直営で行う部分は美化第3課が所管しており、民間に委

託している部分については土木局道路部水路治水課が所管しており、局を横断した業務³²となっている。

(2) 決算額等

【水路清掃事業経費】

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳出	18,079	20,077	19,224	19,633	19,961
歳入	9	20	1	0	8

※使用料及び賃借料の内容⇒リース車のリース料

②年度別事業実績

年 度	作 業 人 員 (人)	清 掃 作 業											土 砂 等 発 生 量			土 砂 等 処 分 量					
		開 渠		暗 渠		清 掃 依 頼		ス ク リ ー ン		会 所 ・ ビ ッ ト		作 業 延 長 (m)	清 掃 作 業 (t)	依 頼 収 集		計 (t)	可 燃 ・ 不 燃 ・ 粗 大 泥 (t)	汚 泥 (t)	土 砂		計 (t)
		延 長 (m)	土 砂 等 (t)	延 長 (m)	土 砂 等 (t)	延 長 (m)	土 砂 等 (t)	延 長 (m)	土 砂 等 (t)	延 長 (m)	土 砂 等 (t)			市 民 団 体 (t)	農 業 団 体 (t)				理 立 効 用 分 用 (t)	有 効 利 用 (t)	
27	7,466.0	418,135	286	70,267	157	4,104	16	4,724	6	392	49	492,506	514	94	18	626	147	95	242	3	487
28	6,485.5	426,665	241	71,982	118	4,697	20	3,275	4	330	23	503,344	406	63	15	484	150	62	227	2	441
29	6,777.5	330,777	222	67,097	93	6,551	11	5,372	8	449	19	404,425	353	55	8	416	132	49	209	3	393
30	6,219.5	548,219	252	71,829	132	5,784	61	5,608	7	328	24	625,832	476	81	8	565	150	103	207	3	463
31	6,776.0	390,555	243	71,145	132	3,870	15	5,676	7	365	20	465,570	417	60	14	491	136	74	208	3	421

(3) 直営・委託比率

市は水路清掃事業における直営と委託の割合を把握・検討して³³いないが、仮に距離で比率を算出した場合には、直営比率は約60%となる。

	市指定水路	直営清掃	委託清掃

³² 委託を開始した当時は美化第3課では委託にかかる設計積算ができる体制がなく、設計積算のために土木局が所管したのではないかとのことである。

³³ 美化第3課では主に距離で管理しているが、土木局道路部水路治水課では清掃面積で管理しているとのこと。

距離	247,292m	150,741m	96,551m
直営比率	100%	61%	39%

全国的には水路清掃に関しては全面的に民間事業者へ委託しているところが多いとのことである。

[意見-34] 水路清掃事業に関する委託範囲検討の必要性について

市は水路清掃事業に関してどの程度、直営もしくは民間事業者への委託で行うのかの検討を行っていない。また局を横断した事業になっているため、市全体として検討することが難しくなっているように見受けられる。

そこで監査人が簡便的に距離を用いて直営・委託それぞれの単価を計算した結果は以下のとおりである。

(単位：千円)

直営：令和2年度事務事業評価より		委託：令和2年度	
事業費	37,844	委託費	129,945
正規職員人件費	220,748		
減価償却費	2,209		
退職給付引当金	12,724		
直営コスト計	273,526	委託コスト計	129,945 A
直営作業延長(m)	150,741	委託作業延長(m)	96,551 B
直営単価(円/m)	1,815	委託単価(円/m)	1,346 =A/B

直営の単価が1,815円/mであるのに対し、委託の単価は1,346円/mとの結果になった。委託には本部経費が考慮されていないものの、委託の単価が安価であることがわかる。

委託範囲の拡大もしくは全面委託について、検討を進められたい。

13 西部総合処理センター管理運営事業

事象名称	31. 西部総合処理センター管理運営事業					
所管課	環境局 環境施設部 施設管理課					
事業開始年度	平成9年9月1日					
目的	廃棄物の適正処理					
事業内容	<p>西宮市内で発生する一般廃棄物の処理</p> <p>西宮市では家庭から排出される一般廃棄物は主に直営と委託により収集し、事業所から排出される一般廃棄物は許可業者等の収集運搬により、2箇所の処理施設（西部総合処理センターと東部総合処理センター）に搬入される。</p> <p>これらのごみを、焼却・破碎・選別などの中間処理と資源化物の回収の後に、焼却灰や残渣は大阪湾フェニックス事業の広域処分場（神戸沖埋立処分場）で埋立処分している。</p>					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	<p>1. 焼却施設・・・可燃ごみの焼却と焼却時に発生する蒸気を施設内で利用するほか、発電を行い余剰電力を売電する。</p> <p>2. 破碎選別施設・・・全市の不燃ごみ・粗大ごみを破碎処理するとともに、有価物の回収を行う。</p>					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等）（令和2年度）	<p>1. ごみ搬入量 可燃ごみ 65,949t、不燃ごみ 7,479t、粗大ごみ 6,040t、計 79,468t （中間処理）焼却処理 74,641t、破碎選別処理 13,330t、資源回収（鉄くず・ガラス等）3,489t （最終処分）焼却灰等 12,382t、不燃残渣 886t、計 13,268t（大阪湾フェニックスセンターにおいて埋立処分） 焼却灰のセメント化処理 1,498t（ひょうご環境創造協会においてセメント化処理）</p> <p>2. 分別収集直接資源化量 可燃性資源ごみ（ダンボール・新聞など）5,314t、その他プラ 1,962t、ペットボトル 655t、小型廃家電 33t 計 7,964t</p>					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	1,169,421	1,121,518	1,219,688	1,187,193	1,574,829
	決算	1,030,162	976,833	1,104,689	1,094,443	1,433,555
令和2年度の決算内訳（千円）		款	項	目	節	金額
	委託関係	衛生費	清掃費	清掃工場費	委託料	722,493

（1）事業概要

平成9年9月に稼動した西部総合処理センターは、市が直営事業として運営しており、焼却施設と破碎選別施設を併設している。同センター焼却施設では、焼却時に発生する蒸気を施設内（平成12年12月から一部、環境事業部庁舎に供給）で利用するほか、発電を行い、余剰電力を売電している。

破碎選別施設では、全市の不燃ごみ・粗大ごみを破碎処理するとともに、再資源化可能な有価物の回収を行っている。

また、平成11年5月には、市民のごみ減量、再資源化の実践の場として、粗大ごみ等を修理・再生・再利用するリサイクルプラザを西部総合処理センター内に建設している。同プラザは、再利用を希望する人に展示品を無償提供する展示コーナー、自転車や家具等修理し再利用してもらう修理コーナー、リサイクル製品や啓発パネルを展示し、実習や講演会等を開催できる広報コーナー等を設けている。

①焼却施設・破碎選別施設

i 施設概要

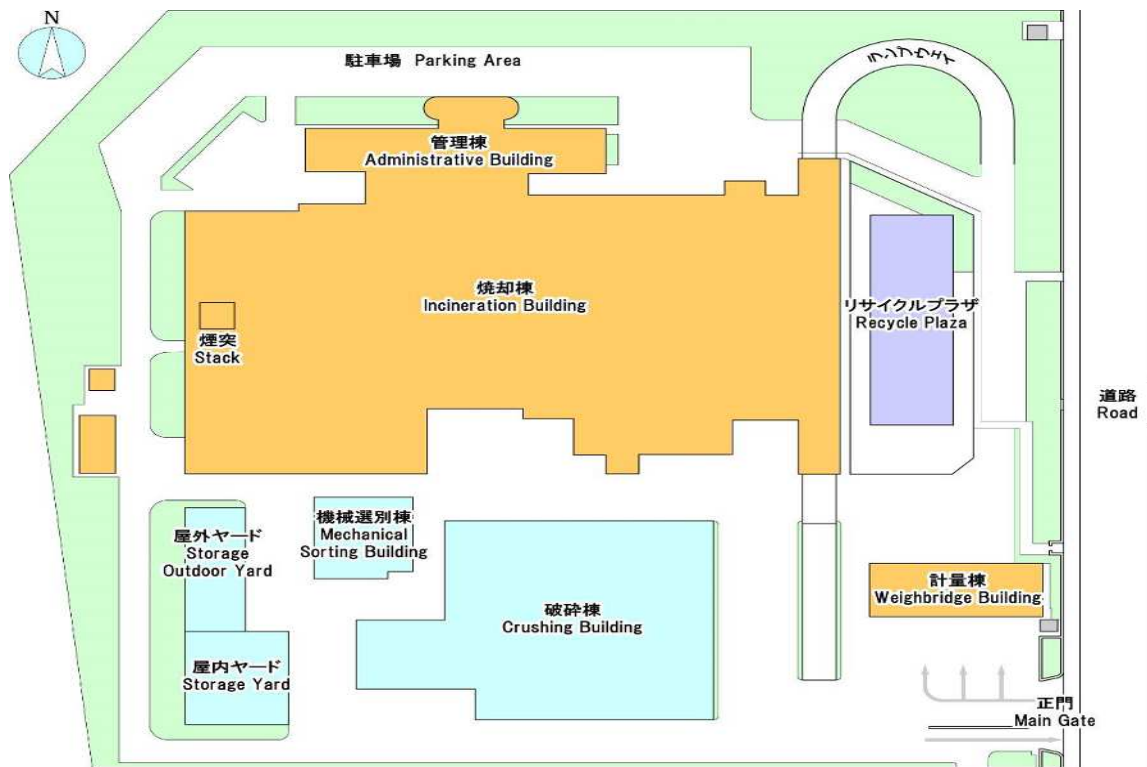
名称 区分	西部総合処理センター					
	焼却施設		破碎選別施設			
所在地	西宮市西宮浜3丁目8番 電話(0798)22-6601(代表)					
敷地面積	40,998.77 m ²					
着工竣工年月日	平成5年6月25日～平成9年8月31日		平成6年9月23日～平成9年8月31日			
建築(延床)面積	10,859 (27,546) m ²		4,727 (8,599) m ²			
建築構造	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造 (焼却棟、管理棟、計量棟、その他付属棟)		鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造 (破碎棟、機械選別棟、貯留棟、その他)			
処理能力	525 t / 24 h		110 t / 5 h (粗大ごみ38 t、不燃ごみ72 t)			
主 要 設 備	受入供給設備	ごみ計量装置	30 t 3基	受入供給設備	ごみクレーン	2基
		ごみクレーン	2基		粗大ごみピット	700 m ³
	ごみピット	7,100 m ³	三菱マルチン形全連続 燃焼式 ストーカ炉 175 t / 24 h × 3基 助燃バーナー (都市ガス) 3基		不燃ごみピット	700 m ³
	燃焼設備				粗大ごみダンピングボックス	2基
ガス冷却設備	廃熱ボイラ (過熱器付)	3基	選別設備	切断処理物ピット	180 m ³	
				手選別装置	1式	
余熱利用設備	復水タービン発電機	6,000kw 1基	破碎・圧縮設備	磁性物選別装置	1式	
				蒸気配分設備	1式	不燃物・可燃物選別装置
					横型回転式破碎機	79t/5h 1基

	排ガス 処理設備	高効率総合排ガス処理 装置 3基 (乾式消石灰吹込み装 置、 ろ過式集塵装置、 触媒脱硝反応装置)	(圧縮供給装置付) 切断機 5t/5h 1基 せん断機 1t/5h 1基
			集塵設備 サイクロン、ろ過式集 塵装置 1基
	煙突	高さ 59.5m	貯留設備 貯留場 900 m ³ 手選別物貯留 6室 室 アルミ缶圧縮 2基 装置 磁性物バンカ 8基 不燃物バンカ 2基
	灰搬出設 備	灰クレーン 2基	
灰ピット 1,200 m ³ ダストピット 200 m ³ ト 集塵灰処理 1式 施設			
排水処理	有機・無機系污水处理 設備 1式		
当 初 建 設 費	国庫補助 金	4,508,512千円	2,096,776千円
	県補助金	—	—
	起債	35,342,900	3,523,500
	一般財源	2,410,831	96,224
	合計	42,262,243	5,716,500

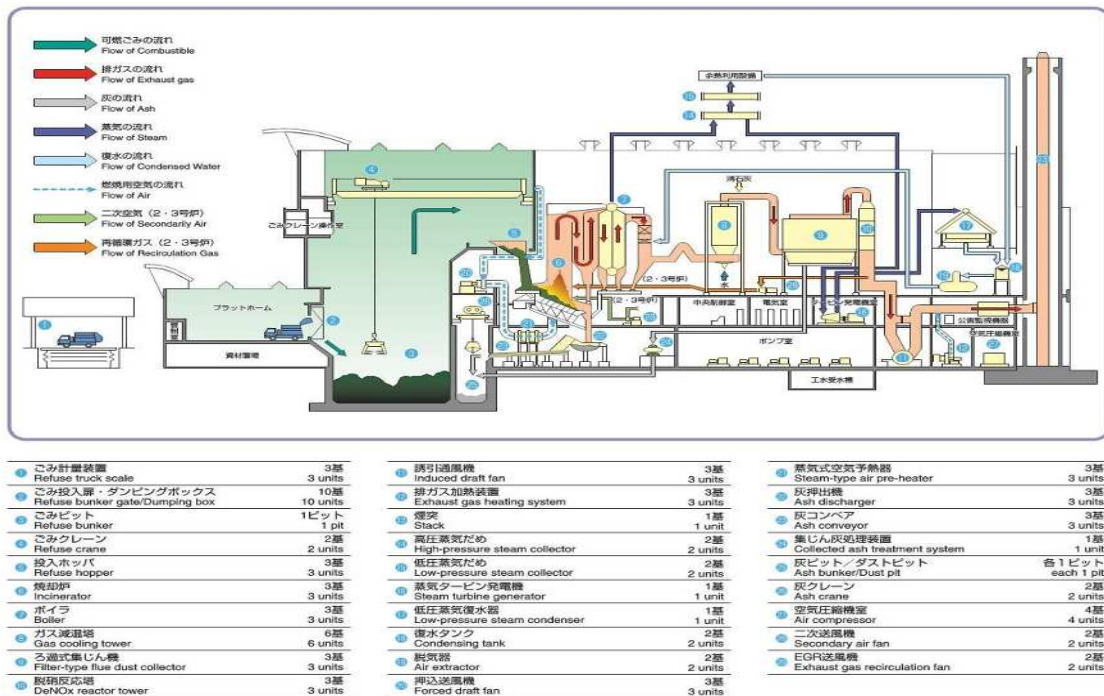
※ 用地取得費、地盤改良費、基本設計費、事務費等は焼却施設建設費に含む。

【西部総合処理センター 施設外観】





iii 焼却施設処理系統図



・プラットフォーム

ごみを載せた車両は、プラットフォームに到着して、そこからごみをピットに投入する。投入扉は全部で10か所あり、車両に対しては青信号によって投入可能な扉を表示

している。また、車両が近づくと投入扉は自動的に開き、投入が終わり車両が出発すると扉は閉まる。両端にある1番と10番の投入扉の前には、ダンピングボックスが設置されており、ごみに混入した焼却に不適當なものの発見や除去等に使用される。

・ごみピット(可燃ごみ)

ごみピットには、市内から運ばれてきたごみと、破砕選別施設で選別された可燃物が貯留されている。ごみピットの上部にはクレーンが設置されており、ピット内のごみを積み替え、攪拌、焼却炉(投入ホッパ)への投入を行う。クレーンの運転はコンピューターによる自動運転となっている。ピット内の空気を焼却炉で使用するにより空気中に含まれるごみ臭は、高温の炉内で全て分解される。

・焼却炉

焼却炉は、1日当たり1基で175トンの処理能力があり、西部総合処理センターにある3基全てを運転すると1日525トンのごみを燃やすことができる。ごみは、階段式ストーカの働きによって、約900℃の炉内に移動しながら燃え、最後に灰になる。それぞれの焼却炉は、3か月程度連続運転される。なお、現在3基あるうち1基の運転を停止している。

・中央制御室

中央制御室では、施設の運転状況を常に監視し、同時にそれぞれの装置を遠隔操作している。焼却炉は自動運転システムになっており、ごみの質や量の複雑な変化に適切に対応できるようになっている。

・集塵機ヤード

焼却炉で発生した約900℃の廃ガスは、ボイラとガス減温塔を通過することによって約150℃にまで温度が下がる。ガス減温塔出口側の煙道に吹き込まれた消石灰によって、廃ガスの中の塩化水素や硫黄酸化物は無害な塩に変わり、バグフィルタによってばいじんと併せて捕集される。さらに、脱硝反応塔では窒素酸化物が分解され、排ガスが大気中で白煙になるのを防ぐため、蒸気式空気加熱器で乾燥させた空気を混合してから廃ガスを煙突から大気中に放出する。

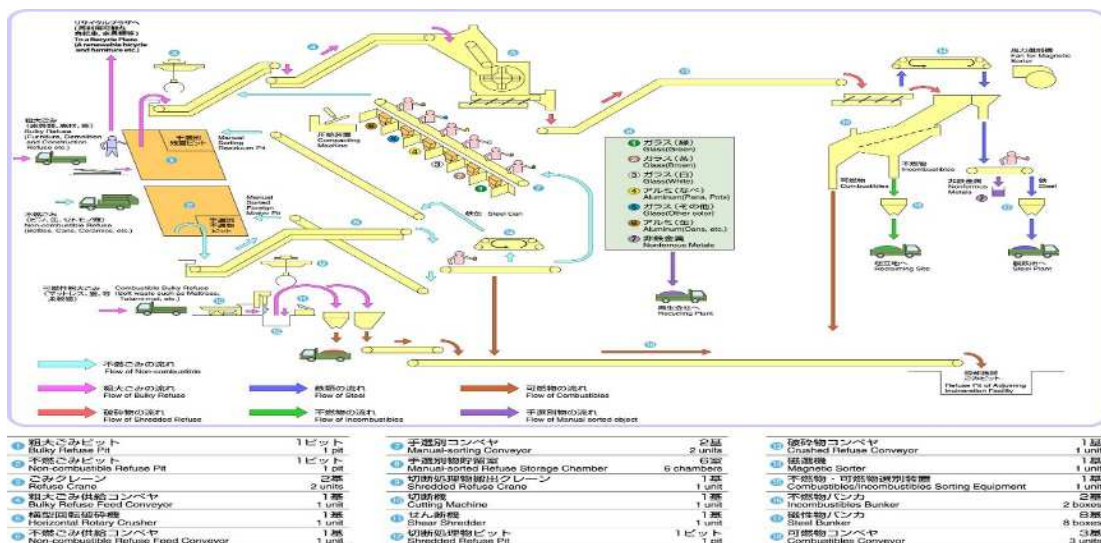
・灰ピット

ごみは高温で焼却されると体積が約20分の1程度にまで減少し、性状が安定した衛生的な灰となる。灰は焼却炉の出口から振動コンベアで灰ピットに運ばれる。また、バグフィルタで集められたばいじんも、薬剤で無害化されたあと、ばいじん用の灰ピット

に貯留される。灰はクレーンによってトラックに積み込まれ、大阪湾広域臨海環境設備センターへ運ばれ、船に積み替えて埋立処分される。

灰の一部は、(公財)ひょうご環境創造協会 資源循環部 赤穂事業所へ搬入され、金属くずやかたまりを除去する等前処理を行う。同様に、ばいじんも溶解槽で塩分を除去する前処理を行う。これらの前処理をした焼却灰は、セメントの原料としてセメント工場へ搬入されリサイクルされることになる。

iv 破砕選別施設 処理系統図



・ごみピット(不燃ごみ、粗大ごみ)

搬入されてきた不燃ごみと粗大ごみは、それぞれ、専用のピットに受け入れる。不燃ごみピットには、車から不燃ごみが直接投入される。粗大ごみピットには、プラットフォームに設けられたダンピングボックスで、別に処理をしなければならない危険物、單車、冷蔵庫等を取り除いたあとの粗大ごみが投入される。

不燃ごみ、粗大ごみは、それぞれごみピットからクレーンとコンベアによって次の処理工程へ送られる。不燃ごみは、手選別室に送られ、そこで非鉄金属類とガラス類が選別回収され、残りは破砕機で細かくされる。

粗大ごみは、直接破砕機に送られ細かく砕かれる。

・手選別室

手選別室では、機械による選別が難しいアルミ等の非鉄金属類の選別とガラス類の色選別を手選別方式で行っている。選別はまず、手選別作業の支障になるスチール缶等を磁石でコンベア上から取り除き、非鉄金属類とガラス類を人手によって選別する。ガラス類は白、茶、緑、その他の色に分けて選別し、回収されたものはシュートを通して落下し、1階の貯留室に溜まる。

② リサイクルプラザ

i 施設概要

区分 \ 名称	リサイクルプラザ 粗大ごみ展示・活用施設
所在地	西宮市西宮浜3丁目8（西部総合処理センター内）
敷地面積	40,998.77 m ²
建築（延床）面積	685.82（681.32）m ²
着工竣工年月日	平成10年10月17日～平成11年3月15日
建築構造	鉄骨平屋建
施設設備	展示コーナー・修理コーナー・広報コーナー
当初建設費	ごみ資源回収基金費 91,980千円

ii 配置図



① 展示コーナー

② 修理コーナー

③ 広報コーナー

④ 掲示板

(2) 運営体制

① 西部総合処理センターでの業務運営

西部総合処理センター焼却施設の運営に当たり、施設操作課では直班を1班から4班2交代勤務体制を取っている。各班は主任1名、班長1名、班員3名の5名で構成されている。各班の交代勤務により24時間365日の運営が行われ、中央制御室において、施設の運転状況を常に監視するとともに、クレーンの運転等装置を遠隔操作、焼却施設のメンテナンス作業等業務は多岐に渡る。

業務の記録は、炉運転日誌、ごみ供給クレーン運転日誌及び安全当番日誌等各日誌に記録し、班長、主任、課長の確認を受けるとともに交代の際には業務引き継ぎ書としての機能も兼ねている。

[意見-35] 事故事例やヒヤリ・ハット事例の一覧化（データベース化）とその活用について

監査人がごみ供給クレーン運転日誌及び安全当番日誌を確認したところ、以下の事故発生やヒヤリ・ハットの記録が記載されていた。

【令和2年4月19日作成「ごみ供給クレーン運転日誌」】

引継事項欄において14時50分頃2号クレーンを運転した後、バケット置場に移動させて宙吊りの状態で目を離してしまい、ピット内の工具倉庫周辺の壁に激突する事故が発生してしまいました。

【令和2年7月1日から7月5日「安全当番日誌」のヒヤリ・ハット欄】

破砕粗大ごみ7番ダンピングより粗大ごみを車から手降し中にピットへ携帯電話を落した。酸素ボンベを装着し、縄梯子でピット内に降り取りに行きました。

前記のように運転日誌や安全当番日誌等において事故発生やヒヤリ・ハットの記載があった場合は、チーム内でミーティングが実施され、前記事例においては、注意喚起のための情報共有と携帯電話が落下しないようにコードを購入し、衣服とつなぐという対応がなされたとのことである。しかしながら、発生した事故やヒヤリ・ハット事例、再発防止策の対応結果について一覧化（データベース化）はされていない。

事故やヒヤリ・ハット事例とその再発防止策の一覧化は、組織として適切な対応を実施したことの証拠となるだけでなく、常に職員が過去事例を確認できるようにすることや新任職員への研修資料等とすることで、同様の事例の再発防止がより徹底可能と考えられる。そのため、事故事例等の一覧化（データベース化）を行うとともに、職員が常に確認するための共有の仕組みの整備、研修資料として活用する等により事故事例等を安全な施設運営に活用されたい。

[意見-36] 火災事故減少に向けた取り組みについて

西部総合処理センターにおいて、閲覧した日誌の中にごみピット内の火災(煙)が確認されたとの記載を確認した。平成28年から令和2年におけるごみピット内火災の件数は以下のとおりである。

【ごみピット内火災件数5年推移】

年度	火災件数	発生原因
平成28年度	0件	
平成29年度	0件	
平成30年度	1件	破砕可燃物(不明)
令和元年度	12件	破砕可燃物(不明)
令和2年度	9件	破砕可燃物(不明)

また、直近の令和2年度及び令和3年度(10月まで)における月別の火災の件数は以下のとおりである。

【ごみピット内火災件数】

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
火災件数	1	2	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	9
令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月						
火災件数	4	8	3	4	0	0	2						

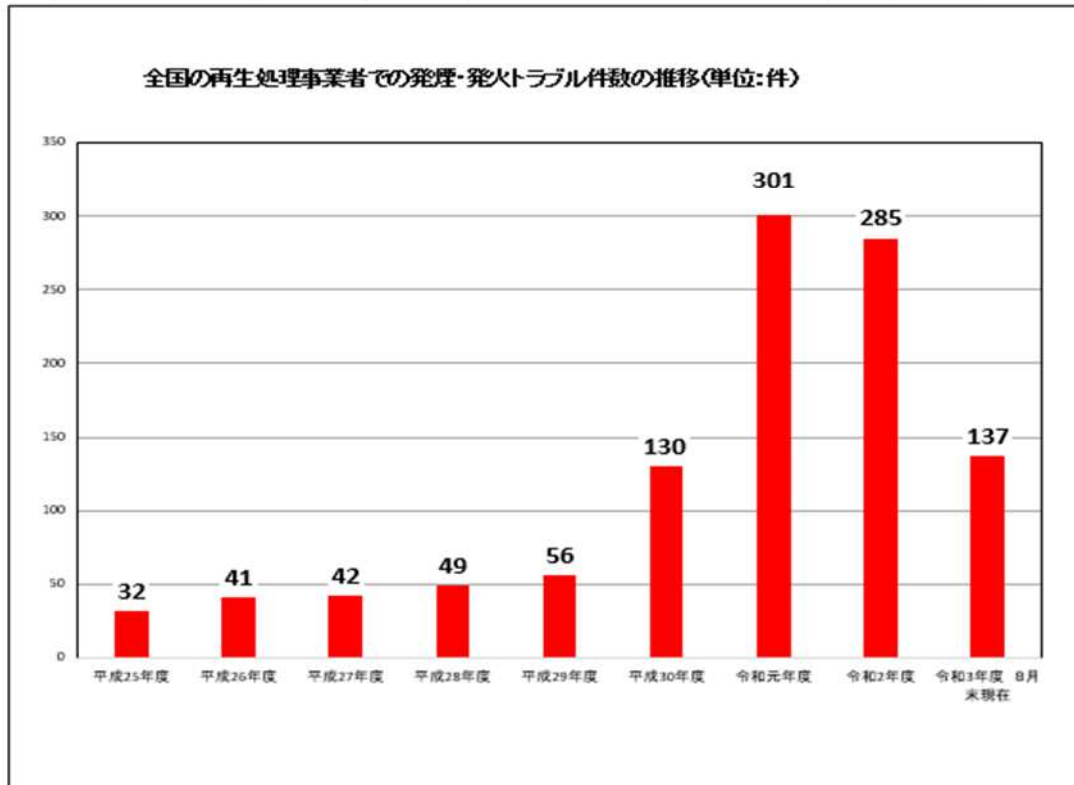
(出典：安全当番日誌の各月報告資料を監査人が集計)

市によると、リチウムイオン電池を搭載した充電式家電の廃棄増加による破砕選別作業時のリチウムイオン電池の破砕が、火災件数の大幅な増加の要因であると考えられるとのことであった。これは、下記のリチウムイオン電池等による全国的な発煙・発火トラブルの増加と整合している。また、令和元年8月1日に環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課より事務連絡として周知が行われており、全国的に問題視されている。

このように、リチウムイオン電池搭載の小型家電の増加による、発煙・発火トラブルの増加は全国的な問題である。しかしながら、ごみピット内の火災は大きな火災につながる可能性のある重大なインシデントであると考えられる。そのため、市としては積極的な啓蒙等、その減少に向けた積極的な取り組みが必要である。

【リチウムイオン電池等の発火物が原因による発煙・発火トラブル】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 6月末現在
32	41	42	49	56	130	301	285	137



(出典：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 ホームページより)

【ごみピット内火災】



【発火したリチウムイオン電池】



② 外部委託

西部総合処理センターでは、蒸気タービンやボイラ設備等焼却施設に関するメンテナンス作業、破砕選別施設運営及び東部総合処理センター内ペットボトル圧縮施設運営管理費を含めて令和2年度は委託料として56社91件722,493千円が支払われている。

【外部委託業務一覧】

外部委託先	委託料(千円)	委託業務内容
大阪湾広域臨海環境整備センター	147,407	焼却灰等処分業務
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社関西支店	99,000	蒸気タービン設備定期点検整備業務
	95,700	ボイラ・計装設備等定期点検整備業務
	85,291	焼却灰等処分業務(東部)
企業組合西宮資源回収センター	59,373	ガラス類等手選別回収及び場外搬出業務
公益財団法人ひょうご環境創造協会	22,246	焼却灰処理(前処理)業務
株式会社ダストマンサービス	21,025	焼却灰等搬送業務
三菱電機プラントエンジニアリング株式会社西日本本部	20,900	常用発電機定期点検整備業務
阪神中高年企業組合	17,248	ペットボトル圧縮施設運転管理等業務
株式会社ジェイシーシー	15,312	清掃業務
その他 48社	138,990	
令和2年度 合計	722,493	

(出典：令和2年西部委託料一覧を監査人が加工)

(3) 安全管理

①安全衛生委員会

労働安全衛生法では事業者に対して、事業場の規模や業種等一定の基準に基づき、労働者の危険や健康障害の防止の対策について調査審議を行う「委員会」を設置することを義務付けている。労使が一体となり、労働災害の防止に取り組むことを目的として、安全衛生委員会では、以下の事項を調査審議することになる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">i 労働者の危険を防止し、健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。ii 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。 |
|--|

- iii 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全衛生に係るものに関すること。
- iv そのほか、労働者の危険の防止、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

環境施設部でも安全衛生法に基づき、安全衛生委員会を毎月一回開催するとともに、市においては、西宮市職員安全衛生規程に基づき労働安全管理体制を設けている。

西宮市職員安全衛生規程

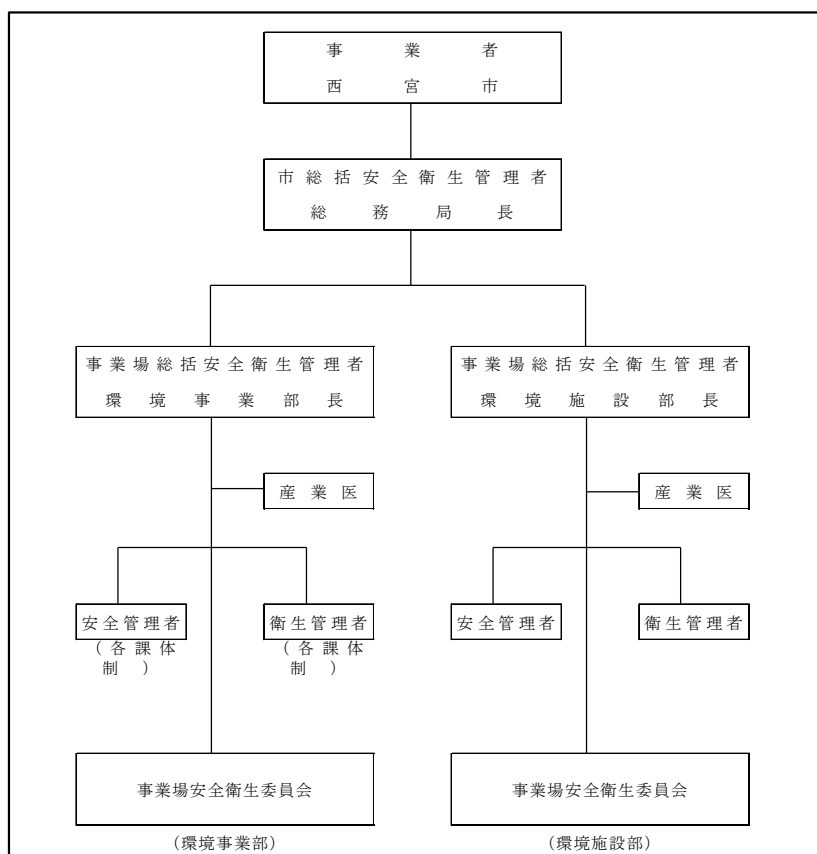
第3章 安全衛生委員会等

(設置)

第14条 法第19条第1項の規定に基づき、保健所、環境事業部及び環境施設部にそれぞれ西宮市職員事業場安全衛生委員会（以下「事業場安全衛生委員会」という。）を置き、その他の事業場を総括して西宮市職員安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会」という。）を置く。

【労働安全管理体制組織図】

(令和2年4月1日)



安全衛生委員会では、毎月一回、労働安全衛生法及び西宮市職員安全衛生規程に従って職員の危険の防止、健康障害の防止及び健康の保持増進を図るため議論を行っている。令和2年度の環境施設部安全衛生委員会の議題一覧は以下のとおりであった。

【環境施設部安全衛生委員会 議題一覧（令和2年度）】

開催日時	議題
6月12日 15時～15時22分	(1)報告事項等：①無休業災害記録について、②職場のスローガンについて、③全国安全週間準備期間、④全国安全週間、⑤安全巡視点検について、⑥令和2年技能講習、特別教育受講状況について (2)その他
7月10日 15時～15時45分	(1)報告事項等：①無休業災害記録について、②職場のスローガンについて、③安全巡視点検について、④全国安全衛生大会について、⑤令和2年技能講習、特別教育受講状況について、⑥洗濯機について (2)その他
9月11日 15時～15時20分	(1)報告事項等：①無休業災害記録について、②安全巡視点検について、③職場のスローガンについて、④全国労働衛生週間について、⑤令和2年技能講習、特別教育受講状況について、⑥深夜業務従事者健康診断・騒音業務従事者聴力検査について (2)その他
11月18日 9時30分～11時	(1)安全巡視点検について
12月14日 15時～16時10分	(1)報告事項等：①無休業災害記録について、②職場のスローガンについて、③令和2年度、年末年始無災害運動について、④令和2年技能講習、特別教育受講状況について、⑤定期健康診断について、⑥安全巡視点検について (2)その他
2月12日 15時～16時20分	(1)報告事項等：①無休業災害記録について、②安全巡視点検について、③職場のスローガンについて、④令和2年技能講習、特別教育受講状況について、⑤定期健康診断について (2)その他
3月12日 15時～15時30分	(1)報告事項等：①無休業災害記録について、②職場のスローガンについて、③安全巡視点検について、④令和2年技能講習、特別教育受講状況について、⑤環境省における熱中症対策について、⑥溶接ヒューム説明会参加報告について

(2)その他

[意見-37] 安全衛生委員会の議題内容の明確化について

環境施設部安全衛生委員会では、主に職員の救急搬送やけが等直近発生した労働災害が議論されている。しかし、施設の大事故に繋がる火災事例やヒヤリ・ハット事例については、議題に上がっていない。

火災事例やヒヤリ・ハット事例は、職員に危険が及ぶ可能性のある重大なインシデントと考えられ、安全衛生委員会において議論すべき内容である。

そのため、安全衛生委員会で取扱うべき労働災害等職員の危険及び健康障害の防止の内容を明確化し、充実した議論ができるようにすべきである。

②安全教育

安全教育に関して、西宮市は以下の西宮市職員安全衛生規程第15条第1項4号の規定に基づき、環境施設部では実施計画表を作成するとともに年間を通して安全衛生教育を計画実施している。

西宮市職員安全衛生規程

(調査審議事項)

第15条 安全衛生委員会および事業場安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）は、つぎの各号に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を具申する。

- (1) 職員の危険および健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因および再発防止対策で、安全および衛生に係るものに関すること。
- (3) 安全および衛生に関する規定の作成に関すること。
- (4) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (5)～(7) 省略
- (8) 前7号に掲げるもののほか、職員の危険および健康障害の防止に関する重要事項

しかし、実施計画は職場のスローガンの設定や外部講習への参加等であり、施設内の過去の事故事例やヒヤリ・ハット事例に基づく研修等の教育は行われていない。

一方、東部総合処理センターでは、委託先のJFEエンジニアリング(株)が管理運営している全国の施設で過去に実際発生した事故や災害を毎月一回類似災害事例として勉強会を開催している。

[意見－38] 災害事例の勉強会開催について

東部総合処理センターの委託先である JFE エンジニアリング(株)では、会社として類似災害を二度と発生させないとの使命から全国で運営を行っている各施設で月 1 回事例研修を実施しているが、西部総合処理センターではこのような災害に関する勉強会は行われていない。西部総合処理センターにおいても職員の安全意識・技術及び知識の向上のため、災害の実例に基づいた勉強会を開催すべきである。

(4) ごみ処理原価の計算

① 原価計算書

西宮市では、毎年ごみ処理原価の計算結果を原価計算書として作成し、西部総合処理センター・東部総合処理センター別や焼却施設・破砕施設別の原価計算結果を確認している。

【令和2年度総合原価計算書（配賦後）】

(単位：千円)

区 分		西部総合処理センター			東部総合処理センター			
		焼 却	管 理	計	焼 却	管 理	計	
人件費 A	報酬	3,286		3,286				
	給料	119,687	113,435	233,122		12,627	12,627	
	職員手当等	111,516	105,691	217,206		11,765	11,765	
	共済費（含報酬分）	49,164	46,146	95,310		5,137	5,137	
	計	283,652	265,271	548,924		29,530	29,530	
物件費 B	賃金	3,510	1,824	5,334				
	共済費（臨時職員分）	571	306	877				
	報酬費							
	旅費		75	75				
	需用費	消耗品費	70,504	7,347	77,851			
		燃料費	733	174	908			
		食料費		56	56			
		印刷製本費		14	14			
		電気使用料	21,381		21,381			
		ガス使用料	3,411		3,411			
		水道使用料	9,130		9,130			
		修繕料	187,423	3,307	190,730			
	役務費（電話回線使用料）		703	703				
	役務費（手数料等）	107	26	133				
	保険料	974	121	1,095	1,470		1,470	
	委託料	417,348	21,845	439,193	813,791	1,690	815,480	
	使用料及び賃借料		539	539				
	工事請負費	221,923	1,227	223,149				
	原材料費	75		75				
	備品購入費	123	98	222				
備品購入費（初度調弁）								
負担金補助及び交付金		684	684					
補償補填及び賠償金								
公課費	3,027		3,027					
計	940,242	38,346	978,588	815,261	1,690	816,950		
減価償却費 C	建物	425,486		425,486	69,777		69,777	
	構築物・機械装置				486,925		486,925	
	工具・器具・備品	15		15		20	20	
	車両	935	178	1,113				
計	426,436	178	426,614	556,701	20	556,721		
公債利子等D	1,950		1,950	34,679		34,679		
控除項目E	△ 146,735		△ 146,735	△ 364,345		△ 364,345		
償却資産取得費F	△ 123		△ 123					
小計（C+D+E+F）	281,528	178	281,706	227,035	20	227,055		
部門直接原価 A+B+C+D+E+F	1,505,422	303,795	1,809,217	1,042,296	31,239	1,073,535		
配賦額 G	人件費（管理を按分）	176,707		176,707	29,530		29,530	
	物件費（管理を按分）	30,560		30,560	1,690		1,690	
	減価償却費等（管理を按分）	119		119	20		20	
	計（管理を按分）	207,386		207,386	31,239		31,239	
部門管理原価配賦 H	人件費（A+G）	460,359		460,359	29,530		29,530	
	物件費（B+G）	970,803		970,803	816,950		816,950	
	減価償却費等（C+D+E+F+G）	281,646		281,646	227,055		227,055	
	計	1,712,808		1,712,808	1,073,535		1,073,535	

（出典：令和2年度総合原価計算書（配賦後）を監査人が加工）

②西部総合処理センターと東部総合処理センターの焼却施設に係る原価比較

西部総合処理センターの焼却施設は市が直営しているが、東部総合処理センターの焼却施設は、JFE エンジニアリングに委託している。

市では、市内にある2つの焼却施設を「市が直営する施設」と「すべて運営委託する施設」に分けている。令和2年度総合原価計算書をもとに施設の運営方法の違いでごみ処理原価が異なるのか、市が直営する焼却施設と外部に運営委託している焼却施設についてごみ処理原価を比較すると以下のとおりである。

【施設別1トン当たりごみ処理原価比較】

	西部総合処理センター	東部総合処理センター	差額
処理原価	1,712,808	1,073,535	639,272
ごみ処理量(トン)	73,243	65,867	—
1トン当たり原価(円)	23,385	16,299	7,087

(出典：令和2年度総合原価計算書をもとに監査人が作成)

1トン当たりの処理原価は、西部総合処理センターが23,385円に対して東部総合処理センターが16,299円と計算された。東部総合処理センターの処理原価が30%低いという計算結果である。

市によると、計算結果に大きな差異が生じているのは、主に以下のような理由であるとのことである。

- ①直接運営の西部が4班5名の20名体制に対して外部運営委託の東部が4班3名の12名体制であること、また、東部はJFE エンジニアリング本社からの遠隔監視により現場の作業員数が抑制されていることなど人員配置に違いがある。
- ②発電機の性能の差等により、東部は発電効率がよく発電量が十分あることから売電収入に差が生じる上に電気を買う必要がほぼないが、西部は電気を買う必要がある。
- ③西部総合処理センターから搬出される焼却灰の一部はセメントの原料として赤穂市の工場まで運搬されており、再資源化コストが追加で発生している。

〔意見－39〕 総合処理センター運営の比較検討について

前記【施設別1トン当たりごみ処理原価比較】からごみ処理原価は東部の方が西部より1トン当たり7,087円低い計算結果となっている。市は、西部と東部とのごみ処理原価が異なる要因として、上記のほかに、竣工時期の違い、施設規模の違い、家庭ごみ中心であるか事業ごみ中心であるかの違い等様々なものがあるため、すべての差異要因を

考慮した上で原価比較を行うことは難しいとのことである。そのため、施設間の原価比較は行われていない。

そこで、あくまで試算ではあるが、調整可能な差異要因である売電収入等と追加費用を加味して原価比較を行ったところ、売電収入等を示す【令和2年度総合原価計算書（配賦後）】控除項目Eの影響額は、217.61(△146.73－△364.34)百万円で東部の方が多額に発生しており、また、焼却灰をセメントの原料にする費用は西部だけ発生するもので22.1百万円発生している。これらの影響額は1トン当たり約3,830円である。この結果を反映した1トン当たりの処理原価の差額は3,257円(7,087円-3,830円)となり、その差は13.9%である。1トン当たりのごみ処理原価は直営が委託に比べて多額であるため、経済性の観点からは委託に優位性があるという結果となった。

原価比較を行うに際して、すべての条件を揃えることは難しいものがあるが、可能な限り条件を揃えた上で原価比較を行うとともに、その比較結果として費用対効果を勘案しても、なお、直営事業として維持することが適切であることについて説明が必要であると思われる。

(5) 事業系一般廃棄物の持ち込み手数料

西宮市の事業系一般廃棄物の持ち込み手数料は下記のとおりである。

区分	処理手数料
可燃ごみ	90円/10kg
不燃ごみ	120円/10kg

[意見-40] 事業系一般廃棄物処理手数料の妥当性の検討について

環境省が平成25年4月に公表した「一般廃棄物処理有料化の手引き」において事業系一般廃棄物の手数料水準に関して下記のように記述されている。

廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。

令和元年度の清掃事業概要の部門原価によると、ごみ処分にかかる単位量当たりの原価は18,865円/1tである。したがって189円/10kgが参考となる価額となると言える。

市の可燃ごみの手数料は現在 90 円/10 kg と参考となる価額の半分以下であることから、手数料を見直す余地がある。また一般的にごみ処理手数料の値上げはごみの分別を促進し、ひいては減少を促す効果があるとも言われている。

受益者負担の原則及び事業系一般廃棄物の減量の観点から手数料を見直すことを検討されたい。

14 西部工場解体整備事業

事象名称	34. 西部工場解体整備事業					
所管課	環境局 環境施設部 施設整備課					
事業開始年度	令和元年度					
目的	廃止となった西部工場内の各施設を法令に基づき安全かつ安価に解体撤去する。					
事業内容	東部総合処理センターの稼働開始により、平成24年度より廃止となった西部工場の解体撤去。 対象設備：全連続燃焼式ストーカ炉（120 t / 日×2 炉） 延床面積：焼却棟 2,237.47 m ² 、車庫棟 1,559.38 m ² 敷地面積：5,517.25 m ²					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30.10.24 一般廃棄物処理施設整備事業検討委員会の開催 事業手法の検討 ・ R3.1.19 一般廃棄物処理施設整備事業検討委員会の開催 解体工法の検討・事業再開後再検討 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度 解体工法検討業務・発注支援業務 新型コロナウイルスの影響による事業立ち止まり中 					
事業費推移（千円）	当初予算	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	決算				39,500	45,419
令和2年度の決算内訳 （千円）	委託関係	款	項	目	節	金額
		20 衛生費	10 清掃費	35 清掃施設整備費	12 委託料	13,086

（1）事業概要

平成24年12月に東部総合処理センターの稼働後、廃止となった西部工場の解体撤去を行う事業である。

対象設備：全連続燃焼式ストーカ炉（120 t / 日×2 炉）

延床面積：焼却棟 2,237.47 m²、車庫棟 1,559.38 m²

敷地面積：5,517.25 m²

（2）西部工場の現状

閉鎖から10年以上経過し、外見の劣化が進み、廃墟状態になっている。閉鎖時にはバリケードの設置等厳重な侵入防止策を講じており、その後も職員による定期的な巡回点検を実施しており、安全対策も行われている。しかし、ダイオキシン類が機器内部に堆積した状態で、車庫棟は傾いており、倒壊危険度が大きいと解体の必要性はすでに報告されている。



(出典：監査人撮影)

[意見-41] 西部工場の早期解体について

平成 28 年 3 月市議会定例会にて、以下の議事がある。

平成 27 年度は、アスベストの詳細調査を行いました。調査検討の結果、土壌表層部に汚染物がないこと、施設内には飛散性のアスベストはないことが判明したものの、工場棟の内部に設置されました焼却炉や排ガス処理設備内の残渣からはダイオキシン類が検出されております。また、工場棟のスロープや車庫棟は現在の耐震基準では建設されていないことも確認をしております。

前記以外にも、平成 27 年度事務事業評価において、

本施設は使用再開の計画は無く、安全、治安、景観上の理由により解体しなければならない

との記載がある。

令和2年3月の予算特別委員会民生分科会では、令和3年度に事業者を決定し、令和3年度から5年度にかけて除染・解体工事を施工する予定になっているとの説明がされているが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の執行が見送られたため、事業者の決定に至っていない。ダイオキシンの問題、倒壊の危険性、廃墟による風評被害等を避けるためできるだけ早期に解体すべきである。

付表1 指摘事項及び意見が発見されなかった事業

1 公衆衛生向上補助事業

(1) 事業の概要

事業名称	1. 公衆衛生向上補助事業					
所管課	環境局 環境総括室 環境総務課					
事業開始年度	昭和49年4月1日					
目的	良好な生活環境の確保					
事業内容	国及び地方公共団体は、公衆浴場経営の安定化を図る措置等により、公衆浴場の確保に努めなければならないとされている。一般家庭での自家風呂の普及により浴場利用者は減少し、浴場の経営は厳しい状況であるが、公衆衛生の観点のみならず、地域コミュニティの場としても重要な役割を担っている公衆浴場を保護するために助成を行う。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	①西宮市浴場商業協同組合補助金（6浴場加盟） ②公衆浴場設備改善資金利子補給金（各浴場経営者）					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	①2,360千円（6浴場加盟） ②令和2年度対象者無し					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	3,065	2,961	2,571	2,571	2,371
	決算	2,750	2,750	2,360	2,360	2,360
令和2年度の決算内訳 （千円）		款	項	目	節	金額
	その他費目	衛生費	衛生費	環境総務費	負担金補助及び交付金	2,360

公衆衛生向上補助事業に関しては、市内の6つの浴場へ補助金を交付する事業である。銭湯等地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令（昭和21年3月勅令第118号）によって入浴料金が統制されている施設が対象となる。基本的には浴場の管理経費に充当してもらうための補助金である。

また、兵庫県による公衆浴場設備改善資金利子補給金（各浴場経営者）の受付事務も実施している。

2 環境保全事業

(1) 事業の概要

事象名称	5. 環境保全事業					
所管課	環境局 環境総括室 環境学習都市推進課					
事業開始年度	平成15年4月1日					
目的	快適な市民生活の確保					
事業内容	<p>(1) 駐車場、洗車場及び資材等置場の設置を行う事業者に対し、環境への配慮を促す。</p> <p>(2) 公共の場所での迷惑花火、深夜騒音発生、犬のふん放置、ポイ捨て、指定区域内での路上喫煙を禁止する(迷惑花火・喫煙規制業務以外は他課所管)。</p> <p>(3) 旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業の用途に供する建築物の建築の際、建築主に居住環境及び教育環境への配慮を促す。</p> <p>(4) 太陽光発電設備の設置を行う事業者に対し、周辺住民等との調整を促す。</p>					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	<p>1. 快適な市民生活の確保に関する条例に関する実施</p> <p>(1) 駐車場、洗車場、資材等置場の届出 300平方メートル以上の駐車場、洗車場、資材等置場を設置する際に届出を受け付けた。</p> <p>(2) 路上喫煙等の対策業務 市役所周辺の一部エリアを喫煙禁止区域に指定するとともに、市内10箇所の駅前において歩行喫煙やポイ捨て防止等の条例啓発業務を通じて、マナーの向上を図った。</p> <p>(3) 条例の普及啓発 上記の駅前啓発を実施したほか、電話、窓口等でこれらの禁止行為に関わる苦情、相談を受け付けた。</p> <p>(4) 太陽光発電設備設置の届出 300平方メートル以上の太陽光発電設備を設置する際に届出を受け付けた。</p> <p>2. 旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例に関する実施</p> <p>事業者等からの旅館業等建築物建築の相談を受けた。</p>					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） (令和2年度)	<p>1. 快適な市民生活の確保に関する条例に関する実施</p> <p>(1) 駐車場、洗車場、資材等置場の届出 300平方メートル以上の駐車場、洗車場、資材等置場を設置する際に届出を受け付けた。</p> <p>(2) 路上喫煙等の対策業務 市役所周辺の一部エリアを喫煙禁止区域に指定するとともに、市内10箇所の駅前において歩行喫煙やポイ捨て防止等の条例啓発業務を通じて、マナーの向上を図った。</p> <p>(3) 条例の普及啓発 上記の駅前啓発を実施したほか、電話、窓口等でこれらの禁止行為に関わる苦情、相談を受け付けた。</p> <p>(4) 太陽光発電設備設置の届出 300平方メートル以上の太陽光発電設備を設置する際に届出を受け付けた。</p> <p>2. 旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例に関する実施</p> <p>事業者等からの旅館業等建築物建築の相談を受けた。</p>					
事業費推移（千円）	当初予算	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	決算	21,412	22,254	16,488	13,994	13,764
令和2年度の決算内訳 (千円)	委託関係	衛生費	衛生費	環境保全費	委託料	3,906
		衛生費	衛生費	環境保全費	委託料	115
	その他費目	款	項	目	節	金額
		衛生費	衛生費	環境保全費	報酬	5,483
		衛生費	衛生費	環境保全費	職員手当等	1,929
		衛生費	衛生費	環境保全費		

この事業は、下記4つの目的で実施される事業である。

- ①周辺環境に配慮した駐車場等の整備を指導し、市民の平穏で清潔な日常生活を確保する。
- ②啓蒙により、迷惑行為を減少させ、市民の快適な生活環境を確保する。
- ③旅館業等の建築物の建築に、教育文化施設等からの距離制限を行い、市民生活に影響を及ぼさないようにする。
- ④太陽光発電設備設置前に周辺住民との調整を図り、良好な生活環境を確保する。

この事業で実施している主な取り組みとして、「快適な市民生活の確保に関する条例啓発業務」がある。これは、市指定の市内駅周辺にて、歩行喫煙者及びポイ捨てを行っている者に対して、条例の周知・啓発を行うものである。

- (ア) 条例により“市内公共の場所においては喫煙者の責務として歩行喫煙（自転車運転中の喫煙を含む）をしないように努めること”と定められていることについて、啓発ティッシュを配布すること等によって周知するとともに、歩行喫煙を控えるよう適切に依頼を行う。
- (イ) 上記条例において規制されているその他の規制事項（ポイ捨て）においても同様の対応を行うものとする。
- (ウ) 路上に散乱している缶、ビンその他の容器、たばこの吸殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他のごみを拾うこと。

この業務に関しては、「公益財団法人西宮市シルバー人材センター」が業務を受託しており、業務の実施に関しては報告書の提出がなされている。

3 ねずみ族昆虫等駆除事業

(1) 事業の概要

事象名称	8. ねずみ族昆虫等駆除事業					
所管課	環境局 環境総括室 環境衛生課					
事業開始年度	昭和34年4月1日					
目的	昆虫等が媒介する感染症を予防するとともに害虫等の少ない快適な生活環境を確保するため。					
事業内容	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき感染症の予防、蔓延防止のため水路や下水道等の公共施設で感染症媒介害虫等の調査、駆除を実施する。 また、害虫防除のための啓発事業、刺咬被害やアレルギーの原因となるダニ対策を実施し、市民の快適な生活環境を確保する。 災害・感染症が発生した場合に消毒作業を実施する。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道内に生息するネズミ、ゴキブリ等といった衛生害虫等の駆除 ・学校園の樹木に発生する害虫駆除 ・市指定水路等で発生する蚊の駆除、発生源対策 ・公園の雨水樹や墓地の花受等で発生する害虫駆除 ・保育所や幼稚園等の砂場で発生する害虫駆除 ・公園や学校園等でのセアカゴケグモ調査駆除 ・アルゼンチンアリ調査 ・虫（ダニ含む）の同定 ・花粉の飛散状況の計測 ・害虫駆除方法等の電話相談 ・保健所のぜん息相談に参加 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生出動回数「25回」 ・下水道ねずみ調査駆除「捕獲器設置箇所1,559箇所 設置点検件数32,253件 捕獲数36匹 寄生虫採取0匹」 ・河川・水路対策（幼虫蚊等）「延散布面積537,708㎡」 ・公園等対策（幼虫蚊等）「延散布箇所数5,957箇所」 ・下水道・暗渠対策（成虫蚊・ゴキブリ等）「延点検散布箇所数9,055箇所」 ・樹木対策（毛虫等）「延散布箇所数46箇所」 ・砂場対策（回虫卵等）「調査件数929 検体数11,619検体 砂場熱処理82箇所」 ・セアカゴケグモ調査駆除「調査箇所数172箇所 駆除数 成虫2,303匹 卵1,604個」 ・ダニ調査等「検査件数15件 検体数498検体 その他害虫同定36件」 ・花粉飛散量計測「3地点 202日」 ・電話相談「相談件数847件 現場対応件数188件（うち蚊等6件）」 ・啓発事業「喘息相談11回、ホームページでの広報」 					
事業費推移（千円）	当初予算	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	決算	52,375	53,981	56,841	57,010	63,472
令和2年度の決算内訳 （千円）	委託関係	款	項	目	節	金額
		衛生費	衛生費	環境衛生費	委託料	6,194
	その他費目	款	項	目	節	金額
		衛生費	衛生費	環境衛生費	需用費	17,673
		衛生費	衛生費	環境衛生費	報酬	12,769

前記事業は、昆虫等が媒介する感染症を予防するとともに害虫等の少ない快適な生活環境を確保することを目的として実施されるものであり、行政による感染症を媒介する害虫の駆除だけでなく、市民に害虫に対する知識や対処方法等の啓発に努め、発生源対策を進めることが重要となる。

害虫の駆除に関しては、西宮市の技能労務職が担当しており、平成 29 年 10 月 31 日の「技能労務職が従事する業務の見直しについて」において、以下のような記述がなされており、将来的な事業の担い手については今後整理されることとされている。

(10) 環境衛生業務

【業務内容】 害虫防除と感染症患者発症時の消毒作業等

【従事する職名】 衛生作業員・自動車運転手

【今後のあり方】 環境衛生業務のうち、感染症患者の発生や特定外来生物の侵入への初期対応といった行政の対応が必要な業務は継続し、原則退職者不補充により、現在従事している職員が順次退職するのに合わせ、今後、市で実施する業務内容その他の整理を行う。



4 満池谷火葬場設備改修事業

(1) 事業概要

事象名称	12. 満池谷火葬場設備改修事業					
所管課	環境局 環境総括室 斎園管理課					
事業開始年度	平成18年4月1日					
目的	良好な生活環境の確保					
事業内容	満池谷火葬場は、平成3年4月に現施設を稼働して以来、11基の火葬炉により年間約4,000件の火葬を実施している。設備の維持管理については、日常のメンテナンスを始め、耐火煉瓦等の補修を計画的に行い、火葬業務に支障がないように努めている。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	計画的に火葬炉及び施設設備の改修を行う。					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉全面積替等更新工事 ・受変電設備改修工事 ・耐力度調査業務 					
事業費推移（千円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	当初予算	7,992	14,202	9,720	44,550	50,803
	決算	7,560	14,167	8,748	44,550	47,502
令和2年度の決算内訳 （千円）	款	項	目	節	金額	
	委託関係	衛生費	衛生費	墓地火葬場費	委託料	3,278
	その他費目	衛生費	衛生費	墓地火葬場費	工事請負費	44,224

既に耐用年数を超過し老朽化の進む火葬炉及び施設設備の延命のため、定期的なメンテナンスに加えて火葬炉内の耐火煉瓦の全面交換（積替え工事）等を行っている。

令和元年度以降の主な事業は以下のとおりである。

【満池谷火葬設備改修事業】

令和元年度	満池谷火葬場火葬炉全面積替等更新	事業費 44,550千円 火葬炉（8, 9号炉）全面積替・共通煙道耐火材積替・炉制御操作盤更新 リフト機構付電動キャリア台車（棺台車3台）更新
令和2年度	満池谷火葬場火葬炉全面積替等更新	事業費 39,270千円 火葬炉（4, 5号炉）全面積替・共通煙道耐火材積替・炉制御操作盤更新 通風設備（排気ファン2基・燃焼フロア2基）整備
	満池谷火葬場受変電設備改修工事	事業費 4,954千円 キュービクル・トランス・コンデンサー等の幹線・受変電設備の改修
～令和6年度	整備計画	上記の全面積替工事及び周辺火葬設備改修

耐火煉瓦の積替え工事により、数年間の延命はできるものの、将来的には火葬炉設備全体の更新は免れない。火葬炉の基本構想及び基本計画等の必要性については、「第7 環境局の事務事業 8 火葬場管理運営事業」に記載のとおりである。

5 白水峡公園墓地建設事業

(1) 事業概要

事象名称	13. 白水峡公園墓地建設事業					
所管課	環境局 環境総括室 斎園管理課					
事業開始年度	昭和51年4月1日					
目的	良好な生活環境の確保					
事業内容	白水峡公園墓地を整備し、市民に低廉で良質な墓地を計画的に供給する。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	・ 墓所整備を行い、廉価で良質な墓地を安定的に市民に供給する。					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合葬式墓地等実施設計業務 ・ 事業認可資料作成業務 ・ 計画通知手数料 					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	2,926	9,906	0	5,348	14,794
	決算	2,647	8,848	0	4,954	13,514
令和2年度の決算内訳 （千円）		款	項	目	節	金額
	委託関係	土木費	都市計画費	公園墓地整備費	委託料	13,459
		款	項	目	節	金額
	その他費目	土木費	都市計画費	公園墓地整備費	役務費	55

主に白水峡公園墓地に設置予定の合葬式墓地の設計にかかる事業費である。令和3年度からは建設工事が開始されている。

令和元年度以降の事業の状況は下記のとおりである。

【白水峡公園墓地建設事業】

令和元年度 ～令和2年度	工事の実施なし（設計のみ）	
～令和5年度	整備計画	合葬式墓地等に係る整備工事

(2) 合葬式墓地

【合葬式墓地概要（予定）】

完成予定：令和4年度

募集開始：令和5年度

施設概要：合葬施設 10,000 体、個別安置施設 1,500 体

運用方法・使用料その他：未定



合葬式墓地とは個人や家族単位で個別に墓石を建てる従来のお墓とは異なり、複数の焼骨を合同で埋蔵することを目的としたお墓である。近年の少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの多様化に伴うお墓に対する価値観の変化から、墓地承継や管理に不安を抱く市民が増加している。こうした社会情勢の変化に対応するために、関東圏で全国に先駆けて整備されてきた合葬式墓地であるが、近年関西の公営墓地でも設置されつつある³⁴。

西宮市の建設予定の施設は、令和22年頃にピークを迎えるといわれている多死社会に対応すべく、1万体の焼骨を埋蔵できるものである。令和5年度からの募集開始を目指す。運用方法等は決まっていない。他市では合葬式墓地を墓地返還や無縁墓地改葬後の遺骨の受け皿としても活用されており、西宮市においても有用な活用が望まれる。

需要調査と中長期的な基本計画が必要であることは「第7 環境局の事務事業 7 墓地・納骨堂管理運営事業」に記載のとおりである。

³⁴加古川市が平成28年度、明石市が平成29年度、神戸市・宝塚市が平成30年度、芦屋市・伊丹市は令和3年度に合葬式墓地を開設している。

6 墓地施設改修事業

事象名称	14. 墓地施設改修事業					
所管課	環境局 環境総括室 斎園管理課					
事業開始年度	平成27年4月1日					
目的	良好な生活環境の確保					
事業内容	市立墓地施設において、利用者が安全安心に利用していただけるよう、改修・維持補修等を行う。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	墓地利用者の安全対策を図る。					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	・満池谷墓地・甲山墓園園路付帯構造物現況調査他業務					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	17,765	48,576	45,602	25,000	17,820
	決算	16,764	48,575	45,601	23,186	17,820
令和2年度の決算内訳 （千円）		款	項	目	節	金額
	委託関係	衛生費	衛生費	墓地火葬場費	委託料	17,820

（1）事業概要

市営墓地の改修・維持工事にかかる事業である。平成29年度から令和元年度までは満池谷墓地の法面補強工事、令和2年度は満池谷墓地・甲山墓園の構造物現況調査等が実施されている。

7 環境監視事業

(1) 事業の概要

事象名称	15. 環境監視事業					
所管課	環境局 環境総括室 環境保全課					
事業開始年度	昭和38年4月1日					
目的	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）に対して公害法規に基づき調査監視を行うもの					
事業内容	<p>（大気）大気汚染常時監視測定（一般環境局6局、自動車排ガス局5局、移動測定車1台、気象観測を含む）、有害大気汚染物質、微小粒子状物質成分分析、石綿分析、大気ダイオキシン類、酸性雨調査、光化学スモッグ対応など</p> <p>（水質）公共用水域水質、地下水水質、事業場排水、ゴルフ場農薬、水質底質土壌ダイオキシン類・底質調査など</p> <p>（騒音・振動）自動車交通騒音振動、新幹線騒音振動、航空機騒音、環境騒音、特定建設作業・特定施設に対する騒音振動調査など</p> <p>（悪臭）事業場に対する立ち入り調査など</p> <p>（土壌汚染）周辺地下水調査など</p> <p>（地盤沈下）1級水準測量業務など</p> <p>その他公害苦情相談対応に伴う現場調査など</p>					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	<p>（大気汚染常時監視測定機器の運営状況）二酸化硫黄計4台、浮遊粒子状物質計12台、窒素酸化物計12台、オゾン計6台、一酸化炭素計6台、炭化水素計5台、微小粒子状物質計5台、風向風速計11台、気温湿度降水量計5台、日射量放射収支計1台（大気調査計画）降下ばいじんおよび酸性雨1地点、有害物質調査3地点、ダイオキシン類3地点など</p> <p>（水質測定計画）20河川34地点、海域6地点、ため池4地点、事業場採水調査14か所、地下水概況調査12地点、ゴルフ場農薬7地点、ダイオキシン類・底質調査河川3地点・海域2地点、地下水・土壌ダイオキシン類調査各2地点など</p> <p>（騒音振動調査）国道・県道・市道での自動車交通騒音振動測定、新幹線6地点18ポイント、航空機騒音1地点、環境騒音測定など</p>					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	91,840	91,830	85,864	83,310	91,046
	決算	70,177	68,731	72,378	65,075	64,698
令和2年度の決算内訳（千円）	委託関係	衛生費	06 衛生費	環境保全費	委託料	金額
						48,156
	その他費目	衛生費	06 衛生費	環境保全費	需用費	金額
						12,272
	衛生費	06 衛生費	環境保全費	使用料及び賃借料	金額	
					1,710	

環境関係法令に規定する第1号法定受託事務が中心であり、環境汚染等による市民への健康影響及び騒音等による生活環境保全上の支障の未然防止対策に資するため、人の生存基盤である大気、水質、土壌の各環境汚染状況並びに市民の生活環境である騒音、振動等の状況について監視、測定調査する事業である。

得られた結果は、環境省や国土交通省、その他関連機関への各種公害対策要望を行う際に資料として活用するほか、庁内の各事業部局でも環境面への影響調査等に活用されている。

大気汚染常時監視測定の結果は、光化学スモッグ注意報の発令等、緊急時の広報発令に不可欠であり、また、市民等からの測定データに関する問い合わせも多いとある。工場・事業場に対する法的規則では、立ち入り検査を実施し、排水、排ガスの分

析調査等を行っている。その他、大気環境の改善のため、低公害車の普及促進に係る啓発並びに助成事業等を行っている。

8 環境監視設備等整備事業

(1) 事業の概要

事象名称	16. 環境監視設備等整備事業					
所管課	環境局 環境総括室 環境保全課					
事業開始年度	昭和45年4月1日					
目的	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）に対して、公害法規に基づき長期に渡って調査測定を行う機材の調達を行うこと。					
事業内容	大気汚染常時監視測定局（一般環境局6局、自動車排ガス局5局、移動測定車1台）に設置する二酸化硫黄計、浮遊粒子状物質計、窒素酸化物、オゾン計、一酸化炭素計、炭化水素計、微小粒子状物質計、風向風速計、気温湿度降水量計、日射量放射収支計などのほか、騒音計・振動計などの調達も合わせて実施している。なお、大気の測定機器については、スイッチングHUBを介したLAN接続で子局装置にデータ転送させている。（pH計や溶存酸素計、流量流速計といった水質分析機器は監視事業で対応している。）					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	環境監視設備等測定機器更新予算額（令和2年度） ・一酸化炭素計（1台）3,630千円（使用年数12年：津門川局） ・炭化水素計（1台）3,135千円（使用年数12年：塩瀬局） ・浮遊粒子状物質計（1台）1,848千円（使用年数10年：鳴尾支所局） ※「環境大気常時監視マニュアル（H22年3月環境省）」では測定機器の耐用年数を7年としている。					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	購入決算額 ・一酸化炭素計（1台）1,573千円（津門川局） ・炭化水素計（1台）2,379千円（塩瀬局） ・浮遊粒子状物質計（1台）1,289千円（鳴尾支所局） ・オゾン計（1台）1,008千円（瓦木公民館） ※瓦木公民館のオゾン計は当初予算措置はなかったが追加購入した。使用年数11年					
事業費推移（千円）	当初予算	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	決算	57,173	5,160	25,326	9,199	8,613
令和2年度の決算内訳 （千円）	その他費目	款	項	目	節	金額
		20 衛生費	06 衛生費	環境保全費	備品購入費	6,251

前記事業は、大気汚染防止法第22条、騒音規制法第18条、水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、大気、騒音、水質の汚染状況等の常時監視測定等、及び振動規制法第19条の規定に基づく振動の測定に必要な測定機器等を計画的に整備更新する事業である。

9 ごみ減量等推進事業

(1) 事業概要

事象名称	17. ごみ減量等推進事業					
所管課	環境局 環境事業部 美化企画課					
事業開始年度	不明					
目的	ごみの減量・処理施設の整備					
事業内容	平成31年4月に改定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを目指して、市民・事業者・行政の各主体の自律と協働により、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rを優先的に進めることによりごみの減量化を図るとともに、分別排出の徹底によるリサイクルに取り組む等、資源循環型社会の形成に向けて積極的な取り組みを進める。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	<ol style="list-style-type: none"> 1) 再生資源集団回収奨励金の交付（登録団体：603団体、交付団体：583団体） 2) 環境美化ポスター展の実施（※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） 3) 親子で環境学習バスツアーの実施（※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） 4) 「レジ袋削減・マイバック持参推進店頭キャンペーン」の実施（※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） 5) ごみ減量等推進員研修会の実施（※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） 6) 特定事業者による減量化計画書及び排出実績書の提出（提出事業者数：623事業所） 7) 事業者向け研修会の実施（※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） 8) 特定事業者のうち、特に排出量が多い事業者に対する個別訪問による現状調査の実施（31事業所） 9) 西宮浜・鳴尾浜地区にて事業系古紙回収モデル事業の実施（参加事業者数：26事業者・回収量：9,380kg） 10) 使用済小型家電の分別回収（拠点回収：35ヶ所・年間回収量：33,159.16kg、宅配回収量：37,718.9kg） 11) 常設型フードドライブの実施（市内4事業者20店舗・年間回収量5,600.5kg） 12) 飲食店における卓上型食品ロス削減啓発ポップの掲出（196店舗） 13) 大型複合商業施設等における「レジ袋削減・マイバック持参・食品ロス削減」啓発ポスター及びデジタルサイネージの掲出 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	同上					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	41,008	41,840	41,681	40,063	37,004
	決算	37,612	37,147	35,780	34,500	31,088
令和2年度の決算内訳 （千円）		款	項	目	節	金額
	委託関係	衛生費	清掃費	清掃総務費	委託料	299
		款	項	目	節	金額
	その他費目	衛生費	清掃費	清掃総務費	報償費	28,294
		衛生費	清掃費	清掃総務費	需用費	1,550

西宮市一般廃棄物処理基本計画の計画目標を達成するための取り組みを行う事業である。

予算の大部分を占める「再生資源集団回収実施団体に対する奨励金の交付」事業は、家庭から排出される古紙その他の再生資源の集団回収を実施する地域団体等に対し、ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する意識の高揚を図るため、再生資源集団回収実施団体奨励金を交付するものである。市内の環境衛生協議会・自治会など営利を目的としない団体が対象であり、市では令和2年度において9,401千キロの回収実績があり、538団体に28,145千円（1キロ3円）が交付された。

その他、研修やコープこうべ等と連携した常設型のフードドライブ等を実施している。

（2）歳入歳出

【ごみ減量等推進事業経費 決算額】 (単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳出	37,612	37,148	35,781	34,501	31,089
歳入	13	67	0	90	621

※令和元年・令和2年度歳入は、消費者行政推進・強化事業費

※平成29年度歳入は、兵庫県都市清掃事務協議会研修会開催交付金53,850円、賠償責任保険精算保険料13,500円

※平成28年度歳入は、賠償責任保険精算保険料等

（3）西宮市における事業系廃棄物の状況

「第3 環境局の概況」でも述べたように西宮市では事業系一般廃棄物の排出量が、全国平均、中核市平均、兵庫県平均と比して多く、いかに事業系一般廃棄物を減少させるかが課題となっている。令和4年4月より導入される事業系ごみ袋制度や事業者向けの研修、市内の事業者との連携等、積極的な対策を行っているものの、さらなるごみの減量や再資源化への対策が必要である。

10 じんかい等収集車両整備事業

(1) 事業の概要

事象名称	18. じんかい等収集車両整備事業					
所管課	環境局 環境事業部 美化企画課					
事業開始年度	昭和56年4月1日					
目的	ごみの減量・処理施設の整備					
事業内容	一般家庭じんかい（ごみ）等収集搬送を滞りなく行うために適切な車両の配備を行う。また、購入時は、環境基準に適合した、CO ₂ 排出量の少ない低公害車を順次導入する。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	じんかい収集車等の適切な車両の配備 環境基準に適合した、CO ₂ 排出量の少ない低公害車を導入					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	令和2年度末保有台数 じんかい収集車 31台（内 低公害車 31台） ダンプ車 18台（内 低公害車 18台） 水路清掃車 3台（内 低公害車 2台） 糞尿車 1台（内 低公害車 0台） タンク車 1台（内 低公害車 1台） その他 15台（内 低公害車 2台） <合計> 69台（内 低公害車 54台）					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	42,164	41,407	31,326	50,175	38,519
	決算	28,649	33,215	26,024	44,272	30,112
令和2年度の決算内訳 （千円）		款	項	目	節	金額
	その他費目	衛生費	清掃費	清掃総務費	備品購入費	30,112

じんかい等収集車両整備事業の内容は、環境事業部におけるじんかい収集車両等の購入事業である。

環境事業部は約70台の車両を保有し、古くなったものから順次計画的におおよそ8年を基準に買替えをしている。また、じんかい収集車は主として環境基準に適合したCO₂排出量の少ないクリーンディーゼル車を主として導入しており、その他にも天然ガス車も保有しているが、天然ガススタンド数の絶対数の少なさや災害派遣の際に燃料補給の観点から難があるため、クリーンディーゼル車を中心に整備している。

(2) 保有車両内訳

ごみ収集関係車両

	架装式じんかい収集車		架装式じんかい収集車(フレズ車)		ダンプ車		軽四ダンプ車		トラック車		合計
	中型車(積載重量) 2,550kg ~ 2,750kg	ディーゼル車 15台 天然ガス車 1台	積載重量 2,500kg ~ 3,050kg	ディーゼル車 2台	積載重量 2,000kg	ディーゼル車 0台 ハイブリッド車 5台 天然ガス車 0台	積載重量 350kg	ガソリン車 1台	積載重量 2,000kg	ディーゼル車 0台	
美化第1課											ディーゼル車 17台 ハイブリッド車 5台 天然ガス車 1台 ガソリン車 1台 第1課計 24台
美化第2課	中型車(積載重量) 2,550kg ~ 2,750kg	ディーゼル車 11台 天然ガス車 0台	積載重量 2,500kg	ディーゼル車 1台	積載重量 2,000kg	ディーゼル車 0台 ハイブリッド車 5台	積載重量 350kg	ガソリン車 0台	積載重量 2,000kg	ディーゼル車 1台	ディーゼル車 13台 ハイブリッド車 5台 天然ガス車 0台 ガソリン車 0台 第2課計 18台
	大型車(積載重量) 4,500kg ~ 4,700kg	ディーゼル車 0台				天然ガス車 0台					
合計	27台		3台		10台		1台		1台		42台

水路しゅんせつ清掃関係車両

美化第3課				
ダンプ車(積載重量) 2,000kg ~ 3,000kg	ディーゼル車	2台	5台	河川水路の浚渫土砂終末処理用
	ハイブリッド車	3台		
じんかい収集車 2,550kg	天然ガス車	1台	1台	河川水路の除草終末処理用
Wキャブダンプ車 1,950kg ~ 2,000kg	ディーゼル車	3台	3台	河川水路の浚渫土砂終末処理用
ドレンスローパー 2,200kg	ディーゼル車	1台	1台	吸泥用
ジェットクリーナー 2,000kg ~ 2,430kg	ディーゼル車	2台	2台	高圧洗浄用
小型貨物車 1,200kg	ガソリン車	1台	1台	小型家電搬送用
タンク車 3,000kg	ディーゼル車	1台	1台	給水用
ワゴン車	ガソリン車	1台	1台	人員移動用
合計	ディーゼル車	9台	15台	
	ハイブリッド車	3台		
	天然ガス車	1台		
	ガソリン車	2台		

し尿収集関係車両

	積載重量(kg)	台数	備 考
バキューム車	1,800	1	移動便所分収集用
合 計		1	

ごみ処分関係車両(西部総合処理センター)

	積載重量(kg)	台 数	備 考
ダンプ車	2,000	1	施設作業用
ドレンスイーパー	1,950	1	〃
ショベルローダー	—	3	〃
フォークリフト	—	6	〃
合 計		11	

11 環境事業部施設維持管理事業

(1) 事業の概要

事象名称	19. 環境事業部施設維持管理事業					
所管課	環境局 環境事業部 美化企画課					
事業開始年度	昭和56年4月1日					
目的	計画的な施設の整備保全					
事業内容	じんかい収集作業および水路清掃作業等の拠点である環境事業部が所管する各施設（環境事業部庁舎、美化第2課事務所、美化第3課事務所、甲子園浜し尿投入所）について、常に美化保全に努め、日常業務に支障のないよう適正・効率的な維持管理を行う。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	環境事業部の施設（環境事業部庁舎、美化第2課事務所、美化第3課事務所、甲子園浜し尿投入所）の維持管理。					
事業の実施状況（実際に 行った取組、実施回数等） （令和2年度）	1. 保安警備業務 2. 設備関係の保守点検業務 3. 建物・設備の補修業務 4. 清掃業務 5. 防火管理業務 6. 光熱水費・電話使用料の支払					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	83,311	88,426	84,025	104,699	89,987
	決算	71,584	82,186	76,070	90,146	79,272
令和2年度の決算内訳 （千円）		款	項	目	節	金額
	委託関係	衛生費	清掃費	清掃総務費	委託料	42,995
		款	項	目	節	金額
	その他費目	衛生費	清掃費	清掃総務費	需用費	29,001
		衛生費	清掃費	清掃総務費	工事請負費	5,088

環境事業部施設維持管理事業は、環境事業部が所管する各施設に関する維持管理の事業である。主な事業内容は施設管理に関する警備、保守・点検、清掃、補修や水道光熱費等の支払をする事業である。

①決算額

節	平成30年度	令和元年度	令和2年度	主な内容
旅費	0	5	0	
需用費	31,776	30,756	29,002	消耗品費、燃料費、電気使用料、ガス使用料、水道使用料、修繕料
役務費	1,213	1,189	1,323	電話使用料、各種検査手数料等
委託料	38,597	41,501	42,995	設備関係保守点検等委託料、設計等委託料
使用料及び賃借料	446	446	864	事務機器借上料
工事請負費	4,038	16,249	5,088	施設補修等工事費
合計	76,071	90,146	79,272	

②令和2年度における委託料の内容

委託業務名	契約内容	委託先	契約額 (千円)
清掃業務	庁舎の清掃業務	日本管財株式会社	22,034
設備運転監視等業務	施設内設備の適正な運転・監視	日本管財株式会社	5,562
洗車排水処理施設保守点検業務	洗車排水処理施設の監視・記録、定期点検・保守管理業務	西宮環境事業協同組合	4,191
常駐警備業務	火災・事故等の予防・警戒のための巡回警備など	日本管財株式会社	3,656
機械警備業務	火災・事故等の予防・警戒のための機械警備	総合警備保障株式会社	1,186
その他	上記以外の施設内設備の点検など	複数社	6,366
合計			42,995

12 ごみ電話受付センター運営事業

(1) 事業概要

事業名称	21. ごみ電話受付センター運営事業					
所管課	環境局 環境事業部 美化第1課					
事業開始年度	平成21年4月1日					
目的	ごみの減量・処理施設の整備					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの粗大ごみ収集の申込の電話受付。 ・市民からの死獣・汚物の申込の電話受付及び、直接持込に対する電話案内。 ・市民及び、事業者からの西部総合処理センター直接持込の電話受付。 ・ごみ分別等の簡易な問合せに対する回答。 					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみの収集・持込及び、死獣・汚物の収集・持込等の受付業務 ・ごみ処理の簡易な問合せの対応 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等）（令和2年度）	受付時間 月曜日～金曜日（祝日含む） 9:00～19:00 土曜日・日曜日 9:00～17:00 粗大ごみ収集受付件数 113,126件（内 令和2年8月3日～LINE受付件数 20,861件） 死獣・汚物受付件数 2,449件 ごみ持込受付件数 71,167件 ごみ全般問合せ件数 68,681件 合計 255,423件					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	28,309	34,662	34,041	38,390	49,193
	決算	27,074	33,206	30,956	36,700	44,298
令和2年度の決算内訳（千円）		款	項	目	節	金額
	委託関係	衛生費	清掃費	清掃総務費	委託料	40,534
		款	項	目	節	金額
	その他費目	衛生費	清掃費	清掃総務費	使用料及び賃借料	3,333
		衛生費	清掃費	清掃総務費	役務費	262

西宮市では平成13年度より粗大ごみ等の電話申込受付業務の委託を実施している。平成21年度には、粗大ごみ等の受付及びごみに関する相談等の総合窓口としてごみ電話受付センターを設置、令和2年8月からはLINEでも粗大ごみ収集申込ができるようになった。

① 決算額

【ごみ電話受付センター運営事業経費】

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳出	27,074	33,207	30,957	36,701	44,298
歳入	—	—	—	—	1,943

14 不法投棄対策事業

事象名称	23. 不法投棄対策事業				
所管課	環境局 環境事業部 美化第2課				
事業開始年度	平成6年4月1日				
目的	ごみの減量・処理施設の整備				
事業内容	家電リサイクル法対象機器を含む廃棄物の不法投棄を防止するための指導・啓発				
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	不法投棄多発地点の巡回 わがまちクリーン大作戦 所有者不明啓発シール貼付投棄物除去				
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止協議会による不法投棄多発地点の巡回（6月中止・11月） 延べ動員数（13人） ・不法投棄防止協議会の開催（年2回） ・わがまちクリーン大作戦の実施（年2回） 参加人数 6月中止 12月 25,071人（322団体） ・家電リサイクル法対象不法投棄機器の市環境事業部処理台数 8台 ・所有者不明啓発シール貼付投棄物除去件数 57件 				
事業費推移（千円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	2,871	2,891	2,825	3,365	4,077
決算	2,464	2,605	2,601	2,357	1,339
令和2年度の決算内訳 （千円）	款	項	目	節	金額
委託関係	衛生費	清掃費	清掃総務費	委託料	495
その他費目	款	項	目	節	金額
	衛生費	清掃費	清掃総務費	工事請負費	375
	衛生費	清掃費	清掃総務費	需用費	246

（1）事業概要

美化第2課への不法投棄に関する市民からの通報に対して、投棄場所（道路、公園、水路等）の管理者に対して適切な対応を要請し、解決を図っている。また、緊急を要する場合には環境局で対応している。その他前記の取り組みにより不法投棄の防止に関する啓発を行っている。

① 決算額

【不法投棄対策事業経費 決算額】 (単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳出	2,465	2,606	2,601	2,358	1,339
歳入	0	38	683	652	164

※歳入…不法投棄未然防止事業協力助成金

(ただし、令和元年度のみ自動車損害賠償責任保険解約保険料2,490円含む)

(2) 不法投棄件数

不法投棄件数推移は以下のとおりである。令和2年度の他部局825件の内訳としては、道路上587件（土木局土木総括室土木管理課）、公園内231件（土木局公園緑化部公園緑地課）、水路7件（土木局道路部水路治水課）である。実際の不法投棄対策は各課で行われている。

【令和2年度 不法投棄処理件数】

(1) 件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
環境事業部	289	180	98	115	74	76
他部局	1172	1162	1198	1140	1146	825
計	1461	1342	1296	1255	1220	901

(2) 家電4品目等不法投棄処理台数

区分	テレビ	冷蔵 冷凍庫	エアコン	洗濯機	小計	パソコン	合計
平成26年度	148	26	5	14	193	10	203
平成27年度	72	28	4	12	116	2	118
平成28年度	87	12	2	5	106	2	108
平成29年度	53	17	2	6	78	13	91
平成30年度	36	28	0	7	71	9	80
令和元年度	40	6	2	14	62	0	62
令和2年度	42	19	0	9	70	3	73

15 公衆便所清掃等維持管理事業

(1) 事業概要

事象名称	25. 公衆便所清掃等維持管理事業															
所管課	環境局 環境事業部 美化第3課															
事業開始年度	昭和26年4月1日															
目的	良好な生活環境の確保															
事業内容	人の往来が多く、数多くの人が集まる駅周辺等市内4箇所を設置している公衆便所について清掃、管理するとともに、周辺環境の美化や衛生状態の維持・向上を図る。															
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	市内4箇所（社家町、今津駅前、夙川駅前、JR西宮駅前）の公衆便所について清掃、管理															
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	<p>不特定多数が利用するため、常に清潔な状況を維持する必要があり、清掃等を委託している。業務内容は、トイレトペーパーの補充、施設内外の清掃、除草、電球交換等の設備保守、施設の簡易な修繕を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内清掃箇所 4箇所 ・箇所別清掃回数 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">社家町公衆便所（昭和36年 1月設置）</td> <td style="text-align: right;">373回</td> </tr> <tr> <td>今津駅前公衆便所（平成16年 3月設置）</td> <td style="text-align: right;">365回</td> </tr> <tr> <td>夙川駅前公衆便所（平成6年 3月設置）</td> <td style="text-align: right;">762回</td> </tr> <tr> <td>JR西宮駅前公衆便所（平成19年 3月設置）</td> <td style="text-align: right;">365回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">市内合計</td> <td style="text-align: right;">1,870回</td> </tr> </table>						社家町公衆便所（昭和36年 1月設置）	373回	今津駅前公衆便所（平成16年 3月設置）	365回	夙川駅前公衆便所（平成6年 3月設置）	762回	JR西宮駅前公衆便所（平成19年 3月設置）	365回	市内合計	1,870回
社家町公衆便所（昭和36年 1月設置）	373回															
今津駅前公衆便所（平成16年 3月設置）	365回															
夙川駅前公衆便所（平成6年 3月設置）	762回															
JR西宮駅前公衆便所（平成19年 3月設置）	365回															
市内合計	1,870回															
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度										
	当初予算	10,509	9,423	10,173	10,568	10,767										
	決算	9,869	9,517	9,535	9,364	9,939										
令和2年度の決算内訳 （千円）		款	項	目	節	金額										
	委託関係	衛生費	清掃費	清掃総務費	委託料	7,645										
		衛生費	清掃費	清掃総務費	需用費	2,168										
	その他費目	衛生費	清掃費	清掃総務費	工事請負費	125										
		衛生費	清掃費	清掃総務費	工事請負費	125										

市内4か所（社家町、今津駅前、夙川駅前、JR西宮駅前）の公衆便所の清掃業務を行う事業であり、市の高齢者就労施策の一環として、「一般社団法人 西宮高齢者事業団」に随意契約で委託されている。

①決算額

【公衆便所清掃等維持管理事業経費】

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳出	9,869	9,517	9,535	9,364	9,939
歳入	102	113	115	126	221

(3) 委託業者

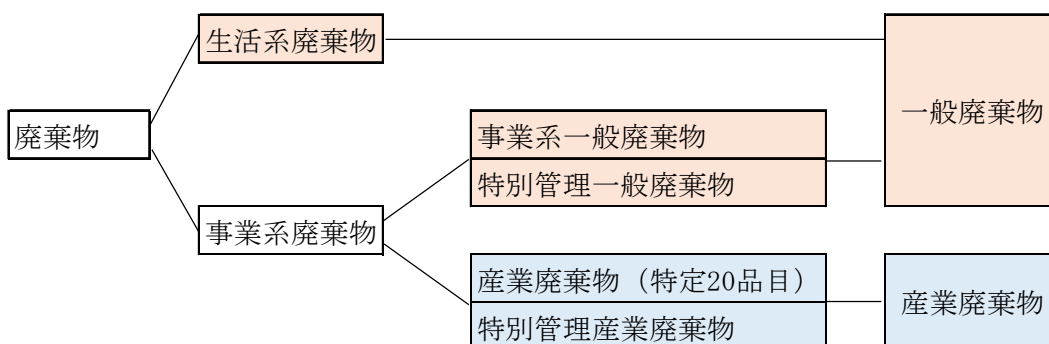
委託業者	一般社団法人 西宮高齢者事業団
所在地	西宮市青木町3番20号
設立	昭和47年3月
資本金	8,800千円(基本財産)

16 産業廃棄物対策事務

(1) 事業概要

事象名称	28. 産業廃棄物対策事務					
所管課	環境局 環境事業部 事業系廃棄物対策課					
事業開始年度	平成12年4月1日					
目的	産業廃棄物の不適正な処理を防止					
事業内容	産業廃棄物処理に係る適正な監督・指導等により、産業廃棄物の不適正な処理を防止する。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	排出事業者などに対する立入検査 不適正処理等の監視パトロール P C B 廃棄物の期限内処理の指導					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和2年度）	産業廃棄物処理業者等許可申請書の審査及び処理 13件 産業廃棄物処理業者等の提出した各種変更届出書の審査及び処理 49件 産業廃棄物処理業者の提出した各種実績報告書の審査及び処理 7件 産業廃棄物排出事業者等の提出した各種実績報告書の審査及び処理 2,157件 P C B 廃棄物に係る各種届出書の審査及び処理 157件 産業廃棄物処理業者、排出事業者等への立入及び苦情、通報、相談等の処理 132件					
事業費推移（千円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	当初予算	6,136	6,136	5,897	5,969	
	決算	4,792	4,771	4,840	2,344	
令和2年度の決算内訳 （千円）	款	項	目	節	金額	
	委託関係	衛生費	衛生	環境衛生費	委託料	752
		款	項	目	節	金額
	その他費目	衛生費	衛生	環境衛生費	需用費	460
衛生費		衛生	環境衛生費	報酬	427	

産業廃棄物とは事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された20種類の廃棄物のみを指し、それ以外の廃棄物は事業系一般廃棄物とされる。



前記図のうち、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理責任は事業者にある。

産業廃棄物対策事業としての対象は事業系廃棄物のうち、産業廃棄物のみであるが、西宮市では排出事業者への監督・指導という面からは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物

に区分せずに対応することが効率的とし、令和3年4月より事業系廃棄物全般を取り扱う事業系廃棄物対策課を設置している。

西宮市の事業系廃棄物対策課（令和3年度～）の主な業務は以下のとおりである。

- ア. 産業廃棄物処理業に係る許可、報告の徴収、立入検査及び命令等に関すること。
- イ. 廃棄物処理施設に係る許可、届出、報告の徴収、立入検査及び命令等に関すること。
- ウ. 廃棄物排出事業者に係る指導及び啓発に関すること（事業系廃棄物対策課における事務に限る。）。
- エ. 事業系廃棄物に係る統計、調査及び研究に関すること（事業系廃棄物対策課における事務に限る。）。
- オ. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況に係る届出、公表、報告の徴収、立入検査及び命令等に関すること。
- カ. 特定建設資材廃棄物の再資源化に係る助言、勧告、報告の徴収、立入検査及び命令等に関すること。
- キ. 西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成11年西宮市条例第24号）の実施に関すること。
- ク. 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号）の実施に関すること。
- ケ. 西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年西宮市条例第13号）の実施に関すること。
- コ. 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の実施に関すること（他課に属するものを除く。）。
- サ. 一般廃棄物の減量化及び再資源化対策に関すること（事業系廃棄物対策課における事務に限る。）。
- シ. 一般廃棄物の収集・運搬業の許可業者の指導監督に関すること（事業系廃棄物対策課における事務に限る。）。
- ス. その他事業系廃棄物行政に関すること。

17 その他プラスチック処理事業

(1) 事業概要


事象名称	29. その他プラスチック処理事業					
所管課	環境局 環境施設部 施設管理課					
事業開始年度	平成22年4月1日					
目的	廃棄物の適正処理					
事業内容	循環型社会形成の推進のため、その他プラスチック製容器包装（以下その他プラと言う）の再資源化に必要な、保管・選別・圧縮の中間処理を行う。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	収集後のその他プラの中間処理を行い、再商品化事業者に引渡す。					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等）（令和2年度）	1. 日本容器包装リサイクル協会への引渡し数量報告 2. モニタリング及び出来高認定実施 3. 日本容器包装リサイクル協会の品質検査結果確認					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	122,638	120,874	37,007	35,660	37,403
	決算	117,839	118,315	33,450	35,427	39,357

市では、後述する容器包装リサイクル法の施行をうけ、平成25年4月から市内全域で、「その他プラスチック製容器包装」（以下、「その他プラ」という。）の資源収集を開始している。

(2) 業務フロー

① その他プラの回収

その他プラとは、商品が入れられていた物(容器) や、包んでいる物(容器)のことで

 マークが付いているものを対象に毎週1回の頻度で回収を行っている。

回収に際しては、ごみと資源の分け方・出し方を記載した冊子「西宮市ハローごみ」や西宮市ホームページにごみの出し方について詳細に記載することで、その他プラ以外のごみが混入することや、過度な汚れがあることで中間処理を妨げ、再資源化できなくなることを防止するため、ごみの出し方について市民に注意を喚起している。

② その他プラの保管・選別・圧縮の中間処理

回収されたその他プラは、市内にある委託業者の中間処理施設に搬入され「その他プラとして再資源化できるその他プラ」と「再資源化できないその他プラ」「混入されたごみ」に選別される。

選別に際しては、その他プラとして再資源化できるものだけが再資源化ごみとして引渡し可能なため、過度な汚れがあるものやその他プラではないものを手作業で取り除くことが必要である。

その際、その他プラ以外のごみとして、禁忌品と言われリサイクルに適さないはさみ、カッターナイフ、ワイヤーハンガー、吊り下げ式防虫剤、牛乳パック、ペットボトル、アルミ鍋等の混入が発見されている。

令和2年度その他プラスチック製容器包装中間処理業務（その1）年報に基づく計算によると、禁忌品の発生割合は、搬入された「その他プラ」の選別工程で可燃残渣と不燃残渣が発生するが、禁忌品はこのうちの不燃残渣に含まれている。不燃残渣の貯留の状況（不燃残渣貯留バクカン³⁵5個のうち禁忌品用バクカンは1個）から、禁忌品は不燃残渣の1／5程度の量が発生していると考えられる。

市では再資源化に係るコストを抑えるため、中間処理の精度向上に注力しており、その他プラに混入された禁忌品が再資源化業者に引き渡されないようにしている。

下の写真は、実際にその他プラに混入された禁忌品である。



³⁵ 鉄製のごみ収集容器

③ その他プラの引渡し

②の選別において、その他プラとして再資源化可能なものだけを圧縮し、再資源化業者である日本容器包装リサイクル協会へ引渡しを行う。日本容器包装リサイクル協会では、運び込まれたその他プラの品質について検査を行い、品質の優劣に応じた再資源化コストを請求することになる。

④ 中間処理の品質

日本容器包装リサイクル協会では、運び込まれたその他プラについて品質検査を行い、その結果をホームページで公表している。

令和2年度において、市から運び込まれたその他プラの品質は医療系廃棄物や危険物の混入はなく、汚れの付着もなく最高品質(100点満点)である旨の評価を得ている。

【令和2年度 プラスチック製容器包装ベール品質調査結果一覧表(兵庫県)】

2020年12月18日

通番	市町村名又は一部事務組合名	保管施設名	破袋度 評価点	未破袋 数	容器包装比率評価%										禁忌品評価		評価ランク		
					プラスチック製容器包装	汚れ付着	指定収集袋	PET区分の容器	他素材の容器	容器包装以外のプラ	事業系廃棄物	その他	異物合計	医療系廃棄物の有無	危険物の有無	破袋度評価ランク	容器包装比率評価ランク	禁忌品判定ランク	
1	神戸市	神港衛生株式会社容器包装プラスチック中間処理施設	5	1	98.66	0	0	0.08	0.05	1.11	0	0.1	1.34	無	有	A	A	D	
2	姫路市	エコパークあばし	5	0	95.03	1.14	0	1.54	0.48	1.31	0	0.5	4.97	無	有	A	A	D	
3	西宮市	大栄環境株式会社西宮事業所	5	0	100.00	0	0	0	0	0	0	0	0	無	無	A	A	A	
4	相生市	相生市リサイクルセンター	5	1	99.07	0.1	0	0.13	0.11	0.23	0	0.36	0.93	無	有	A	A	D	
5	赤穂市	赤穂市美化センター	5	1	98.17	0.02	0.86	0.21	0.13	0.48	0	0.13	1.83	無	無	A	A	A	
6	宝塚市	加茂エコロジーセンター	5	2	95.89	0.7	0.05	0.96	0.33	1.66	0	0.41	4.11	有	有	A	A	D	
7	南あわじ市	南あわじ市中央リサイクルセンター	5	0	99.08	0.06	0.11	0.29	0.05	0.24	0.08	0.09	0.92	無	無	A	A	A	
8	播磨保健衛生施設事務組合	播磨クリーンセンター	5	2	98.48	0.09	0	0.22	0.22	0.8	0	0.19	1.52	無	無	A	A	A	
9	南但広域行政事務組合	南但ごみ処理施設	5	0	99.2	0	0	0.18	0.02	0.2	0	0.4	0.8	無	無	A	A	A	
10	北但行政事務組合	クリーンパーク北但	5	1	99.22	0	0	0.07	0.07	0.62	0	0.02	0.78	無	無	A	A	A	
11	猪名川上流広域ごみ処理施設組合	国崎クリーンセンター(リサイクルプラザ)	5	2	95.83	0.87	0.78	0.67	0.31	1.18	0	0.36	4.17	無	無	A	A	A	
12	にしはりま環境事務組合	にしはりまクリーンセンター	5	1	99.18	0.02	0.18	0.2	0.12	0.25	0	0.05	0.82	無	無	A	A	A	

(出典：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 令和2年度 調査結果一覧表)

(3) 外部委託

① 大栄環境株式会社

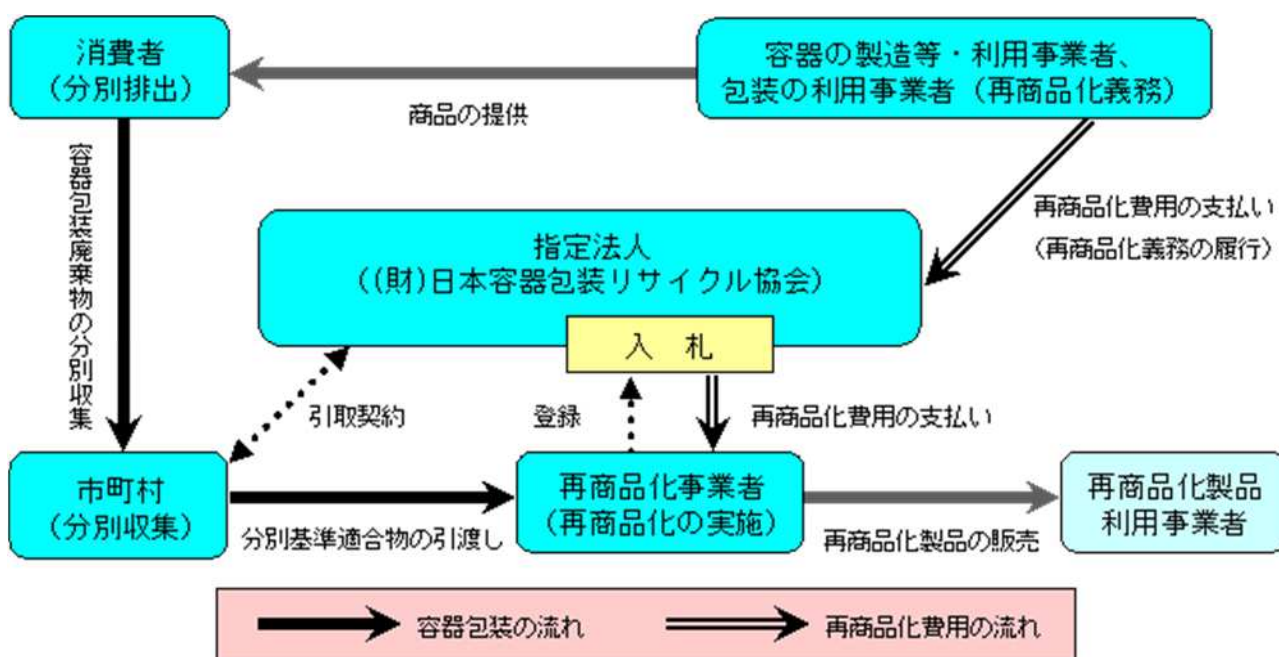
その他プラごみの再資源化に必要な保管・選別・圧縮の中間処理について大栄環境株式会社へ外部委託している。現在の契約期間は平成28年7月28日から令和4年3月31日となっており、令和2年度の委託料は38,300千円である。ここ数年間の委託料は増

加傾向にある。主たる増加要因としては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、飲食店への休業要請等が発出され、外出自粛やテレワーク等が増加し、在宅時間が増加したことにより、その他プラごみの増加を招き処理コストが増加していることが推測される。

② 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

環境省は、容器包装リサイクル法(以下、「容リ法」という。)第21条に基づき「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」を指定法人として認定しており、当該協会は、容リ法に基づき国から指定を受けた唯一の法人である。そのため、市は容リ法で求められる再商品化の責務を果たすため、容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を日本容器包装リサイクル協会へ委託している。

【容器包装リサイクル フロー図】



(出典：環境省 HP「容器包装リサイクル関連 資料・データ集 指定法人とは」)

18 広域廃棄物埋立処分場建設補助事業

事象名称	30. 広域廃棄物埋立処分場建設補助事業					
所管課	環境局 環境施設部 施設管理課					
事業開始年度	昭和56年4月1日					
目的	廃棄物の適正処理					
事業内容	大阪湾フェニックス事業による廃棄物埋立処分場のうち、一般廃棄物(焼却灰等)分にかかる建設費を負担する。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	建設負担金の支払い					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等）（令和2年度）	1. 建設負担金（Ⅱ期計画事業） 14,861千円 2. 次期計画調査負担金 176千円 3. 災害復旧事業 6,864千円					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	7,035	6,487	6,827	12,795	24,141
	決算	5,457	6,324	6,731	27,342	21,901

（1）事業概要

① 「大阪湾フェニックス計画」（大阪湾圏域広域処理場整備事業）

市民の日々の暮らしや、さまざまな産業活動から膨大な量の廃棄物が排出される。その発生抑制、再生利用、中間処理による減量化を進めた上で適正な最終処分を行うには、市民一人ひとりが当事者として互いに力を合わせて取り組まなければならない大きな社会的テーマになっている。しかし、近畿圏の内陸部はすでに高密度の土地利用が進み、個々の地方自治体や事業主が最終処分場を確保するのはきわめて困難な状況である。そこで長期安定的に、また広域的に廃棄物を適正処理するため生まれたのが大阪湾の埋立による「大阪湾フェニックス計画」である。

② 最終処分場の確保

人口密集地に位置するため市内での埋立地確保は困難であり、平成2年以降は、大阪湾フェニックスセンターの広域処分場において焼却残渣等の埋立処分を行っている。現在は、神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場を使用している。

③ 事業の必要性

「大阪湾フェニックス計画」は、最終処分場に悩む近畿2府4県168市町が出資し特別法に基づき大阪湾広域臨海環境整備センターが運営しているもので、これまで1期事業として尼崎沖・泉大津沖、2期事業として神戸沖・大阪沖の4箇所の埋立処分場を整備している。

「大阪湾フェニックス計画」の埋め立て期間は平成元年から約44か年となっているが、現在のペースで埋立が進めば令和14年に能力の限界を迎える可能性があり、現在の2期基本計画以降の新たな埋立処分場の確保が大きな課題となっている。この課題を解決するため、平成28年6月以降、次期最終処分場(フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称))の具体化に向けた検討が行われている。

(2) フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業に対する環境大臣意見

フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見として、以下の意見を述べられている。

平成29年5月16日 フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見(一部抜粋)

埋立の基本方針に加えて、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第3条に基づく瀬戸内海環境保全基本計画(平成27年2月27日全部変更閣議決定)においては、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用(3R)の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての要最終処分量の減少等を図るものとされており、対象区域の地方公共団体で組織する大阪湾広域処理整備促進協議会(以下、「促進協」という。)においては減量化目標を定めるなどの取り組みが行われてきたが、現状では、促進協における廃棄物の減量化目標が平成28年度以降定められていない。さらに、広域処理対象区域を含む2府4県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)における一般廃棄物のリサイクル率は全国平均よりも低く、一人当たりの一般廃棄物の最終処分量では全国平均を上回っている。

19 東部総合処理センター管理運営事業

事象名称	32. 東部総合処理センター管理運営事業					
所管課	環境局 環境施設部 施設管理課					
事業開始年度	平成24年12月22日					
目的	廃棄物の適正処理					
事業内容	<p>西宮市内で発生する一般廃棄物の処理</p> <p>西宮市では家庭から排出される一般廃棄物は主に直営と委託により収集し、事業所から排出される一般廃棄物は許可業者等の収集運搬により、2箇所の処理施設（西部総合処理センターと東部総合処理センター）に搬入される。</p> <p>東部総合処理センターでは、排出される一般廃棄物のうち、燃やすごみの焼却処理を行い、焼却灰については大阪湾フェニックス事業の広域処分場（神戸沖埋立処分場）で埋立処分している。</p>					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	可燃ごみの焼却と焼却時に発生する蒸気を施設内で利用するほか、発電を行い余剰電力を売電する。					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等）（令和2年度）	<p>1. ごみ搬入量 可燃ごみ 64,706t</p> <p>（中間処理）焼却処理 64,471t</p> <p>（最終処分）焼却灰等 7,677t（大阪湾フェニックスセンターにおいて埋立処分）</p>					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	503,198	679,714	627,380	565,655	701,361
	決算	501,729	677,564	631,719	569,147	701,769
令和2年度の決算内訳（千円）		款	項	目	節	金額
	委託関係	衛生費	清掃費	清掃工場費	委託料	771,307
		衛生費	清掃費	清掃工場費	委託料	722,493

（1）事業概要

平成24年12月に稼働した東部総合処理センター焼却施設は、現在、JFEエンジニアリングに焼却施設の全ての運営を委託しており、市では定期的に運営管理状況を確認している。

同センターの焼却施設では、焼却時に発生する蒸気を施設内（平成25年4月から令和2年11月末まで一部、リゾ鳴尾浜に供給）で利用していたほか、発電を行い余剰電力の売電を行っている。

また、平成12年10月には、容り法に対応するため、東部総合処理センターにおいてペットボトル圧縮施設を整備し、収集されたペットボトルを圧縮梱包して指定法人等へ引き渡し、再資源化している。

①焼却施設

i 施設概要

名称	東 部 総 合 処 理 セ ン タ ー	
	焼 却 施 設	ペ ッ ト ボ ト ル 圧 縮 施 設
区分		
所在地	西宮市鳴尾浜2丁目1番4	

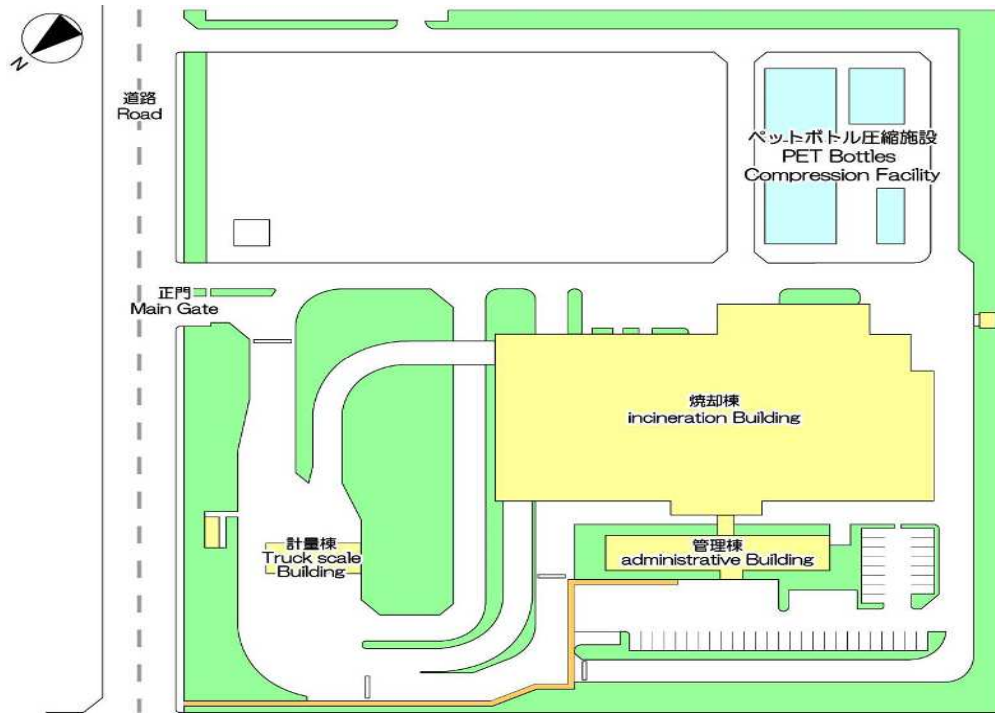
敷地面積	37,246.80 m ²				
着工竣工年月日	平成20年12月19日 ~ 平成24年12月21日	平成12年6月2日 ~ 平成12年10月16日			
建築(延床)面積	5,556.83(10066.41) m ²	679.48 (660.23) m ²			
建築構造	鉄筋コンクリート・鉄骨造 (焼却棟、管理棟、計量棟、その他付属棟)	鉄骨平屋建			
処理能力	280 t / 24h	2.15 t / 5 h			
主 要 設 備	受入供給設備	ごみ計量装置 30 t 3基	受入供給設備	供給コンベヤ 1基	
		ごみクレーン 2基	選別施設	傾斜スクリーン 1基	
		ごみピット 6,000 m ³		手選別コンベヤ 1基 手選別ステージ 1基	
	燃焼設備	JFE全連続燃焼式 ストーカ炉 140t/24h × 2基 助燃バーナー(都市ガス) 2基		圧縮減容設備	減容機投入コンベヤ 1基 圧縮減容機 1式
		ガス冷却設備	廃熱ボイラ(過熱器付) 2基		その他
	余熱利用設備	抽気復水タービン発電機 7,200kw 1基	ローラコンベヤ 1式 ホイスト 1式		
		蒸気配分設備 1式			
	排ガス処理設備	高効率総合排ガス処理装置 2基 (乾式薬剤吹込み装置、ろ過式集塵装置、触媒脱硝反応装置)			
		煙突	高さ 59.5m		
		灰搬出設備	灰クレーン 2基		
灰ピット 315 m ³					

		ばいじん処理 物ピット 集塵灰処理施 設	165 m ³ 1 式	
		排水処理	無機系汚水処 理設備	1 式
当 初 建 設 費	国庫補助 金	4,211,279 千円		31,819 千円
	県補助金	—		—
	起 債	6,488,500		30,200
	一般財源	1,413,591		4,078
	合 計	12,113,370		66,097

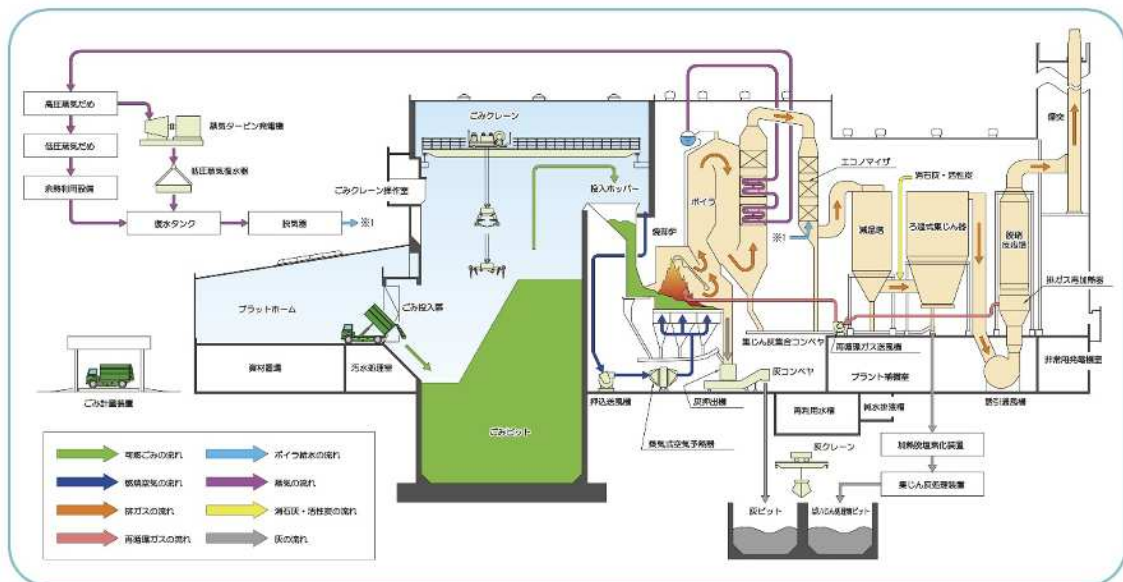
【東部総合処理センター 施設外観】



ii 焼却施設 配置図



iii 焼却施設 処理系統図

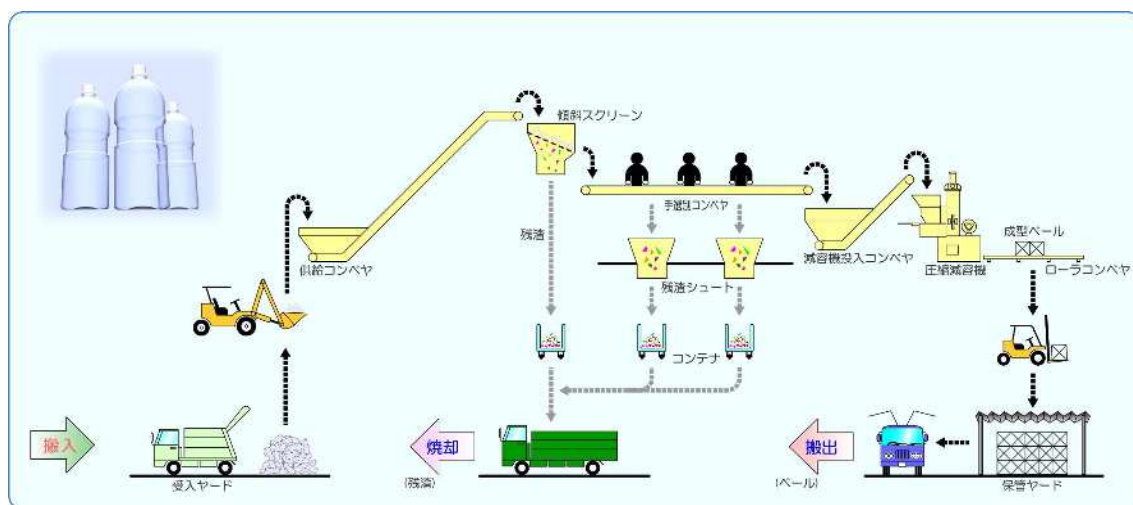
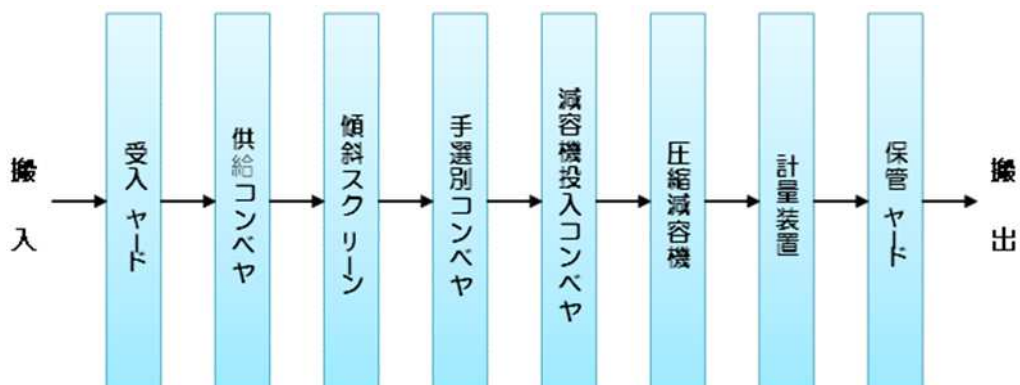


焼却施設におけるプラットフォーム等各機能の説明は、西部総合処理センターと同じのため、西部総合処理センターの記載を参照されたい。

② ペットボトル圧縮施設

平成 12 年 10 月には、容り法に対応するため、東部総合処理センターにおいてペットボトル圧縮施設を整備し、収集されたペットボトルを圧縮梱包して（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し再資源化している。

i ペットボトル圧縮施設 処理系統図



受入ヤード



手選別コンベア

圧縮減容機



ii ペットボトルのリサイクル

西宮市は容リ法で求められる再商品化の責務を果たすため、容器包装廃棄物の排出抑制並びに分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を指定法人である「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に委託していることについては、その他プラスチック処理事業で既に述べた。

ただし、その他プラと違いペットボトルは再生 PET 樹脂の国内外での需要が高まり、その原料となる使用済みペットボトルが有価物として市場取引がおこなわれる事例が増えてきたことから、平成 18 年度より指定法人ルートでもペットボトルの有償入札を認め、離島等の遠隔地を除きほとんどが有償入札となっている。有償入札で再商品化事業者から指定法人へ支払われた代金は地方自治体へ還元され収入になっている。

(2) 運営体制

① 外部委託

i 委託業務の内容

市は、平成 24 年 12 月から東部総合処理センター焼却施設の運営を JFE エンジニアリング株式会社にすべて委託している。同社は焼却炉、ガス化溶融炉、RDF 製造施設、資源化リサイクル施設等の多様な廃棄物処理施設に関するオペレーションノウハウを有し、国内約 60 施設のオペレーションを行っている。

ii 令和 2 年度委託料

東部総合処理センター焼却施設運営委託業務：700,080 千円

② 業務運営

東部総合処理センター焼却施設の運営も西部と同様に、1 班から 4 班 2 交代勤務体制を取っている。各班は班長 1 名、班員 2 名の 3 名で構成されており西部総合処理センターと人員構成が異なる。このほか、横浜本社から遠隔操作にて監視できる体制を構築している。各班の交代勤務により 24 時間 365 日の運営が行われ、中央制御室において、施設の運転状況を常に監視するとともに、クレーンの運転等装置を遠隔操作している。焼却施設のメンテナンス作業等業務内容は西部総合処理センターと同じである。

業務の記録は、プラント管理システムにおいて運転記録や連絡事項を入力し、入力内容を所長等上席者が確認する仕組みとなっている。また、システムによる記録以外にノートでの引き継ぎ書も合わせて作成するようにしている。

プラント管理システムは運転記録等のほか、焼却施設で発生したトラブルや機械的な不具合を含め詳細に記録されている。日付、時間、トラブル件名等で検索が行えるため、トラブルや不具合のステータス管理も横浜本社からモニタリング可能である。

③業務報告及び市のモニタリング

i 週例・月例報告

毎週及び毎月施設管理課、施設操作課、施設整備課と JFE エンジニアリングとの間で東部総合処理センターの運営業務について報告及び確認に関する会議が行われている。合わせて西宮市は以下の項目のモニタリングも実施している。

- ①不適物引き取り業務
- ②場内巡視点検
- ③ごみ・灰ピット残測定

JFE エンジニアリングからは毎月「運営状況報告書(2021年〇月度)」にて施設の運営状況や修繕工事等維持管理に関する内容、ごみ処理量、発電量等報告が行われている。

また、西宮市では「東部総合処理センター焼却施設運営委託業務の監督業務報告書」にて月例会議の内容、モニタリング時の状況を記録している。

ii 年次報告

JFE エンジニアリングは、東部総合処理センター焼却施設運営委託業について年に一度4月に「年次報告」を提出している。「年次報告」では、1年間の焼却炉の稼働状況、分析サンプルや展開検査を実施した日、メンテナンス等維持管理状況とともに各月の発電・送電量、焼却炉の運転時間・ごみ投入量等詳細な数値情報を2か年比較として提示している。

また、決算に合わせて財務状況報告会を開催するとともに「東部総合処理センター焼却施設運営委託 実績報告書」を提出している。

財務状況報告会では、実績報告書について収益や費用の内容説明が行われ、合わせて実績報告書に対する監査法人の調査結果報告書(合意された手続に基づくもの)が添付され、会計専門家の調査が行われたことも説明がなされている。

④安全衛生会議

労働安全衛生法では、労働者数50名未満の事業者に対し、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。現在、東部総合処理センターの在籍するJFE エンジニアリング職員は約28名であり50名未満であることから毎月1回安全衛生会議という定例会を設置し、安全衛生について・操炉について等話し合いが行われている。

(3) 売電の状況

ごみ焼却時に大量に発生する熱を焼却炉上部のボイラで高温高圧の蒸気に変えて、その蒸気力でタービンを回して発電を行う。発生した電力は場内で使用し、余った電力は電気事業者に売電している。発電能力は、西部総合処理センターで最大6,000キロワット、東部総合処理センターで最大7,200キロワットである。

①売電先

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日)における売電先について、東部総合処理センターは、売電契約が存続するため、JFE グループのアーバンエナジー株

式会社となっている。なお、西部総合処理センターは、一般競争入札により、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社となっている。

②売電力量及び売電収入

【令和2年度処理センター別の売電力量及び売電収入】

供給元		合計
東部総合処理センター電力供給	電力量(kwh)	23,443,060
	金額(千円)	363,361
	平均単価(円)	15.5
西部総合処理センター電力供給	電力量(kwh)	10,336,429
	金額(千円)	105,236
	平均単価(円)	10.2

(出典：令和2年4月から令和3年3月までの売電資料をもとに監査人が集計)

売電先の違いにより東部総合処理センターの売電収入にかかる平均単価が西部総合処理センターより上回る結果となっている。東部総合処理センターは平成28年3月23日の契約よりアーバンエナジーと継続契約している。これはFIT制度(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)のもとで、継続契約にすることで令和2年度まで優遇措置の適用が受けられることで買取単価が優位になるためである。

なお、西宮市直営の西部総合処理センターは、令和3年以降地方公共団体の契約における原則どおり(地方自治法第234条第1項及び第2項)、一般競争入札による方法でミツウロコグリーンエネルギーと契約しているが、優遇措置がないことから平均単価で差が生じている。

(4) 業務運営比較

東部総合処理センターと西部総合処理センターにおいて、中央制御室の基本的な業務内容は同一であり、施設の運転状況を常に監視、クレーンの運転等の装置を遠隔操作、焼却施設のメンテナンス作業等である。

しかしながら、人員配置や業務記録の運用方法が異なる。その内容を以下にまとめる。

【東部総合処理センターと西部総合処理センターとの業務運営比較】

	東部総合処理センター	西部総合処理センター
人員体制	班長1名、班員2名の3名体制＋本社から遠隔監視あり	主任1名、班長1名、班員3名の5名体制
業務日誌	プラント管理システムで作成	紙で作成

故障等履歴 検索	システム上でキーワード検索可能	紙面での検索のみ
勉強会	類似災害の研修あり	なし

(出典：入手資料に基づき監査人が作成)

前記の差異に係る指摘・意見については、「第7 環境局の事務事業 13 西部総合処理センター管理運営事業」で記載している。

20 ごみ意識高揚啓発事業

事象名称	33. ごみ意識高揚啓発事業					
所管課	環境局 環境施設部 施設操作課					
事業開始年度	平成11年5月1日					
目的	市民のごみ減量、資源リサイクルの推進に関する認識を深める					
事業内容	市民にごみ減量、資源リサイクルの大切さを認識してもらうために、リサイクルプラザを活用し、ごみとして搬入された粗大ごみの展示・再利用や、「自転車修理教室、子供が店主のフリーマーケット、いきいきごみ展」など各種教室・イベントを実施する。加えて、処理施設の見学を受け入れ、ごみ処理工程を理解してもらう。					
具体的な施策（具体的な取組内容、予算の前提となった実施回数等）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学：小学校4年生及び各種団体による施設見学の受入 ・啓発事業：いきいきごみ展・出張いきいきごみ展（5箇所）・親子ガラス工房・親子紙すき教室・親子でクリスマスリース作り・夏休み親子紙すき教室・夏休み親子ガラス工房・夏休み親子木工教室・自転車修理教室・子どもが店主のフリーマーケット・布ぞうり作りについては、各1回 ・Eコウ館については随時 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等）（令和2年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業：出張いきいきごみ展（5箇所）・親子紙すき教室・親子でクリスマスリース作り・夏休み親子ガラス工房・自転車修理教室・布ぞうり作りについては各1回 ・リサイクルプラザ抽選コーナーは10回 ・Eコウ館については随時 					
事業費推移（千円）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算	13,600	13,967	14,124	14,257	14,240
	決算	13,447	13,731	13,316	13,832	13,827

（1）事業概要

市民にごみ減量や資源リサイクルの大切さを認識してもらうために、西部総合処理センターの敷地内にあるリサイクルプラザ等を活用し、ごみとして搬入された粗大ごみの展示・再利用や、「自転車修理教室、子どもが店主のフリーマーケット、いきいきごみ展」等各種教室・イベントを実施している。また、市内小学4年生及び各種団体の処理施設の見学の受け入れを行っている。

（2）リサイクルプラザについて

① 施設案内

西部総合処理センターに持ち込まれた粗大ごみの中から、まだ使える物をリサイクルプラザに展示し来場された皆様が再利用や修理・再生を行うことで、ごみ減量再資源化の高揚を図り循環型社会の形成に資することを目的としている。

不用品のリユース・リペアによって、物のもったいなさや大切さを伝えている。

② リサイクルプラザでのイベント

i 展示コーナー

家具類・生活用品等 60 点程度、その他絵画や置物等を展示している。また、再生品（一人1月1点）の配布や月例抽選コーナーの開催を実施している。

再生品については使用感があるものの、まだまだ使用可能である。また、月例抽選コーナーに並べられるものは新品未使用であるものが無償で提供されることもあって、市民に大変好評である。



ii 修理工房コーナー

展示自転車を市民が自ら修理・清掃を行い再生した後、持ち帰ることができる。自転車の持ち込み修理もできるコーナーとなっている。



iii リサイクルプラザ イベント開催

リサイクルプラザでは展示コーナーや修理コーナーの常設コーナー以外に、月に1度イベント開催を計画している。会場はリサイクルプラザを中心に塩瀬センターや山口公民館等出張開催することもある。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年4月から10月までの8回開催予定のうち、5回が中止、昨年度は年間16回開催予定のうち、6回が中止となってい

る。また、コロナ禍でリサイクルプラザでの業務ができないこともあり、休館対応することもある。

リサイクルプラザのチームは正規職員 2 名に臨時職員(会計 A) 4 名の 6 名体制である。リサイクルプラザが開館しているときは修理コーナーやイベント開催の対応を行うが、コロナ等で休館になると正規職員は焼却施設の業務支援へ回ることになり、臨時職員は自宅待機となる。

【令和 2 年度リサイクルプラザ イベント開催状況】

開催予定日	イベント内容	開催の状況
4 月 18 日	自転車修理教室	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため中止
5 月 23 日	親子ガラス工房	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため中止
6 月 7 日	こどもが店主のフリーマーケット	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため中止
7 月 28 日～31 日	夏休み親子紙すき教室	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため中止
8 月 7 日	夏休み親子木工教室	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため中止
8 月 11 日～14 日	夏休み親子ガラス工房	開催
9 月 12 日	自転車修理教室	開催
10 月 1 日～11 日	いきいきごみ展	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため中止
11 月 7 日	親子紙すき教室	開催
12 月 5 日	クリスマスリース作り	開催
12 月 14 日～17 日	出張いきいきごみ展 (塩瀬センター)	開催
1 月 20 日～21 日	出張いきいきごみ展 (瓦木公民館)	開催
2 月 3 日～4 日	出張いきいきごみ展 (甲東センター)	開催
2 月 13 日	布ぞうり作り	開催
2 月 17 日～18 日	出張いきいきごみ展 (鳴尾中央センター)	開催
3 月 3 日～4 日	出張いきいきごみ展 (山口公民館)	開催

付表2 指摘事項及び意見のまとめ

第4 環境行政の基本となる宣言、計画等

指摘及び意見	内容（要約）
〔指摘－1〕 西宮市省エネ行動モニター事業結果分析業務に関する報告書等の納品検収について	仕様書とおりの成果物納入を徹底するため、必要な確認を実施されたい。
〔意見－1〕 西宮市一般廃棄物処理基本計画の「数値目標」及びその達成のための「指標」以外の試算値、及び中間目標値の意味の明示について	目標設定値として設定していない数値に関しては、読者の誤解を防ぐため、その旨を明示する等の対応を実施されたい。 また、中間目標年度の数値についても、読者が中間目標年度において達成すべき数値であると誤解することがなく、その数値の意味合いを理解できるよう、算定方法等を明示する等の対応を実施されたい。
〔意見－2〕 西宮市一般廃棄物処理基本計画における目標達成に向けた事業推進について	目玉施策をはじめ、西宮市一般廃棄物処理基本計画における目標達成に向けた適切な事業推進に努められたい。
〔意見－3〕 温室効果ガス排出量抑制に関する市の成果を把握するための必要な情報提供について	環境報告書が、市民に対して環境目標に向けた施策（事業）の進捗状況を伝えるための報告書であると考え、温室効果ガス排出量に関する算式過程を明示することが望まれる。
〔意見－4〕 環境報告書の内容について	市民に対して、環境計画の推進に関する施策の実施状況とその評価に関するより良い情報提供の観点から、達成すべき指標等と実績が乖離している場合には、その原因や今後の具体的な改善方法を環境報告書の中で記載することが望まれる。

第6 自治体 SDGs

指摘及び意見	内容（要約）
〔指摘－2〕 第5次西宮市総合計画のSDGsにおけるゴールの関連付けと環境報告書の不整合について	環境報告書作成の際には、西宮市におけるSDGsへの取り組みを適切に示すため、「第5次西宮市総合計画とSDGsの一体的な推進について」と整合する環境報告書となるよう、SDGsのゴールと実際行っている事務事業を検証することが必要である。

<p>[意見－５] 環境局における数値目標の設定について</p>	<p>環境計画関連事業の数値目標等の設定は、４つの環境目標の進捗を把握するための重要なマイルストーンとなりうる。市は可能な限り部門別・環境計画関連事業等にブレイクダウンした数値目標を設定されたい。</p>
----------------------------------	--

第7 環境局の事務事業

指摘及び意見	内容（要約）
環境学習都市推進事業	
<p>[意見－６] EWC 事業の更なる展開について</p>	<p>低い認定率が定着しない様、SNS を活用する等、市は委託先と綿密に情報交換を行い、EWC 事業に関して更なる工夫、展開を検討されたい。</p>
<p>[意見－７] 環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラムについて</p>	<p>環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラムを中心とした様々な取り組みの推進により自律的好循環を目指すため、経済の側面をより重視した取り組みを検討することで、地域の民間事業者等の積極的な参画を促すような事業を実施されたい。</p>
環境計画推進事務	
<p>[意見－８] 環境関連計画における目標値と環境計画関連事業推進状況等調査票の関連付けと進捗管理について</p>	<p>環境計画関連事業推進状況等調査票に記載されている事業と、環境関連計画の目標値の関連性を明らかにするとともに、事業及び計画目標値両者の適切な進捗管理が望まれる。</p>
<p>[意見－９] スリム・リサイクル宣言の店事業について</p>	<p>環境計画推進状況調査票の事業名については、市民への正確な情報発信という観点から、食品ロス対策も含めた「ごみ減量化に向けた事業者に対する啓発事業」とするなど適切な事業単位に整理するよう努められたい。</p>
<p>[意見－10] エコオフィス活動における PDCA サイクルの推進について</p>	<p>より効果的かつ効率的にエコオフィス活動に関する PDCA サイクルの推進が可能となるよう、監視測定状況報告書を見直すとともに、具体的な運用方法を見直されたい。</p>
<p>[意見－11] 「環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取記録」の活用について</p>	<p>環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取の結果について、内容を適切に検討し、必要に応じてより適切な対応を実施する体制を整備構築されたい。</p>

エネルギー政策推進事業	
[意見-12] 省エネチャレンジ事業の参加者増加について	取り組みの知名度アップを図り、より多くの市民に参加していただけるような工夫をされたい。
環境衛生協議会補助事業	
[意見-13] 地区環境衛生協議会のメンバーの固定化・高齢化への対応について	西宮市環境局だけではなく、西宮市全体、市民、NPO、営利企業等様々なステークホルダーを巻き込んで解決を目指す課題であると考えられる。特に、西宮市の地域コミュニティとの繋がりも多く有している NPO やボランティア団体等への積極的な協力を求める等により、課題へ対応されたい。
空き地・空き家対策事業	
[指摘-3] 西宮市空家等対策計画における PDCA サイクル推進について	PDCA サイクルを回すことは、重要な業務であるため、西宮市空家等対策計画における PDCA サイクルを適切に推進されたい。
[意見-14] 空家・空地管理システムの活用について	空家・空地管理システムの情報をさらに活用し、より適切な PDCA サイクルの推進が望まれる。
葬儀・斎場管理運営事業	
[意見-15] 葬儀斎場管理運営事業に関する中長期的な事業計画策定の必要性について	どのように経営していくのか、市民ニーズの変化による事業の予測や施設・設備の老朽化への対応を含めた中長期的な事業計画を作成されたい。
[意見-16] 市営斎場に関する広告の削除努力について	市民に誤解を招く恐れがあることから、場合によっては法的措置も視野にいたした適切な指導が必要である。
[意見-17] (過去の意見の措置状況) 葬祭事業の使用料水準の見直しについて	都市整備公社が自主事業として行っていた葬祭事業を市の事業と変更したことにより受益者負担率は48%と改善しているものの、目標値である75%~100%は達成していない。引き続き、使用料水準の改善に努められたい。
[意見-18] 葬儀・斎場管理運営事業の在り方について	事業計画の策定とあわせて、事業の継続が適切か否かについて慎重に検討されたい。
[指摘-4] 満池谷斎場の指定管理者の選定方法について	非公募の理由を再検討する必要がある。また非公募とする適切な理由がない場合には、「西宮市指

	定管理者制度運用指針」の募集方法の原則どおり、公募することも検討されたい。
〔意見－19〕 都市整備公社の月次報告に対する決裁漏れについて	都市整備公社からの月次報告に対して適切な決裁をされたい。
墓地・納骨堂管理運営事業	
〔意見－20〕 墓地整備等に関する将来の需要調査及び基本計画の策定について	西宮市では原則、市が墓地を経営するものとして、その公共性は極めて高い。将来の墓地需要の調査を行い、基本計画等を策定することにより、計画的に墓地行政を行っていく必要がある。
〔意見－21〕 無縁墳墓の調査・対策について	無縁墳墓の調査に関してその手順を含めた基本方針及び計画をたて、実施されたい。また、無縁墳墓を発生させない仕組みづくりの導入を検討されたい。
〔指摘－5〕 鳴尾3墓地の管理について	状況調査を行い危険個所の対処を行うとともに、無縁墳墓の調査の一環として、区画整理を行い、適切に「管理」できるように改善されたい。
〔意見－22〕 市営墓地・墓園における行政財産の貸し付けについて	行政財産の使用許可に関して、非公募の適切性について再確認されたい。
〔意見－23〕 墓地の募集頻度について	墓地の未利用区画を速やかに市民に提供できるよう、募集頻度や方法、人員体制を見直されたい。
〔意見－24〕 市営墓地・墓園における日報の記載項目について	日報の記載内容について検討されたい。
〔指摘－6〕 市営墓地・墓園の苦情・相談に関する記載項目等及び未報告事項について	苦情・相談事項の対応マニュアルを定め、適切に対応するとともに、情報収集にも努められたい。
〔指摘－7〕 指定管理者の無縁墳墓調査結果の報告について	指定管理者の無縁墳墓に関する業務に関して適切に指導されたい。
〔意見－25〕 市営墓地に関する指定管理者制度の導入の検討について	各墓地への指定管理者制度の導入を検討されたい。
火葬場管理運営事業	

<p>[意見-26] 火葬場の将来計画について</p>	<p>具体的な策定までに長期の時間を要することが予想される次期火葬場の整備計画策定に向けて検討を始める必要がある。</p>
<p>じんかい収集事業</p>	
<p>[意見-27] じんかい収集事業に関する直営と委託のコスト分析について</p>	<p>直営を一定程度保有することの意義は理解するが、直営で実施することによる上記機会コストを勘案しても、なお費用対効果の観点から現状の直営規模の維持が望ましいとする適切な説明が必要ではないかと考えられる。</p>
<p>[指摘-8] 機械式ごみ収集車の作業開始前点検、月例点検及び年次点検について</p>	<p>厚生労働省「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（基発第60号）」に従った点検を実施されたい。</p>
<p>[意見-28] じんかい収集車の交通事故防止について</p>	<p>交通事故を減少させるために、定められた手順を遵守・徹底し、特に市民の安心・安全のために人身事故を撲滅できるようさらなる対策を講じるべきである。</p>
<p>[指摘-9] じんかい収集事業に関する委託業者の作業日誌について</p>	<p>委託業務が拡大している中、市では委託業者への管理・監督の強化や業務の質的向上を図っていく必要があり、作業日誌に市からの指示事項の記載のない業者に対して、市から適切に記載するよう求められたい。</p>
<p>[意見-29] 収集地区別のごみ種別等の把握・分析とその活用について</p>	<p>ごみの地区別種類別分析を実施するとともに、その結果を地区ごとの効果的かつ効率的なごみ減量施策に活用することを検討されたい。</p>
<p>[意見-30] にこやか収集について</p>	<p>継続支援を定期的に確認するルールを設ける必要があるのではないかとと思われる。また、環境事業部のみならず福祉部とも連携し社会の変化に対応した持続可能なごみ収集のあり方についても適宜検討していく必要があると思われる。</p>
<p>[指摘-10] 所在不明の資産について</p>	<p>固定資産の喪失が生じた場合には、所管課において会計規程に従った手続きを遵守・徹底する必要がある。</p>
<p>[指摘-11] 未利用資産について</p>	<p>備品のうち本来の用途に使用できなくなったもの又は長年使用しなくなったものがあるときは、不用の意思決定を行い物品管理者は会計管理者に報</p>

	告し、備品の返納をし、売却及び廃棄の手続をすべきである。
[指摘-12] 固定資産の管理換え、設置変更登録漏れについて	会計規程に従った手続きを遵守・徹底する必要がある。また、備品台帳と現物との間で設置場所について齟齬が生じているものがあつた。現物を移動させた際には、適切に備品台帳を反映できるような体制を構築させる必要がある。
[指摘-13] 備品の現物管理と確認について	すべての備品について毎年1回は現物と備品台帳の照合が行われる必要がある。また、内部統制の観点からは実地照合に際して、物品取扱責任者とともに、当該所管以外の者が実施状況について確認するとともに必要に応じて抜き取り検査を実施することが望ましい。
[指摘-14] 現場車庫の整備について	不法投棄物を収集運搬の車庫にて放置するのは望ましい状況ではなく、また職場環境としても問題である。また、古タイヤ、廃品等は、今後再使用が難しい状況である。そのため、このような物品については廃棄を進める必要がある。
し尿収集事業	
[指摘-15] し尿処理券の管理について①	環境局全体として金券の管理方針・方法を定めようえ、その方針に従った管理帳簿を作成し、定期的に管理帳簿上の残高とし尿処理券の実物の残高を照合されたい。また最低月次ベースで現物の確認者とは別の上席者による承認を得る必要がある。加えて、管理帳簿は鉛筆の使用は認められず、訂正する場合は訂正印等により訂正内容がわかるようにする必要がある。
[指摘-16] し尿処理券の管理について②	現金に準じた適正な保管を行うとともに、窓口金庫等に払い出す際には、適切に管理帳簿に記録をつけるとともに、持ち出す担当者とは別の管理者による確認を行うことが必要である。
[指摘-17] し尿処理券不良品の処理について	適切に検収し、不良品を発見した際には速やかに返品手続きを行う必要がある。
[意見-31] 200円のし尿処理券の連番管理について	し尿処理券について、連番管理されることが望ましい。

<p>[意見-32] 特殊勤務手当の見直しについて</p>	<p>委託業者の指導監督業務に対して「し尿処理作業従事手当」を支給することが適切か否かを検討し、適切ではないと判断された場合には必要な対応を実施すべきである。</p>
<p>移動便所貸出事業</p>	
<p>[意見-33] 移動便所貸出事業の在り方について</p>	<p>事業の公益性・公平性・代替可能性を慎重に踏まえ、今後廃止も含めた事業のあり方について検討されたい。</p>
<p>水路清掃事業</p>	
<p>[意見-34] 水路清掃事業に関する委託範囲検討の必要性について</p>	<p>委託範囲の拡大もしくは全面委託について、検討を進められたい。</p>
<p>西部総合処理センター管理運営事業</p>	
<p>[意見-35] 事故事例やヒヤリ・ハット事例の一覧化（データベース化）とその活用について</p>	<p>事故事例等の一覧化（データベース化）を行うとともに、職員が常に確認するための共有の仕組みの整備、研修資料として活用する等により事故事例等を安全な施設運営に活用されたい。</p>
<p>[意見-36] 火災事故減少に向けた取り組みについて</p>	<p>積極的な啓蒙等、その減少に向けた積極的な取り組みが必要である。</p>
<p>[意見-37] 安全衛生委員会の議題内容の明確化について</p>	<p>安全衛生委員会で取扱うべき労働災害等職員の危険及び健康障害の防止の内容を明確化し、充実した議論ができるようにすべきである。</p>
<p>[意見-38] 災害事例の勉強会開催について</p>	<p>西部総合処理センターにおいても職員の安全意識・技術及び知識の向上のため、災害の実例に基づいた勉強会を開催すべきである。</p>
<p>[意見-39] 総合処理センター運営の比較検討について</p>	<p>原価比較を行うに際して、すべての条件を揃えることは難しいものがあるが、可能な限り条件を揃えた上で原価比較を行うとともに、その比較結果として費用対効果を勘案しても、なお、直営事業として維持することが適切であることについて説明が必要であると思われる。</p>
<p>[意見-40] 事業系一般廃棄物処理手数料の妥当性の検討について</p>	<p>受益者負担の原則及び事業系一般廃棄物の減量の観点から手数料を見直すことを検討されたい。</p>
<p>西部工場解体整備事業</p>	

[意見-41] 西部工場の早期解体
について

ダイオキシンの問題、倒壊の危険性、廃墟による
風評被害等を避けるためできるだけ早期に解体す
べきである。